

ISSN 0914-0220

# 研究紀要

---

第 28 号

平成 27 年 3 月

竹中眞幸教授退職記念号

---

日 本 大 学 通 信 教 育 部

# 目次

|                                                                                    |          |
|------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 献呈の辞……………                                                                          | 福田弥夫…1   |
| 宮沢賢治の大正十一年……………                                                                    | 近藤健史…15  |
| —宮沢賢治と鳥羽源蔵の出会い—                                                                    |          |
| 江戸時代初期における領主権力と「長崎奉行」の覚書……………                                                      | 鍋本由徳…51  |
| —『イギリス商館長日記』を中心に—                                                                  |          |
| 敗戦直後の上海における『改造日報』について……………                                                         | 高網博文…1   |
| 卸売市場成立の社会経済的背景……………                                                                | 佐藤稔…29   |
| グローバル化時代の企業戦略展開と政府の役割……………                                                         | 陸亦群…115  |
| フィンランド教員労働組合 OAJ と教育政策との関係……………                                                    | 古賀徹…143  |
| A Study of consciousness of politics in <i>Cyclops</i> in <i>Ulysses</i> (1922) …… | 猪野恵也…167 |

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| 医療事故の諸相と薬害事件の法的位置づけに関する一考察…………… | 根本晋一…………… |
| 先端技術産業とグローバル化……………              | 田村和彦…………… |
|                                 | 199       |
|                                 | 175       |

# 宮沢賢治の大正十一年

―宮沢賢治と鳥羽源蔵の出会い―

近藤健史

## はじめに

宮沢賢治にとって大正十一年（一九二二）は重要な年である。十一月二十七日夜、かねて療養中の妹トシが亡くなった。また大正十一年には、北上川西岸イギリス海岸において発見した「クルミの化石」の鑑定を依頼するため、鳥羽源蔵と出会っている。源蔵は五月二十七日に岩手師範学校教諭心得になったばかりであった。さらに大正十一年七月中旬、盛岡を中心に毒蛾が大発生した。賢治は、その折の新聞記事を読み、「毒蛾」やその一部を転用した「ポラーノの広場」の「第五章 センダードの毒蛾」などの作品を創作したといわれている。その毒蛾発生の第一報は、鳥羽源蔵の「毒蛾の発生」と題した寄稿記事であった。さらにまた、鳥羽源蔵は、大正十五年（一九二六）三月に発表された「寓話 猫の事務所」という作品に「トバスキー」「ゲンゾスキー」と名前を借用され登場するのである。このことから賢治にとっての大正十一年と鳥羽源蔵との出会いは、注目すべきであるといえよう。

「博物学の巨人」と称される鳥羽源蔵の研究は、業績や人物などの分野で進んでいる。しかし賢治との関係では、「交

流がある」「深く尊敬」「名前が引用」という程度のことばで簡単にすませている。また作品「毒蛾」についても、郷土の出来事に取材したルポタージュ風の短編作品であり、内容的にも軽いタッチで描かれていることから、寄稿記事「毒蛾」との共通点、創作時期、主題についての論がわずかにあるぐらいで、それほど注目されていないのが現状である。また「寓話 猫の事務所」については、郷土に関係ある地名や人名が独特の造語でエスペラント風に表現されているなどといわれていたが、近年は「いじめ」の問題を取り上げた作品として注目されている。

そこで本稿では、大正十一年（一九二二）からの賢治と鳥羽源蔵との交流を明らかにし、また寄稿記事と作品の関係や人名の独特な表現の存在理由などについて、作品全体の構成上から考察することで、賢治と鳥羽源蔵との文学的かわりを明らかにする。

## 一 賢治と鳥羽源蔵の出会い

鳥羽源蔵は、教師であり研究者であった。源蔵は明治五年（一八七二）一月二十日、岩手県気仙郡小友村（現、陸前高田市小友町）で、鳥羽清左衛門とアヤマの長男として生まれた。生家は「源氏屋」と呼ばれる名門であり、財産家であったともいわれている。明治十二年（一八七九）に門前小学校に入学、明治十七年（一八八四）に中等科、明治二十五年（一九〇二）には東京振苑会より「農学全科卒業証書」を受けている。明治三十三年（一九〇〇）八月に小学校教員免許状を取得、同年九月岩手県気仙郡小友尋常高等小学校尋常科准訓導となった。

源蔵は、小学校の教師として教壇に立ちながら積極的に学んだ。また高名な学者に教えを乞い、様々な分野の研究

を続けた。その足跡は、自らが記した履歴書にある。<sup>注1</sup>豊かな才能に関しては、明治三十五年（一九〇二）八月「理科大学撰科完了生寺崎留吉ニ就キ動物・植物・地文・生理ヲ講習シ証書を受ク」、明治四十年（一九〇七）八月より「日本画洋画講習」（大日本絵画講習会）とある。大正十一年（一九二二）五月から教鞭をとった岩手県師範学校の教え子が、その授業風景を「ユーモアに富んだ話術と、巧みな略画を駆使して自分の足で得た豊かな知識を教えてくれる、人間味あふれる理解しやすいものだった」と回想している。<sup>注2</sup>研究に関しては、明治三十一年（一八九八）五月より「理農学博士松村松年ニ就キ昆虫学研究」、明治三十四年（一九〇一）一月より「理學博士牧野富太郎ニ就キ植物分類学研究」、明治三十五年（一九〇五）五月中「理學博士岡村金太郎ニ就キ海藻調査」、明治三十七年（一九〇四）十月中「理學博士瀧本鐙三ニ就キ岩石研究」、明治三十九年（一九〇六）二月中「地衣類ヲ理學博士三好学ニ就キ調査」、明治四十年（一九〇七）五月「理學博士岩川友太郎専攻家平瀬與一郎、黒田徳末ニ就キ貝類研究」とある。小学校を退職するまでの九年間を見ても昆虫学、植物分類学、岩石、貝類などの研究と、海藻や地衣類の調査を続けていたのである。

このような鳥羽源蔵と賢治は、学問を通して交流する。大正十一年、賢治が北上川西岸のイギリス海岸で発見していた「クルミの化石」の鑑定を、同年五月二十七日より師範学校教諭心得となっていた源蔵に依頼したのがきっかけとなり交流が始まった。依頼を受けた源蔵は、履歴書に「大正三年九月ヨリ氣仙郡地質特ニ化石等ニ就キ理學博士矢部長克・同早坂一郎ニ就キ研究」とあるように、以前から教えを受けていた東北大学の早坂一郎助教授に送り、数百万年前の「バタグルミ」と判明した。また源蔵の大正十二年（一九二三）のポケットダイアリーに「花巻の内でお船渡といふ 北上川の岸 イギリス海岸 花巻農校 宮沢賢治」と書いたメモがある。源蔵と賢治の現地調査に関

するものかと言われているものである。そして実地踏査のために、大正十四年（一九二五）十一月、早坂は賢治の案内でイギリス海岸を訪れることになったという。この時初めて、早坂一郎、鳥羽源蔵、宮沢賢治の三人が会うことになる。実地踏査と採取の結果は、大正十五年（一九二六）二月「岩手県花巻町産化石胡桃に就いて」（『地学雑誌』四四四号）として発表された。そのあたりのいきさつは、早坂の随筆集の中で次のように詳しく述べられている。<sup>注3</sup>

#### 宮沢賢治がはじめて花巻で採集した化石

ここに名を挙げて、この人は私の友人というのではない。しかし、ただ一度だが、私は岩手県の農業技手としての宮沢賢治にあったことがある。

花巻の町の北東、猿ヶ石川の岸の字小舟渡に、わが国はじめての、彼が発見したと思われる、バタグルミの化石を採集にでかけた。一九二五年の夏のことだ。ことの起りはその頃北上山地南部の古生代化石の標本類を寄贈していただいた鳥羽源蔵という、博物学の先生の送りこまれた二・三個の標本である。調べて見て、それがヨーロッパ・アジア大陸にはすでにその化石が知られており、北アメリカには現生するバタグルミであることが判った。もう少し材料が欲しいと思って鳥羽先生に連絡したら、岩手県立農学校でのお弟子の宮沢という青年に案内してもらってから、某日に高田町の鳥羽宅まで来るようにということになった。

鳥羽先生のお宅で、宮沢君に紹介された。白哲長身の青年農業技術者で、すっかり身なりをととのえ、花巻周辺の土壤図とその説明書類などを一わたり揃えて携えており、いろいろと説明をもらった。それから化石ク

ルミ採集の現場まで歩き、途中地形や地質の説明など聞きながら案内してもらった。産地ははじめじめした低地だ、その表面でバタグルミのほか、いくつかの不完全な木の葉などとともに採集された。そのはじめじめした含化石泥岩の表面には、鹿の足跡と思われるくぼみが点在していた。

バタグルミ採集旅行とその化石グルミの予報的報告のなかには、青年技手宮沢賢治君に、その案内の労を謝するというお礼の言葉を記しておいた。そしてその報文の別刷も宮沢氏に贈った記憶がある。

賢治は、大正十一年（一九二二）七月十七日、「岩手日報」において盛岡を中心に発生した「毒蛾」事件の記事を目にした。それは、以前「クルミの化石」の鑑定を依頼した鳥羽源蔵の寄稿記事であった。実は二人が出会うより、賢治の親友として名高い藤原嘉藤治と鳥羽源蔵との出会いが早い可能性がある。たとえば両者は『教育の曙光』第六号（大正七年一月）に、研究と文芸を「鳥羽三枝」・「藤原草郎」の名前で載せている。<sup>注4</sup>その雑誌は、大正六年（一九一七）四月に熊谷辰治郎編輯で気仙郡広田小学校内「教育曙光社」から創刊されたものである。当時、源蔵は故郷の気仙郡小友尋常小学校教師として勤務し、師範学校を卒業したての嘉藤治は隣接した村の気仙郡広田尋常小学校教師として熊谷とともに勤務していたという関係である。

さらに二人の名前は、偶然にも同時に掲載されている。先の七月十七日付「岩手日報」の源蔵寄稿記事の上段に藤原嘉藤治の名がみえる。文部省主催夏期講習出席、師範学校中学校高等女学校教員講習の部に「音楽 東京音楽学校花巻高女教諭 藤原嘉藤治」とある。源蔵と嘉藤治は「実は宮沢賢治と出会う前からその存在をお互いに知ってい



たのではないか」という可能性が指摘されていた。<sup>注5</sup>そこで賢治は稗貫農学校教師、嘉藤治は隣接する花巻高等女学校教師であったことを考えると、嘉藤治から賢治に「鳥羽源蔵」の名が伝えられ、それが「クルミの化石」の鑑定を源蔵に依頼するきっかけになったと推測される。

## 二 「毒蛾発生」の新聞報道と鳥羽源蔵

大正十一年（一九二二）七月十五日頃より、盛岡を中心に毒蛾が大発生した。十七日に地元の「岩手日報」と「岩手毎日新聞」が毒蛾大発生を報じた。この二社の記事は、鳥羽源蔵が寄稿したものであった。源蔵は、明治三十一年（一八九八）五月より日本昆虫学の祖といわれる松村松年博士について昆虫学を研究しており、明治三十二年（一九一九）『昆虫標本作製法』（有隣堂）を発刊している。蛾の研究については、大正七年（一九一八）に「蝶蛾の研究」（『教育の曙光』を一月（第六号）と十一月（第十号）に、「鳥羽三枝」の名で相次いで発表している。このことから毒蛾が発生した頃、すでに源蔵は蛾の研究者として知られていたと考えられる。

毒蛾の大発生と猛威は、七月十七日から約一週間にわたって「岩手日報」と「岩手毎日新聞」に報じられた。その見出しは、次のようにある。

十七日（日報・二） 「毒蛾の撥生 岩手懸師範學校 鳥羽源蔵（寄）」

十七日（毎日・三） 「恐ろしき毒蛾の亂飛 特に華かな店舗を襲ふ 懸立師範學校教師 鳥羽源蔵」

十八日（日報・三）

「怖るべき毒蛾 全市を襲ふ 各く町では夜なく焚火して 撲滅に努めて居る」

十九日（日報・五）

「来襲する毒蛾の群に 全市民悩まざる 焚火をしたり電気を消したり 市中は引ッくり返る如な騒ぎ 螺堂市長誘蛾燈を発明」「一家惣倒れ 開業早々の 料理店休業」「白粉と一緒に 塗りこめた 本街の紅裙連」「飛散し易い 酸性を帯ひた毒粉 驅除法と應急手當 各署へ通牒する」「處分は如何に 蛾そのものは産卵本能を 終れば直ぐ死滅するが 刺毛は何時までも痒い」

二十日（日報・二）

「昨冬の氣候と寄生蜂の死が 發生の二原因 これから増加することなく 死滅一方の毒蛾 門前高農教授談」「毒蛾驅除 警察部長指示」

二十日（日報・五）

「毒蛾襲来で随所に悲喜劇 卅年前にも同様の騒ぎ 組惣代各町一致の陳情 山口部長連夜 退治に出陣のこと」「各學校に注意 毒蛾に關し」「毒蛾笑談」

二十日（毎日・九）

「毒蛾撲滅の爲 焚火をせよ 發疹の際の手當など 昨日各署長に通牒す 山口警察部長談る」「街路に 盛んに焚火」

二十一日（日報）

「毒蛾研究に防疫官 近く来盛」

二十二日（日報・三）

「毒蛾 青森にも發生」

二十二日（日報・五）

「毒蛾は場末に 軍隊監獄襲はる 工兵隊では焚火して退治 市の中央部は 畧死滅」

二十三日（日報・五）

「帝大から宮村医学士が毒蛾研究に來た 山口部長の懇請を容れ一週間滞在して無料診察」

二十三日（毎日・五）「市民を悩ます毒蛾の研究のため 帝大から宮村副手來盛 數日滞在して研究の上 結果を

發表し無料で治療 山口部長の請ひを容れて」

記事に源蔵の名前が出で来るのは、四紙である。まず毒蛾發生の第一報である七月十七日の「岩手日報」と「岩手毎日新聞」である。そこには共通して毒蛾の生態について記してある。毒蛾は俗にドクテフということ、体長や雄と雌の生態の違い、今回は他の蛾と異なり体毛中に普通の鱗毛の外に特殊な刺毛があると説明している。また灯下で乱飛すること、刺毛が剥奪して空中に散り汗ばんだ皮膚に付着すると、痒みや痛みを覚え、搔けば搔くほど更に痒みを増し、腫傷を起こしてしまうと注意を喚起している。さらに毒蛾の發生の仕方や蛾体となる課程、源蔵が自身の体で実験したこと、腫れや痒みをやわらげる方法を語る。対処法としては、重炭酸曹達水の二パーセント液で洗い、イチョール軟膏を塗れば有効であるという。両新聞を比較すると対処法で「日報」はアンモニアの稀薄水を塗るとあるのに対し、「岩手毎日新聞」は湿布を施すとあり、さらに店先に吊るした商品に刺毛が付着したシャツを着たり涎掛けを愛児に与えぬよう注意を促している。

三紙目は七月十八日の「日報」で、「先年秋田縣下に發生して世人を騒がした事のある怖るべき毒蛾が昨紙師範校博物担当の鳥羽氏の寄書にも見えて居った處である。…その療法としては鳥羽氏に示されたアンモニアの稀薄水液、重炭酸ソーダ水、イチョール軟膏等が有効と認められてゐる」とある。四紙目は、七月十九日の「日報」で「毒蛾發生につき本紙を通じ最初に注意を與へられた師範学校の鳥羽源蔵氏は更に曰く『毒蛾は年々發生して居るには相違はな

いが今回の發生の如き夥しき事は僕は始めて目撃した。』といい、蛾の越冬のこと、産卵すればすぐ死滅すること、初めて公開する毒蛾の処分方法、洋服や和服の人の用心、洗濯物を干す時の注意、患部の消毒の必要性などを語っている。「毒蛾発生」の新聞報道は、七月十七日より二十三日まで、ほぼ一週間続いた。そこには、毒蛾の大発生という異常な自然現象、被害状況、原始的な防御法、対処法、治療法などが記されている。源蔵の名が載る記事は、初日から三日連続であつたが、毒蛾発生一週間の記事には十一名が登場する。

鳥羽源蔵

岩手県師範学校教諭心得、蛾の研究者。蛾の発生状況、蛾の生態や注意点、毒害への対処法・治療などを示す。

螺堂市長

盛岡市長北田親氏（螺堂）。誘蛾燈を発明。

東海林技師

県警察部保安課と衛生課で協議した駆除方法と緊急手当等を語る。

松村博士

松村松年。日本昆虫学の祖。昭和九年北海道帝国大学農科大学教授退官まで昆虫学を教えた。

源蔵は、明治三十一年より師事しており、源蔵の採集したヒメギフチョウの変種を鳥羽の苗字からつけて『新日本千蟲図鑑 卷之三』（大正二年より刊）に発表した。新聞記事にある著書は『日本昆虫学』か。

門前高農教授

門前弘多盛岡高等農林学校教授。發生の二因と対処法を語る。

山口部長

県警察部長山口織之進。篝火の監視、連夜退治に出陣。

県令石井省一郎 三十余年前、毒蛾の襲来時に駆逐策として被害地に焚火を命じた。

奥田柔道師範役 奥田松五郎。名物男、撲滅運動に奇声を発し誘蛾灯を持ち廻る。

内野防疫官 内務省から研究のため派遣されることが決定したが来盛せず。

潮衛生局長 内務省衛生局長 潮恵<sup>うしおけのすけ</sup>之輔。毒蛾研究のため帝大医学士を紹介。

宮村医学士 宮村利一。防疫官の代わりに来盛。東京帝国大学医学部皮膚科医学士。発生当時の状況や被害

状況の聴き取り、毒蛾の採集、動物試験、患者の料診察などを行う。

### 三 「毒蛾発生」の新聞記事と作品「毒蛾」の関連性

「毒蛾」の「あらずじ」は、「巡回視学官である『私』が、毒蛾の発生したイーハトブ地方を視察した時、パニックの首都マリオで、威張り散らす紳士、自分の技に夢中な床屋、蛾の駆除のために消灯を警告して回る撃剣師範に出会い、ハムキヤでは、四時間かけて一匹の蛾を捕らえ、顕微鏡で観察してみせる教師を見て笑ったというもの」である。<sup>注。</sup>全体の構成は、二部に分かれ前半は「イーハトブの首都マリオ」、後半は「ハムキヤの町」が舞台である。場面は、マリオの「ホテル」「床屋」「街」と、ハムキヤの「コワック大学校」である。登場人物は、ホテルの「給仕」、「肥ったふくらふのやうなおぢいさん」床屋の「親方」と「アーティスト」、客の「立派な紳士」、「撃剣の先生」、「教師たち」である。さらに、新聞記事の紹介で「イーハトブ日日新聞」の県衛生課長、「マリオ日日新聞」のマリオ高等農学校のブンゼン博士がいる。このような作品「毒蛾」の内容と「毒蛾の発生」に関する新聞記事との類似性について

は、早くに菊池忠二により、次のような五か所が指摘されている。<sup>注7</sup>

(1) 〈新聞記事〉

「刺毛に触れて皮膚に癩疹的に腫瘍を生じた時はアンモニアの稀薄水を塗るか又は重炭酸曾達水の二パーセント液で洗いいちオール軟膏を塗れば有効である。」（日報七月十七日、源蔵）

〈作品〉

「フラスコの中の水を綿にしめしてその眼の下をこすりました。『何だいこの薬は。』紳士が叫びました。『アムモニア二％液』と親方が落ち着いて答へました。」

(2) 〈新聞記事〉

「来襲する毒蛾の群に／全市民悩まざる／焚火をしたり電気を消したり／市中は引ツくり返る如な騒ぎ／螺堂市長誘蛾燈を發明」（日報七月十九日）

「一家惣倒れ／開業早々の／料理店休業／」

「白粉と一緒に／塗りこめた／本街の紅裙連」

「飛散し易い／酸性を帯びた毒粉／駆除法と応急手当／各署へ通牒する」

「処分は如何に／蛾そのものは産卵を終れば直ぐ死滅するが／刺毛は何時までも痒い」（以上日報七月十九日、三面の約半分までが「毒蛾」の記事で占められる）

〈作品〉

「次の朝、私はホテルの広場で、マリオ日日新聞を読みました。三面なんかまるで毒蛾の記事で一杯です。」

(3)  
《新聞記事》

「……名物男で通つてゐる奥田柔道師範役は最初新馬町がイの一番に襲はれた當時から撲滅宣伝に大童で昨今は板コに蠟燭を四本立てた誘蛾燈を拵へて例の奇声を発し乍ら持ち廻はる努力や喜すべしである。」(日報七月二十日)

《作品》

「そのうちに、私は向ふの方から、高い鋭い、そして少し変な力のある声が、私の方にやって来るのを聞きました。だんだん近くなりますと、それは頑丈さうな変に小さな腰の曲ったおぢいさんで、一枚の板きれの上に四本の鯨油蠟燭をともしたのを両手に捧げてしきりに斯う叫んで来るのでした。『家の中の燈火を消せい……家の中のあかりを消せい。』……いちいちその戸口に立つて叫ぶのでした。」

「『あの人は何ですか。』私は一人の町の人にたづねました。」

「『撃剣の先生です。』その人は答へました。」

(4)  
《新聞記事》

「全市を襲ふた毒蛾について盛岡高等農林学校の門前教授は語る……、以下昨年の氣候と寄生蜂の死が発生の原因ということ、毒蛾の生態、毒蛾の鱗粉の形、被害と治療法について語る。(日報七月二十日)」

《作品》

「また一面にはマリオ高等学校の、ブンゼンという博士の、毒蛾に関する論文が載ってゐました。それによると、毒蛾の鱗粉は顕微鏡で見ると、まるで槍のように鋭いといふこと、その毒性は或ひは有機酸のためと云ふが、それ丈けとも思はれないといふこと、予防法としては鱗粉がついたら、まづ強く擦って拭き取るのが一等だといふやふなことがわかるのでした。」

(5) 〈新聞記事〉

「稗貫郡花巻町でも一昨夜から昨晩に掛全町を挙げて、同様の一大駆除法を敢行した。」(日報七月二十日)

〈作品〉

「ハームキヤの町でも毒蛾の噂は実は大へんなものでした。」

近時、対馬美香は、賢治自身の実体験や、当時の新聞報道から得た社会事件の情報を直接的、間接的な素材やテーマとして採択し、作品化した特異な三つの童話・短編を取り上げ、ノンフィクションからフィクションへの過程や手法、文学的特性などについて論じている。その新聞記事との関連を指摘した中で、菊池忠二の指摘と重複しないところを挙げると次の三か所である。<sup>注</sup>

(1) 〈新聞記事〉

「怖るべき毒蛾 全市を襲ふ」「先年秋田懸下に発生して世人を騒がした事のある怖るべき毒蛾」(日報七月十八日、対馬論文では二十二日となっている)



〈作品〉

「あの毒蛾です。あれが実にひどくあの地方に発生したのです」

(2)  
〈新聞記事〉

「とある理髪所に眩き電燈二つ三つ、輝き渡れる中央にハイカラの若紳士、そり身否、安楽椅子?に身を任せ、仰向きになって心地よけに髭のあたりをそらせつゝあるに、何処より入りてか一、二羽の毒蛾遠慮なく電燈を打ちまはる、飛行機ならねと俄然墜落：若紳士の眼部にバツタリ、驚いた一客、手で払ふやら水で洗うやらの大騒ぎ、見るく眼返急に腫れ上り、折角の好紳士、忽ちに一つ目小僧」(日報七月二十日「毒蛾笑談」)

〈作品〉

「私は一軒の床屋に入りました。マリオの町だなんて仲仲大きな床屋がありますよ。」(作品における「床屋」という設定と店内場面の人物にはモデルがある)

(3)  
〈新聞記事〉

「刺毛に触れて皮膚に麻疹的に腫瘍を生じた時はアンモニアの稀薄水を塗るか」(日報七月十七日、源蔵)

「その療法としては鳥羽氏の示されたアンモニアの稀薄水液、重炭酸ソーダ水、イチオール軟膏等が有効と認められてゐる」(日報七月十八日)

「緊急手當てについて東海林技師語る『毒粉は酸性のものですからこれに對するになほ矢張アルカリ性のものでなければならぬそこで皮膚に附着したと思つたらすぐ石鹼で洗ふが一番よい、従て重曹水、アンモニア

等で拭き取るのもよい譯である。』(日報七月十九日)

〈作品〉

『アンモニア二%液』と親方が落ち着いて答えました。』

『アンモニアは利かないって、今朝の新聞にあったじゃないか』紳士は椅子から立ちあがって親方に詰め寄りました。この紳士は桃色のシャツでした。

『どの新聞でご覧です』親方は一層落ち着いて答へました。』

『イーハトブ日日新聞だ。』

『それは間違ひです。アンモニアの効くことは県の衛生課長も声明してゐます。』

このほかに対馬は、「床屋」のモデルが、明治元年(一八六八)創業の盛岡の老舗「川村理容店」であると特定している。当時の盛岡では唯一「大理石の洗面台」があり、全国組織「大日本美髪会」主催の「理髪學講習会」を卒業して「トシソリアルアーティスト」と呼ばれた数人の従業員がいたという。

二人の指摘以外にも、細かい類似性をいくつか挙げてみたい。たとえばそれは次のようにある。

(1) 〈新聞記事〉

「扇風機を珍重する一座の會社員が識らず知らず毒粉浴をして居ったなどの悲喜劇が随所に繰返され」(日報七月二十日)

《作品》

『はい、誠にお気の毒でございますが、当地方には、毒蛾がひどく発生して居りまして、夕刻からは窓をあけられませんでした。只今、扇風機を運んで参ります。』と云ったのでした。」

「なるほど、そう云って出て行く給仕を見ますと、首にまるで石の環をはめたやうな厚い繃帯をして、顔もだいぶはれて居ましたからきつと、その毒蛾に噛まれたんだと、私は思ひました。」

(2) 《新聞記事》

「この毒蛾がつくか又は粉が附着したと思ったら狼狽せず強く吹くとよい。そしてその粉を吹き飛ばし然る後水でも掛けて洗ひ落とすのが肝心だ：手でこすったり又はいろいろのものを塗布してもあまり効はないものである」(日報七月二十日 門前教授)

《作品》

「アンモニアは利かないって、今朝の新聞にあつたつぢやないか。」

(3) 《新聞記事》

「全市に亘る被害は尠からぬ模様で新馬町から八幡町一带の町民は取敢えず駆逐策として其筋の許可を得夜々焚火をして之を撲滅に努め」(日報七月十八日)、「全市内ではこの毒蛾撲滅法として門火を焚いたり電燈を消したりしてゐるが」(日報七月十九日)、「何ごとも舉町一致という仙北町三町は街燈を一齊に滅して焚き火をやり稗貫郡花巻町でも一昨夜から昨晩に掛全町を挙げて同様の一大駆除法を敢行した」(日報七月二十日)、「

「昨夜毒蛾退治は中々に物騒に見えた所もあつた濛々たる煙と炎々たる焚き火、通行のものは全く火責めに遇うやうであつたそちこちの喜劇、悲劇尠駆らぬこととおもふ」(日報七月二十日、毒蛾笑話)

「眠つた一人の男の腕を蚊に螫された事と思ひ目を醒まし掻き乍ら床に入る翌朝餘り痒いのに腕を見れば一面の出物が目につく直病院で繃帯して、にはかの病人」(日報七月二十日、毒蛾笑話)

「臨機応変専売の北田螺堂市長が一考案あり『誘蛾燈』なるものを發明した。これはトタン張の洗面器様のものにアルカリ性の薬品を混入しその中に角燈を入れランプのさまに點火するそれを軒端に吊して置くといふ名案であるを昨日市長は夫々市内各總代へこの誘蛾燈使用方を通牒した」(日報七月十九日)

#### 〈作品〉

「なるほど、毒蛾のことがわかつて町をあるくと、第一、人道にたくさんき火のあとのあること、第二繃帯をしたり白いきれで顔を擦つたりして歩く人の多いこと、第三並木のやなぎに石油ランプがぶらさがつてゐることなどです。」

「電氣が一つもなくて、並木のやなぎには、黄いろの大きなランプがつるされ、みちにはまっ赤な火がならび、……また、繃帯をしたり、きれを顔にあてたりしながら、まちの人たちが火をたいてゐるのも見ました。」

#### (4) 〈新聞記事〉

「昨夜は本街に初陣の『消灯』の号令一下街燈のスイッチをひねらせ親しく燈火の監視して廻り」(日報七月二十日)

#### 〈作品〉

「その時です。あちこちの工場の笛は一斉に鳴り、子供らは叫び、協会やお寺の鐘まで鳴り出して、それから電燈がずっと消えたのです。」

以上によると、舞台のマリオは盛岡、ハムキーヤは花巻、場面の床屋は川村理容店、コワック大学校は養蚕のため桑っこ学校と呼ばれた稗貫農学校と、実在する場所であった。また登場人物のアーティストは、川村理容店の「トンソリアルアーティスト」、撃剣の先生は奥田松五郎柔道師範、ブンゼン博士は盛岡高等農林学校の門前広多教授、というモデルがいた。奥田は、明治二十八年（一八九五）に岩手県知事の招請により来盛し、盛岡中学や盛岡高等農林学校で柔道教師を務めている。門前は、明治三十九年（一九〇六）盛岡高等農林学校農学科卒業の一回生であり、そのまま母校に残り、明治四十一年（一九〇八）助教授、大正七年（一九一八）教授となり、昭和十八年（一九四三）の定年まで昆虫学、動物学、養蚕学を教え「昆虫博士」として数多くの研究業績を残している。賢治は大正四年（一九一五）に同校に入学、大正九年（一九二〇）の研究生修了までに門前の昆虫学などの講義を聞いているはずである。門前教授をブンゼン博士としたのはドイツの科学者ブンゼンをもじったと考えられる。科学実験で用いるブンゼンバーナー（一八五〇年）の考案者であり、一般にはブンゼン灯（一八五五年）で知られている。おそらく農林学校の実験器具のバーナー、そして毒蛾に対する焚火から掛詞的に用いたのであろう。また柔道教師の奥田は、明治四十二年（一九〇九）に大日本武徳会岩手支部が発足した折、自ら「武徳会柔道範士」と称した人物であるが、偶然にも明治四十二年は賢治が盛岡中学に入学した年である。盛岡中学、盛岡高等農林学校で柔道を教わったかどうかは定かでは

ないが、十一年間の盛岡生活の中で豪の者だった奥田のことは、十分知っていたのであろう。県の衛生課長は、東海林技師と考えられる。

源蔵は、作品に人物としては登場しない。源蔵の新聞記事からは、治療法として「アンモニアの稀薄水を塗る」と、毒蛾の鱗粉の形を顕微鏡で見たときの「微細な刺毛を上端は三列して光下端は細針の如くなり、更にこの毛の周囲には小さい棘が生えてある」ということが用いられたと考えられる。このことについては、門前教授も新聞記事で「羽につゐる粉は顕微鏡に照らして見ると針のやうになつてゐる」と記し、治療法は「毒蛾がつくか又は粉が附着したと思ったら狼狽せず強く吹くとよい、そしてその粉を吹き飛ばし然る後水でも掛けて毒粉を洗い落すのが肝心だ……手でこすつたり又はいろいろのものを塗附してもあまり効はないものである」と語っている。

作品には「毒蛾の鱗粉は顕微鏡で見ると、まるで槍の穂のやうに鋭ということ……予防法としては鱗粉がついたら、まづ強く擦つて拭き取るのが一等だといふやうなことがわかるのでした。」とある。つまり作品では、源蔵と門前が見た毒蛾の鱗粉の形の記事を用いている。しかし治療効果では、源蔵が「刺毛に触れて皮膚に癬疹的に腫瘍を生じた時はアンモニアの稀薄水を塗るか又は重炭酸曹達水の二パーセント液で洗ひイチオール軟膏を塗れば有効であるといはれる。」といい、また門前は擦つたり塗つたりしても効果はないと、やや反対のことをいっているのに対し、作品では「強く擦つて拭き取るのが一等」と、二人と反対の意見を出している。二人の専門家は、このように利用されているのである。

このほかホテルを出て町を歩く「私」が耳聞した三つの風景、理髪を終えた「私」が外に出て街の様子を見聞する

場面などは、先述したようにほとんど新聞記事と類似する。

#### 四 「毒蛾」の執筆時期

ここまで、新聞記事と作品と比較して、その関連性・類似性をみてきた。それは毒蛾発生第一報の日報七月十七日鳥羽源藏寄稿記事、同紙七月十九日、同紙七月二十日奥田柔道師範役の活躍・門前教授の談話・「毒蛾笑談」などであった。毒蛾関連記事は二十二日、二十三日と続くが、類似は二十日までである。

このような新聞記事との関連から「毒蛾」の創作時期について、菊池忠二は「毒蛾発生事件を見聞した直後か、あるいはそれが下火になった大正十一年（一九二二）七月下旬の頃であったと考えられる」と述べている。<sup>注9</sup> また対馬美香は、さらに関連記事を付け加えて「少なくとも七月二十日以降に書かれた作品といつてよいでしょう」と明確にした。<sup>注10</sup> ところが米地文夫は、毒蛾発生の翌年の大正十二年（一九二三）夏以降に執筆されたことを示す新資料を挙げ、

『毒蛾』の少なくとも一部の執筆が、大正十二年七月十七日以降であることは明らかである。」と、新説を提出した。<sup>注11</sup> その記事の見出しは「本懸の農學校に 林學科を設置せよ 農蠶教育は良いが設備が不完全 懸下を視察した井上督學官語る」とあり、書き出しは「十二日來盛せる文部省井上督學官は十七日水澤及び花巻農學校を十八日宮古水産學校を視察して昨二十日午後四時十五分盛宮自動車にて來盛し直ちに高等農林學校を視察する筈であったが中止して高輿旅館に投宿した」（日報、二面、七月二十一日）とある。そして文部省督學官井上有智<sup>ゆうち</sup>の岩手県内実業学校視察の談話がある。花巻農學校については「乙種にあるが校舎が新しく六百坪もある全く全国にみられぬ程の學校で唯農

場建物が不足であるこれを一年延長して度を高めることがい々と思ふ」とある。この視察は、教育内容、校舎、農場、理化や標本室の設備、教員の俸給などであった。

米地は、井上督学官が七月十七日に水沢農学校視察の際、同二十一日の岩手日報（五面）「毒蛾 水澤町を襲ふ」の見出しで「昨年今期に於いて発生せる毒蛾は本年再発生し市民を苦め居る事に既報の通りであるが二三日前より磐澤郡水澤町停車場附近の電燈を慕ふて襲來し各所を飛び廻り……」とあることから、十四日頃からの水澤の毒蛾発生にぶつかったと推定する。また井上は実業教育が専門と新聞に書いてあり、巡回視学官は実業学校の「マリオ農学校、マリオ工学校、マリオ商学校の三つだけ」を視察するとあることも類似するという。そしてこの井上督学官こそ「毒蛾」の巡回視学官のモデルであると指摘する。そしてさらに、「『毒蛾』の少なくとも一部の執筆が、大正十二年七月十七日以降であることは明らかである。賢治が毒蛾の新聞記事の切り抜きなどの素材を翌年まで手元に持っていたか、または大正十一年にマリオの毒蛾事件分の原稿を書き、翌年七月以降、初めの部分と後半のホームキャ分とを書き足し、完成させたかのいずれかであろう。」と推定している。

大正十二年の毒蛾再発生は、「岩手日報」七月十六日が第一報で、見出しに「又も毒蛾 全市を襲はん 八幡町は一番」とあり、「又復二三日前より市内に発生し始めて人心を脅かしてあるが毒蛾も明るい灯を慕ふものか幡街筋に最も多くあらはれ本街も又たたられ出した。」と、十三・十四日あたりに発生し盛岡市全体に広がり始めたことを伝えている。翌十七日の同紙にも「毒蛾襲來 通牒を發す」、次いで十八日の同紙は「恐ろしい 毒蛾驅除 方法につき 各署に通牒」、同日の「岩手毎日新聞」は「恐ろしい 毒蛾に備へよ 市内には弗弗發生」、二十一日になると盛



岡市以外でも発生して「毒蛾 水澤町を襲ふ」(日報)と報じられ、さらに二十三日になると「毒蛾 懸南を襲ふ」(日報)とあり「當市に群がる毒蛾は懸南水澤地方を襲ふた事は昨紙報じた通りであるが更に日詰、黒沢尻地方に襲來」したと拡大を告げる。

実は新聞記事を見る限りにおいて、大正十二年七月の毒蛾再発生時には、花巻での発生・襲來はなかったといえる。地図的には盛岡から南下して日詰・花巻・黒沢尻・水沢の順であるが、襲來を告げる記事は、盛岡・水沢・日詰・黒沢尻とあり、花巻だけはない。そして、そのことは「毒蛾」の作品における、花巻では毒蛾の発生はなかったとする次の部分と結びつくのである。

「ハームキヤの町でも毒蛾の噂は実に大へんなものでした。通りにはやはりたき火の痕もありましたし、電気会社には、まるで燈台で使ふやうなおおきなラムプを、千燭の電燈の代わりに高く高く吊るしてゐるのも私は見ました。また辻々には毒蛾の記事に赤インクで圈点をつけたマリオの新聞もはられてゐました。けれども奇体なことは、此の町に繙帯をしてゐる人も、きれで顔を押さへてゐる人も、又實際に顔や手が赤くはれてゐる人も一人もみあたらないことでした。」

「い々え。なあに、毒蛾なんて、てんでこの町には発生なかったんです。昨夜、こいつ一疋見つけるのに、四時間もかかったのです。」

また文部省井上督学官がモデルと思われる「巡回視学官」は、「毒蛾」の前半部の最初に「私は文部局の巡回視学

官ですからどうしても終始出張ばかりしてゐます。私が行くどここの学校でも、先生も生徒も、大へん緊張します。」とあり、後半部で「大学校は、やはり大学校で、教授たちも、巡回視学官の私などが行つたからと云つて、あんまり緊張をするでもなし、少し失敬ではありましたが、まあ私はがまんをしました。」とあり、対応関係にある。さらに、その「巡回視学官」がコワック大学校の「標本室」を視察する場面は、「日報」七月二十一日の記事にある、井上督学官の「標本室」の視察と類似するのである。

このことから「毒蛾」の「巡回視学官」や「標本室」のある一部、後半部のホームキヤの町の状況が、大正十二年七月十七日の毒蛾再発生と深く関わっていると考えられる。よつて発表形は、大正十二年七月末以降と推定される。

## 五 「寓話・猫の事務所」の鳥羽源蔵

「寓話・猫の事務所」のあらすじは、「あるところに猫の歴史と地理を調べる事務所があつた。そこに勤める四人の書記は猫社会で大きなステイタスを持っていた。四番書記の猫は、竈で寝るために汚れていたこともあつて、白猫を初めとする他の猫たちに疎外され、苛められる。事務長の黒猫だけがこの猫をかばっていたが、結局は他の猫たちの讒言を信じ、ついに釜猫は排斥されてしまう。そこに獅子が現れ、事務所は閉鎖されてしまうのだった」という話である。<sup>注12</sup>

登場人物は事務長の「黒猫」、一番書記の「白猫」、二番書記の「虎猫」、三番書記の「三毛猫」、四番書記の「竈猫」、客の「ぜいたく猫」、金いろの頭いかめしい「獅子」である。舞台は「軽便鉄道の停車場の近く」にある猫の地

理と歴史を扱う「猫の第六事務所」である。場面は五つに分かれる。まず第一は、客のぜいたく猫が訪れた日の仕事場、第二は、ある日の昼のべんとうを食べ始めた時、第三は、それから2、3日後のかま猫がいじめらる場面、第四は、かま猫が風邪をひいて休んだ日、第五はその次の日、かま猫が出勤し事務所が廃止になった日である。

この「寓話 猫の事務所」は、タイトルに寓話とあり、サブタイトルに「ある小さな官衛に関する幻想」とあることから猫を擬人化したある小さな役所に関する風刺のたとえ話である。また、この作品は、大正十五年（一九二六）の随筆雑誌『月曜』（一卷三号）に掲載されたもので、大人向けの「寓話」である。そこで猫を借りての『寓意』とは何か、何を幻想したのか、などを中心に様々な問題について論じられてきた。

たとえば米地文夫は、大正十五年（一九二六）に閉鎖になった「稗貫郡役所」に注目し、この作品は「政治的世界・民俗の世界・賢治の内面的世界の三者が重層的に組み込まれたもの」であると指摘している。その「政治的テーマは、郡役所廃止問題、『猫の事務所』の位置や役割事務所の人員構成などの描写」から大正十五年に閉鎖になった「稗貫郡役所がモデル」であるとする。その役所の廃止は長く遅延していたのを「浜口雄幸蔵相の緊縮財政」のもとに確定したのであり、作品の最後に登場する「獅子はライオンとあだ名された浜口なのである」という。また、民俗的な背景は、「竈の煤で黒く汚れた猫をかま猫と呼ぶことと、獅子舞が火伏の竈払いに訪れること」などである。さらに賢治の内面的な世界は「同僚に対する態度を自省する賢治自身の心境も反映したものである」とする。そして、『猫の事務所』の獅子による解放は郡役所廃止と浜口雄幸の決断とをカリカチュア化したものであり、主人公かま猫と巡回してきた獅子というキャラクターは、竈を巡る民俗から生み出され、職場の同僚による『いじめ』は賢治自身の職場

体験によるものだった」と結論付けている。<sup>注15</sup> 郡役所の廃止については、たとえば大正十二年（一九二三）七月十六日付「岩手毎日新聞」に「郡役所廢合調査 本縣内の廢合如何」の見出しで記事が載り、そこには「唯比較的面積の上から云ってさうなのは稗貫、和賀、膽澤、江刺である」とあり、早くから稗貫の名が挙がっている。実際の廃止は、大正十五年七月一日施行で「夕刊岩手日報」（六月二十九日）に「郡廢に伴ふ 諸勅令公布 本日の官報を以って」とある。また浜口雄幸蔵相がライオンとあだ名されていたことは、この作品が発表される二か月前の大正十五年一月二十七日「岩手日報」でも「ライオン蔵相 大聲叱呼 東武氏の脱線質問に 廿六日の豫算總會」と見えていて、多くの知るところである。

では、このような「猫の事務所」に、鳥羽源蔵は、どのように登場するのか、なぜ登場するのか。源蔵の名前は客の「ぜいたく猫」が事務所を訪れ、猫たちが仕事をする場面にトバスキー、ゲンゾスキーとして出てくる。それは「ところで猫に、地理だの歴史だの何になるかと云いますと」から「こんな工合で、猫にはまあ便利なものでした。ところが今のおはなしからちゃうど半年ばかりたつたときたうたうこの第六事務所が廃止になってしまひました。」の間に挟まる、「猫の事務所」の仕事の様子に登場する。事務所の業務内容は、猫たちの「歴史と地理」を扱う仕事である。米地は、「猫の事務所が扱う仕事は、『戸籍』であつた初期形から、途中の形で『歴史』に変わつて『実は猫の方では戸籍のことがみんな歴史になつてゐる』となり、最後に『歴史と地理』になるという推敲過程があつたことを指摘する。明治二十六年二月の岩手県訓令による郡役所服務規程によれば、庶務課の仕事の中に「土木地理ニ関スル事項」と「戸籍兵事ニ関スル事項」とあり、郡役所は明治新政府が全国民と国土の隅々までを掌握する末端の行政機関

として業務を担っていたという。そして米地は「猫の事務所」の業務とこの郡役所の業務と対応させ、猫の事務所の仕事「『歴史と地理』はこのようなかつての郡役所の業務を、いはばパロディ化したものといえるのである」と述べている。<sup>注14</sup>

## 六 「猫の事務所」の仕事とトバスキー・ゲンゾスキー

そこで、次に「猫の事務所」の仕事とトバスキー・ゲンゾスキーの関わりを見てみることにする。まず物語は、事務所の所在地から始まり、その構成員を紹介する。そして事務所の仕事の説明になる。次は、「ぜいたく猫」が相談に訪れた日の場面である。

ぜいたく猫がはいつて来ました。／「何の用だ。」事務長が云います。／「わしは氷河鼠を食べにベーリング地方へ行きたいのだが、どこがいちばんいいのだろう。」／「うん、一番書記、氷河鼠の産地を云え。」一番書記は、青い表紙の大きな帳面をひらいて答えました。／「ウステラゴメナ、ノバスカイヤ、フサ河流域であります。」この後、一番書記が言ったことに対して二度事務長が聞き返し、「フサ川」に決定する。実は「猫の事務所」の仕事は、ここに見えるように、ぜいたく猫が相談・質問し、事務長が回答を命じ、書記が答えるというパターンがあり、次のように四回繰り返し返されている。

(1) ぜいたく猫が質問する「どこがいちばんいいだろう」(産地)、事務長が回答を命令する「云え」、一番書記が答える(三三)。

(2) ぜいたく猫が質問する「どんなものだろう」(旅行の注意)、事務長の回答命令する「述べよ」、二番書記が答える (三つ)。

(3) ぜいたく猫が質問する「どんなものだろう」(有力者)、事務長が回答命令する「挙げよ」、三番書記が答える (三つ)。

(4) ぜいたく猫が質問する「どういふようなやつらかな」(大略)、事務長が回答命令する「述べよ」、四番書記が答える (三つ)。

トバスキーとゲンゾスキーは、(3)と(4)の書記の回答の中に登場する。(3)「さう、で、向ふでの有力者はどんなものだろう。」／「三番書記、ベーリング地方有力者の名称を挙げよ。」／「はう、え、と、ベーリング地方と、はい、トバスキー、ゲンゾスキー、二名であります。」、(4)「トバスキーとゲンゾスキーといふのは、どういふやうなやつらかな。」／「四番書記、トバスキーとゲンゾスキーについて大略を述べよ。」／「はい。」四番書記のかま猫は、もう大原簿のトバスキーとゲンゾスキーのところに、みじかい手を一本づつ入れて待つてゐました。そこで事務長もぜいたく猫も、大へん感服したらしいのでした。／ところがほかの三人の書記は、いかにも馬鹿にしたやうに横目で見て、ヘツとわらつてゐました。かま猫は一生けん命帳面を読みあげました。／「トバスキー酋長、徳望あり。眼光炳々たるも物を言ふこと少しく遅し。ゲンゾウスキー財産家、物を言ふこと少しく遅けれども眼光炳々たり。」／「いや、それでわかりました。ありがたう。」

ここで次のような疑問がでてくる。たとえば、なぜベーリング地方の有力者として鳥羽源蔵を使うのか。なぜトバ

スキー・ゲンゾスキーとしたのか。二人の存在は何を意味するのか。これを解く鍵は、「ペーリング地方」、猫の事務所の仕事、物語の最後にある「お前たちは何をしてゐるか。そんなことで地理も歴史も要つたはなしでない。やめてしまへ。えい。解散を命ずる。」という獅子のことばなどにあると思われる。

まず「ペーリング地方」であるが、発表された作品の初期形には出てこない。草稿最終形から発表形の推敲過程で、わしは、「シベリアへ砂金をとりに↓氷河鼠を食いにペーリング地方へ」行「かうと思ふんぢや↓きたいのだ」となる。他に「シベリア↓ペーリング」地方旅行の注意を「云え↓述べよ」、「フサ河流域の↓ペーリング地方」有力者「は誰か↓の名称を挙げよ」と書き換えている。

賢治の作品において「ペーリング」は、『心象スケッチ 春と修羅』（大正十三年四月）所収の詩「一本木野」に「電柱ばしらはやさしく白い碍子をつらねペーリング市までつづくとおもはれる」とある。また詩「奏鳴的説明」（大正十四年二月十五日）の下書稿には、「映画劇『ペーリング鉄道』序詞」という題名になっている。さらに「岩手毎日新聞」（大正十二年四月十五日）に発表した童話「氷河鼠の毛皮」に「十二月二十六日の夜八時ペーリング行の列車に乗ってイーハトヴを發った人たちが、どんな眼にあつたかきつとどなたも知りたいでせう。これはそのおはなしです。」とある。その夜行列車には、ラッコ、海狐、黒狐、氷河鼠の毛皮、パテントの外套を着て、黒狐九百疋捕るという太った紳士が乗っている。この「氷河鼠の毛皮」には、大正七年（一九一八）から十一年（一九二二）のシベリア出兵が関わっているといわれている。確かに他国が撤退した後も駐留していて、ちょうど毒蛾が発生して新聞を賑わせていたころ、大正十一年七月二十三日付「岩手毎日新聞」の「帝大から宮村副手来盛」と同じ紙面の見出しに「出征兵士／慰問隊

組織／慰問袋は中止した上／来月中旬出発の予定／人員は県下から約二十名」とあり、できる限り多数の人に郷土出身の出征兵士のための慰問を呼びかけている。さらにまた、『注文の多い料理店』（大正十三年十二月一日）の広告のちらしに、イーハトヴの説明として「不思議な都会ベーリング市迄続々電柱の列、それはまことにあやしくも楽しい国土である」と記されている。賢治は大正十二年（一九二三）に樺太（サハリン）旅行をしている。また年代が下るが「銀河鉄道の夜」（昭和十六年）に「だって今朝の新聞に今年は北の方の漁は大へんよかったと書いてあったよ。」「お父さんはこの次はおまえにラッコの上着をもつてくるといったねえ」とあるように、明治政府がラッコやオットセイを奨励し、岩手から何隻も出漁していたという。このようなことから賢治はベーリング海域に強い詩的関心を持っていたことは明らかである。

この「猫の事務所」においても、「ぜいたく猫」は氷河鼠を食いにベーリング地方に行きたいがどこが一番いいかと尋ねる。すると一番書記は「ウステラゴメナ、ノバスカイヤ、フサ河流域」と答える。この地名は、初期形では「ノバスカイヤ」が最初であった。この三つの地名の所在は不明であり、現在の地名かどうか定かではない。しかし「ノバスカイヤ」は、カナダの東部、「赤毛のアン」の出身地である「ノバスコシア州」と類似する。近くには、カナダ東端の島ニューファウンドランド島があり、東部にトリニティ湾に面した漁村がある。賢治の「ビジタリアン大祭」の開催地は、ニューファウンドランド島、トリニティ港近くの山村ヒルティであった。世界地図に詳しい賢治は、このあたりの地名をよく知っていたと考えられる。もしこの「ノバスカイヤ」が現在の「ノバスコシア州」をモデルとしたならば、地理的に北太平洋のベーリング地方とは遠く離れた大西洋の地域ということになる。



第二の場面では、「ベーリング地方旅行の注意」に対して、二番書記は「函館附近、馬肉に釣らるる危険あり」と答える。ここは草稿最終形から発表形で「ウラジオ地方↓函館附近」と変わっている。この「函館」も「ベーリング地方」とは、地理的に遠く離れている。第三の場面では、事務長の「ベーリング地方の有力者の名称を挙げよ」に対して、三番書記は二人の名前を言う前に「ベーリング地方」と言ってしまう。これまでの書記達の回答が三つであったことからすると「はい、え、と、…はい」とあるように慌てて間違ってしまったのである。第四の場面では、有力者の大略を述べるように言われる。「大略」とは、すぐれた知略・大器量で、すぐれた才知・才能の意味である。四番書記は「トバスキー酋長、徳望あり。」の後、「眼光炳々たるも物を言ふこと少しく遅し」と言うが、またゲンゾスキーにも「財産家、物言ふこと少しく遅けれども眼光炳々たり」と順を変えただけで同じことを言ってしまう。違うのは「財産家」である。今までは三つの内容を回答していたが、四番書記はトバスキーに関して四つ答えてしまう。そして未開人の生活集団、部族などの長を意味する「酋長」と言ってしまうのである。これは、「大略」に反し、また用法として歴史的な間違いと考えられる。これらのことから、「猫の事務所」の仕事である、地理と歴史に関して少し間違いがあるといえる。

この他に、猫の事務所の仕事の場面は、もう一つある。それは、休み明けにかま猫が出勤したところ事務所が閉鎖されてしまう日の、次のような場面である。「さあ、今日は昨日のつづきのア「ン」モニアックの兄弟を調べて回答しなければならん。二番書記、アンモニアック兄弟の中で、南極へ行ったのは誰だ。」仕事が始まりました。かま猫はだまってうつむいてゐました。原簿がないのです。それを何とか云いたくても、もう声が出ませんでした。／＼「バ

ン、ポラリスであります。」虎猫が答えました。／「よろしい、パン、ポラリスを詳述せよ。」と黒猫が云ひます。あ、これは多くの仕事だ。原簿、原簿、とかま猫はまるで泣くやうに思ひました。／「パン、ポラリス、南極探検の帰途、ヤップ島沖にて死亡、遺骸は水葬せらる。」一番書記の白猫が、かま猫の原簿で読んでゐます。

ここに見える「アンモニアック」は、サル・アンモニアック（ろ砂、塩安）、塩のことであり、日本語では塩化アンモニウムと呼ばれている。「パン・ポラリス」とは、不明であるが、「ポラリス」は北極星、こぐま座のことである。「ヤップ島」とは、現ミクロネシア連邦カロリン諸島にある島で、ほかにチューク島、ポンペイ島（ポナペ）、コスラエ島（クサイエ）がある。賢治の盛岡高等農林学校の同級生、成瀬金太郎と佐々木又治は大正七年（一九一八）南洋拓殖工業会社に入社し、南洋東カロリン群島ポナペ島（ボンペイ島）に行き、大正九年に帰国している。賢治が彼らに宛てた大正八年二月のはがきなどが残っている。ポナペ島は、二十世紀初めドイツ領であったが、大正三年（一九一四）八月第一次世界大戦の勃発後、日本が占領していた。事務長の「南極に行ったのは誰だ。」に対して一番書記は「南極探検の帰途、ヤップ島にて死亡、遺骸は水葬せらる」と答える。南極到達は、明治四十四年（一九一七）十二月にアムンゼンが成功させた。競っていたスコットは到達を果たせずに帰途に遭難して死亡している。この「ヤップ島」と「南極」も地理的に離れている。

ここでは、「ぜいたく猫」が「猫の事務所」を訪れて相談した日の仕事場とまったく違った様相を呈している。たとえば、かつて事務長、書記と呼んでいたが、この日は「三毛猫」「かま猫」「虎猫」「白猫」「事務長の黒猫」とあり、仕事が始まって「二番書記」「かま猫」「虎猫」「黒猫」「一番書記の白猫」と混在している。また仕事にも相談・質

間があり、事務長が回答を命令し、書記が答える（三つ）というパターンがあったが、これも崩れてしまっている。（事務長が）「調べて回答しなければならん」といい、二番書記に回答を命じる、「誰だ」。「虎猫」答える。再び「黒猫」（事務長）が命じる、「詳述せよ」。「一番書記の白猫」が答える（四つ）というように、以前と違い秩序がなくなっている。「ぜいたく猫」が訪れた日の最後に、「ありがとう」といって「ぜいたく猫」は帰って行く。その後に「猫の事務所」の仕事に関して次のような感想がある。その部分は草稿最終形から発表形で「猫どもに地歴の事務所があるといふのはほんの一例ですがまあ云ふ訳だったのです。そんならその事務所も全くいつまでもいつまでも続いてい、筈でした。↓こんな工合で、猫にはまあ便利なものでした。」と変えられている。最終形で「まあ、そんなら、筈」の表現を用い、発表形でも「こんな、まあ」という十分ではないという表現を用いて「猫どもの地歴の事務所」に好意的ではない。この物語の最後で「お前たちは何をしてゐるか。そんなことで地理も歴史も要ったはなしでない。やめてしまへ。えい。解散を命ずる。」いうことは、かま猫への「いじめ」の問題だけでなく、「猫の事務所」のいいかげんな仕事に対するものであったと考えられる。そして、郡役所の業務のパロディ化は、仕事の内容にまで及んでいるといえよう。

さて、ここに至って、トバスキー・ゲンズスキーの問題が残った。実はゲンズスキーの名は、草稿最終形から発表形の過程で、「トバスキー」〔サダモリ↓ゲンズ〕スキー」と推敲された結果のゲンズスキーである。この書き換えを除かれたサダモリスキーは、米地によると「盛岡高等農林学校教授の定盛兼助（一八八五—一九五八）の名からとられている」という<sup>注16</sup>。確かに『盛岡高等農林学校一覧』（大正十四—十五）によると「農学別科主事（園芸部種芸部主任）

教授 從七位 農學得業士 定盛兼助」とある。賢治は盛岡高等農林學校に大正四年（一九一五）に入学し大正九年（一九二〇）研究生修了まで在學したことから、果樹園芸學の定盛教授に教わったのであろうことは充分考えられる。

では、なぜ定盛兼助「サダモリスキー」から鳥羽源藏「ゲンゾスキー」に替えられたのか。先述したように、「猫の事務所」の仕事の第一場面と第二場面では、地理的仕事で誤りをしていて、また第四場面では、用語の使い方で歴史的誤りをしていて、この第三場面においても、ある意味で歴史的な誤りをしていてといえる。トバスキーとゲンゾスキーの名前は、「事務長の「ベーリング地方有力者の名称を挙げよ」という命令に対する回答であつた。「ベーリング」に対するロシア風「スキー」である。「スキー」はロシア人の典型的な苗字の一つであり、土地を表す語尾「スク」の形容詞形といわれている。そして、「スキー」とつく苗字は、その土地に住む人、比較的に領主や地主など高い出自の人が付けたとも考えられている。しかし、ここで學者である鳥羽源藏の名が出てくるのは唐突であり、疑問に思っていた。しかし、それも次のように考えると氷解する。

鳥羽源藏の専門は、博物學であつた。この博物學とは、動植物や鉱物、地質などの自然物の記載や分類などを行つた総合的學問である。そして明治時代には、博物學は「natural history」の訳語に用いられたといふ<sup>註17</sup>。また猫の仕事は、「地理」と「歴史」で、「geography」・「history」である。この博物學の「natural history」と仕事の「歴史」「history」の「history」は、共通する。つまり「猫の事務所」の仕事である「地理と歴史」と、源藏の専門である「博物學」に隠れている「history」という同音異義を利用したといえる。賢治は掛詞を用いて、しばしば独特のことは遊びをすることから充分考えられることである。童話「猫の事務所」に鳥羽源藏が登場するのは、このような賢治の

遊び心によると考えられるのである。

## 七 おわりに

賢治は、いろいろなところから素材を取り入れ作品化する。それは、出会った人々であり、社会的事象であったりする。今回は大正十一年・十二年の「毒蛾」と大正十五年の「寓話 猫の事務所」に、鳥羽源蔵が深く関わっていることを論じた。ここに至って、なぜ賢治は源蔵を両作品に関わせたのかという問題が残った。「毒蛾」は、毒蛾発生の起こすパニックが主題で、諧諔と風刺精神とが込められた作品であった。「猫の事務所」は、猫の事務所の業務と廃止された郡役所の業務をパロディ化している作品であった。源蔵は、教え子の藤本留五郎によると「一見謹厳に感じる人なのに、実はふつくらとした体の中にユーモアを湛えていて、それを小出しに放出して場を和ましてくれることも、特技の一つだった」という。源蔵と賢治は、学問的交流だけでなく、ユーモアの精神でも相通じるものがあり、賢治が源蔵を作品に登場させた理由も、そこにあったと考えられるのである。

### 〔注〕

注1 遊佐寿一郎編『岩手博物界の太陽 鳥羽源蔵先生を偲んで』熊谷印刷、平成六年（一九九四）七月

注2 藤本留五郎「遠くて新しい思い出の中から」『岩手博物界の太陽 鳥羽源蔵先生を偲んで』遊佐寿一郎編、熊谷印刷、平成六年（一九九四）七月、（以下藤本の追想はこれによる）

注3 早坂一郎『随筆 角礫岩のころ』川島書店、昭和四五年（一九七〇）

- 注 4 尾曾はかり「資料紹介 藤原嘉藤治と鳥羽源藏」『賢治研究』、七十五、宮沢賢治研究会、平成一〇年（一九九八）四月
- 注 5 佐藤成『証言 宮沢賢治先生―イーハトーブ農学校の1580日』、農山漁村文化協会、平成四年（一九九二）
- 注 6 木村東吉「毒蛾」『国文学 宮沢賢治全童話を読む』學燈社、平成十五年（二〇〇三）二月
- 注 7 菊池忠二「短編『毒蛾』の創作について」『四次元』一九三号、昭和四二年（一九六七）
- 注 8 対馬美香「『毒蛾』―盛岡の『毒蛾大発生事件』にまつわる珍事」『宮沢賢治新聞を読む』築地書館、平成一三年（二〇〇一）
- 注 9 注7と同じ
- 注10 注8と同じ
- 注11 米地文夫「宮沢賢治の短編『毒蛾』は、いつ、なにを主題に書かれたか」『宮沢賢治学会イーハトーブセンター会報』第十二号（やどりぎ）、平成八年（一九九六）三月
- 注12 安藤宏「寓話 猫の事務所」『国文学 宮沢賢治の全童話を読む』學燈社、平成十五年（二〇〇三）二月
- 注13 米地文夫「宮沢賢治『猫の事務所』と郡役所廃止―政治的世界・民俗的境・賢治の内面的世界の重層性―」『総合政策』第九卷第一号、平成一九年（二〇〇七）
- 注14 注13と同じ
- 注15 『新校本宮沢賢治全集 第十二巻校異篇』筑摩書房、平成七年（一九九五）（以下の校異はすべてこれによる）
- 注16 注13と同じ
- 注17 『広辞苑』第六版、岩波書店



# 江戸時代初期における領主権力と「長崎奉行」の覚書

—『イギリス商館長日記』を中心に—

鍋本由徳

## はじめに

本稿は、一七世紀初頭、いわゆる長崎奉行として数えられている長谷川藤廣や藤正に関する研究の覚書としてまとめたものである。

藤廣や藤正の本格的な研究はおおむね一九五〇年ころ、三宅英利氏による長谷川藤廣（左兵衛）と長谷川藤正（権六）に関する研究が、その本格的な論文として挙げられる。<sup>①</sup>長谷川氏のなかでは、藤正に隠れがちなイメージがある藤廣だが、三宅氏は藤廣の行動を通して、藤廣が持つ初期長崎奉行の性格を、切支丹統制・買物掛・貿易統制管理官の三つの点から追究し、藤廣が中央政府（幕府）における忠実な派遣官吏としての性格を持つことを示した。続けて三宅氏は、藤廣が果たした機能の延長上にあるとして、より深化した管理官的性格を持った者が藤正であるとし、また、藤正が南蛮と紅毛との対立のなかで、南蛮側に拠った立場であったことを指摘した。<sup>②</sup>



長崎奉行については、豊臣政権期では鍋島直茂、毛利吉成、寺沢広高が記載され、続けて徳川政権になり、小笠原為宗、長谷川藤廣、長谷川藤正と続くのが一般的であろう。<sup>③</sup>また、藤廣と藤正の任期をふくめ、長崎奉行一覧について再検討を加えた清水紘一氏も初期長崎奉行の研究を進めている。<sup>④</sup>もともと、藤正の就任年については、今もって、慶長一九年（一六一四）、元和四年（一六一八）が混在したままであるといつてよいだろう。<sup>⑤</sup>

そして、藤廣や藤正の「長崎奉行」としての性格について、外交担当者として検討したものが永積洋子氏の研究である。<sup>⑥</sup>そこで永積氏は、藤廣が平戸オランダ商館の取引に介入し、渡航特許状下付の取次をおこない、藤正がポルトガル交易をオランダの攻撃から守る立場の性格を強く持ったことを指摘した。藤正が、紅毛と南蛮との対立のなかで南蛮側に近い立場にあったことは、先行の諸研究で触れており、『日記』のなかで時折コックスが記している通り、藤正がポルトガルとの関係を考慮しながら動いていたことはほぼ間違いない。

さて、イギリス商館の活動に目を向けた場合、武田万里子氏が藤正の行動を採り上げる。<sup>⑦</sup>武田氏は、平戸と長崎の交易、商人と幕藩権力の関係を二つのルート、すなわち「イギリス人・オランダ人と老中―平戸松浦家ライン」、「長崎のポルトガル人と老中・長崎奉行ライン」が、家康の死後を境に成立するとする。この構図でみた場合、イギリス商館にとり藤正は、交渉ルート上にはない「買物掛」としての存在にすぎないということになる。

そして、近年の長崎奉行の総合的研究者として、鈴木康子氏を忘れるわけにはいかない。<sup>⑧</sup>鈴木氏の研究の対象は、貞享から明和（一七世紀後期から一八世紀後期）である。すでに長崎奉行の役割が確立し、職務が固定化してからの時期であり、初期長崎奉行からの変遷を追うことはできない。そのため、鈴木氏は長谷川一族を、家康直属の家臣に

よる統治（第二段階）のなかに位置づけるにとどまっている。

以上、先行研究の概要を簡単に示してみた。そこで、長谷川藤廣や長谷川藤正らを長崎奉行として位置づけることへの素朴な疑問が浮かび上がる。慶長・元和期は職制が確立していない段階にある。そのことを踏まえ、彼らが「長崎奉行」であることを前提として検討してよいのか、という点である。

江戸時代初期の職制は曖昧で、寛永期のような職務規程はない。江戸初期寺院争論の目安からもわかるように、争論を担当した者は、京都所司代板倉勝重、金地院崇伝、円光寺元祐らであるが、目安に時々書かれる「御奉行様」はこれらの誰を指すものでもなく、「寺社奉行」と名の付く役職があったわけでもない。<sup>(9)</sup>少なくとも、崇伝を「寺社奉行」する例はなく、崇伝の担った仕事は徐々に武家へと移行し、崇伝の死後、寛永一〇年代に老中規程に組み込まれ、そして寺社奉行が成立した流れにある。つまり、史料文言の「奉行」は寺院争論を担当する者の代名詞に過ぎない。<sup>(10)</sup>

江戸時代初期「長崎奉行」について、藤廣や藤正らの動きを「長崎奉行」としてではなく、当事者である商館長や商館員、松浦家の理解を通し、藤廣や藤正が彼らから何を期待され、どう行動したのかを検討したらどうなるだろうか。本稿での目的は、『イギリス商館長日記』（以下、『日記』と略す）や商館員の書状<sup>(11)</sup>に出てくる藤廣や藤正の記事を拾い上げ、主要な行動をみることにある。そして、イギリス商館員たちの藤廣・藤正理解を改めて考える素材を提示することにある。

なお、年代は原則として、『日記』あるいは書翰を利用した場合は西暦（ユリウス暦）を使い、和暦を補って表記した。なお、日本側史料による場合は和暦を使い、西暦を補った。

## 一、『日記』に現れる長谷川藤廣と藤正

### (1) 総論

『日記』には数多くのできごとが記されている。交易、商館の日常、市井での噂話、商館員の行動、幕府動向や大名動向などの政治情勢などもあり、記載対象は幅広い。そのなかに、平戸領主松浦隆信（宗陽）、長谷川藤廣と長谷川藤正の動向が現れる。かつて三宅氏は藤正のみをとりあげても一五〇件以上の記事が出てくると紹介したが、名前だけであれば三〇〇件前後登場する。三宅氏も全体を把握した上で分析しているが、ここでは、藤廣や藤正らが関係した案件の全体像から、彼らの行動傾向をつかむことが必要と考える。

最初に、『日記』のどの場面に藤廣や藤正が登場するかをみておこう。後掲表1は、藤廣や藤正が登場する記事の時系に再整理したものである。一件で終わるものもあれば、長期にわたるものもある。長期にわたるものは初出（推定含む）を挙げ、流れは内容で補った。名前のみ、書状授受の事実のみ、贈り物など儀礼的なものは除外した。

表1から、おおむね①交易をめぐる政治的な事例、②他国と商館との事例、③御用取引（鉛価格他）をめぐる事例、④日本人と商館関係者との事例のパターンに分類してみた。このほか、御用以外の商品売買、商館員との挨拶、贈答などがある。訪問や贈答は案件に付随するものもあり、右記の①から④のいずれかに関連すると考えていい。

『日記』には、平戸に立ち寄る藤正を訪問する時や、コックスや商館員が長崎を訪問した時などに、手土産を持参、あるいは家臣を通じて贈り物を届けるケースがある。贈り物は必ずしも調度品や稀少品とは限らず、手軽な

表1 長谷川藤廣・藤正関係略年表

| 年代(初出)                      | 内 容                                                                             |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 慶長20年 5月22日<br>(1615.06.08) | ドゥロイスに、藤廣の悪い噂を話さないよう注意する。                                                       |
| 6月12日<br>(1615.06.27)       | 藤廣の有馬入封、藤継の長崎下向などについて、藤継がコックスに情報を伝える。                                           |
| 6月25日<br>(1615.07.10)       | 藤継が西国奉行に就任するのでは、との噂が流れる。                                                        |
| 閏6月12日<br>(1615.07.27)      | 藤正からのコックス宛の書状に、銅・鉄・錫の要求が書かれていたので、コックスが見本を送る。                                    |
| 閏6月22日<br>(1615.08.06)      | 五郎左衛門一件で、コックスが松浦隆信と藤継へ書状を送り善処を望むが、松浦重忠から慰留される                                   |
| 閏6月24日<br>(1615.08.08)      | 五島家奉行人が船を島へ入れたがらず、平戸へ向かった李旦の船を抑留し、藤正が油や壺を没収する。                                  |
| 元和元年 7月19日<br>(1615.09.01)  | 藤継からコックス宛書状に、アダムズを家康のもとへ向かわせるとの情報。コックスはアダムズがオランダ人のために上方へ行くのではないかと懐疑的に考えている。     |
| 7月25日<br>(1615.09.07)       | 藤正にリエバノらの釈放を願う手紙を書き、解放されない場合は家康へ愁訴すると告げ、コックスは松浦隆信・長谷川藤廣、後藤庄三郎、アダムズを使う。家康の指示で釈放。 |
| 7月25日<br>(1615.09.07)       | 藤廣や本多正純宛の紹介状を松浦隆信が書く。これはスペイン人が謁見を拒絶されたことが背景にある。贈り物も受け取ってもらえなかったことを踏まえた対応。       |
| 8月16日<br>(1615.09.28)       | 藤正が長崎で監督的な職務に就いていることから、藤正宛にコックスから贈り物を送る。                                        |
| 8月28日<br>(1615.10.10)       | 御用の胡椒を藤正へ売却する。                                                                  |
| 9月18日<br>(1615.10.30)       | 藤正が長崎の李旦ジャンク船を差し押さえる。                                                           |
| 10月 5日<br>(1615.11.15)      | 松浦隆信が藤廣へ送付するために御用の鉄炮を受取り、翌年、コックスに藤廣から受領書が届く。その後、家康死去のため、鉄炮が藤廣から返却される(翌年6月)      |
| 12月23日<br>(1616.01.31)      | 藤正からスペックス宛の書状に、将軍家投資のポルトガル船捕獲禁止が書かれていたことが伝わる。                                   |
| 元和2年正月 5日<br>(1616.02.11)   | 藤正が皇帝の勘定として胡椒代金を支払う。                                                            |
| 正月 6日<br>(1616.02.12)       | 買い物に関する藤廣作成の証文の件が書かれる。                                                          |
| 5月13日<br>(1616.06.16)       | 藤正が知事となるために平戸を通過して長崎へ向かった。                                                      |
| 8月23日<br>(1616.09.23)       | 藤廣弟藤継がコックスへの返礼を送る。この後、特許状の内容が変わっていることを知り、土井利勝・本多正純を通して再考を願うが、困難であることを知る。        |
| 8月24日<br>(1616.09.24)       | 商館から贈り物を藤廣へ直接持つて行く。                                                             |
| 9月23日<br>(1616.10.23)       | 藤廣に対する訴訟を起こすためにドゥロイスが江戸へ向かうとの情報が入る。                                             |

|                          |                                                                                                              |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10月3日<br>(1616.11.01)    | 堺定宿の藤左衛門が、商売でのイギリス人優遇の意向を藤廣弟藤継が示しているとコックスに伝える。                                                               |
| 10月6日<br>(1616.11.04)    | コックスが堺にいる藤正を訪問し、今後長崎で相談に乗って貰う可能性があるとのことで贈り物を届ける(堺)、翌日再訪問するが、鉛価格の件のみを話題にする                                    |
| 10月8日<br>(1616.11.06)    | 鉛の買入価格について、藤正が通詞五郎左衛門を召喚する。                                                                                  |
| 10月11日<br>(1616.11.09)   | 藤正が御用としての鉛・銅・鉄代金を支払う。                                                                                        |
| 10月13日<br>(1616.11.11)   | 京都の藤廣を訪問し、御用鉛価格の指示を受ける。4日後、藤正従者が御用鉛の秤量をし大坂城代へ届けるとの伝言。秤量誤報の話がそのあと届く。精算はアダムズがおこなった。                            |
| 10月15日<br>(1616.11.13)   | 藤廣から、借銀準備の件で伝言が届き、その後、業務を代行している藤正のところへ向かうように指示される。                                                           |
| 10月19日<br>(1616.11.17)   | ドゥロイスが堺へ来たが、藤廣と面会できない。                                                                                       |
| 11月9日<br>(1616.12.07)    | 藤廣にコーチンシナ国王から代金支払いの件の書状が出される。                                                                                |
| 元和3年正月3日<br>(1617.01.29) | 藤廣の使用人が末次政直に同行する。長崎不在中は末次らが代行しているという話が伝わる。                                                                   |
| 正月10日<br>(1617.02.05)    | 藤廣の息子が長崎に下向し、長崎奉行に就任するとの噂が流れる。                                                                               |
| 正月17日<br>(1617.02.12)    | 五郎左衛門は商館との争論のなかで、自身は藤継家来であるから松浦隆信は自分を処分できないと述べた。                                                             |
| 正月30日<br>(1617.02.25)    | 藤正弟三吉が長崎に滞留している。                                                                                             |
| 2月5日<br>(1617.03.02)     | 藤廣がアダムズにコーチンシナ国王宛書状を託す。                                                                                      |
| 2月22日<br>(1617.03.19)    | 藤正の知人平左衛門妻がコックスに英国国教会を質す。                                                                                    |
| 3月2日<br>(1617.03.28)     | 藤廣がアダムズにコーチンシナ国王宛書状を託す。                                                                                      |
| 4月1日<br>(1617.04.25)     | 蘇木一件に関し、藤継や藤正に対して訴訟請願をおこなう。藤正は7月に平戸での審理を指示するが、コックスは藤正の行動を不審がる。藤廣の長崎下向まで待つよう、藤廣からは指示がだされ、10月に藤継へこの件について書状を書く。 |
| 4月26日<br>(1617.05.20)    | 藤廣が秀忠から死を給うとの噂をショウスケがもたらす。                                                                                   |
| 5月3日<br>(1617.05.27)     | 藤廣の健在ならびに藤正の江戸下向を知らせる手紙が大坂から来る                                                                               |
| 5月11日<br>(1617.06.04)    | 藤廣は江戸で秀忠の恩顧を受け、藤正が長崎へ下向するとの話、藤継は湯治へ出ていることなどが藤左衛門から伝わる。                                                       |
| 5月18日<br>(1617.06.11)    | 李旦らがオランダ人の横暴を藤正へ訴える。                                                                                         |
| 6月7日<br>(1617.06.29)     | 藤正が、スペックスへオランダ船の平戸回送命令を出す。                                                                                   |

|                            |                                                                                                                                                                  |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6月8日<br>(1617.06.30)       | 藤正がコックスとオランダ人に鉛と火薬保管を指示する。                                                                                                                                       |
| 6月10日<br>(1617.07.02)      | 藤正が従者を平戸へ派遣し、オランダ商館長らに屏風を送る。藤正からスペックスへ平戸回送命令が出される。                                                                                                               |
| 6月10日<br>(1617.07.02)      | 藤正の従者によるコックスへの談話のなかで、藤正のオランダ船廻送指示でアマコンの船が入港できたと伝えてくる。                                                                                                            |
| 6月16日<br>(1617.07.08)      | コックスが松浦信辰使用人宛の皇帝御用火薬や鉛到着措置について、藤正書状を見る。                                                                                                                          |
| 6月19日<br>(1617.07.11)      | ポルトガル人から漂流船の援助を依頼される。                                                                                                                                            |
| 6月29日<br>(1617.07.21)      | ドゥロイスの書状が届き、アダムズ宛書状ならびに本多正純宛書状(故藤廣の手にある貨物を取り戻す手段として欲しいとある日本語の手紙)がコックスに託される。                                                                                      |
| 7月4日<br>(1617.07.26)       | 藤正が南蛮人と暴利を貪っていると、ドゥロイスの手紙で知る。その件で日本商人に告訴される。                                                                                                                     |
| 7月13日<br>(1617.08.04)      | 藤正宛アドバイス号船載品目録が提示されるが、10日に売捌きの禁止が伝えられる。                                                                                                                          |
| 7月20日<br>(1617.08.11)      | 藤正は、鉛買付独占を企てる。コックスの証文を要求。11月には藤廣からイギリス商館を優遇するよう指示。年末に買付価格が提示され、幕府年寄から早急の支払を藤正へ指示。                                                                                |
| 9月28日<br>(1617.10.17)      | 藤廣が、イギリス人の武器調達黙認する。                                                                                                                                              |
| 11月22日<br>(1617.12.09)     | 藤正がコックスに銀子貸し付けを断ることが書状に書かれてっていると伝わる。                                                                                                                             |
| 元和6年12月11日<br>(1620.12.24) | 藤正が鉛価格の引下げを考える。翌年8月に英蘭商館長が呼ばれ価格を告知するが納得せず、コックスは藤正との交渉が進まず。最終的に藤正の言い値として45匁で決着。                                                                                   |
| 12月30日<br>(1621.01.12)     | コックスは藤正宛の書状に九右衛門の木材代金に対する訴訟(勘定残高の相違)について書いたが、延期することが伝えられ、コックスは1月下旬に代金半減を申し渡される。                                                                                  |
| 閏12月9日<br>(1621.01.21)     | コックスが藤正を来訪し、アンドレアの朱印状の一件で訴える。藤正は介入しないと宣言したため、コックスは訴状を商館員に持たせて藤正のもとへ行かせる。                                                                                         |
| 閏12月17日<br>(1621.01.29)    | 藤正用人助太夫が、コックスより万の搜索を依頼される。その他関係者に宛てて書状が出され、助太夫は末次政直へ捜査依頼。2月に万は捕縛され引き渡される。                                                                                        |
| 閏12月27日<br>(1621.02.08)    | 平山常陳事件。拘禁修道士の告訴を企て、訊問を進める。以後、審理場所で混乱。10月には英国人証人搜索を藤正へ依頼。藤正は松浦隆信に平山船一件訴訟の幕府への付託を示唆したが、隆信は平戸で解決させたいと回答。商館は江戸参府を求めて商館からの要求撤回を伝えるが、藤正が平戸に入るまで待機を要請され、隆信・藤正から数度召喚される。 |
| 元和7年正月15日<br>(1621.02.26)  | ポルトガル船司令官に藤正から長崎来航朱印状が斡旋されるとの噂が流れる。                                                                                                                              |
| 正月21日<br>(1621.03.04)      | 藤正がポルトガル使節に出府を助言したという話がある。                                                                                                                                       |

|                        |                                                                                                                                                     |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2月10日<br>(1621.03.22)  | 藤正用人助太夫宛の Cock's からの書状に、伊丹屋のジャンク船を出航させないで欲しいと書き、李旦へはその動向を監督をして欲しいと書き、伊丹屋には警告を出す。Cock's の手紙は藤正より返却され、すでに伊丹屋は了解しているとのことで、本件に関する請願は無効化か。               |
| 8月13日<br>(1621.09.18)  | 藤正へカピタンモールからラスカロ探索依頼されとの情報する。                                                                                                                       |
| 8月16日<br>(1621.09.21)  | 藤正はキリスト教徒に加担しているのかとの疑念が噂される。                                                                                                                        |
| 9月1日<br>(1621.10.05)   | 英蘭商館に代金と鍛冶屋への賃金支払いを要求                                                                                                                               |
| 12月10日<br>(1622.01.11) | イギリス商館に囚禁されている日本人について、藤正が訴訟手続きをとるならば、藤正が指示すればいいと Cock's は考える。河内で捕まっている英蘭商館員については、松浦隆信の江戸下向まで回答しないと藤正が伝える。藤正が江戸へ到着したあと、隆信到着まで請願に回答はないと年寄に言われていることなど。 |

注) 本表は『イギリス商館長日記』(日本関係海外史料)から作成した。  
複数年・月にわたるものについては、初出年月へまとめたものもある。

ものもある。たとえば、一六一九年九月八日(元和五年八月一日)、平戸にいる商館員リチャード・ウィツカムから、秀忠との謁見のため上方にいる商館長リチャード・Cock's に宛てた書翰のなかに、“Yesterday heare arrived Gonrock, whom I visited and carried him 2barrels of wyne & some fish, nefone cattanki. I had some speches with him concerning our lead, who would had us to deliver it at the prise as other men did.”とあるように、ワインと魚を手土産として送ることもあった<sup>(12)</sup>。

一六一八年頃から、オランダの会社とイギリスの会社を一つにするとの動きがみられ、ジェームズ一世も動き出すのでは、と言われていたようだが<sup>(13)</sup>、東南アジア海域ではオランダがイギリスを圧迫しており、日本国内では待遇をめぐって両国は争っていた。それらを背景にした今後の交易活動について相談するため、ウィツカムは藤正が長崎に到着したことを聞くと長崎へ向かったのである。

この書翰に出てくる“nifone cattanki”、すなわち「日本気質」と彼らが呼ぶ慣習が、手土産持参での訪問を指す。商館が開かれて



以来、オランダ商館、イギリス商館とも松浦隆信やその重臣、その他、平戸をはじめとした各地の有力商人などに對しておこなっていることで、彼らが学んだ日本人とのつきあい方である。<sup>(14)</sup>

さて、これら藤廣や藤正の活動については、従来から、a. 交易管理、b. 外国人の監督、c. 御用買物掛、d. キリシタン取締、e. 自身の朱印船交易、と分類され、ここでそれを否定するものではない。外国人に對する扱いは多岐にわたり、外国人関係イコール藤廣や藤正の管轄と単純化することはできない。外国人関係の管轄とはいえ、藤廣や藤正が関与するものではないものがある。言い換えれば、「長崎奉行」の職務のひとつに外国人監督があつたとしても、それを実行するか否かは時と場合によるのである。

## (2) パターン別の状況把握

では、先述のパターンをもとに、藤廣と藤正の行動を確認してみる。

### ① 交易をめぐる政治的な事例

この事例は、多分に政治的判断が必要とされるものとした。②他国との事例や、③御用取引などと無関係ではないが、取引自体ではなく、商館が活動する上で、幕府や松浦家から提示される条件などに関わるものである。

藤廣や藤正、藤廣の弟藤継が大きく関与した事例はない。もともと徳川家康の朱印状により活動の多くが決められ、それ以外に政治的判断が求められる事例が少ないこともある。家康死後、元和二年（一六一六）に下付された朱印状で縮小された交易地の復活請願や、翌三年の再度の請願、そして、他国との問題であるが、オランダと緊張關係にあつ



た元和四、五年（一六一八・一九）の段階でも、藤廣や藤正が直接関係してくることはない。<sup>(15)</sup>

#### 元和元年 交易範囲の追加に関する請願

商館は日本各地と同様、琉球との自由交易を希望し、駿府に在るリチャード・ウィツカムが本多正純に対し、薩摩島津家久宛の家康書翰を得たいとの願いを出した。その結果、ウィツカムは希望通りの書翰を得ることができたとウィツカムの書翰にある。<sup>(16)</sup> 商館の交易条件の変更・拡張に関わることであったことが、本多正純への請願となり、また家康に近侍する後藤光次に対する饗応となったと考えることができる。

続いて、特許状に書かれた交易地をめぐる問題をみていこう。これは元和二年と翌三年の二度にわたる請願となる。

#### 元和二年 特許状内容の回復請願

元和二年（一六一六）、イギリス・オランダ両商館は、將軍家から新たな朱印状を発給された。コックスらは九月下旬に江戸城にて元和二年八月二十日付（一六一六年九月二十日）朱印状を受け取った。<sup>(17)</sup> 帰路、相模国浦賀で、「一、自伊祇利須至日本国渡海之商船、於平戸可売買」と、交易地が平戸に限定されたことを知り。<sup>(18)</sup> 商館員は平戸に帰る者と江戸へ引き返す者に分かれた。コックスとアダムズは江戸へ引き返し、家康時代に戻すよう請願することとなった。コックスらが頼るのは、主に本多正純と土井利勝など外交担当の年寄である。コックスは彼らの屋敷を数度訪問するもほとんど対面できず、アダムズも何度も江戸城へ登るが、面会できない状態が続いていた。一〇月、京都所司代板倉勝重が在江戸であり、コックスらの面会が叶うが、秀忠の方針変更は困難と伝えられ、本多正純への請願書提出はできたが、内容変更は実現しなかった。コックスは平戸への帰路、大坂城代松平忠明にも特許状の件を話している。

このできごとは、家康時代と秀忠時代での幕府外交姿勢の転換を示すできごとである。商館の取引に関わる問題であるが、取引に直接関わる藤廣と藤正が出てくることはない。藤継が江戸へ来た時にコックスが書状と贈り物をしたこと、元和二年九月八日（一六一六年一〇月八日）にコックスが板倉勝重の屋敷を訪問した時に藤廣がいたこと、そして平戸への帰路、元和二年一〇月六日（一六一六年十一月四日）京にて藤正に会っていること、の三件程度である。興味深いことは、藤正に会う前日、コックスが「我々は明日贈物を携えてゴンロク殿のところへ行くことに意見が一致した。彼は皇帝の従者であり、我々もよくは知らないがたぶん、なお長崎で相談に乗ってもらうこともあり得るのを考慮してのことである」と記した点である。前年の商館雇用南蛮人釈放をめぐり、藤正とは書状を交換しており、藤正の人物像をコックスは知っている。効果は不透明だが、交易相談をする相手として藤正を意識したことになる。<sup>19)</sup>

#### 元和三年 特許状内容の拡張請願

元和三年（一六一七）、秀忠への謁見と同時に、交易地拡張の再請願のため、ジェームズ一世の親書を携えてコックスは平戸を出立した。ウィリアム・アダムズは、販売地を縮小した幕府の目的が、国内商人保護と宣教師対策によるもので、商館は経営努力で対応すべきと説いている。アダムズは秀忠の決定が絶対であると確信したが、コックスは本多正純へ請願書を渡し、さらに交易地として五島・薩摩を追加できるようアダムズに求めた。結果、秀忠はジェームズ一世親書への返書も出さず、販路拡大要求も却下した。この請願も、前年同様、コックスたちと藤廣や藤正との間で交渉はみられない。大坂近辺に到着した際、その到着を藤廣へ伝え、贈り物を渡す程度で終わるのである。

藤廣や藤正は長崎での交易での実力者であるが、外国人に認められる条件の設定について関与する権限は持ってい

ないことをコックスは家康存命の頃に理解し、それらは本多正純や後藤光次らを通じて交渉し、藤廣と藤正に助力を要求することはなかったのである。

## ②他国と商館との事例

他国と商館との関係は、国際紛争になり得る問題である。海賊行為をめぐる南蛮と紅毛との争いが日本国内に持ち込まれることも少なからずあり、『日記』に記されることがある。このような海賊行為について藤廣や藤正が関わることはなく、先の交易条件同様、幕府対応となる。先述の一六一五年一〇月一三日のコックス宛ウィッカム書状では、日本領外においてポルトガル船やスペイン船、あるいは將軍家朱印状を保有しない船からの略奪品の売買は合法的に処理することができると記し、これも家康との謁見によるものである。このような幕府の出す条件にしたがい、実際の取引、利潤をめぐる争い、オランダや南蛮国との待遇差別の是正や、中国人商人との取引など、具体的な取引については藤廣や藤正が関与していくことになる。

では、慶長二〇年（一六一五）のジャンク船差し押さえ、南蛮国との関わり、蘇木の引渡をめぐる中国船乗組員との争論についてみていこう。

### 慶長二〇年（元和元年）ジャンク船差し押さえ

慶長二〇年閏六月二四日（一六一五年八月八日）、肥前国五島盛利の奉行人たちが平戸へ向かう中国商人李旦の船を通過させず、さらに藤正が李旦の船に載せていた壺や油を没収したできごとがあった。なぜ李旦の船が抑留された

のか、大名家の起こすことに對して藤正がなぜ直接関与し、壺や油を押収したのか、その法的根拠は不明である。そして、二ヶ月後の元和元年九月一日（一六一五年一〇月三〇日）、再び藤正が中国のジャンク船を差し押さえた事実が李旦から伝えられた。

この二件の問題は、当時の世情から読み取ることができる。この頃は太坂の陣が終了した直後であり、九州地方では秀頼の生存の噂が流れる状況だった。<sup>(20)</sup>この時の差し押さえについてコックスは、幕府による台湾出兵の噂、秀頼が琉球で生存しているとの噂などが、九州を通過する船の差し押さえと関係していると推測している。

藤正が商船に対して停船あるいは廻送を指示した例は、『日記』に書かれているものをみる限り、中国船の停船と、元和三年（一六一七）のオランダ船の平戸廻送である。オランダ船の場合は、アマコンからのポルトガル船を長崎へ入港させるためのもので、オランダの邪魔を回避するというのは皇帝、すなわち秀忠の指示であるとスペックスが話していたと『日記』にある。実際に秀忠がこのような指示を出したかは不明だが、秀忠の名のもとで藤正が廻送指示を出したことは間違いない。仮に秀忠を騙って出したとするならば、藤正の独断専行的な取引の実態を知ることになり、また秀忠の指示が事実であるなら、御用取引の保護実態を知ることができる。

### 南蛮商人との関係

藤正はポルトガルとの関係が深いとされる。オランダ船の平戸廻送も、そのきっかけは南蛮船の入港にともなうものである。接近の事実の真偽はともあれ、藤正がポルトガルに近いとコックスは理解した。元和元年（一六一五年）七月にイギリス商館雇用の南蛮人が、長崎でポルトガル船長に捕縛された事件では、その釈放をめぐり藤正は商館に

協力的でなく、その事件をめぐるコックス書翰に「権六殿の我等よりもポルトガル人の方へ一層交誼あること推測する」と上方にいるイートンに伝えていることからわかる。<sup>(21)</sup>

『日記』や書翰にはコックスの個人的心情も多く、客観的要素ではないものも見受けられるが、その心情がコックスの行動を左右することを考えると、無視することもできない。<sup>(22)</sup> コックスの藤正に対する理解は、秀忠親政期に入っても基本的には変わらない。『日記』の元和三年七月四日（一六一七年七月二六日）には、藤正が南蛮人と暴利を貪っていることを商人ドウロイスの手紙で知ったことが記されている。

### 元和三年 蘇木帰属問題

藤正が直接取引に関係していない案件として、元和三年（一六一七）年から翌年にかけて展開した蘇木引渡をめぐる一件がある。死亡した魏官のジャンク船の乗員ミゲル（数之助）とコックスの間で展開した蘇木の帰属問題は、日本人とコックスとの争いである。この一件は後述するように、平戸と長崎を舞台に展開するが、京都所司代など幕府上層も巻き込む可能性があった。所司代がなぜ出てくるかは記されないが、コックスは所司代を「日本の首席裁判官」と表現し、京の治安や寺社統制、朝廷・公家統制の側面よりも「裁判官」として強く理解したことが背景にある。そして、この一件は、松浦家と藤正がともに審理した案件であったことが特徴的である。

### ③御用取引（鉛価格他）

幕府（大御所ないし将軍）の御用としての取引、買物掛としての役割を示す。藤廣・藤正は御用を受けて商館から

商品を買い付け、その立場を利用して、事前に商館から舶載商品目録を提示させ、商品の先買などで、南蛮や紅毛の商人とトラブルを起こしたことはすでに知られている通りである。御用としての取引のなかで、鉛価格の決定はイギリス商館を困惑させた。これは藤廣と藤正とコックスの三者で展開するからである。

### 元和二年・三年の鉛取引

元和二年（一六一六）の時、藤廣も藤正も京にいた。藤廣はこの年、江戸でコックスに会っているが、京で再びコックスに会う。鉛価格について、通詞五郎左衛門が藤正に召喚され、コックスは藤廣から鉛価格の指示を受けた。その後、藤正家臣が鉛秤量に向かい、途中計算違いがあったが、大坂城代松平忠明へ報告され、精算にはウイリアム・アダムズが向かった。幕府年寄から藤正に対して、早々に商館へ代金を払うよう指示されているため、この時は、価格をめぐる大きな問題は起こっていない。

### 元和六年・七年の鉛取引

元和六年（一六二〇）冬、藤正がイギリス・オランダ両商館へ鉛価格の大幅な安値を提示し、商館は拒絶した。オランダ商館のスペックスは年末に交渉に臨むが、不首尾に終わっていた。

翌年に入り、藤正は、故家康や将軍秀忠との取り決めに破り、また自身の発言も覆したことでコックスの反発を受け、銅価格の決定はさらに遅れた。以前であれば、藤正との交渉が不首尾に終わる、あるいは藤正に誠意がみられない場合、コックスは外交担当の幕府年寄を通して將軍家へ上申すると藤正を牽制することがあったが、その都度、藤正はそれを止めようとした。商館雇用の南蛮人解放の件、蘇木引渡の件などがそれに当たる。

しかし、御用取引である鉛の価格について、コックスは幕府年寄へ訴える意志を見せない。それは、「藤正が好むように価格を決められるようになっていゝ」、つまり藤正に権限がある、とコックスが理解していたからである。一六二二年八月二日（元和七年七月一四日）、『日記』で次のように記している。

〈史料1〉

我々はゴンロク殿のところへ使いをやつて、彼が我々の鉛にどんな値段を附けるつもりかとの質問に対する彼の返答を知ろうとした。すると彼はこう答えた。彼としては、我々が彼に、皇帝及び評議會がその額を与えることに同意しない場合は我々がもっと低い額に対してもそれを手放すつもりである、と書いた我々の自筆の証文を与えることを条件として、我々に四五匁の値段を与えよう、と。それに対してオランダ人たちと我々はともに、我々はそれが四五匁だろうとその他の値段であろうと、ともかく値段を決めてしまいたいのだ、と答えた。その答えに彼は大変立腹し、ついには彼が我々の贈物をオランダ人の宿舎へ送り返させる程であつた。

「將軍家や年寄が購入予定額（四五匁）に納得しない場合は値下げする」と書いた文書を商館に書かせ、それを根拠に強引に安値にする意図が藤正にある。商館側は収入が得られないため、早期決定を藤正に要求する。それだけ鉛価格の決定における藤正の立場は強かつたといえる。藤正が立腹するほど、商館の反発は強かつたようである。

また、この時は平山常陳事件も平戸で起こり、ここではイギリス・オランダ両商館、松浦隆信、藤正の間で理解の齟齬が発生し、鉛価格同様、本件も早期解決を求めた商館だが、隆信と藤正の動きに翻弄された。コックスらと藤正との間には、多くの案件が積み重なり、いずれもコックス、商館の望むようには進まないのが実状であつた。それは

藤正の持つ権限が強化されたことによると断定できない。幕府外交方針の変化、アダムズの死去など、家康時代と同じ行動ができなくなったこと、松浦家や藤正らの問題解決における消極的態度などが重なり、結果としてコックスが公正な審理を諦めざるを得なくなったというのが実状であろう。

以上のように、藤廣や藤正が積極的に関わる問題は、長崎（あるいは平戸）にて展開される直接の商取引や、それに付随する争論にほぼ限定され、鉛価格のような藤正らに決定権がある事項については商館に対して強気の姿勢を見せるが、次章で述べるように、コックスらがたびたび求める裁判をめぐっては消極的であった。

## 二、イギリス商館をめぐる争論と幕藩権力との問題

### （1）松浦家の関与

続いて、『日記』上に登場する主な騒動や争論を総覧し、そのなかで藤廣や藤正の関与の度合いを確認しておこう。藤廣や藤正の活動だけ見ると、彼らが必要以上に評価することになるのではないか、全体のなかで、藤廣や藤正の関与の度合いを測ることで、政治的立場の強さを知る指針になると考えるからである。

ところで、筆者は以前、平戸で起こった争論の処理を素材に、松浦家の対応を検討したことがある<sup>(23)</sup>。前稿では、特に商館通詞五郎左衛門“Goresano”をめぐる三つの争論をとりあげ、領主権力がどのようなケースで関与するのかわかたものである。そこで指摘したことを含め、改めてその内容をふりかえっておこう。

まず、慶長二〇年（一六一五年）、通詞五郎左衛門と松浦家家臣竜崎七郎右衛門との争いである。コックスが家康



から与えられた特権を根拠として、七郎右衛門の行動を牽制し、松浦家に公正なる裁判を求めたが、裁判によって七郎右衛門が不利になることを危惧したためか、松浦家は積極的に動くことはなかった。続いて、翌元和二年（一六一六）、土井利勝や堺の定宿主人藤左衛門とのトラブルが原因で解雇された五郎左衛門が再雇用を求めるが叶わず、虚言をもってコックスを訴えた事件である。ここでは、原告の五郎左衛門が長谷川藤継を持ち出してコックスを陥れることを企図するが、松浦家は積極的に動くことはなく、長谷川藤継など長谷川一族も平戸に来て審理に加わることはなかった。最後に、元和三年（一六一七）、五郎左衛門の借財返済問題である。これはコックスが五郎左衛門を訴えたものである。訴えを受理した松浦家は調査・審理を開始したが、やはり積極的に動かず、コックスの期待は裏切られた。

これらはいずれも、平戸で起こった商館関係者と日本人に関わる争いである。一番目の事件では、先に動いたのは七郎右衛門で、商館は関係者保護のため、特権を根拠にして七郎右衛門を牽制した。その上で松浦家に対して裁判を求めたのである。二番目の事件では、五郎左衛門は商館との直接的な関係は解消していたが、訴状を出したのは五郎左衛門であり、コックスが被告であった。三番目の事件では、逆にコックスが原告となつて五郎左衛門を訴えた。相手が日本人であることで、松浦家へ裁判を依頼したパターンである。

それぞれ訴訟のあり方が異なるが、すべて松浦家への調査・裁判となる。しかし、松浦家はどれも積極的に関わろうとしていなかった点に共通点がある。

## （２）商館で起こる問題全体のなかでの藤廣・藤正

外国人と日本人との間で争いが起こった場合、訴訟側の立場や訴訟案件によって、商館、松浦家は対応を変えた。松浦家は関わるが、藤廣・藤正は関与らない事例もある。隆信の曖昧な態度は、元和年間に入ってから変化を見せるが、商館を含めた外国人や外国問題に対して強い姿勢を見せることはほとんどない。

後掲表2は犯罪や争論関係の一覧である。<sup>(24)</sup>表1と重複する内容もある。本表では、なんらかの形で商館と幕藩領主や幕府関係者との交渉があったものを中心にまとめ、『日記』上での記載が一件限りのものも含めている。

まず全体像からみておこう。『日記』記載の犯罪や争論は、①商館関係者（日本人含む）同士が起こした騒動、②商館関係者が関係した犯罪や争論、③商館とは直接関係しないが情報として得たものに分けられる。そして、その解決は、A. 商館長コックスの裁量で済ませるもの、B. 平戸領主松浦家に任せるか処理を相談するもの、C. 長谷川藤廣や藤正が関係するもの、D. 幕府が関係するもの、E. それらが複合的に関係しているもの、となる。

#### ①商館関係者同士が起こした騒動

喧嘩・口論の類は商館長裁量で解決させるパターンが大半であった。商館長コックスの判断で罰の軽重を判断し、追放、鞭打ちなどの罰を与える。

商館の外で起こったものは、外国人同士であれば商館長が出向き收拾を図った。商館が雇った日本人同士が争ったケースは見られない。雇用主が商館であるため、その処理は原則として商館長裁量によると考えられる。これらのパターンでは、そのほとんどが平戸の商館内部で完結する。商館関係者同士の場合は、その大半が喧嘩・口論であり、

表2 『イギリス商館長日記』記載の主な事件

①イギリス人同士の問題

| 年月日[初出]                    | 内 容                          | 当事国  | 備 考            |
|----------------------------|------------------------------|------|----------------|
| 慶長20年7月3日<br>(1615.08.16)  | 商館員同士の内輪げんか                  | 英→英  | 商館内処理          |
| 元和元年7月24日<br>(1615.09.06)  | 水夫長らが英国船の犯人釈放を要求する           | 英→英  | 商館内処理          |
| 元和元年8月2日<br>(1615.09.14)   | ホゼアンダー号船員の出奔、内部探索?           | 英→英  | 商館内処理          |
| 元和元年9月27日<br>(1615.11.08)  | ウィッカムの使用人を松浦家の取斗をもって追放処分     | 英?→英 | 松浦家扱い<br>※日本人カ |
| 元和元年11月17日<br>(1615.12.27) | オスターウィックから借金を断られグラントが酔って暴れる  | 英→英  | 商館内処理          |
| 元和元年11月22日<br>(1616.01.01) | 酒給仕のシッパードを悪質な行状で拘束する         | 英→英  | 商館内処理          |
| 元和元年12月8日<br>(1616.01.16)  | ホゼアンダー号のトマスが同僚を打撃する          | 英→英  | 商館内処理          |
| 元和元年12月10日<br>(1616.01.18) | ホゼアンダー号のクロウが私闘のため拘束される       | 英→英  | 商館内処理          |
| 元和元年12月11日<br>(1616.01.19) | ホゼアンダー号のドーリングトンが狂気?          | 英→英  | 商館内処理          |
| 元和元年12月13日<br>(1616.01.21) | オスターウィックが酒狂                  | 英→英  | 商館内処理          |
| 元和元年12月26日<br>(1616.02.03) | ニールソンが酒に酔って刃傷沙汰              | 英→英  | 商館内処理          |
| 元和元年12月26日<br>(1616.02.14) | コペンドールとハントとの口論               | 英→英  | 商館内処理          |
| 元和2年5月8日<br>(1616.06.11)   | ニールソン泥酔の上口論                  | 英→英  | 商館内処理          |
| 元和3年6月4日<br>(1617.06.26)   | ニールソン泥酔の上口論、仲裁のcockを罵倒、翌日陳謝  | 英→英  | 商館内処理          |
| 元和3年12月27日<br>(1618.01.13) | アドヴァイス号外科医と助手との喧嘩            | 英→英  | 商館内処理          |
| 元和4年2月4日<br>(1618.02.18)   | ウィッカムとトットン、ニールソンとトットンの争い仲裁   | 英→英  | 商館内処理          |
| 元和4年閏3月17日<br>(1618.05.01) | ニールソンとcockスの口論               | 英→英  | 商館内処理          |
| 元和4年5月19日<br>(1618.07.01)  | ニールソンとスコットが口論、ニールソン、オランダ人に悪口 | 英→英  | 商館内処理、オランダ人も   |
| 元和4年9月18日<br>(1618.10.26)  | アダムズとニールソンの不和                | 英→英  | 商館内処理          |
| 元和4年12月5日<br>(1619.01.10)  | オランダ人とイギリス商館員との喧嘩            | 英→英  | 商館内処理          |
| 元和6年12月12日<br>(1620.12.25) | エリザベス号船員の暴動でポールズグレイブ号乗組員拉致寸前 | 英→英  | 商館内処理          |

|                            |                             |     |       |
|----------------------------|-----------------------------|-----|-------|
| 元和6年12月12日<br>(1621.08.07) | ブル号の乗組員が叛乱、提督がスコットランド人捕縛を要求 | 英→英 | 商館関係者 |
|----------------------------|-----------------------------|-----|-------|

## ②日本とイギリスの問題

| 年月日[初出]                          | 内 容                             | 当事国 | 備 考    |
|----------------------------------|---------------------------------|-----|--------|
| 慶長20年閏6月14日<br>(1615.07.29)      | 通詞ゴレザノが安右衛門義兄の悪評をひろめる           | 日→英 | 商館→松浦  |
| 元和元年9月22日<br>(1615.11.03)        | 松浦隆信が英国ジャンク船員を追放。先に斬りつけた若者も追放。  | 日→英 | 松浦家扱い  |
| 元和元年10月14日<br>(1615.11.24)       | ホセアンダー号内部の盗難事件                  | 日→英 | 商館内処理  |
| 元和元年10月15日<br>(1615.11.25)       | 逃亡日本人船員を捕まえて平戸藩に突き出す            | 日→英 | 松浦家扱い  |
| 元和元年11月13日<br>(1615.12.23)       | コックスの助命嘆願は間に合わず、小舟を盗んだ少年が斬首刑    | 日→英 | 松浦家扱い  |
| 元和2年2月28日<br>(1616.04.04)        | 御用銀子が盗難に遭う、犯人について助命を求める         | 日→英 | 松浦家扱い  |
| 元和2年8月7日<br>(1616.09.07～161111)  | 朱印状(特許状)の内容改悪の撤回願い一件            | 日→英 | 公儀扱い   |
| 元和2年8月23日～<br>(1616.09.23～)      | 通詞五郎左衛門解雇をめぐる一件                 | 日→英 | 松浦家扱い  |
| 元和3年2月14日<br>(1617.03.11～161804) | 蘇木一件、平戸→長崎→平戸とめぐる裁判             | 日→英 | 松浦・藤正  |
| 元和3年5月2日<br>(1617.05.26)         | ゴレザノを重忠に訴え、その後状況を確認             | 日→英 | 松浦家扱い  |
| 元和3年5月24日<br>(1617.06.17)        | トットンがオランダ船から連れ戻され、トットンが訴訟       | 日→英 | 松浦家扱い  |
| 元和3年6月5日<br>(1617.06.27)         | トットンらがオランダ船に向かう途中で奉行の手兵に捕まる     | 日→英 | 不明     |
| 元和3年6月7日<br>(1617.06.29)         | 奉行人らがニールソン乗船のオランダ船接近を妨害         | 日→英 | 不明     |
| 元和3年6月11日<br>(1617.07.03)        | 奉行人がイギリス人のオランダ船接近を妨害し、コックスが苦情   | 日→英 | 松浦家扱い  |
| 元和3年7月1日<br>(1617.07.23)         | 松浦家奉行が(英国?)水夫を打擲して信辰へ送付、イギリス人釈放 | 日→英 | 松浦家扱い  |
| 元和3年7月11日<br>(1617.08.02)        | 日本人がトットンの衣服を盗む、訴えたら重忠家臣が雑言      | 日→英 | 松浦家扱い  |
| 元和3年7月27日<br>(1617.08.18)        | 日本人がアダムズを脅迫                     | 日→英 | 不明     |
| 元和3年11月8日<br>(1617.11.25)        | 九右衛門支払い遷延をアダムズ(在大坂)に告訴させようとする   | 日→英 | 公儀扱いへ? |
| 元和3年11月20日<br>(1617.12.07)       | 助右衛門へ所払いを命じる(下記五郎左衛門関連)         | 日→英 | 商館内処理  |
| 元和3年11月20日～<br>(1617.12.07～)     | 五郎左衛門所払いを命じる、審理準備               | 日→英 | 商館内処理  |

|                                     |                                |            |                  |
|-------------------------------------|--------------------------------|------------|------------------|
| 元和3年12月7日<br>(1617.12.24)           | シャム行ジャンク船の出帆を重忠が阻もうとし、隆信へ訴える。  | 日→英        | 松浦家扱い            |
| 元和3年12月17日～<br>(1618.01.03～1618.02) | 五郎兵衛(天野屋共同経営者)が生絲証文贋造、重忠が荷担    | 日→英        | 松浦家扱い            |
| 元和3年12月21日<br>(1618.01.07)          | アダムズが高信(信正)妻の侮辱を受け、訴訟。         | 日→英        | 松浦家扱い            |
| 元和4年正月17日<br>(1618.02.02)           | ニールソンがウィッカムの使用人を窃盗の罪で追放        | 日?→英       | 商館内処理            |
| 元和4年正月19日<br>(1618.02.04)           | ウィッカムの下僕が逃亡・窃盗の罪で逮捕            | 日?→英       | 商館内処理            |
| 元和4年正月21日<br>(1618.02.06)           | ウィッカムの下僕の窃盗に対する意識              | 日?→英       | 商館内処理            |
| 元和4年閏3月4日<br>(1618.04.18)           | 日本人雇用人ジェフリーの無断帰宅、窃盗もあり解雇       | 日→英        | 商館内処理            |
| 元和4年閏3月14日<br>(1618.04.28～5月)       | イギリス商館の銀匙紛失、犯人捕縛、重忠へ訴訟。内済指示    | 日?→英       | 商館→松浦家<br>→商館    |
| 元和4年6月3日<br>(1618.07.14)            | 入港中の者による窃盗、重忠の探索への疑問           | 日→英        | 松浦家扱い            |
| 元和4年10月26日<br>(1618.12.02)          | ニールソンの下僕ミゲルが刀を盗み逃走             | 日→英        | 商館内処理            |
| 元和6年12月5日<br>(1620.12.18)           | アブラハム・スマートがイギリス人打擲の日本人を囚禁(昨日)他 | 日→英        |                  |
| 元和6年12月30日～<br>(1621.01.12～)        | 九右衛門の木材代金の訴訟の善処を藤正に依頼          | 日→英        | 藤正関係             |
| 元和6年閏12月15日～<br>(1621.01.27～)       | 使用人萬が商館内で窃盗・逃亡、搜索依頼            | 日→英        | 藤正関係             |
| 元和6年閏12月27日～<br>(1621.02.08～)       | 平山常陳一件、(幕閣に報告済み)               | 日→英        | 松浦・藤正・公儀扱い       |
| 元和7年7月29日<br>(1621.09.05)           | 平戸藩奉行が英国水兵を囚禁。水兵は釈放後、提督により処分。  | 日→英        | 松浦家扱いから<br>商館扱いへ |
| 元和7年8月6日<br>(1621.09.11)            | 松浦隆信が帆船労働の日本人を罷業し、日本人監督を拘留     | 日→英        | 松浦家扱い、<br>コックス   |
| 元和7年8月8日<br>(1621.09.13)            | 御用鉛の置き場につき商館員と奉行がもめる。          | 日→英        | 商館関係者            |
| 元和7年8月26日<br>(1621.10.01)           | ラフェュールが日本人労働者に打擲される(仏人?)       | 日→英        | 松浦家扱い<br>労働者処刑か  |
| 元和7年12月14日<br>(1622.01.15)          | 商館に囚禁された日本人の扱いについて、藤正の介入       | 日→英        | 藤正関係             |
| 元和8年正月11日<br>(1622.02.11)           | 横田角左衛門らが商館囚禁の日本人の件でコックスらを諭す。   | 日→英        | 藤正関係             |
| 元和2年4月11日<br>(1616.05.16～1616.07)   | イートン打擲一件、イートンが大村領内で肥後の日本人を打擲する | 英→日        | 特権適用             |
| 元和3年3月9日<br>(1617.04.04)            | 料理人トーマスが松浦家の犬を殺害し、日本の役人に打擲される  | 英→日<br>日→英 | 松浦家扱い            |
| 元和3年12月30日<br>(1618.01.16)          | ニールソン、通詞コ・ジョンを打擲               | 英→日        | 商館内処理            |

|                                   |                                             |     |                 |
|-----------------------------------|---------------------------------------------|-----|-----------------|
| 元和7年5月26日<br>(1621.07.05)         | エリザベス号の水夫が日本人に暴行、返り討ちに遭うがコックスが甲板に引きずり出して助ける | 英→日 | 商館扱い            |
| 元和7年8月11日<br>(1621.09.16)         | ペパーコーン号乗員が娼家にて窃盗・暴行、コックスらが捕縛・処罰             | 英→日 | 商館扱い            |
| 元和7年8月27日<br>(1621.10.02)         | 逃亡イギリス人の探索を藤正・末次らに依頼、松浦家臣が捕縛                | 英→日 | 松浦家・藤正<br>商館が処刑 |
| 元和7年9月22日<br>(1621.10.26～1622.02) | 松浦家家臣がイギリス船員を多数捕縛、隆信は船員を長崎へ連行か              | 英→日 | 借財返済の件、<br>藤正不在 |

## ②イギリスと他国

| 年月日[初出]                           | 内 容                                       | 当事国  | 備 考          |
|-----------------------------------|-------------------------------------------|------|--------------|
| 元和4年2月12日<br>(1618.02.26～1618.03) | 薩摩でイートンとポルトガル人が喧嘩、ポルトガル人が薩摩藩に訴え審理→ポルトガル窮地 | 英→葡  | 島津家関係        |
| 元和元年9月1日<br>(1615.10.13)          | 小舟盗難のオランダ人を商館へ連れて行く。松浦へ犯人追捕の訴訟            | 蘭→英? | 松浦家扱い        |
| 元和3年11月20日<br>(1617.12.07)        | 窃盗犯オランダ人助命のため牧師が司令官のところへ                  | 蘭→英? | 商館扱い         |
| 元和4年6月28日<br>(1618.08.08)         | オランダ船がイギリス船を曳航(捕獲される)                     | 蘭→英  | 公儀扱い         |
| 元和7年7月3日<br>(1621.08.10)          | 蘭船ズワーン号乗組員によるイギリス人打撃につき協議予定               | 蘭→英  | 商館扱い         |
| 元和元年7月19日<br>(1615.09.01～12)      | ダミアン・リエバノ捕縛の一件、藤正・家康を巻き込む事件へ              | 葡→英  | 藤正・隆信、幕府関係者  |
| 元和7年8月18日<br>(1621.09.23)         | 火薬倉庫襲撃事件、桃野太郎左衛門に告訴を宣告                    | 葡→英  | 松浦家扱い        |
| 元和7年9月13日<br>(1621.10.17)         | 藤正が隆信を通じて、商館内の老ポルトガル人の釈放を要求する             | 葡→英  | 藤正が松浦家を通して依頼 |
| 元和6年閏12月17日<br>(1621.01.29)       | 逃亡したゴンサルベスの黒奴返還困難の件をゴンサルベスに伝える            | 葡→英  | 南蛮への協力       |
| 元和2年8月4日<br>(1616.09.04)          | スペイン人の海賊行為を幕府へ訴える                         | 西→英  | 公儀扱い、海賊行為関係  |
| 慶長20年6月28日<br>(1615.07.13)        | 李旦とダミアンの喧嘩仲裁                              | 中→英  | 商館内処理        |
| 元和6年12月27日<br>(1621.01.09～2月)     | 朱印状貸与の件、藤正へ訴訟。船手頭へも波及                     | 中→英  | 公儀扱い         |
| 元和2年2月21日<br>(1616.03.28)         | 商館の鍵が盗まれる                                 | 不明→英 | 商館内処理        |

## ②オランダ関係(イギリス以外)

| 年月日[初出]                   | 内 容                                   | 当事国 | 備 考    |
|---------------------------|---------------------------------------|-----|--------|
| 元和7年6月28日<br>(1621.08.05) | ヤン・ヨーステンが殺人で有罪となったオランダ人の助命を乞うが、処刑される。 | 蘭→蘭 | オランダ商館 |

|                             |                                               |     |       |
|-----------------------------|-----------------------------------------------|-----|-------|
| 元和2年6月18日<br>(1616.07.21)   | オランダ人による日本人女性殺害                               | 蘭→日 | 処理不明  |
| 元和7年6月15日<br>(1621.07.23)   | オランダ船水夫が日本人を殺傷。<br>松浦氏により処刑(一人逃亡、追捕)          | 蘭→日 | 松浦家扱い |
| 慶長20年6月24日<br>(1615.07.09)  | オランダ人が法官の命令で奴隷を<br>処刑(窃盗)、買入人追放               | 日→蘭 | 松浦家扱い |
| 元和3年7月6日<br>(1617.07.28)    | 道可隆信法要の帰路、信辰がオランダ人を打擲                         | 日→蘭 | 情報のみ  |
| 元和3年11月20日<br>(1617.12.07)  | 隆信がオランダ船にて私貿易した<br>家臣らを処罰する(切腹)               | 日→蘭 | 松浦家扱い |
| 元和7年7月20日<br>(1621.08.27)   | 名護屋停泊中のアムステルダム号<br>で日本人がオランダ人を殺傷              | 日→蘭 | 不明    |
| 元和8年正月9日<br>(1622.02.09)    | 河内浦の住民がオランダ船員を打<br>擲したとの話(英国人引き渡しを<br>拒否したから) | 日→蘭 | 不明    |
| 元和元年9月9日<br>(1615.10.21)    | オランダ商館が捕まえたポルトガル<br>人が逃亡した                    | 蘭→葡 | 商館扱い  |
| 元和元年9月21日～<br>(1615.11.02～) | オランダ船がポルトガル船を捕獲<br>し、捕縛ポルトガル人脱走               | 蘭→葡 | 商館扱い  |
| 元和3年5月18日<br>(1617.06.11)   | 李旦らがオランダ人の横暴を長谷<br>川藤正へ訴える                    | 蘭→中 | 長谷川藤正 |
| 元和4年4月26日<br>(1618.06.08)   | オランダ人が中国船を襲うという<br>噂→解放中国人が幕府へ訴え              | 蘭→中 | 公儀扱い  |

### ③その他

| 年月日[初出]                    | 内 容                                 | 当事国  | 備 考   |
|----------------------------|-------------------------------------|------|-------|
| 元和元年8月6日<br>(1615.09.18)   | 通詞ゴレザノと李旦との喧嘩                       | 日→中  | 商館内処理 |
| 元和元年8月30日<br>(1615.10.12)  | 商館員雇用のボーイとスペイン人<br>との騒動             | 日→西  | 商館内処理 |
| 元和元年12月17日<br>(1616.01.25) | ダミアンとリエバナとの口論                       | 伊→西  | 商館内処理 |
| 元和2年2月5日<br>(1616.03.12)   | 博多へ逐電した元松浦家下男?の<br>処刑(妻が来訪したら通報せよ)  | 日→日  | 松浦家扱い |
| 元和2年11月13日<br>(1616.12.11) | 長崎の役人の捕縛(詳細不明)                      | 日→?  | 不明    |
| 元和4年正月5日<br>(1618.01.21)   | ポルトガル船の奴隷による窃盗→<br>乱闘→大村藩によって処刑(伝聞) | 葡→不明 | 大村藩   |
| 元和4年7月5日<br>(1618.08.14)   | ポルトガル人がシメネスらの引渡<br>を要求(殺害人として)      | 葡?→葡 |       |
| 元和7年8月13日<br>(1621.09.18)  | 長谷川藤正から、ポルトガル船から<br>逃亡した3名の探索依頼     | 葡→日  | 藤正    |

注) 本表は『イギリス商館長日記』(日本関係海外史料)をもとに作成した  
暫定的な表である。今後の追加・修正などが必要だが、目安として掲げておく。



ここに松浦家が入ることはなく、堺にいる藤廣や、長崎で業務遂行する藤正が関わることもない。

## ② 商館関係者が関係した犯罪や争論

騒動が起こった場合、商館員（あるいは関係者）の相手が日本人町人（商人）であるか、松浦家家臣であるか、あるいは外国人であるか、などのパターンにわかれる。さらにどちらが訴えられるのかにより、対応の傾向が変わる。さらに、商館内での窃盗にみられるような犯罪はどうであろうか。『日記』執筆者がコックスであるため、おのずとイギリスと日本に関係するものが多くなるが、いくつかの事例をみてみよう。

日本人とイギリスが争い、かつイギリス人が加害側にあるケースでは、コックスが特権条項、すなわち、かつてジョン・セーリスが得た、慶長一八年八月二八日付家康朱印状のなかの「一、イギリス人之内、徒者於有之者、依罪軽重、イギリス之大将次第可申付事」<sup>(15)</sup>「If one of the English should commit an offence, he shall be sentenced by the English General (Taisho) according to the gravity of the offence.」とある条項を適用させる。

商館員が起こした主な事件として、元和二年（一六一六）大村領内で商館員イートンによる肥後国領民の傷害致死事件、元和三年（一六一七）料理人トーマスによる松浦家の犬殺害にともなう日本人役人の暴行事件、元和七年（一六二二）エリザベス号水夫による日本人暴行事件、同年ペバーコーン号乗組員による娼家での窃盗・暴行事件がある。商館内部では、元和七年（一六二二）使用人の萬による窃盗・逃亡事件、同じくイギリス人大量逃亡事件がある。

### 商館内の盗難事件

盗難事件は、現行犯あるいは捜索の上、平戸で完結することが多い。処分の軽重は商館長の裁量による。多くは



解雇となるが、元和四年（一六一八）年の銀匙盗難事件は特徴的である。コックスは“to heave a ston red hot, and take it in their hands” いわゆる「鉄火裁判」による犯人割出を提案した。鉄火裁判は実施されなかったが、翌日、主犯が判明し、主犯は罪状を認めたが、仲間たちが否認したため、コックスは「首席裁判官」松浦重忠に協力を求めた。しかし、重忠は審理を進めず、結果、内済を指示するにとどまった。

### 商館からの日本人逃亡者搜索

商館関係者が関わる事件のなかで、藤正が関与したのは逃亡者搜索である。元和六年（一六二二）年の商館使用人萬の窃盗・逃亡で、コックスは長崎の藤正家臣と萬の親族に協力を依頼した。藤正は、これを末次平蔵政直へ伝え、長崎での捜査が展開された。捜査のあり方は『日記』一六二二年二月三日（元和六年閏一二月二日）にある。

### 〈史料2〉

私は長崎から、私の手紙に対する返事の手紙二通を受取った。すなわち、一通は火薬製造人パルエ殿から、一通はボールの父ヨシエモン殿（方右衛門）から、奴隸マンのことに触れたもの。彼らは私に、ゴンロク殿（惟六）の秘書スキダイエン殿（助太夫）が私の手紙を受取るとフエゼ殿（平蔵）のところへ行って之を彼に示した顛末を書いている。すると彼らはその盗賊マンを求めて全市中に公開捜査を行ったが、彼を見出すに至らず、彼の父、母、及び兄と、もうひとり彼を売った彼の主人とを投獄したが、その主人なる者は、その街路上二〇人〔の住民とともに十人組〕、彼の出現に対する責任を負わされ、しかもこの盗賊を見出すことに失敗した場合は彼らの生命をもって償うか、もしくは盗まれた品々の代価に就き我々に満足を与えなくてはならないのである。

これを見ると、萬は長崎市内でも捕まらず、家族が人質状態になっていたことがわかる。藤正から平蔵へ、そして『日記』には書かれないが、町田や後藤、高島ら町年寄を通して、萬を捜索したと思われる。

### 逃亡外国人の捜索

イギリス人の逃亡事件は二例起こっている。まず平山常陳事件に関わる重要な証人であったショートの逃亡である。ショートは修道士の教唆で逃亡したとされ、長崎抑留の事実は判明したが、その後行方不明となり、藤正から未発見の報告が出された。もう一件の逃亡は、イギリス人の大量逃亡である。この逃亡者は松浦家臣に捕まり、その後、商館によって処罰（処刑）された。商館長が極刑にしたことから、この大量逃亡は、英国あるいは東インド会社の規律違反により裁判となり、処刑判決を受けたものと推定される。商館長に与えられた権限の強さはここに現れる。

なお、外国人犯罪者でも松浦家による処罰事例がある。一六二一年一〇月二一日（元和七年九月七日）の記事によれば、オランダではあるが、ラフェールを打擲した者に対し、商館長カムプスが松浦隆信に処罰を求めたとある。<sup>(26)</sup>カムプスは隆信に極刑を望まないと伝えたが、隆信は「それは不可能で、カムプスが望むなら極刑にする」と告げ、カムプスが改めて極刑は不要であると再回答したという。

以上の例から、商館での解決は必ずしも外国人有利に進めるわけではなく、裁判によって決めることが重要と考えていた。イギリス人は、幕藩領主による極刑には否定的である。『日記』には、日本人の極刑に関する記事が随所にみられる。<sup>(27)</sup>コックスは逃亡者に対して捜査協力を松浦家や長崎の藤正に求めているが、その処理について藤廣や藤正を介することはほとんどない。日本人による処罰は極刑が前提となると考えたからである。<sup>(28)</sup>

### 三、問題解決と領主権力をめぐる課題

ここまでみてきたように、商館内部のイギリス人同士の問題に領主権力が介入することは原則ない。商館雇用日本人に対しては、介入する場合としない場合があり、日本人が起こした犯罪に対しては松浦家内部で処理される。イギリス人が関係するさまざまな問題は平戸内で起こるとは限らないが、藤廣も藤正も出てこない事例が大半を占める。商館内での窃盗や暴行・傷害事件、酒狂による乱闘などは、長崎あるいは堺で藤正や藤廣に訴える必要はなく、多くはコックスの裁量で判断が下されるからである。では、イギリス人や領主権力による裁判理解について考えてみよう。

#### (1) 裁判権の問題

家康が与えた特権については、通常「治外法権」として理解される。厳密に言えばこれは「領事裁判権」の問題というべきであろう。<sup>(29)</sup> 外国人の日本人に対する不当な行為、日本人の外国人に対する不当な行為に対する法的手段はどうか。家康が示したものは、イギリス人の “If one of the English should commit an offence” を前提とし、日本人の不当行為について定めたものではない。よって、コックスはイギリス人の起こす問題について処罰、あるいは商館内（会社内）で裁判する権利を持つのみで、日本人（商館雇用は除く）を処罰する権利はない。コックスはイギリス人保護は可能だが、日本人は松浦家、あるいは藤廣や藤正に預け、裁判を求めるだけである。もともと、コックスが先の特権を直接行使する事例も少なく、通詞五郎左衛門と松浦家臣竜崎七郎右衛門の争いの

例と、イートンが大村領で肥後国領民を打擲した例が主要なものである。

七郎右衛門への適用は、コックス自身が「私は皇帝オーゴシヨ様の保護のもとにあり、そして彼の署名を得て、日本のいかなる法官といえども皇帝の許可による以外私並びに私の商館内の使用人に干渉することはできないこととなっており、しかも実際は私が語っている以上に大きな権限を私は持っている」と述べていたことで明白である。

## 元和二年 イートンによる日本人傷害致死事件

この事件には単に外国人が起したことだけではなく、複数の着眼点でみていく必要がある。①外国人が起こした事件である、②平戸以外の大名領（大村領）で起こった事件である、③被害者が肥後の領民である、の三点である。大村の領民同士であれば大村家による処理で済む。大村領民と肥後領民との争いであれば、広域支配をしている「国奉行」的な者、あるいは本多正純や土井利勝などが間に入ることが想定できる。

しかし、この傷害事件は外国人の事件である。そこでコックスはイートン保護のために特権を適用させた。日本の裁判権に服す必要はなく、また日本の不当な扱いを避けるためである。この事件の際、イートンの身柄については、大村家も肥後の加藤家も静観している。次の史料は『日記』一六二六年六月五日（元和二年五月二日）の記事である。

### 〈史料3〉

フインゴ<sup>（肥後）</sup>へ行ったボンギウ<sup>（奉行）</sup>はウンブラ<sup>（大村）</sup>の人々のところへ次のような「フインゴ<sup>（加藤忠広）</sup>の王の」返事をもつて帰ったとのことである。すなわち彼らは例のイギリス人を自由にすべきであり、それは彼が皇帝<sup>（加藤）</sup>の保護のもとにある人々に干渉したくないからである旨、また、このたびの暴挙を起こしたフインゴ<sup>（加藤）</sup>の人々も、彼に何も知らせることな

く彼らの事を運んだのであり、それ故彼は、このたびの行動につき彼らを弁護するつもりがない旨である。<sup>(加藤)</sup>

加藤家の場合は領民が勝手にしたことなので領民を保護する義務はないとの考えである。<sup>(30)</sup> 国内・国外いずれにしても、加藤家が介入することはできない。イートンは大村家・加藤家両家から訴えられることはなく、渡日、迎えに来たニールソンとともに平戸へ戻る。

ところが、イートンが大村で抑留されている間、相手側の肥後領民などから屈辱を受け、また大村家臣が、騒動のきっかけをつくった張本人であるとして商館雇用人を処刑した事実があった。ニールソンからの報告では、雇用人を処刑した奉行は離職だけでは済まされず、身上が危険であるとも述べる。これは、通詞五郎左衛門の一件同様、商館関係者は保護対象として扱っていることを示す。

本件でもイートンに対する不当な扱い、雇用人に対する不当な処刑を受けても、コックスが藤廣や藤正に助力を求めることはなく、藤廣らが本件に介入することもない。キリシタン問題を除いて、長谷川藤廣や藤正が関与することはないのである。<sup>(31)</sup>

平戸で外国人が起す問題については、商館内部で解決させていた。しかし、外国人が日本人に対して罪を犯した場合、商館が外国人の身柄を引き取り、松浦家の裁判を受けることはほとんどない。元和七年（一六二二）、河内浦でオランダ人と日本人が争い、オランダ船水夫が日本人を殺害した事件が松浦家によってオランダ人が処刑されており、残りの逃亡者も追捕されたように、徐々に松浦家の介入度は高まっていくものと思われる。

## (2) 日本人がきっかけとなる外国との問題

一方、日本人が外国人に対して罪を犯した場合はどうか。この場合、コックスから松浦家へ裁判要求などの働きかけがあったのが通例である。具体的には、コックスが商館関係者を保護した上で、領主に対し裁判を要求し、松浦家の判断によって理非を明確にして裁許してもらう、という流れになる。また、日本人がきっかけとなって商館が困惑するケースもある。主に取引をめぐる問題が多いようだが、ここでは藤廣や藤正が関係する事件がみられる。

### 元和三年、知工ミゲル（数之助）との蘇木引渡一件

中国ジャンク船の日本人数之助とコックスが争った蘇木の一件である。この事件は商館の活動を見る上で必ずといってよいほど参照される事件である。ここではその手続きの流れをみておきたい。

三月初頭、コックスは平戸の「首席裁判官」と呼ぶ松浦重忠や、「王とならぶほどの権力を持っている」と評価した佐川信利を通じて、本件の解決を図った。ところが、松浦家の当初の判断は、当事者主義にもとづくものであった。

四月、コックスは信利から、相手方のミゲル（数之助）がイギリス人を殺害する恐れがあるとの連絡を受け、裁判の幕府移管（京）を提案した。コックスはその後、長谷川藤廣に京での提訴を希望することになる。そして、五月に重忠から本一件から離れたいとの旨が伝えられた。この重忠の行動は、松浦家の責任軽減の意図を含んでいる。

七月半ば、ミゲル（数之助）の希望との理由で、平戸での裁判が藤正から伝えられた。しかし、重忠は裁判の遷延を謀り、対応は隆信弟の松浦信辰が引き継いだ。裁判開始数日後には結審したが、その直後に以前藤正へ提出した訴状（中国語と日本語）の不備が指摘された。コックスはこの藤正の動きをみて、イギリス側を不利にするためと推測

する。藤正と南蛮人が暴利を得ているとの話は、その直前であった。

二元的且つ不公正な裁判の進め方をみたコックスは、改めて幕府への訴訟を検討、伝達するが、藤正は平戸での裁判を、信辰は長崎での裁判を求めた。信辰は平戸での裁判を進めることを前提に、領主松浦隆信の指示を仰ぐようコックスへ伝えたが、隆信が積極的に動くことはない。九月には藤廣から、みずからの長崎下向まで処理延期すると伝えられたが、この年の秋に藤廣は死去する。翌年、コックスは隆信に対し本件の審議を要求するが、隆信はコックスの期待に応えることはない。

ここから先の経緯は『日記』欠落のため不明だが、「平戸…松浦重忠↓長崎…長谷川藤廣・藤正↓平戸…松浦信辰↓平戸…松浦隆信」と次々に担当者が替わり、しかもすべて裁判は消極的に展開したことは明らかである。当事者のコックスが何度も経験した幕藩権力の裁判への消極性は、ここでもみられたのである。

これは、家康存命の頃にあった南蛮人解放の請願と同じである。長崎での事件であったため現地実力者の藤正へ解決を願うが藤正は動かず、コックスは家康への直訴のために長谷川藤廣や後藤庄三郎宛の紹介状作成を松浦隆信へ依頼した。藤正は解決を約束し、隆信からは家康へ伝えるのは避けた方がよい、と言われていたが、家康のもとへアダムズが派遣され、本件は解決した。藤正も隆信も、問題解決に尽力していないとコックスには映ったのである。

それでも、外国人の理解では、彼らは「奉行」であり「裁判官」であり、時には「知事」であり、無視できない存在である。元和三年（一六一七年）、オランダ商館は朱印状発給にかかわる文書のなかで、藤廣について「長崎及び堺の知事兼裁判官にして、今日まで、皇帝陛下の爲め、物品購入の任に当り、我が来航の始より常に訪問し、進物を

呈したる左兵衛殿に」と記す。<sup>②</sup>御用取引や港湾管理、朱印船貿易など、自身の利潤獲得に直接関わることには積極的に動き、コックスらに接触してきた。藤正の場合、南蛮交易・朱印船貿易に関わることが多く、ポルトガルへの荷担、あるいは平山常陳事件の時のようにキリシタンとの関係に疑念を持たれることもあった。

### 平山常陳事件

平山常陳事件も、商館（イギリス・オランダ）は平戸と長崎に翻弄された。事件概要は省略する。商館は宣教師を乗せた船から舶載品を押領したが、平山船が朱印船であったことから、宣教師問題とともに舶載品の帰属が問題となった。朱印船である以上、保護されるべきだが、商館側の主張は宣教師を摘発したことに付随する「戦利品」である。当然この事件もなかなか進まず、コックスらは商館側の要求を放棄して、江戸出府を急ごうとした。しかし、隆信は藤正の指示を待たねばならぬと答え、藤正の平戸到着にともなって裁判が再開され、潜伏宣教師をめぐる証人喚問をおこない、商館長に意見を求めるのである。

交易以外の外国人との関係でみれば、藤廣や藤正は、奉行としての職務ではなく、依頼によって動く印象が強い。藤廣や藤正が「奉行」「知事」「裁判官」とあっても、その依頼の実行は末次平蔵など町支配の者が担当することもあった。「ゴロンク殿の不在中の長崎の知事（末次政直）が当地を通過して私に彼の弟が私に宛てて書いた手紙一通を届けて呉れた。」（二六一七年一月二九日 元和三年正月三日）と記すように、藤正が長崎不在の際は、末次が職務代行しているとコックスは理解し、いわゆる「長崎奉行」と「長崎代官」との間に明確な違いがあるとは考えていなかったということもできる。



## おわりに

今後の課題を挙げておこう。イギリスやオランダに対する藤廣や藤正の対応変化は、家康の死を契機にしていると指摘されているが、実際の動き方の変化に着目しておくことが肝要である。政治体制の変化は、家康の死後に変化をみせ、いわゆる「御代替」と表現され、コックスも元和二年（一六一六）をもって、秀忠を新たな皇帝と承認した。それは事実であるが、それがすべてを変化させたわけではなからう。具体的な事件をみていくと、元和七年頃、松浦隆信も長谷川藤正も、以前に比べて積極的に外国人問題に関わってくるようになる。その姿を事実関係から検討していくとどのような評価ができるだろうか。

本来明らかにすべき長谷川藤廣と藤正に関しては、『日記』や書翰に出てくる事例をさらに精査して検討する余地が多分に残されているが、家康時代から秀忠時代への政治的变化と、外国人の政権認識変化、さらに具体的な行動の変化を複合的に検討することによって、長谷川藤廣・藤正のポジション、ひいては「長崎奉行」としての認識の変化を検討することが可能になると考える。本稿は、その準備のための事例報告として位置づけておきたい。

## 注

- (1) 三宅英利「長崎奉行長谷川佐兵衛論考―近世外交政策の一考察―」（『史淵』六九号、一九五六年五月）。
- (2) 三宅英利「Diary of Richard Cocks における“Gonnock Dono”について」（『北九州大学文学部紀要 B 系列』三卷二号、

一九七〇年三月）。

- (3) 藤廣の前に、長谷川重吉を含める場合もある。「干城録」（国立公文書館デジタルアーカイブ）長谷川重吉の項では「長崎の代官」と記されている。

- (4) 清水紘一「長崎奉行一覧表の再検討」（京都外国語大学『研究論叢』一五号、一九七五年）。清水氏にはこの他、「近世初頭長崎奉行の一考察」（『中央史学』創刊号、一九七七年一〇月）、「元和2年外国船平戸長崎集中令の一考察」（『社会文化史学』一六号、一九七八年一二月）などがある。

- (5) 長谷川藤正を例にとれば、『国史大辞典』の長谷川権六の項目では慶長一九年を、『同書』長崎奉行一覧では元和四年を採用しているといったようなものもみられる。

- (6) 永積洋子『近世初期の外交』（創文社、一九九〇年）

- (7) 永積洋子、武田万里子『平戸オランダ商館 イギリス商館日記 碧眼のみた近世の日本と鎖国への道』（そして、一九八一年）。

- (8) 鈴木康子『長崎奉行の研究』（思文閣出版、二〇〇七年）。

- (9) 「干城録」長谷川藤廣の項に「仰せを蒙りて肥前国長崎の奉行となる」とあるように「長崎の奉行」と書かれるケースはあるが、それが役職名ではないのは言うまでもない。注3にあるように、長谷川重吉が「長崎の代官」とあっても「長崎奉行」として整理することもあり、史料での表記も慎重に考えなければならぬだろう。

- (10) 『本光国師日記』上に写された目安では、具体的に板倉勝重や崇伝の名を宛所に記すものもあれば、「御奉行様」「御奉行所」と記すものもある（慶長十六年六月近江国小谷寺平等坊からの目安が「御奉行様」宛であり、それに対する裏書きが、勝重・崇伝・元佑三名の連名となっている例など）。

- (11) 商館長日記は『日本関係海外史料 イギリス商館長日記』譯文編（東京大学出版会史料編纂所、以下『日記』と略す）を利用する。本文内容も特記しない限り、『日記』に基づく。

- (12) Anthony Farrington ed. *THE ENGLISH FACTORY IN JAPAN* 1613-1623 vol.1, London, 1991, No.310 William Eaton

at Hirado to Richard Cocks at Osaka, Fushimi, Kyoto or elsewhere 8, September 1619.

- (13) *Public Record Office Calendar of state papers. Colonial series, East Indies, China and Japan, 1617-1621*. London, 1870. 8. January 1618. なおこの記事は「オランダ商館関係の文書から作成されたものとのこと」。

- (14) その点では、贈答のあり方も表に加えるべきかもしれないが、非常に数が多く、すべてを掲載すると、逆に煩雑になる。本人のみならず、家臣の往来でも贈り物をするため、彼らが直接会う場合は、何らかの贈答があったと考えてよいだろう。
- (15) この時期は『日記』欠落のため詳細はわからない。元和四年（一六一八）にオランダ船がイギリス船を拿捕して日本へ入った事件、対立状態にある英蘭が東南アジアにおける南蛮との抗争を背景に防禦協定を締結したことを踏まえれば、日本国内においてイギリスとオランダが緊張していたことは明らかである。

- (16) 『慶元イギリス書翰』（異国叢書、雄松堂出版）、三九九頁。一六一五年一〇月一三日（元和元年九月一日）リチャード・コックス宛リチャード・ウィツカム書翰。

- (17) 古い朱印状は、一六一六年九月二四日（元和二年八月二四日）、幕府に返却したという（『日記』）。

- (18) 『通航一覽』第六（清文堂出版、昭和四二年復刻）、三四六頁。元和四年（一六一八）年に幕府年寄から出された奉書には「仍黒船イギリス船之儀、於長崎平戸令商売之旨」と、長崎が加えられている。前年、コックスが交易地拡大の請願を年寄に提出した年、アダムズが改めて朱印状を受け取ったが、そこに「長崎」が加えられていることに安藤重信らが異論を唱えた（『日記』の一六一七年九月三〇日（元和三年九月一日））にある。幕府はこの件を看過できず、文面から削除した上で改めて朱印状を発給することになった。アダムズは長崎へは船を向けるだけであると答え、重信らは文字では残すことはできないが、長崎も併せて許可すると伝えたという。元和四年の奉書は、長崎を加えて奉書として出した許可状である。
- (19) 「よくは知らないが」とあるのは「（その効果に）確信を持つことはできないが」という意味としてとらえたい。

- (20) 拙稿「十七世紀イギリス人の見た日本―幕府政治に関わる噂話」（『生活文化史』六一号、二〇一二年三月）。大坂落城一か月後、すでに秀頼存命の噂が平戸まで届いていた。

- (21) 『慶元イギリス書翰』三八一頁。一六一五年一〇月二二日（元和元年九月一日）ウィリアム・ニートン宛リチャード・コッ

クス書翰。

(22) これは南蛮人や日本人に限らず、同じ商館員に対しても同様であり、ウィリアム・アダムズと対立すれば、「オランダ人の肩を持つ」と表現することがある。

(23) 拙稿「一七世紀、イギリス商館関係者の紛争処理と平戸松浦家：『イギリス商館長日記』を題材にして」（日本大学通信教育部『研究紀要』第二五号、二〇一二年三月）

(24) 記録された事件をできるかぎり採録しよう努めたが、遺漏、あるいは同一案件で複数レコードして扱った箇所もあるうかと思われる。今後精査し修正を施す所存である。

(25) 『通航一覽』第六、三四六頁。LETTERS WRITTEN BY THE ENGLISH RESIDENTS IN JAPAN（天理図書館善本叢書洋書之部東西交渉史編Ⅰ 一九七三年）、一一〇頁。

(26) 同年は外国人を殺害したオランダ人がオランダ商館内で処刑されたとの記事もあるため、必ず松浦家に処罰を依頼するものではない。

(27) 不義密通、窃盗、出奔、隆信側室と通じる、平戸家臣私闘、暴動の責任などでの処刑がある。『日記』一六一六年八月一二日（元和二年七月七日）、伏見近辺での記事に「対岸ではひとりの男が、ある商人の使用人を殺した廉で十字架上で磔刑に処せられていた。また、或る別の場所では（我々が通った際に）、私は大道端の材木の上に八ないし十人ほどの罪人の首が据えてあるのを見た。このような厳しい裁判がなかったら、彼らの間では生きていけないのだ、と思う。人々はそんなにも極悪で命知らずなのである」とある。その他、一六一五年一月二三日、窃盗で処刑直前の日本人少年に対し助命嘆願をした事実もある（隆信の処刑中止命令は間に合わない）。戦国時代以来、日本滞在のイエズス会宣教師たちも極刑を意識していた。後、元和の大殉教にみられるようなキリシタン迫害に通ずるものがある。

(28) コックス一行が江戸から平戸へ戻る途中、ウィリアム・アダムズの領地である逸見に来た時は、農民を“slave”（奴隷）と呼び、主人が自由に処分できるものであると理解していた。

(29) 幕末不平等条約を扱った荒野泰典「近世の日本において外国人犯罪者はどのように裁かれていたか―明治時代における

領事裁判権の歴史的前提の素描——『史苑』六九卷合併号、二〇〇九年三月）で、日米修好通商条約第六条に規定された領事裁判権の問題をとりあげる。日米和親条約や日英和親条約では、日本人が外国人に対して罪を犯した場合の規程がなく。それがどのように規程されたのかをさぐる。荒野氏は安政二年（一八五五）の日蘭和親条約がその萌芽であるとし、「オランダ人が日本人から不当な待遇を受けた場合は、領事館から日本国へ伝え、日本の重役が取り調べをして、日本の国法をもって処罰する」との日本人に対する処分規程は、長崎での慣例のままであると指摘する。

(30) 当時の加藤家は、家老で麦島城主の加藤正方、そして加藤正次らが中心となって藩政を動かしていた。この二年後に両家老の間で主導権をめぐる騒動（牛方馬方騒動）が起こり、秀忠の裁許を受けたことから、イートンが事件を起こした時、どこまでこの事件に関わったのかは不明である。

(31) キリシタン追捕は、イエズス会（十六・七世紀イエズス会日本報告集）シリーズ、同朋舎）や、ドミニコ会宣教師たちの記録（キリシタン文化研究会『キリシタン文化研究』シリーズの各種報告）に詳述される。特に末次平蔵と争っていた村山等安との交流や平山常陳事件では、フランシスコ・モラーレスが知られる。慶長一九年（一六一四）の禁教令が出されたことで、薩摩や肥前佐賀から離れたが、長谷川藤廣や藤正に捕まり壱岐や大村へ送られた者も多く、元和八年（一六二二）年には藤正の指示で長崎に多くの宣教師やキリスト教徒が集められ殉教したことは有名である。

(32) 「和蘭国海牙文書館文書」（『大日本史料』第五二編之二七）、六一四頁。その他、「長崎町年寄発端并先祖代々相勤候由緒書控」（渡辺文庫、長崎歴史文化博物館所蔵）などの由緒書に「長崎奉行」の由来が書かれ、「長崎奉行」は小間物を取り扱う者として位置づけられている。江戸時代後期には、長谷川藤廣や藤正を含めた「長崎奉行」一覧が作成されていることから、長谷川藤廣らは「長崎奉行」として理解されているが、その性格は同じではないことを改めて提起しておきたい。

（付記） 本稿は、平成二六年度日本大学通信教育部研究費による研究のひとつである。

# JOURNAL

## OF

### DISTANCE LEARNING DIVISION

### NIHON UNIVERSITY

No.28 Mar. 2015

## CONTENTS

---

KONDO, Kenshi : Kenji MIYAZAWA's 1922(11<sup>th</sup> year of Taisho Period)  
—His Encounter with Genzo TOBA

NABEMOTO, Yoshinori : Memorandum of "Nagasaki Bugyo" and Power of  
Lords in the early Edo period

TAKATSUNA, Hirofumi : About "KAIZOU NIPPOU" in Shanghai just after  
the Defeat Japan

SATO, Minoru : The Socio-economic Background Organizing a Wholesale Ma  
rket

KOGA, Toru : The Finnish Teachers Union(OAJ) and Educational Policy in  
Finland

RIKU, Yugun : Corporate Strategies in the Global Environment and the Rol  
e of Government

NEMOTO, Shinichi : Study on Various Forms of Medical Malpractice and L  
egal Positioning of Adverse Drug Reactions Cases

INO, Keiya : A Study of consciousness of politics in *Cyclops* in *Ulysses* (1922)

TAMURA, Kazuhiko : The High-advanced Technology Industry and the Glob  
alization

## あとがき

『研究紀要』第二十八号は、本年三月末をもって日本大学通信教育部を退職される竹中眞幸先生の記念号として、刊行することになりました。

竹中先生は、昭和六十一年十月に通信教育部に着任されてから、史学担当教員として学生への教育・指導に当たられるとともに、日本近世農村史・治水史の専門家として多数の研究成果をあげてきました。なかでも『武蔵村山市史』編纂事業に尽力され、地方史研究者としての社会的貢献には大きなものがあります。

竹中先生は十年ほど以前から体調を崩し病気との闘いでしたが、可能な限り教育・研究に情熱を傾けて来ました。その間に、自校教育の先駆けともいうべき「日本大学の歴史」に関するメディア教材を開発するなど、本大学に対する思いには熱いものがあつたと拝察します。しかしながら、体調は好転せず、この度退職することになりましたが、私たちは残念でなりません。

ここに、ご在職中における先生の教学及び研究活動に感謝申し上げますとともに、そのご功績に深く敬意を表する次第です。

(高綱)

## 研究紀要

第28号

平成27年3月31日 発行

(非売品)

編集兼発行人

福田 弥 夫

発行所

日本大学通信教育部  
通信教育研究所

〒101-8005

東京都千代田区九段南4-8-28

電話 03 (5275) 8890

印刷／日本フィニッシュ株式会社

執筆者紹介（執筆順）

近藤健史 教授（通信教育部）

鍋本由徳 准教授（通信教育部）

高綱博文 教授（通信教育部）

佐藤稔 教授（通信教育部）

陸亦群 教授（通信教育部）

古賀徹 教授（通信教育部）

猪野恵也 准教授（通信教育部）

根本晋一 准教授（通信教育部）

田村和彦 専任講師（通信教育部）



## 『研究紀要』の訂正

平成２６年３月に刊行した『研究紀要』第２７号（本間司教授追悼記念号）に，次のとおり訂正がありましたので，お知らせします。

| ページ                    | 正            | 誤            |
|------------------------|--------------|--------------|
| [追悼の辞]<br>２ページ<br>１０行目 | 『論理的』死生観について | 『論理的』死生観について |
| 同上                     | 「哲学研究会」機関誌   | 「哲学研究会」機関紙   |
| [追悼の辞]<br>２ページ<br>１２行目 | 『あからめて生きる』   | 『あきらめて生きる』   |
| [あとがき]<br>２行目          | 本間司教授の追悼記念号  | 本間司教授の追悼祈念号  |

# 敗戦直後の上海における『改造日報』について

高 綱 博 文

## はじめに

日本が敗戦した直後に、上海にはたくさんの日本人居留民（日僑）と武装解除した日本兵（日俘）がおり、彼らのために中国国民政府軍は邦字紙『改造日報』を発刊したことは周知の通りである。

近年、中国において改造日報館社長陸久之や総経理金学成に関する回想録や聞き取り等が多く発表されており<sup>1</sup>、『改造日報』についても注目されている。そこでは『改造日報』は、「第三方面軍司令部（湯恩伯）の対日宣伝機関に直属し、名義上は日本戦争俘虜の軍国主義思想の『改造』であるが、実質的には中共の外郭新聞メディア」であり、国民党がお金を出しているが「共産党の主張を宣伝する新聞である」等と指摘されている<sup>2</sup>。

日本においても、日本の国策新聞『大陸新報』の「継続紙」としての『改造日報』に論及する山本武利氏の研究や、『改造日報』を敗戦後の上海における日本人居留民研究の史料として利用する山村睦夫氏や筆者の研究等がある<sup>3</sup>。とはいえ、『改造日報』及びそれを刊行した改造日報館については、その性格が複雑で不透明なこともあって十分に明らかになっていない。

本稿は『改造日報』に関する書誌情報を提示しながら同紙をめぐる〈グレーゾーン〉について歴史的に解明を試みたものである。筆者が〈グレーゾーン〉に着目するのは『改造日報』の複雑で不透明な性格

は＜敵と味方＞＜支配と抵抗＞の二項対立的な枠組みでは理解できないと考えるからである。＜グレーゾーン＞という概念は、占領地・植民地空間における「バーゲニング（bargaining）の展開とそれに付随する政治過程論」を考察するためのものであり、「協力」と「抵抗」の間に不明瞭で広範な transitional zone を想定して研究対象をできる限り等身大の姿で理解しようとする方法でもある<sup>4</sup>。

なお、筆者が使用したところの『改造日報』は上海図書館徐家匯蔵書樓の原本であるが<sup>5</sup>、その他国会図書館にも一部所蔵されておりマイクロフィルムで閲覧ができる<sup>6</sup>。

## 1 『改造日報』創刊の背景

### (1) 蒋介石の対日方針

『改造日報』は、日本敗戦後の蒋介石による対日方針が生み出したものであり、はじめに同方針を見ておくことにする。

1945年8月14日に、日本は正式にポツダム宣言を受諾して、アメリカ・イギリス・ソ連・中国などの連合国に無条件降伏をした。7月26日に発表されたポツダム宣言は軍国主義の基盤の除去、領土の占領、民主化促進、領土の削減、軍隊の解散、軍需産業以外の平和産業の維持、将来の貿易関係への参加許可などの13項目からなっており<sup>7</sup>、連合国の対日政策の基礎となった。

中国は、1937年の盧溝橋事件から1945年8月の勝利まで広大な領土を戦場として、人的にも物質・経済的にも膨大な犠牲をはらった。抗日戦争に「惨勝」した直後の中国の対日世論は、何よりの日本軍国主義、帝国主義の再起を防ぐための保障、そのための日本の民主的、平和的改革を求めた。すでに国共関係は一発即発の様相を呈しつつあったが、中華民国を代表する国家元首として蒋介石は、1945年8

月 15 日「全国軍民及び世界人士」に対してラジオ放送を通じて「余の対日方針」を声明した。

「わが中国の同胞は『旧悪を思わず』『人のために善をなせ』という教えは、実にわが民族の伝統的な至高至貴の徳性であることを知らなければならぬ。われわれは一貫して、正義に背いて戦いはじめた日本の軍閥を敵として、日本の人民を敵としないと声明してきた。いまや敵はわれわれ盟邦の協力によって打倒された。われわれは厳として彼らに責任をもたせ、あらゆる降伏条件を忠実に履行させねばならない。……もし敵がかつて行った暴行に応えるに暴行をもってし、また敵がかつて誇った誤れる優越感に報いるに侮辱をもってするならば、それは即ち怨みに報いるに怨みをもってすることになり、永遠に止まるところなく、これは決してわが仁義の軍の目的とするところでない。このことは、われわれ一人一人の軍民同胞が今日特別に注意しなければならないことである。」<sup>8</sup>

これが有名な蒋介石による所謂「以德報怨」（「怨に報ゆるに徳を以てす」）の声明であり、日本の軍国主義者と人民を区別して、日本人民が前者の支配から脱却して民主主義と恒久的平和実現の条件を勝ち取ることを期待するという論旨であり、中国国民政府の対日政策の基本方針となった。国民政府の中国軍管轄区のもとにあった 200 万人を越える日本軍及び民間日本人の早期引揚げ、戦犯に対する寛大な措置、戦争賠償の放棄などの政策は、この蒋介石の対日基本方針によるものであるといわれる<sup>9</sup>。

日本軍が 1945 年 8 月にポツダム宣言を受諾して、連合国に降伏した時、支那派遣軍のもとに華北、華中、華南の沿海の大都市を中心として約 100 万の兵力が展開していた。9 月 9 日、停戦協定は国民政府軍の何応欽上将と岡村寧次大将の間に南京において調印され、支那派

遣軍総司令部は「中国戦区日本官兵善後総連絡部」、支那方面艦隊司令部は「中国戦区日本海軍総連絡部」と改称し、各地の日本側代表投降部隊司令部と、海軍部隊先任指揮官は、それぞれ各地区「日本官兵善後連絡部」、「日本海軍連絡部」となった。この「連絡部」は日本側を代表して、中国における日本の全軍民の衝にあたる機関となった。これに対する国民政府の所管機関は「日僑俘管理総処」とよばれた<sup>10</sup>。

日本が敗戦したとき国民党と共産党は対立を激化させるなか、双方の軍隊、または別勢力の軍隊が日本軍の武装解除を要求した。こうした状況において、日本軍は「敵よりいかなる要求あるも統帥系統による命令以外には絶対に応ぜざるのみならず所要に応じて断固自衛力を行使」するように命じて、一方で国民政府に復員するまで軍の指揮組織の維持と「自衛兵器の保持」を要求した<sup>11</sup>。

日本の降伏に際しての蒋介石による声明は、国民政府の基本精神を述べたものとして日本人をして「われ精神的にも敗れたり」の感を抱かせたという。この精神は、国民政府と軍の上層部には全面的に徹底された結果、中国本土及び台湾における日本の250万人の軍民引揚げは、わずか一年数ヶ月をもって完了し、しかもこの地区における人員の損喪率は5%にすぎなかったとされる<sup>12</sup>。

## (2) 敗戦後の政治情勢

『改造日報』は、中国国民党軍（第三方面軍司令部）の対日宣伝機関紙として上海における日本人居留民・俘虜に対して内外のニュースを伝えるとともに、彼らの軍国主義・侵略思想を改造して民主主義を啓蒙することにあつた。しかし、その紙面には毛沢東・周恩来等の共産党指導者の動向や郭沫若をはじめとする多数の中国左翼知識人の文章や、また日本の左翼知識人とと思われる人物の文章も数多く掲載され

ている。これは日本敗戦直後から国共内戦開始までの1年に満たない中国国民党と中国共産党が平和共存した時代の産物であった。その間、両党は1945年8月～10月の重慶会談、翌46年1月の政治協商会議を挟んで交渉と暗闘を繰り返しており、それが『改造日報』の性格を複雑で不透明にしている政治的な背景である。以下、『改造日報』の歴史的な性格を規定していたと考えられる当該期の中国政治情勢を概観しておきたい。

1945年5月に中国国民党は第六次全国代表大会を開催して、戦後の政権構想を論じて国民大会を開いて訓政から憲政に移行する方針を明らかにして同党が主導権を掌握しようとした。一方、中国共産党も同年4～6月に第七次全国大会を開催して、各党各派が平等に参加する連合政府構想を提起して、国民党案に対置した。国共両党の間では戦後の政権構想の対立に加えて日本軍の投降問題や共産党軍の配備をめぐる各地で衝突は絶えなかった。

毛沢東は8月13日の「抗日戦争勝利後の時局とわれわれの方針」演説において次のように述べている。

「蒋介石は人民にたいしては、すこしの権利でも必ず奪い、すこしの利益でも必ず得ようとしている。われわれはどうか。われわれの方針は、真正面から対立し、寸土を争おうとするものである。」<sup>13</sup>

しかし、8月25日、中共中央は「目前の対時局宣言」を発表し、国民党との和平交渉の意思を内外に明らかにした。「長期にわたって一致団結、孫中山先生の完全に実現すること」などが謳われたが、翌26日の中共中央の「党内通達」では国共両党共存の可能性を指摘しながらも、国民党が内戦を惹起する危険性を強く警告し、その際は「かならず自衛の立場に立って、断固して、徹底的に、きれいに、残らず、これを消滅するであろう」と述べている。ここからも共産党は国民党

に対して＜和平交渉と武力対決＞という二面作戦のスタンスをとっていたことが窺われる<sup>14</sup>。

中国国民政府の下における安定した統一中国を期待するアメリカの国共両党の調停もあって、1945年8月から10月まで重慶において国共交渉（重慶会談）が実現し、平和と民主化を求める国内世論と内戦を望まないソ連の意向を背景として10月10日付の合意文書（双十会談紀要）が公表された。同文書では、戦後中国における国民党の指導性を承認し、各党派間の平等とそれぞれの合法性が確認され、政治の民主化や憲法制定の国民大会を協議する政治協商会議の開催が明記された<sup>15</sup>。

1946年1月10日～31日に重慶で開催された政治協商会議は、国民党8名、共産党7名、民主同盟9名、青年党5名、その他9名の38名の代表から構成され、「政府組織案」・「国民大会案」・「和平建国綱領」・「軍事問題案」・「憲法草案」の5つの決議案を採択した<sup>16</sup>。会議が採択した諸案は諸党派が参画したことにより国民党の指導権を制約する方向性を示すものであり、国民党がこれをそのまま承認する可能性は少なかった。同年3月、国民党第六期第二回全会は、事実上政治協商会議が採択した民主的諸原則を拒否することになり、国共和平の前途を暗いものとした。加えて、この時期になると、国民政府とソ連との関係も緊張し始めたが、根本的にはチャーチルが3月5日にフルトンでの演説で反共、英米同盟の考え方を明らかにすることによって冷戦の開始となった。こうしたなかで東北地方における国共紛争は拡大し、6月国民政府軍が中原解放区を攻撃することによって全面的な国共内戦へ突入した。

### (3) 第三方面軍による上海接收

前述した通り『改造日報』は、蔣介石の対日方針の産物であったが、それを実行に移したのは上海の接收を任されたのは第三方面軍であり、その司令官は湯恩伯であった。第三方面軍による上海接收の過程が、『改造日報』創刊の直接的な背景となっている。

中国国民政府は、日本の占領下にあった上海の接收を第三方面軍に担当させた。1945年9月8日、湯恩伯総司令官をはじめとする第三方面軍首脳部は、凱旋將軍を迎えるための20万を超える大群衆が埋め尽くした大場鎮飛行場に到着した。湯恩伯総司令官は、対日方針及び上海接收について次のように訓示した。

「日本は戦に敗るゝも余の見るところ早晚必ずや復興せん。中日両国は決して独仏両国の轍を踏み世々仇敵となし互に報復し合ふことあるべからず。宜しく此の機会を利用し彼我両国今後の誠意合作を図るべきなり。故に宜しく固く蔣委員長の“徳を以て怨に報ゆる”との訓示を旨となし寛容の態度をもつて日本人に対し同様対日事務を処理すべきなり。」<sup>17</sup>

上海接收に当たった第三方面軍は、日本軍官民に対して主な施策として次のようなことを実施した。(1)日本軍官民の思想指導、(2)日本軍の武装解除、(3)軍用物件の接收、(4)日本軍官民の居住に関する決定、(5)引揚げまでの生活の確保、(6)引揚げ時の携帯荷物の決定及びその検査などである。

当時、上海には約12万の日本軍将兵がおり、彼らは「武装解除後、俘虜の境遇に落ちた日本軍将兵は、居住の問題についても、早晚、銃剣の監視下に、何処かに移駐させられると、覚悟はして」いたが、南市と閘北の駐屯部隊が移動しただけで、大部分はこれまで通り大場鎮、江湾、虹橋地区の「集中營」において居住することになった。日本憲



兵だけは、かつての共同租界の日本紡績工場内に取り調べのため抑留された<sup>18</sup>。

上海における 1945 年 8 月 10 日前の日本人居留民（日本軍を除く）48,931 名であり、敗戦後は各地から上海に結集した 30,355 名を含めて、総計 79,286 名であった<sup>19</sup>。

上海接收に当たった第三方面軍は、1945 年 10 月 1 日に上海日本人居留民を管理する目的で狄思威路 1177 号に「上海日僑管理处」を正式に設立した<sup>20</sup>。

上海日僑管理处の方針は、蔣介石の「以德報怨」声明と湯恩伯の訓示に基づき、「積極面では、日僑が身と心を寄せることのできるところとし、中日両民族の平和合作の最初の礎石を築き、消極面では、日僑をして前非を悔い改めさせ、各人は規則に従い、少しも常軌を外れた行動をとらさず、その軍国主義と民族優越感を極力肅清する。日僑の人材と物資を調査して、主管機関に報告し、建国大業の助けとする」。この方針により、①「日僑編組管理辦法」②「日僑技術人員登記考核及就業指導辦法」③「日僑房產貨物接管辦法」④「日僑文教工作實施計畫」を定め実施した<sup>21</sup>。

「日僑」管理の最高責任者たる湯恩伯は、日本人居留民向けの雑誌『導報』（編集：上海日僑管理处宣導科）において、「日本人民の覚悟」と題して次のように述べている。

「吾人は日本人民が軍閥に強制されて已むを得ず戦つてゐるといふことをよく承知してゐるが故に中国の抗戦目的は日本軍閥打倒という点に置いたわけで、日本人民に対して些かの怨恨も敵愾心も懷いてはゐない。……由来日本人民は勤勉耐苦、よく法規を遵守し優秀なる民族たる本質を持つてゐる。……その錯誤を認識するとともに、歴史の教訓を胸に誠意を以つて連合国の支持に従ひ、民主主義の理想を実

現すれば、必ず世界平和に貢献し得る国民である。現在の環境において、吾人は日本を近代的民主国家たらしむべき指導するに当り」日本人民に対して、「民族的優越感」・「軍国主義」・「侵略思想」を根絶する覚悟を要請した<sup>22</sup>。

要するに、日僑管理処は日本人居留民の「民族的優越感」・「軍国主義」・「侵略思想」の肅清することを第一の課題とし、そのため「日僑」に対して民主主義を実現することを何より求めた。日僑管理処は、日本人居留民への宣撫工作として「日僑文教工作実施計画」を実施した。中心的な工作は「日僑学校教育」であり、その目的は「日僑子弟の誤った思想の徹底的な改造にあり、彼らをして平和と民主の途を歩ませる」ことにあった。

## 2 改造日報館及び『改造日報』

### (1) 沿革

第三方面軍司令部は、上海で日本軍監督下に発行していた『大陸新報』を接收するとともに中国の立場から日本人居留民・俘虜を教育するために改造日報館を設立して社長に陸久之を任命した。「日僑文教工作実施計画」の一環として1945年10月5日に上海において日本語新聞『改造日報』は創刊された。

上海社会局に提出された「第三方面軍司令部改造日報館申請登録書(民国34年12月15日)」には、以下のように記載されている<sup>23</sup>。

名称：第三方面軍司令部改造日報館

創刊日：1945年10月5日

発行人：第三方面軍

主編人：陸久之44歳，貫籍：湖南，履歴：第三方面軍少将参謀・

台湾省行政官公署参謀

『改造日報』発行部数：本埠（上海—引用者）26,500 部

外埠（上海外—引用者）350 部

総数：26,850 部

改造日報館の所在地は、虹口区哈爾濱路一号（湯恩路一号）で『大陸新報』に1942年2月に併合される以前の『上海毎日新聞』社屋があった場所であり、同時にそこには改造通信社も設立された<sup>24</sup>。

創刊号掲載の「社告」によれば「本紙購読は各隣保班別に町内会長宛前金（月賦法幣百五十元）にて申込み下さい」とあり、その購読システムは上海居留民団の下部組織であった町内会隣保班の組織を利用するものであった。その後、日僑管理処は従来の町内会隣保班組織を中国式の保甲制に改編することになるが、同紙の購読システムも保甲制に乗ったものと考えられる<sup>25</sup>。

1945年10月28日現在の上海在住日本人の人口は79,086人、戸数は10,429戸であった<sup>26</sup>。これから推測すると『改造日報』上海発行部数26,500部のうち、10,000部ほどが日本人居留民によって購入され、残りの主な部数は上海における約12万の俘虜となった日本軍将兵により購読されものと考えらえる。

1945年10月5日『改造日報』の創刊理由は、「発刊の辞」に次のように述べられている。

「日本国民の脳裡にはなお軍国主義の余毒が完全に肅清せられず、上海日本居留民集中区域にも不断に馬鹿げた謠言が散布せられ、人心は動揺している。かかる現象の存在は絶対に許されない。吾々は毅然として日本語新聞を発行して正確な報道と啓蒙の責任を負はんとするものである。」

同新聞は、日本人居留民に正確な内外のニュースを伝え、また居留民の中には「軍国主義に中毒してゐる者が非常に多い。故に今後改造日報は侵略思想の糾正と肅清を第一目標」とし民主主義の啓蒙を意図し、その基調は「民主主義と自由」であった。

『改造日報』は全紙2頁であり、第一面には国内外の政治関係記事、「日本民衆の進路」(1945年10月6日)・「東久邇内閣の辞職」(10月7日)などの「社論」,「日本大衆に與ふる公開状(志行)」(10月6日)・「正しい中国人観(星野芳樹)」などの論説「自由論壇」,蔣中正(蔣介石)の文章「中国の命運」(10月7日～28日)などが連載された。

第二面には基本的に上海の政治社会文化関係記事である。上海日本人居留民の生活に直接に係わる記事,例えば「先づ軍国主義を肅清—王日僑管理处々長本社に要望」「コレラにご用心—虹口に蔓延の徴候」(10月6日),「日本人相互扶助に『日僑自治会』誕生す」(10月7日)が掲載された。その他,「民・声」と題するコラム欄があり,文化欄では武田泰淳「郭沫若のことなど」(10月5日)・堀田善衛「希望について」(10月6日,7日)が掲載されている。

『改造日報』の中国国内政治に対する論調は,内戦を回避して平和裡に中国が統一することを強く希求ことで一貫しており,1945年10月10日国共交渉(重慶会談)の合意文書が公表されると,同紙は「会談記録」を掲載してその「社論」においては,次のように述べている。

「我々は国共両党の●●(●—文字不明,以下同様,高綱)なる合作こそ新中国の出発点であり,国共合作によって齎される中国の独立自由と富国康楽の建設こそ実は東洋平和の支柱であり世界和平の一環であることを知っている。……国共会談の初歩的完成は中国の和平統一,民主的建設の出発点であり,三民主義を実行する新中国の開始である。これは中国人民の幸福であるばかりでなく東洋各民族の喜びで

ありまた世界永久平和の絶大な保証である。」<sup>27</sup>

1946年1月に重慶で政治協商会議が開催される『改造日報』は「中共和建国綱領草案」を連載し<sup>28</sup>、1月30日の「社論」では次のように述べて同会議の成果に過剰な期待を寄せた。

「中共問題に関しては既に軍事調整執行部が組織されて各地における停戦も近日に至り頗る順調に進捗されつゝあつて、全国の統一団結は今や完成されんとしている。人民の自由に対する保障と、国内停戦の順調なる進捗によつて、中国はいよいよ平和的、自由的民主建設への輝しい発足を見るに至つたのである。」<sup>29</sup>

『改造日報』の第一面の国内外のニュースの多くは国民党の機関紙『中央日報』や日本の『朝日新聞』に依拠するものであり、特に上海におけるニュースを日本人居留民（日僑）に伝えた第二面に独自の史料価値があるものといえる。そこには日本人民反戦同盟を組織して反戦プロパガンダ活動に従事し、中国共産党とも近い関係にあった「鹿地亘氏の“抗戦十年”本社主催座談会」が掲載されることもあったが<sup>30</sup>、拙稿で詳しく論述したように敗戦直後の上海日本人居留民社会の実態を窺うことができる<sup>31</sup>。特に1947年3月に『改造日報』主催で行われた全上海日本人居留民の輿論調査の結果は興味深いものといえる<sup>32</sup>。

## (2) 改造日報館の刊行物

高雲龍「父親金学成与《改造日報》」によれば改造日報館刊行物として以下のようなものが挙げられている。

- ① 日本語新聞『改造日報』
- ② 日本語雑誌『改造月刊』
- ③ 中国語雑誌『日本論壇』
- ④ 日本語雑誌『改造論壇』

⑤ 中国語雑誌『改造論壇』

⑥ 日本語雑誌『改造週刊』

⑦ 本語雑誌『改造評論』

⑧『改造画報』

⑨『児童三日刊』

⑩ 改造叢書

⑪ 改造通社が毎日発行した『改造通信』

高雲龍によれば①『改造日報』は、「毎日10万部以上発行し、全国の日本人俘虜と日本人居留民が集まった武漢、天津、大連、上海等の地方へ送られた」とあるが、その発行状況は前述した「第三方面軍司令部改造日報館申請登録書」にある通りであろう。②『改造月刊』は未見。③『日本論壇』は未見。④日本語『改造論壇』は未見。⑤中国語『改造論壇』は上海図書館でデジタル版のごく一部を確認できる。⑥『改造週報』第1期1945年12月8日～第17期1946年5月1日)は、「大成老旧刊全文データベース」においてほぼ全文を読むことができる。⑦『改造評論』は創刊号1946年6月1日を東洋文庫・一橋大学図書館などが所蔵している。同雑誌の編集に携わった島田正雄の回想録『四十年目の証言』によれば「第二号は(1946年—引用者)9月下旬の発行であったというのが<sup>33</sup>、彼は別なところで『改造日報』はその後、週刊の『改造週報』を出し、さらに1946年、月刊の『改造評論』を発刊した。創刊号だけしか出なかつたように思う」とも発言している<sup>34</sup>。⑧『改造画報』(未見)については、高雲龍は「第1期だけが出版されたが、郭沫若の日常生活と革命参加の写真を掲載した(この事件も『改造日報』が停刊される原因の一つとなった)」とコメントしている<sup>35</sup>。⑨『児童三日刊』は『改造日報 児童新聞』のことと思われるが、1946年1月18日号が国会図書館関西館に所蔵されている。⑪『改造

通信』は未見。

⑩改造叢書としては、改造日報館発行のパンフレット：『蔣主席の対日言論集』改造叢書第一集、1946年）、以下は未見であるが『民主日本の諸問題』改造叢書第二集・『日本はかくて敗れたり』改造叢書第三集・『太平洋戦争秘史』改造叢書第四集（中文）・『日本問題専集』改造論壇第一輯（中文）・『日本民主諸問題』改造論壇第二輯（中文）が『改造評論』創刊号に広告が掲載されている。

その他に改造日報編輯部『日僑帰国案内』（第三方面軍司令部改造日報館、1946年3月）がある。

### （3）『改造日報』の編集体制

『改造日報』の編集体制については、その一員であった島田正雄が詳細な回想録を残しており、また改造日報館の総経理金学成が書き残した材料を参照して執筆したというその息子高雲龍の論考「父親金学成与《改造日報》」が一定に明らかにしているが、本稿ではその他の史料や研究とも相互に検証しながらその実態の解明を試みる。

改造日報館の董事長（理事長—高綱）は湯恩伯、社長は陸久之、総経理（総支配人）は金学成がそれぞれ就任したが<sup>36</sup>、そのキーパーソンは「蒋介石の娘婿」陸久之であったと考えられる。

陸久之は1902年湖南省長沙の官僚の家庭に生まれ、父の陸翰は盧永祥の幕僚や孫伝芳の軍法処長を務めた軍閥官僚であった。彼は1926年から上海において共産党の地下活動に従事し、1929年に周恩来の依頼で日本共産党の佐野学を自宅に匿ったこともあった。その後1929～36年に日本留学し、鉄道学院と早稲田大学で学びながらコミンテルンの情報工作に協力していたという。1936年に許英世が駐日大使として赴任すると、父親の縁古で大使館員となった。盧溝橋事

件が勃発すると彼は許英世と共に帰国して、国民政府軍事委員会専員に任命されて日本傀儡政権の情報活動に従事することになった。彼は1940年日本海軍支援で上海租界において『華美晨报』<sup>37</sup>を創刊して社長になった。『華美晨报』は経費の欠乏を理由に7か月で停刊となるが、彼は日本側から「親日派」として信頼され、日本海軍と密接な関係がある「海安信託公司」の経営を任された。

日本敗戦後は上海の接収を担当した国民政府第三方面軍の少将参議なり、彼は湯恩伯とは個人的に親しい関係もあり、日本に留学したことのある日本通であったこともあり重用された。また彼は当時、蒋介石が宋美齡と結婚する以前に同棲していた陳潔如に産ませた娘陳瑤光と二度目の結婚をして「蒋介石の娘婿」となったとも彼のカモフラージュに大いに役立ったといわれる<sup>38</sup>。

陸久之の複雑な経歴からも窺えるように、彼は戦時中中国共産党・中国国民党・日本軍部の三重スパイ、戦後は国共両党のダブルスパイでないかと疑われる人物であり、彼自身がかぎりなく<グレーゾーン>である<sup>39</sup>。

改造日報社の社長に就任した陸久之は、元『華美晨报』総経理であった金学成を総経理とし、また元日共最高幹部であり、当時上海の野田経済研究所に勤めていた中尾勝男を最高顧問に就けた。1905年に上海に生まれた金学成は1925年に中国共産党に加入し、五・三〇運動に参加し、27年の北伐軍の上海進駐に際しては上海市臨時政府専員となり、29年～38年まで病気の治療と留学のため日本に赴き、1940年に『華美晨报』が創刊されると陸久之社長の下で総経理を担当した<sup>40</sup>。

中尾勝男は戦前の著名な労働運動家であり、1927年日本共産党からコミンテルンに派遣され二七年テーゼの討議に加わり、翌28年に三・一五事件で検挙された。1933年に元共産党中央委員長佐野学、



元中央委員鍋山貞親が共同転向声明を出すと、元中央委員であった中尾勝男も他の多くの党員とともに転向することになった。1937年11月仮釈放された中尾は上海に渡り野田経済研究所に勤め、敗戦後の1946年に帰国するが、1954年に53歳で死去した<sup>41</sup>。

日本の敗戦直後、中尾勝男は＜在上海日本人コミュニストグループ＞の組織化に動き出した。同グループに参加した島田政雄の回想によれば、「虹口の中尾宅に集まった面々は、いずれも治安維持法に苦しい出をもち、日本の敗戦によって解放を感じとった者ばかりで、転向者やジャーナリストが多かった。朝日新聞上海支局の菊池三郎、上海放送の宇崎重、同盟通信の斉藤玄彦、山崎研究所上海出張所の立石竣蔵、上海領事館の刈屋久太郎、私の友人の寺田良蔵といったメンバーだったと記憶する。後になって南京から上海に出てきた赤津益造も加わった。」<sup>42</sup>

彼らはコミュニストとして「この日本の大転換を正しく生きてゆきたい。日本の民主化のためによい仕事をして、今までのあやまちを償いたい」と考え、野坂参三が1945年4月に延安で行った演説「民主日本の建設」を学習し行動の指針とし、重慶で反戦運動を指導していた鹿地亘との連絡をとることを願ったという。

陸久之は、中尾勝男をリーダーとするこれら上海の「日本人コミュニストグループ」を改造日報館の社員として留用し、帰国まで面倒を見たという<sup>43</sup>。

また、高雲龍によれば『改造日報』の編集体制は以下のものであったという。

編集局長：符滌塵（京都帝国大学卒、元暨南大学教授）、その後金学成が兼任。

編集局次長：（中国側）鄭允恭（早稲田大学卒、元『東方雑誌』編集）・

趙南柔（法政大学卒）・高臨渡（『改造週報』編集担当）、（日本側）赤津益造・宇崎浩（宇崎重の誤りか—高綱）・前芝確三（元毎日新聞上海支局長）。

編集部員（30～40名）：（中国側）史存直（京都帝国大学卒）・曹成修・許杰・閔徳培・馮度・鄭料・孔另境等。（日本側）齊藤玄彦・阿部捷・島田政雄・甲斐静馬・小林秀雄（小林春雄の誤りか—高綱）等<sup>44</sup>。

山本武利氏によれば、『改造日報』編集部には上記の日本人以外には、佐藤幸司（元中華電影）・高橋良三（元会議所）・竹本節（元大陸新報）・徳本繁弥（元中支那振）・広瀬庫太郎（元大陸新報）・渡辺和子（元大使館）がいたという<sup>45</sup>。

編集局員は中国人と日本人がほぼ同数で編成されており、島田政雄は『改造日報』の編集体制の状況を次のように回顧している。

「『改造日報』は1945年10月5日から発刊された。日本ではマッカーサー司令部による治安維持法、国防保安法、思想警察の廃止、政治犯の釈放指令、特高の廃止命令などが相次ぎ、日本軍国主義の大掃除がはじまっていた。10万人の上海居留民が一番知りたがっているのは、そうした内地の情報である。私たちは、情熱的にそれを報道し、解説した。『改造日報』は、ともかく第三方面軍の機関紙だから、中国の国内報道は、金学成総経理ら中国人記者が担当し、中央社のニュースを多く使っていたが、日本問題に関する限り、宇崎重編集長以下日本側で、日本の民主化を中心目標において書きまくった。」<sup>46</sup>

前述した通り『改造日報』には多数の「日本人 коммуニスト」が関わっていたが、島田政雄によれば中国人スタッフ側は、「みな統一戦線派の民主人士」と認識されていた<sup>47</sup>。しかし、総経理金学成は上海地区の共産党責任者の劉少文<sup>48</sup>に指導を受けて活動していた地下党員であった。劉少文は金学成に直接に次のような指示をしたという。

「第三方面軍に参入し、『改造日報』を入手せよ」。日本問題についてはポツダム宣言に基づいて対処し、「国内問題については『双十協定』に基づき、政治の民主化、各党派の平等合法化、特務組織の解消、政治犯の釈放等を宣伝する。国民党がこれらを宣伝せず、もし我々の宣伝に反対するなら、我々は合法的であり、彼らは非合法なのである。」<sup>49</sup>

また、中共地下党の『改造日報』編集方針は次のようであったともいう。

「アメリカが日本に軍国主義を扶植しようとするのに反対し、アジアと世界に平和の維持するための多く言論を発表する。日本国内問題に対してはポツダム宣言の精神に即した文章を、国内問題に対しては国共和談の原則を根拠とした宣伝を行う。」<sup>50</sup>

ところで、『改造日報』に「日本人コミュニスト」が関係しており、中国共産党の影響力が浸透していることは、早くから上海市警察の知るところであり、その情報は第三方面軍司令部にも伝えられていた。上海市警察局の「1945年11月30日0043号情報」は、次のようにいう。

「日本が降伏後、我が湯恩伯司令官は日本人の思想改造のため改造日報館を創設して、日本語新聞によって民主化を鼓吹しその思想の改変に努めた。湯恩伯の親戚陸久之が社長なり、彼は日本人竹本節を雇い編集全般を任せた。このことは中共の注意するところとなり竹本に密かに連絡し接近した。広瀬庫太郎、青木恵一郎及び華中鉄道で働いていた奥田民雄等も竹本と連絡をとり、共産党の勢力を密かに拡大し竹本の将来の政治的地位を支持した。これにより黒幕竹本は共産党の支持するところとなり、そのため『改造日報』の論調は徐々に左傾化した」<sup>51</sup>。

この上海市警察局の情報の信憑性には問題はあるが、『改造日報』編集体制の日本側の中心人物（「黒幕」）は大陸新報社にいた竹本節で

あるとの指摘は注意すべきであろう。しかし、島田政雄の『改造日報』時代の回想には、同郷（島根県）出身で同時に治安維持法違反により検挙され釈放後一緒に上海に渡り、親しく交際していたはずの竹本節の名前が見当たらない<sup>52</sup>。これは1946年11月に島田政雄等が強制送還される以前の46年3月に竹本が帰国したことと関係しているかもしれない<sup>53</sup>。

とはいえ、上海市警察は『改造日報』における「日本左翼分子」の活動を注視していたことは確かであり、それはやがて陸久之や金学成と中共の関係を疑うようになり、上海警察局長毛森は「金学成、陸久之は確実に共産党」であるとの証拠を押さえていたという<sup>54</sup>。要するに、上海市警察局から情報を得ている国民党側も改造日報社における「日本左翼分子」の活動や中共勢力が浸透していることをある程度は掌握していたものと考えられる。その上で国共関係が完全に分裂するまではそれらを黙認し、日本の軍国主義を肅清し民主化を推進するために利用しようとしていたものと推察される。

#### (4) 『改造評論』と『改造日報』停刊

上海における日本人の引揚げは1945年12月4日から始まり、翌46年4月中旬には一段落した。そのころ日僑自治会に代わり在留日僑世話人会が組織され、『改造日報』の使命を終えつつあった<sup>55</sup>。

1946年6月には国共内戦が開始して『改造日報』をめぐる政治状況も大きく変化することになった。この頃から中国共産党の対日工作員（馮乃超、康大川）が『改造日報』日本人グループを指導するようになったという<sup>56</sup>。日本人グループの新たな仕事は上海にいた日本人居留民・俘虜を対象とした日刊紙『改造日報』の発行から「新中国の文化を吸収して日本に紹介する」日本向けの総合雑誌『改造評論』等

を刊行することに重点を移すことになった。

『改造日報』1946年6月15日付においては「今後の本紙」と題する「社論」を掲げて、次のように述べている。

「今日日僑日俘は大部分還送せられ、本紙の日刊新聞としての使命は本日二百五十一号を以て茲に一段落を告げたのであるが、本社は各方面の熱烈なる要望により『改造通信』『改造評論』『改造叢書』『改造画報』等の出版に傾注すると共に、三日間一回の新聞発行を継続し、重要ニュースを満載するつもりである。」<sup>57</sup>

同じ日付の『改造日報』には、「社告」として『改造評論』創刊号の広告が掲載されており、次のように述べている。

「本社はかねてから民主々義の基礎の上に中日両国の新しい思想文化の交換に資する目的で、月刊日本綜合雑誌『改造評論』を発刊を計画していたが、愈々菊版二百五十六頁の堂々たる創刊号を江湖に●り得る運びになりました。」<sup>58</sup>

その創刊号が改造日報館から「中華民國三十五年六月一日」付で発刊されたが、その目次は下記の通りである。

創刊の辞

振奮惕励自愛自強（湯恩伯）

所謂「支那事变」の侵略的性格（立石峻）

日本再建と科学教育（小宮義孝）

対日箴言

上海自然科学研究所を語る座談会

日本天皇制論（楚儀，T・A・ピツソン，號角，E・レオポルド・リシン）

日本派ファシストの中国歴史觀を駁す（呂振羽）

平和の分析（エミリー・リーブス）

蘇聯紀行（郭沫若）

萬和とはどんな会社か（X・Y・Z）

反省と希望（堀田善衛）

木版画の発生と発展及び其の抗戦期間中に於ける活動（陳煙橋）

版画

詩（袁水柏，黃瀛）

細菌（夏衍）

手（艾蕪）

政治協商會議決議案

政治協商會議参加の顔触

『改造評論』創刊号の編輯後記によれば「本社の週刊誌『改造週報』は五月一日発行の第十七号を最終号として本誌に合併発展したものであることを御報告する 五月十日編集部」とあり同誌が『改造週報』の継続誌であることを語っているが、その内容を比較すると郭沫若・夏衍などの中国左翼文化人の文章が掲載されるなど明らかに急進化しており<sup>59</sup>、湯恩伯の最初の文章がなければこの雑誌を中国共産党が刊行する「日本民主化のための総合誌」とよんでも差し支えないものと考えられる。

島田政雄の回想によれば、『改造評論』の出発点は1946年1月に重慶の政治協商會議で採択された「和平建国綱領」などの5つの決議案であり、創刊号の最初のプランではこの5つの決議案を解説することを中心にしようとした。ところが雑誌の編集過程で国共両党の対立が激化し、同年3月の国民党第六期第二回全会は、事実上政治協商會議が採択した5つの決議案を拒否することになった。そのため、創刊号では最初の編集計画を変更して政治協商會議で採択された5つの決議

案を資料として巻末に掲載するにとどめたという<sup>60</sup>。

現物は未見であるが1946年9月下旬に発行されたという『改造評論』第二号の内容は次のようであったという<sup>61</sup>。「目玉は郭沫若ら中心文化人の『日本問題座談会』で、日本軍国主義の根源として天皇制ファシズムが徹底して暴露され、GHQの原案でつくられた日本新憲法草案に対しても天皇制を温存している点を強く批判していた」<sup>62</sup>。

上記の「日本問題座談会」は、『改造日報』1946年6月14日付によると、6月13日に改造日報館主催で「日本を語る座談会」が行われ、陸久之社長の挨拶、金学成総経理による最近の日本情勢についての簡単な報告に次いで、出席者である馬叙倫、郭沫若、田漢、翦伯贊、馮乃超、陳望道、茅盾、葉聖陶、千仞により「政治、経済、文化、社会其他日本のファシズム打倒問題天皇制問題等に関し真剣な討論が行われた。……尚詳細な記録は本社発行の改造評論第二号に掲載される」とある。また、注意すべきは同座談会には文教工作や対日工作に従事する中共中央長江局の馮乃超が出席していたことである<sup>63</sup>。

さて、『改造日報』は現物を確認することができるのは1946年8月5日付が最後である。それがいつ停刊になったかは不明である<sup>64</sup>。10月20日頃に島田政雄が中尾勝男から聞いたところによると「各方面から『改造日報』は共産党だという密告が湯恩伯のところに集まっている」という<sup>65</sup>。特に支那派遣軍総司令官であった岡村寧次（当時は南京総連絡班長として南京に残留）<sup>66</sup>が「改造日報は共産党の代弁者だ」と国防部長何応欽に抗議していたという。また国民党中央宣伝部長彭学沛、上海市党部方治、上海市警察局長毛森も「『改造日報』発表の言論は国民党に不利だ、陸久之は共産党くさい」と湯恩伯に決断を迫ったという<sup>67</sup>。

湯恩伯は『改造日報』を接收し、11月には同紙に関係していた留

用日本人（『改造日報留用日僑』）を強制送還した<sup>68</sup>。

要するに『改造日報』の停刊は、上海における日本人の引揚げが完了したことにより必然的なものであったといえよう。しかし、それを刊行していた改造日報館の接収（廃館）は、国共内戦が始まるとともに中国共産党の対日工作が急進化したことにより同党の存在が顕在化したためであり、日本人兵士・居留民への思想改造を任務とする改造日報館の動静を監視していたに相違ない岡村寧次の何応欽への抗議がその契機となったものと推測される。

## おわりに

中国国民政府第三方面軍が刊行した『改造日報』は、戦時上海において日本陸軍報道部の指揮下にあった国策新聞『大陸新報』の「継続紙」であるとの山本武利氏の評価は適切であろう。1945年8月の日本の敗戦により上海は日本軍の占領下から国民党軍の占領下に変化したがそこには断絶があるとともに連続性もある。両新聞の連続性を現象的に観察すると日本人居留民と日本兵士とを読者とした「国策新聞」であり、そして大陸新報社と改造日報社には山本氏の言葉を借りれば「チミモウリョウ」が跋扈していたのである。即ち、両新聞社の社長であった「満洲浪人」の福家俊一も「蒋介石の娘婿」で中共の「地下黨員」とも言われる陸久之も「胡散臭い」人物であり、両新聞社では共に左翼転向者の日本人記者たちが幅を利かせていた<sup>69</sup>。

さて、『改造日報』が存在した1945年10月～46年9月頃は、日本の敗戦から日本人が上海から引揚げるまでの期間であり、中国国民党と中国共産党が＜和平交渉と武力対決＞という二面作戦のスタンスをとりながら国内外の世論を味方につけるべく闘ぎ合っていた時期である。国民党は所謂「以德報怨」を対日方針に掲げて元支那派遣軍日本



人将官を味方に付け、軍事的に優位を保ちながら共産党に対峙していた。このような状況において共産党は対日工作の一環として『改造日報』に勢力を浸透させて「ポツダム宣言」に即して日本軍国主義、帝國主義の再起を防ぐために日本民衆に徹底した民主化を求めているのである。『改造日報』は中国共産党からすれば元支那派遣軍日本人将官と癒着しようとする中国国民党との一種の「接近戦」の手段になったもの考えられる。むろん国民党側も日本軍国主義の肅清は望んでおり、『改造日報』への中共の浸透や「日本人コミュニスト」の活動は内戦が勃発しそれが回避不能になるまで黙認していたものと推測される。こうした情況が、『改造日報』の性格を複雑で不透明な「グレーゾーン」にしたものと考察される。

---

## 註

<sup>1</sup> 鄭笛「中共隱蔽戰線の党外人士—記離休幹部、九五老人陸久之」（『名流綜譜』1997年），口述者：陸久之，採写者：王嵐「隱于都市の神秘人」（『党史文苑（紀実版）』2005年10期），吳騰鳳「陸久之究竟是什么样的人」（『史壇争鳴』第44期），高雲龍「父親金学成与<改造日報>」（『世紀』2008年第5期）。劉小清「<改造日報>激怒了岡村寧次，麦克阿瑟」（『縱橫』2006年第6期）。

<sup>2</sup> 前掲「<改造日報>激怒了岡村寧次，麦克阿瑟」，57頁。

<sup>3</sup> 山本武利『朝日新聞の中国侵略』文藝春秋，2011年，220～223頁。山村陸夫「上海における日本人居留民の引揚げと留用」（日本上海史研究会編『建国前後の上海』研文出版，2009年，所収），高網博文「最後の上海日本人居留民社会—上海『日僑集中区』の実態」（拙著『「国際都市」上海のなかの日本人』（研文出版，2009年，所収）。趙夢雲「敗戦後上海の日本語新聞—『改造日報』の誕生と終焉」（『植民地文化研究』第12号，2013年）。

<sup>4</sup> 並木真人「植民地期朝鮮における『公共性』の検討」（三谷博編『東アジアの公論形成』東京大学出版会，2004年，所収）参照。

<sup>5</sup> 『改造日報』の所蔵状況（上海図書館・国会図書館◎）は以下の通りである。

< 1945年>

10月／5，6，7，8，9，10，12，13，14，15，16，17，18，19，20，21，22，23，24，  
25，26，27，28，29，30，31日

11月／1，2，3，4，5，6，7，8，9，10，11，12，13，14，15，16，17，18◎，19◎，  
20，21，22，23，24，25，26，27，28，29，30日

12月／1◎，2◎，3◎，4◎，5◎，6◎，7◎，8◎，9◎，10◎，11◎，12◎，13  
◎，14，15，16，17◎，18◎，19◎，20◎，21◎，22◎，23◎，24◎，25◎，  
26◎，27◎，28◎，29◎，30◎，31日◎

< 1946 年 >

1 月 / 1, 4, 5, 6 ㊟, 7 ㊟, 8 ㊟, 9 ㊟, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19,  
20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31 日

2 月 / 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15 日

3 月 / 1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21,  
22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31 日

4 月 / 2, 3, 4, 5, 6, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22,  
24, 25, 26, 27, 28, 29, 30 日

5 月 /

6 月 / 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 24, 27, 30 日

7 月 / 6, 9, 12, 21, 24, 27, 30 日

8 月 / 2, 5 日

<sup>6</sup> 高橋新太郎「上海の『改造日報』—堀田善衛・輿論調査—」によれば「『改造日報』民国 34 (1945) 年 10 月 5 日創刊号から半歳分を得た。朝日書林の尽力による。」(『彷彿月刊』1994 年 9 月号, 23 頁) にあり, 上海図書館・国会図書館以外にも一部原本があるようである。

<sup>7</sup> 「ポツダム宣言」(外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻, 原書房, 1966 年, 626 ~ 627 頁)。

<sup>8</sup> 蒋介石「抗戦勝利対全国軍民及全世界人士广播演説」(『蔣總統集』第二集, 中華学術院, 1960 年, 1515 ~ 1516 頁)。

<sup>9</sup> この対日基本方針の背景については, 小島晋治等共編『中国人の日本人観 100 年史』(自由国民社, 1974 年, 285 ~ 286 頁) 参照。

<sup>10</sup> 厚生省引揚援助庁編『引揚援護の記録』厚生省, 1950 年, 記録 21 頁。

<sup>11</sup> 稲葉正夫編『岡村寧次大将資料 戦場回想編』上巻, 原書房, 1970 年, 21 ~ 22 頁。

<sup>12</sup> 前掲『引揚援護の記録』, 記録 11 頁。

<sup>13</sup> 毛沢東「抗日戦争勝利後の時局とわれわれの方針 (1945 年 8 月 13 日)」(『新中国資料集成』第一巻, 日本国際問題研究所, 1963 年, 94 頁)。

<sup>14</sup> 中共中央「目前の時局宣言 (1945 年 8 月 25 日)」(同上, 119 ~ 120 頁)。

<sup>15</sup> 「政府と中共代表の会談紀要 (1945 年 10 月 10 日)」(同上, 130 ~ 133 頁)。

<sup>16</sup> 「政治協商会議の決議 (1946 年 1 月 31 日)」(同上, 196 ~ 205 頁)。

<sup>17</sup> 湯恩伯記念会編『日本の友湯恩伯將軍』, 1954 年, 136 頁。

<sup>18</sup> 市川治郎「軍事接収の概要」(前掲『日本の友湯恩伯將軍』, 37 ~ 57 頁) 参照。

<sup>19</sup> 「上海日僑管理処工作概況 (1945 年 10 月 1 日 ~ 12 月 20 日)」(『上海日僑管理処工作报告』Q3-1-23, 上海市档案館所蔵)。

<sup>20</sup> 同上。

<sup>21</sup> 同上。

<sup>22</sup> 湯恩伯「日本人民の覚悟」(上海日僑管理処宣導科編『導報』第一期, 1945 年 11 月 20 日)。

<sup>23</sup> 「第三方面軍改造日報館申請登記書」Q6-12-62-1, 上海市档案館所蔵。

<sup>24</sup> 前掲「父親学成与<改造日報>社」23 頁。『改造評論』創刊号の奥付には「改造日報館 上海湯恩路一号」とあり, 哈爾濱路の一部に湯恩路 (Thorne Road) が位置していた。改造日報館の前身である大陸新報社の所在地は黃蒲灘路 17 号である。

<sup>25</sup> 前掲「最後の上海日本人居留民社会」, 293 ~ 295 頁。

<sup>26</sup> 同上。

<sup>27</sup> 「社論 国共会談と東洋の平和」(『改造日報』1945 年 10 月 13 日付)。

<sup>28</sup> 『改造日報』1945 年 1 月 29 日付, 30 日付, 31 日付。

<sup>29</sup> 「社論 人民自由の保障」(『改造日報』1946 年 1 月 30 日付)。

- <sup>30</sup> 『改造日報』1946年3月25日付、26日付、27日付。
- <sup>31</sup> 前掲「最後の上海日本人居留民社会—上海『日僑集中区』の実態」。
- <sup>32</sup> 「上海全日僑輿論調査」（『改造日報』1946年3月17日）。その分析は、拙稿を参照。
- <sup>33</sup> 島田正雄『四十年目の証言』窓の会、1990年、49頁。
- <sup>34</sup> 『中国』第95号、1971年10月、34頁。
- <sup>35</sup> 前掲「父親金学成与<改造日報>社」、24頁
- <sup>36</sup> 同上。
- <sup>37</sup> 『華美日報』について「抗日新聞」であったとの記述があるが（同上、23頁）、実物未見のため実態は不明である。
- <sup>38</sup> 前掲「中共隠蔽戦線の党外人士—記離休幹部、九五老人陸久之」、前掲「隠于都市の神秘人」を参照した。
- <sup>39</sup> このような疑念は陸久之の弟陸立之から聞き取りをした前掲「陸久之の究竟是什么样的人」を参照。
- <sup>40</sup> 前掲「父親金学成与<改造日報>社」、23頁。
- <sup>41</sup> 『近代日本社会運動史人物大事典』第3巻、日外アソシエーツ、612～613頁。
- <sup>42</sup> 前掲『四十年目の証言』、13頁。
- <sup>43</sup> 同上、14頁。
- <sup>44</sup> 前掲「父親金学成与<改造日報>社」、24頁。
- <sup>45</sup> 前掲『朝日新聞の中国侵略』、231頁。
- <sup>46</sup> 前掲『四十年目の証言』、15頁。
- <sup>47</sup> 同上。
- <sup>48</sup> 劉少文（1905～1987年）は、「解放戦争時期、中共上海市工委副書記、上海局委員、中央社会部副部長を歴任した」（章幕栄「劉少文 上海灘歴險記」『隠蔽戦線』、46頁）。
- <sup>49</sup> 前掲「父親金学成与<改造日報>社」、23頁。
- <sup>50</sup> 前掲「<改造日報>激怒了岡村寧次、麥克阿瑟」、57頁。
- <sup>51</sup> 「刑事処關於警局調查日本左翼分子和田志村及注意日文改造日報活動情況」（Q131-5-9249、上海市檔案館所蔵）
- <sup>52</sup> 竹本節は、1948年12月10日に日本共産党への入党を宣言したが（『私は何故に日本共産党に入党したか』1949年1月、私家版）によれば、「私の共産党入りはこれが始めでない。昭和7年の夏、第二次ミノカヤ小作争議のさ中に、私は日本共産党に入党した。その時、私は23才だった。この秋に、治安維持法違反で検挙され、やがて懲役5年の判決を受けた」（2頁）。島田政雄は「1932年9月下旬共青に加盟、鳥取市委書記局組織部長であった。32年10月26日検挙、治安維持法違反により12月15日起訴」（前掲『近代日本社会運動史人物大事典』第3巻、290頁）。また、大橋毅彦「アボリアとしての<正しき>中国理解への道」（関西学院大学『日本文藝研究』第66巻第1号、2014年10月、112頁）参照。
- <sup>53</sup> 前掲「私は何故に日本共産党に入党したか」、4頁。
- <sup>54</sup> 前掲「父親金学成与<改造日報>社」、25頁。
- <sup>55</sup> 前掲「最後の上海日本人居留民社会」、322頁。
- <sup>56</sup> 前掲『四十年目の証言』、26頁。馮乃超、康大川については、佐藤竜一『日中友好のいしずえ』（日本地域社会研究所、1999年、162頁）参照。
- <sup>57</sup> 『改造日報』1946年6月15日付。
- <sup>58</sup> 同上。
- <sup>59</sup> 試みに『改造週報』最終号の主な目次を列記すると次の通りである。「工業合作社運動の移植について」「次期政権に対する我々の態度」「明治初期の憲法論争」「孫中山先生

ヘーリキーより」「党の文化政策」「日本文字の改革」「関西文化団体の動向」等。

<sup>60</sup> 前掲『四十年目の証言』, 27 頁

<sup>61</sup> 島田政雄は『改造評論』第二号は 1946 年 9 月下旬に発刊されたと述べているが、前述した通り「創刊号だけしか出なかつたように思う」と述べており（本稿註 34）、その内容からし出版の差し止めになったのではないかと推測される。

<sup>62</sup> 前掲『四十年目の証言』, 49 頁。さらに第 3 号では「日本経済の再建の方式はいかにあるべきか」との特集を組むことになっていたという。

<sup>63</sup> 『改造日報』1946 年 6 月 14 日付。前掲「父親金学成与<改造日報>社」も同座談会について言及しているが、主に「日本降伏後の情勢が分析されると共にアメリカによる日本軍国主義復活に反対がなされた」と総括している（24 頁）。

<sup>64</sup> 前掲「中共隠蔽戦線の党外人士—記離休幹部、九五老人陸久之」（22 頁）によると 1946 年 9 月まで『改造日報』は刊行されていたという。

<sup>65</sup> 前掲『四十年目の証言』, 51 頁

<sup>66</sup> 舟木繁『支那派遣軍総司令官 岡村寧次大将』河出書房新社, 1981 年, 356 頁。岡村寧次は 1949 年 2 月に上海の軍事法廷で無罪の判決を受けて帰国したが、国共内戦が激しくなると対中共作戦を指導しているとの噂が立つほど国民党の信任が厚かった。

<sup>67</sup> 前掲『四十年目の証言』, 51 頁。高雲龍によれば『改造日報』の停刊には、米軍司令部の検閲を受けない記事を掲載した『改造通信』がマッカーサー連合軍司令官の怒りをかったことも関係していたという（前掲「父親金学成与<改造日報>社」, 25 頁）。

<sup>68</sup> 同上, 51 ~ 53 頁。前掲「父親金学成与<改造日報>社」, 25 頁。

<sup>69</sup> 大陸新報社については、前掲『朝日新聞の中国侵略』参照。



# 卸売市場成立の社会経済的背景

佐 藤 稔

## I. 序文

市場そのものの起源については、現在に至るまで統一的な見解を見ることができないが、市場の意味の濫觴はその変遷及び発達過程から社会的ないし経済的動機の下で存在したものであると考えられている。すなわち、市場は、他の社会現象と同様に、その歴史は古く、社会の必要に応じて発達してきた必然性を窺知することができ、いわば社会の一部を構成し、経済社会の属性を有するものである。

卸売市場の成立も、生鮮食料品という特別な商品を取引の目的とすることから、場所的・時間的観念を必要とした市場で、生鮮食料品の流通を円滑化し、価格の公正を図ることは市民生活において極めて重要な問題であるとして基因したものである。生鮮食料品はその腐敗性により需給の円滑化のためには特殊の卸売市場を必要としたものである。わが国における生鮮食料品市場の歴史は、慶長前後まで遡るといわれている。現代における市場の端緒となるのは「市」と称される物々交換の場所を指していた。このような市場が制度化されたものが今日における市場である。江戸時代においては、将軍家への魚の献上及び城内で働く多くの人々の食事を準備するために、大坂の佃村（現在の大阪府大阪市西淀川区佃町）から、当初は毎年11月から翌年の3月まで江戸に滞在していたが、漁民の江戸との往復が大変であるとして、正保元年に佃島（現在の東京都中央区佃）に佃及び大和田村漁

民 34 人が江戸向島（後の佃島）を拝領して移住し、江戸鉄砲洲百間（約 180m）四方の干潟、漁業権が与えられた。この漁業権に対する徳川への納魚の残りを日本橋小田原河岸で販売したのが魚河岸の始まりであるとされる。

このように、市場は古き沿革を有するものであるが、これらの市場取引については、幕府の干渉がなく、自由に取引が行われたために、住民の生活・健康を害するようなことが惹起したものの、人口の増加に伴い市場の規模も拡大していった。しかし、明治維新により社会情勢、経済事情が急変し、市場に関する問屋・仲買・組合はすべて解散され、府下の市場が低迷したために、明治 10 年に「魚鳥並青物市場及問屋仲買営業例規並税則」（東京府布告）が公布され、市場数及び位置の限定、問屋及び仲買業者数の限定等市場の保護発達を図ったために、生鮮食料品市場に関する規定としては過去に例のないものと評され、その後の府県市場規則の模範的・先駆的存在となっている。この例規に基づいて開設された東京府の市場数は水産物 4、青果物 16 であり、中央卸売市場開設までの一般大衆の生活安定に大きく寄与したといわれる（なお、明治 21 年の府下の市場数は、魚市場 11、青物市場 15、古着市場 3、雑市場（米穀・肥料・鳥卵）4 などに増加している）。

この例規は、明治 29 年に「食品市場取締規則」の交付と共に廃止される。食品市場取締規則は市場に対する行政取締規則であるが、市場の監督権が東京府から交通衛生等の関係で警視庁に移管いたために、日本橋魚市場組合から市営による総合市場の開設及び中央卸売市場法制定の請願書が提出されることになる。

本論文は、「卸売市場成立の社会経済的背景」と題して、卸売市場生成の歴史は古くにさかのぼることができるが、「中央卸売市場法」

が公布されるまでの社会経済的背景について、明治40年の「市場法案」、生産調査会の答申、中央市場設置要綱を通して考察するものである。

## Ⅱ．明治40年『市場法案』

### 1．市場法案の意義

わが国は、明治30年代以降に産業資本主義を確立することになるが、明治末の都市への人口集中による生鮮食料品供給施設としての食料品市場の問題が大きな関心となり、国民経済的問題となりつつあった。こうした明治末以降の市場制度確立の時期に、市場法案が提案されることになるが、大正12年に制定された中央卸売市場法の法案策定の前史については、系統別に大別すると、一つには生鮮食料品卸売市場における諸矛盾を国民経済的視点から論議した中央卸売市場法制定へとつながる明治40年第23帝国議会において憲政本党であり、畜産組合を起し、水産物製造所を設立した川島瀧蔵議員が提案した『市場法案』の帝国議会での審議以後の法案策定過程をあげることができる。

この市場法案をはじめとして、大正元年に農商務省水産局原案及び生産調査会答申の『魚市場法案要綱』などが存在し、さらに『卸売市場法』の制定に直接つながる大正11年の内務省社会調査事業会の答申『中央市場設置要綱』などがある。もう一つは、これに先行する明治維新以後、東京、大阪などの大都市が、府県令による市場規則によって都市の食品市場に対して一定の衛生的、警察的、経済的規制を加えることで、明治中期以降、府県令による市場規則を中心とした食品市場行政<sup>1</sup>の展開をあげることができる。

---

1 明治29年11月5日警視庁令第48号『食品取締規則』



このように、わが国の中央卸売市場制度の成立前史には単に日本橋魚市場固有の問題としてではなく、大都市の卸売市場の矛盾として論じられたもので、系譜的には二つに大別することができる。本論文では、前者即ち明治後期以後生鮮食料品市場が国民経済的流通経済として認識された生産者のための合理的な市場改革を企図した明治40年の『市場法案』、最初の市場法立法化のための措置であった川島瀧蔵の『市場法案』について考察する。市場法案について言及した研究書にはすでに『中央卸売市場法』が存在するが、市場法案については「牛刀をもって鶏を割く」法であるとか、市場調査の必要性を強調したものであると評されている。ここでは、市場法案が中央卸売市場案策定の前史、日本資本主義発達史においてどのような脈絡を持っていたのか、また生鮮食料品市場問題の分析においていかなる地位が与えられるのか、法案策定・審議の過程を通して市場法案の意義、その重要性について明らかにすることにした。

## 2. 市場法案の内容

市場法案が国民経済的視点から論じられたのは、市場内部的には問屋相互間における集荷競争の激化により提唱しなければならなくなったものであり、また市場外部的には人口の都市への集中による卸売市場の広域集散市場化と生産者の伸長化が市場組織の改善を必要とされたことによるものである。『市場法案』を第23帝国議会に提案した憲政本党川島瀧蔵議員<sup>2</sup>は、市場法案の提出とともに、『日本水産銀行法案』（明治41年3月3日）の提出にも中心的な役割を果たしている。

---

2 川島瀧蔵議員は、静岡県山名郡の農家に安政5年8月13日に生まれ、農業の傍ら副戸長、村長を経て静岡県会議員となり、この間に農事模範田のための助成措置及び農事巡回教師設置の建議に重要な役割を果たした。

この憲政本党川島瀧蔵議員が『市場法案』を第23帝国議会議に提案したのは、一地域一営業主義、一市場一問屋主義を内容とする『魚市場法案要綱』が明治43年農商務省生産調査会において審議される前の明治40年のことであるが<sup>3</sup>、最初に市場法案が川島瀧蔵議員によって提案理由の説明とともに提出されたのは、明治38年の第21帝国議会（明治37年11月30日開会、明治38年2月18日閉会）である。

この法案の内容についてはいまだ未詳で、不明の法案とされるものの、家畜市場法であったといわれる<sup>4</sup>。すなわち、明治40年3月18日の第23帝国議会（明治39年12月28日開会、明治40年3月27日閉会）の衆議院市場法案委員会において、川島瀧蔵議員は、第21議会議に提出した市場法案は家畜市場を対象としたものであるのに対して、今回の提案は、魚鳥、家畜、獣肉、青果などの各種市場全般に及ぶものであるとして、次のように述べている<sup>5</sup>。

「私ヨリ此大體ニ就キマシテ説明致シマス、此市場法案ハ全體我國ニ取りマシテハ最モ必要ナコトデアッテ、吾ノ思ヒマスルトコロカラ見レバ、モウ二十年モ遅レテ居ル案ト存ジマス位

---

3 生産調査会は、生産に関する重要事項を調査するために、明治43年3月25日勅令第28号官制をもって農商務大臣の管理の下に設置され、大正2年6月13日勅令第205号を以て廃止された調査会である。この生産調査会に『魚市場法制定ニ関スル件』が農商務大臣男爵牧野伸顕より諮詢されたのは大正元年9月5日のことであるが、生産調査会に於いて審議されたのは、大正元年9月24日より同月28日まで開催された第4回においてであった。しかし、審査を特別委員に付託したことから継続審議となり、大正元年11月25日より同11月27日まで開催された第5回において特別委員長報告を可決している。

農商務大臣牧野伸顕が生産調査会に諮詢した理由は次の通りである。「魚市場ノ組織ハ漁業者並消費者ノ利害ニ関スルトコロ頗ル重大ナルカ故ニ其ノ荷受、売買、勘定等ニ関スル弊習、設備ノ不備ヨリ生スル障害等之レカ解決ヲ与ヘサルヘカラサルモノ少カラス仍テ其ノ弊害ヲ矯正シ改善ヲ図ル爲別紙ノ趣旨ニ依リ法規ヲ制定セントス是レ本問題ヲ提出スル所以ナリ」（通商産業省編「商工政策史－第4巻－」116頁）。

4 中村勝著「近代市場制度成立論」151頁。

5 第23回帝国議会議衆議院市場法案委員會議録第一回、327～328頁、卸売市場制度五十年史編さん委員会編「卸売市場制度五十年史」646頁。

デ、實ハ二十一議會ニ私ヨリ屠場法、市場法此ニ案ヲ出シマシタ、所ガ其當時委員會竝ニ本會ニ於テ、趣意ハ賛成デアルケレドモ會期切迫ノ際デアルカラ、審査ノ暇ガナイト云フ理由ノ下ニ、其當時ニ案トモ潰レタノデス、然ルニ二十二議會ニ又私ヨリ屠場法案ヲ出シマシテ、幸ニ兩院共通過シ今日ハ法律トナツテ居ル次第デアリマス、ソレニ伴ヒマスル市場ハ屠場同様ノ關係ノアルコトデアッテ、ドウシテモ一日モ早く制定シナケレバナラスト云フ次第デアルガ、政府ノ御都合ハドウ云フコトデアルカ、今以テ提出ニナリマセヌ次第デ、私カラ出シマシタガ、サウシテ以前出シタノハ、單ニ牛馬羊豚ニカ、ル市場法ヲ主トシテ出シマシタガ、今回ハ各種ノ市場、即チ魚鳥、家畜、獸肉、青果マデノ市場ニ此法律ヲ適用シタイト云フ次第デ出シタノデアリマス、ドウ云フ譯デス様ニシテ出シタカト申シマスレバ、日本ノ現時ノ市場ト云ウモノハ、名ハ會社組織、組合、協同、個人ト幾ツカニ別レテ居ッテ、合計スルト千五百八十二ト外ニ米穀市場十三ト云フヤウニ多キニ互ッテ、各種ノ市場ガ包含サレテ居ルガ、就中此海陸產物ニカ、ル市場ハ、甚ダ取締法ノ立タヌ影響トシテ其生産ヲ妨ゲ、又衛生トシテモ餘程關係ヲ持ッタ問題デアリマス、ソレ故ニ此必要措クベカラザルモノトシテ、茲ニ此四ツニ付イテノ市場法ヲ出シタ次第デアリマス、ソレドウドウ云フ譯デソレデハ生産ニ關係ガアルト申スト、唯今ノ市場タルモノ、現況ヲ見マスルト、近ク東京日本橋ノ魚河岸ニ付イテ申シマスレバ、生産地カラ問屋ヘ品物ヲ送ル、其問屋カ仲買ナルモノニ渡シテ、仲買ガ小賣人ニ賣ルト云フ順序ニナツテ居ルガ、其問屋ト荷送り人、即チ生産者トノ關係ハ、荷送り人ハ自分ガ品物ヲ買ッテ、相當ノ仕切ヲ出シテ居ル、ソレヲ問屋ニ

送ル、問屋ナルモノハ仲買ニ賣ル時ニハ相場ヲ定メズ、秤唯貫々ヲノミシテ引渡ス、ソレデ毎日引渡シテシマツテ、仲買人ハ小売人ニ相場ヲ極メテ賣ル、サウシテ終リニ問屋ハ仲買人ト談判シテ、今日ノ相場ハ幾ラニシヤウト云フ掛合ヲシテ、ソレデハ高イ、ソレデハ安イト云フ譯デ其所デ公定相場ヲ極メル譯デ、殆ド問屋ハ損ヲスルヤウナコトハ無イガ、ソレガタメ多クハ地方ノ荷主ガ其損失ヲ負ハネバナラスト云フ譯デ、安クテモ東京ノ仕切相場デ甘ンジナケレバナラス、ソレハ誠ニ惡ルイ週刊デアアル、ソレガタメニ地方ノ荷送人ト云フ者ノ失敗ハ非常ナモノデアリマス、是ハ地方ニ依リマストマダ好イ習慣ノ處モアリマス、水産物市場デ申シマスレバ、愛知縣ノ熱田トカ、伊豫ノ三ヶ濱トカ、駿河國ノ城ノ云フヤウナ處ハ、株式會社其他ノ組織ニナツテ、其處ニ荷ヲ送レバ直ニ其處デ糶賣ヲスル、其糶賣ガ即チ公定相場ニナツテ、直ニ荷主ニ知ラセルト云フヤウナ譯デ、大ニ生産者ノ方デモ安心ガ出来、又比較的損失モ少イガ、今東京ノ遣り方デアリマス、實ニ暗カラ暗ノ取扱方デヤツテ居ル、斯様ナ不都合ナコトハ、市場改良ノ上ニ於テ最モ注意ヲ要スルモノデアリマセウト思ヒマス、又牛馬賣売就中牛ニ就イテ例ヲ擧ゲマスレバ、唯今ドウ云フ譯ニナツテ居ルカト云フト、東京デ重要スルモノハ多クハ神戸地方カラ送ラレ、其送ラレルノハ殆ド舊博勞ナルモノガ所謂牛肉ヲ販賣スル者ノ處ヘ送ルト云フヤウナ譯デ、生産者タル農家ハ常ニ博勞ノ袖ノ裏掛引ニヨリ卷上ゲラレ、眞ノ賣買法行ハレ居ラズ、地方々々デ買集メタルモノヲ博勞ガ送り荷トナシ、假リニ神戸ヨリトスレバ御承知ノ通りニ晝夜モ貨車ノ中ニ鼻ヲ縛ツテ置イテ、此方ニ持ツテ来ルト云フ譯デアリマスカラ、帝ニ動物虐待ヲ極ムルノミナラズ、タ

メニ大ニ疲勞サセテ甚ダ其肉ガ悪ルクナラシメタル後ニ、漸ク屠場ニ於テ屠殺セシメ、ソレヲ各自ニ販賣スルト云フヤウナ譯デアルカラ、甚ダ不規則ナ遣リ方デアル、斯様ナ譯デアリマスカラ、獨リ生産者ノ都合ガ悪ルイバカリデナイ、衛生上ニモ非常ナ害ガアル、是ガ神戸ニ牛ノ市場ガアリ、盛ンニ生産者ト需用者トノ賣買ガ行ハレ、而シテ東京ニ獸肉市場ガアリマスレバ、殊更生キタモノヲ東京マデニ晝夜掛カッテ繋イデ參ラスデモ、神戸ノ牛肉屠殺検査所ニ於テ検査ノ濟ンダモノハ、直ニ屠殺シタモノヲ東京獸肉市場ニ送ラレルヤウニナレバ、

以上のように、明治 38 年第 21 議会に川島議員が提案したのは、屠場法案と家畜市場法案であるが、家畜市場法案は、政府提出として、明治 43 年 3 月 17 日に法律第一号家畜市場法として成立した。しかし、第 23 議会に提出したのは、魚鳥、家畜、獸肉、青果の各市場を対象にした総合食品市場法案である。中央卸売市場法案の先駆的な位置付けが与えられている明治 40 年 3 月の第 23 議会に提出された市場法案は未成立（明治 41 年 2 月 28 日の第 24 議会に提出されるものの衆議院本会議で否決）となるものの、大正 12 年 3 月公布の中央卸売市場法として実現することになる。

このように、屠場法案及び家畜市場法は川島議員の提案に淵源を持ち、明治後期に成立したが、中央卸売市場法の成立は第一次大戦後までまたなければならなかった。これは、明治後期のわが国資本主義経済が、生鮮食料品を対象とした市場規制を法律という形で成立させる必要性がなかったものと評されている<sup>6</sup>。しかし、生鮮食料品としての

---

6 中村勝著「同上書」152 頁。

食肉が早期に立法化されたのは、消費地肉問屋買い付け人側からの農商務省、内務省への期成同盟会の結成を通じた建議請願が強力に働いたものであるといわれている。このときすでに川島瀧蔵議員は、家畜市場の創設に関係し、明治34年以降の屠肉問屋による屠場法及び家畜市場法制定の運動に相呼応して、明治38年の第21議会で法案を提出することになったものである。屠場法は明治39年の第22議会で政友会の協賛を得て成立し、また家畜市場法案は明治42年第26議会で政友会及び憲政党の賛成によって成立した。

このように、川島議員の市場法成立への尽力は屠場法及び家畜市場法の成立として結実することになった。屠場法及び家畜市場法、消費地における肉問屋買い付け人、食肉卸売商の運動が大きな影響を及ぼしたが、市場法案提出の背景はこれに対して食品市場業界の運動が弱かったことが大きく影響したといわれている<sup>7</sup>。明治40年3月16日、川島瀧蔵議員などによる第23帝国議会の衆議院に提出された『市場法案』は、次の通りである<sup>8</sup>。

### 市場法案

第一條 本法ニ於テ市場ト稱スルハ魚鳥、家畜、獸肉、青物市場ヲ謂フ。

第二條 市場ハ主務官廳ノ免許ヲ受クルニ非サレハ之ヲ設立スルコトヲ得ス。

市町村其ノ他ノ公共團體ニ於イテ市場ヲ設立セムトスルトキハ主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ。

第三條 市場設立者ハ規約ヲ作り主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ。

---

7 卸売市場制度五十年史編さん委員会編「同上書」649頁。

8 「同上書」649～653頁。

- 第四條 市場ニ於テ賣買ヲ爲ス營業者ハ規約ノ定ムル所ニ依リ市場ノ會員トナルコトヲ得  
會員ハ市場ニ於テ店舗ヲ設ケ其ノ他營業上必要ナル設備ヲ爲スコトヲ得
- 第五條 市場ニ於テ他人ノ爲ニ賣買ヲ爲シ、若ハ媒介ヲ爲スコトヲ得ル者ハ仲立人ニ限ル。  
仲立人ニ必要ナル資格ハ規約ノ定ムル所ニ依ル。
- 第六條 市場ニハ一人若ハ數人管理者ヲ置クヘシ。  
市場管理者ハ市場設置者ニ於テ之ヲ選定シ主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ。
- 第七條 市場ニ於テハ賣買ノ當時其ノ市場及ビ規約ニ於テ定メタル区域内ニ在ル商品ノ外之ヲ賣買スルコトヲ得ス。
- 第八條 市場ニ於テ賣買シタル商品ハ代品ヲ以テ受渡ヲ爲スコトヲ得ス。  
受渡ハ賣買ノ翌日ヲ超ヘサル期間ニ於テ之ヲ為スコトヲ得。  
市場ニ於テ爲シタル賣買ニ付テハ相殺ヲ以テ之ヲ結了シ又ハ解約ヲ爲スコトヲ得ス。
- 第九條 市場管理者ハ規約ノ定ムル所ニ依リ受渡品ノ検査ヲ爲スコトヲ得。
- 第十條 市場管理者ハ其ノ設立及維持ノ費用ニ充ツル爲、會員及賣買当事者ヨリ使用料並手数料ヲ徴収スルコトヲ得。其ノ徴収方法及徴収率ハ規約ノ定ムル所ニ依ル。
- 第十一條 市場管理者ハ市場ニ於ケル賣買ニ關シ賣買當時者ノ爲代金ノ取立支拂其ノ他計算ヲ爲スコトヲ得。
- 第十二條 市場管理者ハ其ノ規約ノ定ムル所ニ依リ賣買ニ關シ會員

及仲立人ニ對シ身元保證金ヲ供託セシムルコトヲ得。

第十三條 市場管理者ハ規約ノ定ムル所ニ依リ違約者ニ對シ賣買ヲ停止シ又ハ五百圓以内ノ過怠金ヲ課シ又ハ除名スルコトヲ得。

第十四條 市場管理者ハ規約ノ定ムル所ニ依リ毎年クトモ一回市場ニ關スル經費ノ決算財産目録及業務ノ成績書ヲ作り市場ニ公示シ併セテ之ヲ主務官廳ニ報告スルヘシ。

第十五條 主務官廳ハ市場管理者ニ對シ商品ノ公定相場ヲ定メ之カ公示ヲ命スルコトヲ得。

第十六條 主務官廳ハ官吏ヲシテ市場ニ臨檢セシメ帳簿建物其ノ他物件並會員又ハ仲立人ノ營業帳簿ヲ檢查セシムルトヲ得。

第十七條 主務官廳ハ市場ノ位置設備及規約ノ變更ヲ明示又ハ賣買物件ヲ制限スルコトヲ得。

前項ノ外主務官廳ハ市場ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得。

第十八條 第十六條及第十七條第二項ノ規定ハ市場ニ於テ賣買スル商品ニ關スル倉庫業ヲ營ム者ニ對シ之ヲ用準用ス。

第十九條 主務官廳ハ市場管理者會員又ハ仲立人ノ行爲法令ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ又ハ主務官廳ノ命シタル事項ヲ執行セサルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得。

一、市場ノ設立免許又ハ認可ノ取消

二、市場ノ業務ノ停止

三、賣買物件一部ノ禁止

四、決議又ハ處分ノ停止禁止若ハ取消

五、市場管理者ノ解職



六、會員又ハ仲立人ノ賣買停止若ハ除名

第二十條 市場ノ廢止ハ主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ。

第二十一條 主務官廳ハ必要ト認ムルトキハ市場ニ於テ賣買スル商品ニ付市場外ニ於ケル賣買ヲ停止若ハ禁止スルコトヲ得。

第二十二條 第二條ニ違反シタル者ハ百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス。

第二十三條 仲立人ニ非スシテ市場ニ於テ他人ノ爲ニ賣買ヲ爲シ又ハ其ノ媒介ヲ爲シタル者ハ二十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス。第二十一條ニ依リ停止若ハ禁止セラレタル商品ヲ賣買シタル者亦同シ。

第二十四條 第七條又ハ第八條ニ違反シタル者ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス。

第二十五條 第十五條ノ命令ヲ拒ミ又ハ公定相場ヲ偽リ又ハ第十六條ノ検査ヲ拒ミタル者ハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十六條 市場管理者又ハ市場ニ於テ賣買ヲ爲シタル者ハ其ノ代理人雇人其ノ他ノ従事者ニシテ其ノ義務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ニ出テサルノ故ヲ以テ責任ヲ免ルルコトヲ得ス。

第二十七條 明治三十三年法律第五十二號ハ本法及方法ニ基キテ發シタル命令ノ處罰ニ關シ之ヲ準用ス。

第二十八條 本法及本法ニ基キテ發スル命令ニ於テ市場ニ關シ規定シタル事項ハ罰則ニ關スルモノヲ除クノ外市場ヲ設立スル市町村其ノ他ノ公共團體ニ之ヲ準用ス。

第二十九條 本法ハ地方ノ慣行ニ依リ開設スル祭日市、歳市及産牛

馬組合法ニ依リ設立シタル市場ニ之ヲ適用セス。

附 則

第三十條 主務官廳ハ地方ノ狀況ニ依リ區域ヲ限リ本法ヲ適用セサルコトヲ得。

第三十一條 本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス。

第三十二條 本法施行前ニ主務官廳ノ認可ヲ得テ設立シタル市場ハ本法施行ノ日ヨリ本法ニ依リ免許セラレルモノト看做ス。但シ本法ノ規定ニ從ヒ規約ヲ定メ明治四十年九月三十日迄ニ主務官廳ニ差出シ之カ認可ヲ受クルコトヲ要ス。此ノ期日ヲ經ルモ仍認可ヲ申請セサルトキハ免許ハ其ノ効力ヲ失フ。

この市場法案に対して川島瀧藏議員は次のような提案理由を述べている<sup>9</sup>。

「市場法案は二十一議会に私から提案しましたところが、当時会期切迫の故を以て政府及び本院の諸君も、審査の暇がないと云ふ理由の下に否決になった次第であります。それ故に二十二議会に於いて当然政府から種々取調べの上、御提出になることと思ひましたが、豈計らん二十二議会に於いても更に其事なく今に出す今に出すと云ふ口実の下に空しく経過した問題で有ります。又二十三議会に至りましても私より交渉しましたところが、何分にも決して今まで出ないで、己を得ず私から提出すると云ふ次第になったのでございます。どう云ふ訳で市場法が必要かと申しますれば、本邦に現時ありますところの市場は、会社組織のもの

---

9 「同上書」653～654頁。

が二百一、組合協同組織のものが五百三十四、個人のやられて居るのが八百五十二、合計千五百八十七、其他に米穀市場が東京に十一、兵庫に一つ、山梨に一つ、斯うなつて居ます。斯様に多数の市場が各所にあるけれども、此市場の取締り方法も付いて居りませぬ。就中私が主眼としますところの魚鳥、家畜、青物等に至りましては、殆ど旧慣、陋習で甚だ困つたことに居ります。第一斯の如きものを此儘置きますれば、生産の発達を妨げることに實に多大のことです。其故はどうかと申しますれば、魚類に付いて令を挙げて見ますれば、近く例を引きマスルと、東京の日本橋の魚河岸のことです。此市場の有様はどうなつて居るかと申しますれば、直段を定めずして売捌きます、さうして仲買人は之を小売商に販売する時分には価を定めますけれども問屋と仲買人との間には更にさう云ふことはしない。小売人は悉く仲買人から買って、後とで相場を立てるのであります。それ故に仲買と問屋との間の相場と云ふものは、百円のものを片っ方は八十円と云ひ、片っ方は百二十円と云ふ、そう云ふ訳で殆ど定つた相場がないのであります。それ故に不幸をみますのは、皆各地方の送り荷主であります。各地方の荷主と云ふものは宜い加減の相場を付けられて効して極められる。それがために各地方の送り荷主と云ふものは、之がために利益を得て大に其自分の業の繁昌すると云ふものは殆ど稀であります。是は真に其事業売買の法宜きを得ない結果であります。・・・特に第二に困ることには市場が立つて居らぬと需用供給の調和を計ることが出来ませぬ。どう云ふ訳かと云ふと、日本橋で云へば二日か三日不漁であれば、最早宴会其他の大きな献立をしても、魚は何れにもない話になる。是は誠に帝都の不面目で、設備の十分でないからであります。設

備があつて傍に冷蔵庫があることになれば、どう云ふ雨天が続いても、必ず供給には差支えない。今の儘にして置けば左様のことは到底望むことが出来ませぬ。第三には衛生上に非常の影響がある。今日日本橋をご覧になれば分る、数日雨が続きますれば、實に鮮魚も泥濘の中を泳いで歩く始末、此の如きことは實に衛生に影響すること非常であります。・・・之がため一日も早く市場法を実施して、東京は勿論各地方にも此市場取締の上に生産の発達を十分に計り、又市場の調和を計り、衛生上其他美觀上にも不体裁のないことにしたならば、外人に対しても大いに日本の対面を全うすることになると存じます。是れ本案を提出した所以でありますから、御賛成を願ひたいんであります。

この提案理由によると、全国に多数の市場が存在しているものの<sup>10</sup>、これらの市場に対する取締方法もなく、特に魚鳥、家畜、青果物に至つては、殆どが旧慣に基づいているために、このままの状態しておくと、生産の妨げになるだけでなく、需要供給の調和を図ることができず、衛生上においても非常に大きな影響を及ぼすとして、早急に市場法を実施し、市場の取締りをすべきであるとして、法案提案理由を述べている。

この川島議員の原案に対して、恒松隆慶議員が提案をしたために、杉田定一議長は、明治40年3月18日、第1回の衆議院市場法案委員会を開催し、委員には山本繁造、横山一平、池田惟貞、立川雲平、川島瀧蔵、田寺敬信、雄倉茂治郎、松家徳二、早速整爾など9名を委員として指名し、立川雲平が委員長に就任した。

---

10 現在、市場は、会社組織のものが201、組合共同組織のものが534、個人で行なわれているものが852、合計で1587、その他に米穀市場が東京に11、兵庫に1、山梨に1つ存在する。

この第1回委員会冒頭で、川島瀧蔵は、現行の市場制度が農業や漁業の生産の発達を妨げているとして、日本橋魚市場の例をあげて次のように述べている<sup>11</sup>。

「日本ノ現時ノ市場ト云フモノハ、名ハ会社組織、組合、協同、個人ト幾ツカニ別レテ居ッテ、合計スルト千五百八十二ト外ニ米穀市場十三ト云フヤウナ多キニ互ッテ、各種ノ市場ガ包含サレテ居ルガ、就中此海陸産物ニカカル市場ハ、甚ダ取締法ノ立タヌ影響トシテ其生産ヲ妨ゲ、又衛生トシテモ余程関係ヲ持ッタ問題デアリマス。ソレ故ニ此必要措クベカラザルモノトシテ、茲ニ此四ツニ付イテノ市場法ヲ出シタ次第デアリマス。ソレドウ云フ訳デソレデハ生産ニ関係ガアルカト申スト、唯今ノ市場タルモノノ現状ヲ見マスルト、近ク東京日本橋ノ魚河岸ニ付イテ申シマスレバ、生産地カラ問屋ヘ品物ヲ送ル、其問屋カ仲買ナルモノニ渡シテ、仲買ガ小売人ニ売ルト云フ順序ニナッテ居ルガ、其問屋ト荷送り人、即チ生産者トノ関係ハ、荷送り人ハ十分ガ品物ヲ買ッテ、相当ノ仕切ヲ出シテ居ル、ソレヲ問屋ニ送ル、問屋ナルモノハ仲買ニ売ル時ニハ相場ヲ定めズ、秤唯貫々ヲノミシテ引渡ス、ソレデ毎日引渡シテシマッテ、仲買人ハ小売人ニ相場ヲ極メテ売ル、サウシテ終リニ問屋ハ仲買人ト談判シテ、今日ノ相場ハ幾ラニシヤウト云フ掛合ヲシテ、ソレデハ高イ、ソレデハ安イト云フ訳デ其所デ公定相場ヲ極メル訳デ、殆ド問屋ハ損ヲスルヤウナコトハ無イガ、ソレガタメ多クハ地方ノ荷主ガ其損失ヲ負ハネバナラスト云フ訳デ、安クテモ東京ノ仕切相場デ甘ジナケレバナラス。ソレハ誠ニ悪ルイ習慣デアル。ソレガタメニ地方ノ荷送り人ト云フ者ハ失敗ハ非常ナルモノデアリマス。是ハ地方ニ依リマストマダ好イ習慣ノ処モアリマス。

---

11 「同上書」, 655～657頁。

水産物市場デ申シマスレバ、愛知懸ノ熱田トカ、伊予ノ三ヶ浜トカ、駿河国ノ城ノ腰ト云フヤウナ処ハ、株式会社其他ノ組織ニナツテ、其処ニ送レバ直ニ其処デ糶売ヲスル、其糶売ガ即チ公定相場ニナツテ、直ニ荷主ニ知ラセルト云フヤウナ訳デ、大ニ生産者ノ方デモ安心ガ出来、又比較的損失モ少イガ、今東京ノイ遣り方デアリマス、実ニ暗カラ暗ノ取扱方デヤツテ居ル。斯様ナ不都合ナコトハ、市場改良ノ上ニ於テ最モ注意ヲ要スルモノデアリマセウト思ヒマス。又牛馬売買中牛ニ就イテ例ヲ挙ゲマスレバ、唯今ドウ云フ訳ニナツテ居ルカト云フト、東京デ需要スルモノハ多クハ神戸地方カラ送ラレ、其送ラレルモノハ殆ド旧博勞ナルモノガ所謂牛肉ヲ販売スル者ノ処ヘ送ルト云フヤウナ訳デ、生産者タル農家ハ常ニ博勞ノ袖ノ裏ノ掛引ニヨリ卷上ゲラレ、真ノ売買方法行ハレ居ラズ、地方々々デ買集メタルモノヲ博勞ガ送り荷トナシ、仮リニ神戸ヨリトスレバ御承知ノ通りニ昼夜モ貨車ノ中ニ鼻ヲ縛ツテ置イテ、此方ニ持ツテ来ルト云フ訳デアリマスカラ、啻ニ動物虐待ヲ極ムルノミナラズ、タメニ大ニ疲労サセテ甚ダ其肉ガ悪クナラシメタル後ニ、漸ク屠場ニ於テ屠殺セシメ、ソレヲ各自ニ販売スルト云フヤウナ訳デアルカラ、甚ダ不規則ナ遣り方デアル。」<sup>12</sup>。

この川島議員の陳述に対して、早速整爾議員は、次のように、生産を發達させる為には市場を發達させなければならないとしながらも、市場の取締りをする煩雜な規則あるいは法律が存在しないほうが、むしろ市場を發達させるのではないかという批判をしている<sup>13</sup>。

「早坂整爾君 川島君ノ説明ヲ承リマシテ、大体ニ於テ其趣旨ニハ同意ヲ致シマスガ、生産ノ發達ヲ図ルト云ふ意味ニ於テ、此市場法ト云フモノヲ設ケルノガ、ドウ云フ点ニ於テ、生産ノ發達ヲ

12 中村勝著「同上書」157～158頁。

13 卸売市場制度五十年史編さん委員会編「同上書」657～658頁。

図ルニ便利ダト云フコトヲ、モウ少シ詳シク承リタイ。私ハ能ク分リマセヌケレドモ、普通ノ頭ヲ以テ考ヘマス、市場ハ発達セシメナケレバナラスト云フノハ、ツマリ生産ヲ発達セシムル所以デアル、市場ヲ発達セシムル上ニ於テハ、一通りノ取締ガナケレバナラスト云フコトモ分リマスケレドモ、今日トテモ市場ニ關スル取締ノ規則ト云フモノガマルツキリ無イト云フ訳デナイ。ソレデ余リ煩雜ナ組織ヲシナケレバナラストカ、斯ウ云フ設備ヲシナケレバナラストカ、又斯ウ云フ風ニイロイロヤカマシイ規則ヲ拵ヘナケレバ、市場ト云フモノハ開クコトガ出来ナイト云フ風ニスルト、随分市場ヲ設立スル上ニ就テ煩累ガ来テ、其タメニ却テ地方ノ市場ノ発達ヲ害スル虞ガアリハシナイカト云フ感シガ起ルノデアリマス。市場ヲ発達セシムル上ニ於テハ寧ロ余リ煩雜ナル規則ト云フコトハナシニ便利ヲ与ヘテ、サウシテ之ヲ発達セシムルト云フ方が宜シクハナイカ。随分此市場法案ヲ見マス余程煩雜ナ規定ガアツテ、随分市場ヲ開クモノノタメニハ、其手数ト云フモノガ一方ナラストコトデアラウト思ヒマス。ソレカラー方今御述ニナツタ街巷ノコト、或ハ衛生上甚ダぐ工合ガ悪イト云フコトモアリマスガ、是モ御尤デアルガ、是ハ街巷ノ取締ノ道ヲ以テ相当ノ取締ヲ着ケルコトガ出来ルデアラウ。詰ルトコロ市場ト云フモノヲ発達セシムル上ニ於テハ、余リ煩累ノ取締ヲ設ケルコトハ面白クナイ結果ニナラントカ思ヒマスガ、御説明ヲ願ヒタイノハ、此法律ガ出来レバ市場ヲ発達セシムルト云フ上ニ付テドウ云フ風ノ便利ガアルカト云フコトヲ承リタイ。又売買ヲスル上ニ付イテイロイロ弊害ガアルト云フソレハ認メマスガ、ソレハ市場ト云フモノヲ開クヨリ、市場自ラヨリハ他ノ品物ノ売買ノ上ニ於ケルーツノ弊害ヲ除去スルト云フ御話デナイカト思フ。詰リ煩雜ナ手数

ヲ掛ケルト云フコトハ、却テ市場ノ発達ノ為メニ便利デナイヤウニ考ヘマスガ、市場其モノヲ発達セシムル上ニ於テハ、此法律ガ必要ナリト云フコトヲ承リタイ。ソレカラドナタカラ御答ヲ願ッテモ宜イガ、今日マデノ日本ノ市場－市場ノ形ヲ為シテ居ラスガ－不完全ナモノデアリマスガ、此市場ニ対スル取締ノ方法ハドウ云フ風ニナツテ居リマス、是ハ地方ニ依ツテ異ツテ居ルモノガアルト信ジテ居リマスガ、現在ノ市場ニ対スル取締ノ方法ヲ承ッテ置キタイト思フ。」

これに対して、川島瀧蔵議員は、市場の主眼とするもの、機能を、売買を公正にすることにおき、現状の間屋市場の取引は、市場そのものの組織が確立されておらず、売買の責任の所在も明確ではなく、自己本位になりがちであるとして、再度日本橋魚市場の例をあげて、取引の実態について次のように説明している<sup>14</sup>。

「唯今早速君カラ市場ヲ作ッタナラバドウ云フ利益ガアルトカ云フ御問ノヤウデスガ、市場ノ主眼ト致シマスノハ売買ヲ公正ニサセルト云フコトガ第一デアリマス。売買ヲ公正ニサセルト云フコトハドウ云フ訳カト云ヘバ、売買ヲ致シマスニ対シテ其責任者ガ今日ハ十分デナイ。問屋ナルモノガ日本橋デ例ヘテ言ヘバ、先ヅ六百五十名モ有ル、仲買ガ三百名、其問屋ナルモノガ地方ニ取引先ガ有リマシテ、其処カラ送付ケラレテ、ソレカラ仲買ヘ売ルノデアリマスガ、其問屋ナルモノガ、誠に二十分ニ世話ヲシナイ。唯自己本位デアツテ、少シ自分ノ内腹ガ悪クナルト呼相場ト云フヤウナモノデ価ノ無イ相場ヲ付ケテ、生産者カラ吸集シテ代金ガ定ツテ、其代金ガ払ヘヌト云ヘバ、生産者ガ東京ヘ参ッテ懸合込

---

14 「同上書」、659～660頁。



ム、サウスルト芝居へ連レテ行ク、寄席へ連エテ行クト云フヤウナ訳デ、田舎ノ御客様ガ御出デダト云フ訳デ、總テノ待遇ヲシテ好イ加減ノコトヲシテ、終ニ損ヲサセルト云ふ訳デ、市場ニ信用ノアル者ハ甚ダ少イノハ、市場其モノノ組織ガ確ッカリ立ッテ居ラスカラデ、公ケノ株式会社市場主ナルモノガアッテ、其処へ送ラレタ物ハ其場所デ責任ヲ以テヤルト云フコトニナリマス、サウ云フ事ハナイガ、数百軒ノ問屋デ成ッテ居リマスカラ、サウ云ふ事ガ付カナイ。地方へ参リマスト偶々良イ処ガアル、其市場デ扱ッタ物ハ其市場デ責任ヲ以テ、販売ニナッタ荷主ノ方ヘ金ヲ払フト云フコトガアリマスガ、サウ云フ事ハ全国ヲ通ジテ整理ガ付テ居ラス。ソレ故ニ生産者ガ不幸ヲ被ル者ガ多クシテ、此事業ノ発達ヲ阻害スルト云フヤウナコトニナッテ居ル。今内国デ言ッテ見レバナカナカ酷イコトニナッテ居ル、例ヘバ茲ニ鮪ガ百二十円ノ相場デ売レタ、サウスルト口銭ト云フモノヲ百分ノ五取リマスカラ、六円取ラレル、運賃ガ四円ナラバ四円トシテ、配達料ガ四十八銭ナラバ四十八銭、サウスルト其収入ガ十円四十八銭取ラレテ、差引キ百九円五十二銭、ソコヘ東京デ云ヘバ銭切ト云フモノヲ取ル、一円ニ付キ二銭取ル、サウ云フヤウナ訳デ、殆ド百分ノ七八ヲ問屋ヘ払ハナケレバナラスト云フ訳デ、今日申セバ銭切ナドハ取ル必要ハナイノdealガ、昔カラノ風習デ今日モソレヲ行ッテ居ル。是ハ市場ノ制度ガ立ッタナラバ市場主又ハ市場組合ノ団体ガ、責任ヲ以テヤルコトニナレバ、斯ウ云フ状態ハ取レテ、送ル荷主モ安心シテ送レルコトニナッテ甚ダ宜イト思フ。先刻牛ノ例ヲ引キマシタガ、牛ニシテモ神戸カラ連レテ来ルニハ四円掛ルノガ、神戸デ屠殺シテ東京ヘ送レバ半価以下デ上ガル、サウスルト一頭ニ付イテニ円ノ差ガアル、其上ニ肉ハ途中繫イデ来タト、

殺シテ来タト、十斤モ十五斤モ数量ガ少イト云フコトニナリマス  
ト、生産者ノ方デハ大変ナ利益デアリマス。市場法ガ行ハレテ来  
レバ、サウ云フ生産者ニ与フル便利ハ追々発達シテ来ヤウト考ヘ  
マス。其次ニ取締法ノ一般ニ付イテハ政府委員カラ御答ヲ願ヒマ  
ス」。

この説明では、川島瀧蔵議員の市場法案制定の目的が、「市場組合  
ノ団体」を確立することにあり、不合理かつ公正を欠いた取引方法を  
是正する為には、市場組合に責任を持たせることで解決できるとした  
点である。すなわち、「公ケノ株式会社市場主」はともかく、日本橋  
魚市場等の「数百軒ノ問屋デ成立ッテ居ル」場合の公正な取引の責任  
は、問屋組合にあるということで、問屋組合の役割が法案上に明確に  
位置付けられていることである。

早速整爾議員は政府側の答弁を求めましたが、政府委員である農務  
局長牧朴真は、全国統一的な市場取締法と市場の整備の必要性につ  
いては認めたものの、具体的な市場法案作成のための調査、外国の市場  
法・取締規則や市場現況、国内の取引慣例などについては農商務省内  
で実施し、市場法案の提出には、次のように時期尚早であると答弁し  
ている<sup>15</sup>。

「此市場法ト云フモノヲ設ケルガ宜イカ、又ハ是等ノコトニ付イ  
テ取締ヲシテ居ルカト云フコトノ御質問ト心得マスガ、此市場ニ  
付キマシテハ、丁度提出者ノ言ハルルガ如ク、各府県区々ニナッ  
テ居リマス。而シテ其取締ノ方法ガ能ク立ッテ居リマセヌコトハ  
事実デゴザイマス。早晚或ハ魚鳥ノコト、家禽ノコト、青物市場  
ノコトト云ヒ、取締ノ方法ヲ設ケテ、双方売買ノ間ニ立ッテ居リ

---

15 「同上書」、661～662頁。

マセスコトハ事実デゴザイマス。早晚或ハ魚鳥ノコト、家禽ノコト、青物市場ノコトト云ヒ、取締ノ方法ヲ設ケテ、双方売買ノ間ニ立ッテ完全ナル売買ヲサセルト云フコトハ、必要ナコトデアラウト考ヘテ居リマシテ、既ニ農商務省ニ於キマシテモ、前年来米ノ市場ノコトハ勿論、其他市場ノコトモ青物市場ノコトモ、相当ノ取調ニハ従事ヲ致シテ居リマス。先ズ第一外国ノ例等モ及ブベクダケハ取調ベツ、アリマス。又我国ノ各府県ニ於ケル從來ノ慣習、實際ノ取扱等ニ於テモ、種々ノ方法ヲ以テ取調ベツツアルノデゴザイマス。斯ノ如キモノハ仮令外国ノ市場ガ如何ナル法律、如何ナル規則ニナッテ居ルカト申シテモ、外国ノ法律ヲ其儘我国ニ持ッテ来ルコトハ出来マセヌ。外国ノ市場ノ法律、或ハ取締規則、其他市場ノ現況ヲ取調べ、而シテ一方ニハ日本内地ニ於ケル從來ノ取引ノ慣習、其他ノ方法等ノ如キコトモ能ク取調べテ、斯ノ如ク致シタナラバ實際ノコトに適合スルデアラウトカ、或ハ適合シナイト云フコトヲ能ク斟酌致シテ始メテ市場ノ法律ヲ制定スルコトガ出来ルモノデアル。斯ウ云フ考ヲ以テ、目下専ラ各種ノ方面ヨリシテ取調べツツゴザイマスガ、今日迄ハ市場法トシテ其法律案ヲ具体的ニ議會ニ提出スルノ場合ニハ至ッテ居リマセヌ。而シテ到底是等ハ法律ヲ以テヤルガ宜イカ、他ノ方法ヲ以テ行フガ宜イカト云フコトニ至テハ、到底法律ヲ設ケマシテ、サウシテ各地方トモ大体ニ於テ略々一定スルヤウニ致シタ方が宜カラウト云フ方針ヲ以テ、必ズシモ法律デナケレバナラスト云フノデハゴザイマセヌガ、法律ヲ以テ此大体ノ取締法ヲ設ケタ方が宜カラウト云フ考ヲ以テ、目下各種ノモノニ付イテ取調中ニ属シテ居リマス。今日迄未ダ具体的ニ法律案トシテ提出スルダケノ運ニ至ッテ居リマセヌノデアリマス。・・・私共ハ前申上ゲマスル通ニ大体

市場法ト云フモノハ早晚設ケネバナラスト考ヘテ居リマスケレドモ、此内容ニ至ッテ未ダ青物市場、獸肉市場ナドニ付イテ、是ナラバ法律トシテモ宜イト云フ具体的ニ供スル取調ヲ致シテ居リマセヌバアイデゴザイマスカラ、之ヲ四月一日ヨリ施行セラルルコトニナツタナラバ、實際其手續ガムズカシカラウト考ヘテ居リマス」

さらに、田寺敬信委員は、「私ハ政府デハ此儘実行スルノハ困難デアル、取捨ヲシタイト云フ御意見ヲ承リマシタガ、政府ガ取捨シタイト云フ点ヲ御聞キ申シタイト思ヒマス。」という質問をしている<sup>16</sup>。

これに対して、牧朴信政府委員は次のような考えを示している<sup>17</sup>。

「大体ニ付イテ御話シテ置キマセウ。前申シマシタ如ク総テノ市場ノコトニ付イテマダ能ク取調ハシテアリマセヌ、而シテ此法律ガ行ハレルトスルナラバ、或ハ魚介類、家畜類、或ハ青物ト云フヤウナ物ヲ、其物ニ就イテ取調ノ出来タトコロデ、是ナラバモウ宜シイト云フ場合ニナツテ、此種類ハ先ヅ第一ニ行フ、此種類ハ第二ニ行フ、此種類ハ第三ニ行フト云フ如ク、種類ノ順序デモ附ケタナラバ行ハレルダロウト云フ考ヲ持ッテ居リマスガ、総テ魚鳥、家畜、獸肉ニ就イテ此法律ヲ直チニ実行スルトキニハ、設立者ガ規約ヲ作ッテ認可ヲ受ケニ来ルトキニ、主務官庁ハ如何ニスルカ、何等ノ取調ガナイ、唯無責任ニ認可スルヤウナコトデハ、却ッテ實際ノ取締ガ出来マセヌカラ、若シ是ガ修正サレルナラバ、種類ノ定メ方及施行ノ順序ニ付イテ、別段ノ方法ガアルマイカト云フ考ヲ持ッテ居リマス。」

---

16 「同上書」、662～663頁。

17 「同上書」、662～663頁。

また、森田茂吉政府委員は参考意見として次のように述べている<sup>18</sup>。

「一国ガ法律ヲ以テ市場法ヲ出スコトニナリマシテ、此第一條ニ列記シテアル物ニ就イテノミ市場法ト云フコトニナレバ私ハ茲ニ何モ申シマセヌケレドモ、現在ノ日本ノ取計状態ニ於テ、国際貿易品ニナル商品、若クハ国民全体ノ多数ノ取引ガアル、多数ノ商品ニ於キマシテモガ、唯今川島君カラ御述ベニナツタ如ク（サウスルト、政府ノ御見込ハ此順序ヲ作ルニハ、勅令ニ委任スル御考デスカ）、生産者カラ需要者ノ手ニ移ル、取引ノ毛色ガ複雑デ、暗中ニ迷フテ居ルト云フコトハ、私ハ或種類ニ依ッテハ言ヒ得ラレルト思フ。是ガ生産者カラ需要者ノ手許ニ移ル経歴ヲ、或ハ市場ノ規約ニ據テ画然ト立テルト云フヤウナコトニナルト、生産者モ需要者モ安心ノ途ガ就キマセウ。又其商品ヲ一々買ヒニ往ク顧客ニ付イテモ、多少便宜ヲ得ルコトハアリマセウ。例ヘバ、米ノ如キ大阪ニ於テ大阪市内ニ需用スル日常商品ノ相場ノ如キ、余程區々ニナツテ居リマス。取引ノ状態モ区々ニナツテ居ル、又多数取引セラレル呉服、此呉服問題、是ハ東北地方デハ組合其他ニ於テ市場ヲ設定シテ居リマスガ、是等ニ付キマシテモ、此需用者カラ供給者ノ手ヘ行キマセル経路ガ甚ダ煩雜デ、モウ少シ之ヲ整理ノ途ヲ着ケマスレバ生産者モ利得シ、又商品ノ価モ正確ニ得ルニ違イナイト考ヘマス。ソコデ単ニ此市場法トシテ取締ルモノガ是等ノ四種類ニ過ギナイカト言ヒマスルト、尚能ク考慮ヲ費シテ講究ヲ致シマシテ、国家生産上ノ上に於テ便否ヲ考察シテ加ヘタイト云フモノモアリ得ルカト考ヘマス。ソコデ此提出者ノ御意見ガ単ニ魚鳥、獣肉、青物ダケヲ今日取締ルノデアルカラ、之ニ依ッ

---

18 「同上書」、663～664頁。

テ大体ノ目的ヲ極メテ云フコトニナルト、尚各條ニ於テ取捨シナケレバナラス問題ガアルカト思ヒマス。唯御参考マデニ或ハ其種類ノ当局者ヲ調査ノ上ニ於テ、其必要ヲ見ヌ上ニ於テ勅令デ極メルトカ云フヤウナコトニ、今牧農務局長ガ云ハレタヤウナコトニナリマスレバ、ドウデアラウカト考ヘマス。是モ茲ニ政府委員トシテ出テ居リマシテモ、未ダ之ヲ省議デ決定シテ申上ゲルト云フコトニ至リマセヌカラ、尚ソレ等ヲ極メテ来イト云フコトニナリマスレバ、時日ヲ假シテ願ヒタイト思フノデアリマス。」

第2回市場法案委員会は明治40年3月19日に、第3回委員会は3月21日、それぞれ開催されている。第三回委員会の後、委員長立川雲平、川島瀧蔵、田寺敬信の3名を修正案起草委員に指名し、この3名による修正案起草委員は、先の川島原案を修正して作成したが、修正の要点の第一は、法の対象とする市場を、小は日用の野菜、魚鳥から、大は輸出品まで及ぶ不特定範囲の商品を取り扱うものとし、第二は、市場の定義を「当事者集合シテ一種又は数種ノ物件ヲ売買スル一定ノ場所」と定め、第三は、原案では市場開設の免許、認可権を主務官庁即ち中央政府だけであつたものを、地方庁までに拡大したことである。さらに、3月25日の衆議院本会議で立川委員長は次のような内容の報告をしている<sup>19</sup>。

「諸君ニ市場法案ノ特別委員会ノ経過及結果ヲ御報告致シマス、委員会ハ前後数回開キマシテ、其中二回程ハ政府委員及各委員ハ各條ニ関係致シマシタ、・・・原案ト修正案トニ於テ、即チ修正セラレタツル三要点ヲ申上ゲヤウト思フ、三ツノ要点ノ趣意ヲ一修正致シマシテ之ニ当嵌ルヤウニ法律文ヲ一條ヨリ三十三條マデ

---

19 「同上書」、665～667頁。

編出シタノデゴザイマスカラ、其要点ヲ申上ゲヤウト思フノデス、  
原案ハ即チ此川島案ニ拠リマスルト云フト、魚鳥家畜ト獸肉ト青  
物ト此四ツノ種類ニ付テ市場法ヲ制定スルト云フノガ趣旨デアッ  
タノデゴザリマス、併ナガラ之ニ付イテイロ、相談ヲ致シマシタ  
結果、青物家畜ハ魚鳥勿論、此家畜ナド獸肉牛肉ノ如キニ至リマ  
シテモ市場法ヲ制定シテ市場ヲ整頓致シマセスト云フト、頗ル不  
便デハゴザイマスケレドモ、此四種類一四ツノ種類ノタメニ市場  
法ト云フモノヲ帝國一般ノ法律トシテ置ク程ノ必要ガアルデアラ  
ウカ、ドウデアラウカト云フコトヲ審査致シマシタトコロガ、所  
謂此市場法ト云フ法律ヲ拵ヘテ僅ニ此四種類ヲ支配スル位デハ余  
リニ大業過ギル、所謂牛刀ヲ以テ鶏ヲ割クト云フヤウナ場合デモ  
アラウ、又況ヤ若シ此四種ノモノデアルナラバ、更ニ此市場法ト  
云フモノヲ以テ致サナクテモ、是マデノ取締法ニ於テモ余リ取締  
ルコトノ出来ナイ程ノコトデモナイト云フ議論モゴザイマシタ、  
是ニ於テカ、今ノ此法案ヲ提出サレタトコロノ川島君ナリ、政府  
委員ナリガ主張スルトコロニ拠ルト、今市場法ヲ請求スル一市場  
法ヲ必要トスル所以ノモノハ、小ハ日用ノ野菜、魚鳥ヨリ大ハ輸  
出品ニマデ及ブト云フコトデアリマスカラシテ、之ハヤハリ此四  
ツノ種類ニ限ラヌノガ宜カラウト云フコトニ相成リマシタ、限ラ  
ヌ方ガ宜カラウトスルナラバ、此原案ノ第一條即チ「本法ニ於テ  
市場ト称スルハ魚鳥家畜獸肉青物市場ヲ謂フ」ト云フ此第一條ヲ  
削ッテシマフ必要ガ生ジマシタ、故ニ原案ノ第一條ハ削除致シマ  
シタ、是レ即チ其種類ノ範圍ヲ広ウスルガタメデアリマス、是ガ  
即チ第一ノ修正ノ趣意、第二ノ修正ノ趣意ハ、市場法ノ此支配ノ  
範圍ヲ定ムル点ニ於テドウ致サウ、前ニモ申シマスル通り青物魚  
鳥ヨリ輸出品或ハ大ナルトコロノ品物ニマデ及ブト致シマスルナ

ラバ、此種類ハ一此種類ヲ包含スルト致シマスルナラバ、此市場ト云フモノハ、何デモ先ヅチョット言ヒマスルナラバ、勸工場ノヤウナモノデモゴザイマセウ、或ハニ三人ガ寄ッテ取引スルモノデモ、即チ所謂売買ヲスルト云フ場所ヲ総テ此市場法デ包含ヲシテシマフト云フコトニスルカ、ドウデアルカ、是ガーツノ問題トナリマイテ、是ハヤハリ市場デゴザイマスカラ市場ト申シマスル以上ハ、製造業者、ソレカラ仲立人等ヲ眼中ニ措イテ、此現物ヲ現ニ授受スルトコロノ市場ニスル方が宜カラウ、素人が這入ッテ来ル彼ノ勸工場ノ如キモノヲ目的トセズニ、素人ノ這入ッテ来テ買フコトモ出来ルケレドモ、ソレヲ法律ノ主眼トセズシテ、所謂製造者ト仲立人トノ取引ニスル方が宜カラウト、斯ウ云フコトガ起リマシタガタメニ、然ラバ此法律ノ上ニ市場ト云フモノノ定義ヲ定メテ置ク必要ガアラウト、斯ウ云フ議が起リマシタ、ソレデソレナラバ市場ト云フモノハ如何ナルモノヲ指スカト云フコトノ審議ヲ致シマシタ結果、市場ト云フノハ当業者ガ相集ッテ一種又ハ数種ノ物件ヲ売買スル一定ノ場所、即チ是レ市場デアルト云フコトニ定メラレタ、故ニ此修正案ノ第一條ハ是ヨリ生ジマシタノデアリマス、オレデ原案ノ第一條ヲ削除シテ修正案ノ第一條ヲ当嵌メマスルト、市場ノ定義ハ定リマシタガ、此種類ノ選択種類ノ指示ハ一指示ス即チ指定スルハ何人ヲ指スカ予メ法律ヲ以テ指定シテ置クカ、若クハ勸令ヲ以テ漸ヲ逐テ定ムル方が宜カラウト云フコトニナリマシテ、是ハ勸令ヲ以テ漸ヲ逐ッテ定ムル方が宜カラウト云フコトニナリマシタ、是レ即チ修正案ニ此末項ヲ加ヘタル所以デアリマス、市場法ノ支配ノ範囲種類ニ関スル修正、ソレカラ第三、是デ修正ノ趣意ガ申儘スコトガ出来ヤウト思フノデアリマス、原案ノ趣旨ハ主務官庁ニ依ッテ認可権ヲ持ツ、即チ此中



中央政府ニ於テ市場ノ免許權ヲ持ツコトニシテゴザイマス、所ガ前申シマス通り至ッテ簡易ナモノモゴザイマス、青物魚鳥ノ如キモノモゴザイマス、之ヲシモ必ズ中央政府即チ主務官庁カラ認可ヲスル免許ヲスルト云フコトニナッテハ甚ダオックウ過ギル訳デアラウ、是等ハ地方庁ニ委ヌルコトガ出来ルヤウニシタ方が宜カラウト云フノデ、然ラバ行政官庁ト極メテ置ク方が宜カラウト云フ相談カラ之ヲ行政官庁ト極メマシタ、即チ原案ニ主務官庁トアルモノハ悉ク行政官庁ト変リマシタ次第デゴザイマス、」

川島原案と委員会修正案については3月25日に討議されている。即ち、斎藤珪次委員は、修正案は第1条において川島原案と大きな懸隔があること、市場を設立する場合には行政庁に出願をして公許を受けるとしているものの市場開設出願者の資格に触れていない、旧來市場の当事者と新たな出願者との間で競合混乱が避けられないこと、及び地方の状況によっては本法の適用をしないこともできるとした附則は、法律として完全ではない、などを指摘して法案に反対する意見を述べている<sup>20</sup>。

「不幸ニシテ私ハ本案ニ反対ヲ致ス次第デゴザイマス、極ク簡單ニ申上ゲマスル、一體此法案ヲ提出者タル川島氏ヨリ提出致サレマシタルコロノ同氏ノ案ノ趣旨ト云フモノト、今茲ニ委員長ヨリ報告致サレマシタ案トハ、非常ナル懸隔ヲ生ジタルモノニナリマシタ、是レ即チ私ガツ直チニ賛成ノシ兼ネルコトデアル、而シテ又此ノ如ク市場法ト云フモノハ立派ナモノニ成ッテ、通ジテ三十三條アルガ、此罰則ノ如キモ千圓マデノ罰金ヲ一過怠金ヲ科スルコトガ出来ルト云フ如キ嚴格ナル法律ヲ編ムニ當リマシテ

20 明治40年3月26日 衆議院議事速記録第21号、354～355、「同上書」668～670頁。

ハ、旧来ノ慣行其他ノコトヲ余程綿密ニ御取調ノ上デ制定スラガ必要デアルト思フ、成程委員諸君ガ實ニ御熱心ニ前後数回モ調査ヲ致サレタ、其勞ハ實ニ多ト致シマスル、併ナガラ不幸ニ致シマシテ唯一回ノ大体ニ於ケル速記録ガアルダケデ、其他ノ委員会ノ速記録ト云フモノハーツモナイノデゴザイマス、故ニ此委員会ガ如何ナル点マデ調査シ、如何ナル点マデ論究シテアッタト云フコトハ、吾々之ヲ知ルコトガ出来ナイノdealル、而シテ本案ガ吾々ノ手ニ移リマシタノハ本日登院ヲシテ初メテ文書箱ニ依ッテ吾々ハ此案ニ接シタ次第、即チ案ノ内容タル立法ノ精神ト云フモノニ至ッテハ、一モ窺フコトガ、出来ナイノdealル、是モ前提出者川島氏ノ明記シテアルガ如ク魚鳥若クバ家禽獸肉青物ト云フコトニシマスレバ、是ハ指示シテアリマスガ、併ナガラ今回ノ修正ニ於テハ總テノ物件ヲ取引スルモノヲ以テ、之ヲ市場ト謂フト云フ、而シテ有価証券ノ如キ物モ之ヲ含ムト云フコトニナリマスレバ、實ニ容易ナラヌ問題ニナルノデ、故ニ私ハ此ノ如キ大ナル意味ニ於テ修正スルニ付イテハ、能ク案ノ内容ヲ承知シテ初メテ賛否ヲ表サナケレバナラヌモノデアルト思フ、此ノ如キ委員会ノ經過ヲ知ルニ途ナク、又趣意ヲ十分ニ尽スコトノ出来ナイニ於テハ、是ガ一ツ賛否ノ出来ザル所以ニナルノdealル、ソレカラ第二ノモノハ市場ヲ設立セントスルモノハ行政庁ニ出願ヲシテ公許ヲ受クベシタル、是ガ抑々将来ニ於テ如何ナルコトニナルデアラウカ、此案ヲ見マスト設置スベキ者ノ資格等ニ於テハ何等モナイ、即チ出願ヲスベキモノハドウ云フ性質ノ者ガ出来ルト云フコトガ規定シテアルケレドモ、旧来市場ニ關係ヲ致シテ此当事者トナッタモノハ当然是ハ先ヅ出願權ヲ持タナケレバナラヌモノト吾々ハ信ジテ居る、成程附則ニ此法律ヲ施行シテ三年間ハ前ノ許可ヲ得テ

居ッタモノガ、ソレデ続ク、其三年ノ内ニ続ケナケレバ免ズルト云フコトニナツテ居ル、而シテ尚三年ノ後ニ至レバ幾多ノ出願者ガ競争見タヤウニナツテ来タ時分ニハ、之ヲ行政官庁ノ意ノアル所ニ依ッテ許可スルト云フ話デアル、果シテ然ラバ此事タルヤ将来ニ於テ又近キニ於テモ一定ノ場所ニ市場ヲ設置セントスル者ニ至レバ、非常ナル競争ヲ生ズルト云フ憂ガ起ラウト思フノミナラズ、当事者ガソレヲ受クベキ権利ガアルト云フコトモ規定シテナイニ至ッテハ、完全ナモノト認ムルコトガ出来ナイノデアリマス

是ガ第二デゴザイマス、而シテ又此法律ヲ今茲ニ委員諸君ガ死角ノ御勞ヲ以テ御報告下スッタノハ誠ニ謝スルガ、併シ此問題ハ直チニ施行シナケレバナラヌト云フ、非常ニ急場ニ迫ッテ居ルカト云ヘバ、委員長モ言ハレタ如ク今日ノ現況ニ於テヤリツ、アルモノハ、先ヅ今迄ノ取締法デ略々間ニ合フデアラウ、今後輸出品ノ如キ物ニ向ッテ実行スルガ必要ナリト云フ意見デアッテ、即チ農商務省ガ今日マデ市場法ニ就イテアレバアル方ガ宜カラウト思フガ、マダ成案ガナイ、

このような討議を経た後、修正案は、衆議院第一読会の確定議となり、同日付で貴族院へ送付されました。3月26日に貴族院第一読会に提出された市場法案（修正案）は、次の通りである<sup>21</sup>。しかし、この修正案も、結局3月27日の閉会に際して時間切れで審議をされることも無かった。しかし、川島瀧蔵議員は屈することなく、明治41年3月10日に第24帝國議會衆議院に再度法案の提出をしたものの、3月24日の衆議院本会議で十分な審議もなく否決されてしまいました。

---

21 「同上書」, 670～674頁。

## 市場法案

右本院提出案及送付候也

明治四十年三月二十五日

衆議院議長 杉田定一

貴族院議長公爵徳川家達殿

## 市場法

- 第一條 本法ニ於テ市場ト称スルハ営業者集合シテ一種又ハ数種ノ物件ヲ売買スル一定ノ場所ヲ謂フ
- 第二條 市場ヲ設立セムトスル者ハ行政官庁ノ免許ヲ受クヘシ  
市町村其ノ他ノ公共団体又ハ公共組合ニ於テ市場ヲ設立セムトスルトキハ行政官庁ノ認可ヲ受クヘシ  
市場ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三條 市場設立者ハ規約ヲ作り行政官庁ノ認可ヲ受クヘシ
- 第四條 市場ニ於テ売買ヲ為ス営業者ハ規約ノ定ムル所ニ依リ市場ノ会員トナルコトヲ得
- 第五條 市場ニ於テ他人ノ為ニ売買ヲ為シ若ハ其ノ媒介ヲ為スヲ業トスルコトヲ得ル者ハ仲立人ニ限ル  
仲立人ニ必要ナル資格ハ規約ノ定ムル所ニ依ル
- 第六條 市場ニハ一人若ハ数人ノ管理者ヲ置クヘシ  
市場管理者ハ規約ノ定ムル所ニ依リテ之ヲ選定シ行政官庁ノ認可ヲ受クヘシ
- 第七條 市場ニ於テハ売買ノ当時其ノ市場及規約ニ於テ定メタル区域内ニ在ル物件ノ外之ヲ売買スルコトヲ得ス
- 第八條 市場ニ於テ売買シタル物件ハ代品ヲ以テ受渡ヲ為スコトヲ得ス

受渡ハ売買ノ翌日ヲ超ヘサル期間ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

市場ニ於テ為シタル売買ニ付テハ相殺ヲ以テ之ヲ結了シ又ハ解約ヲ為スコトヲ得ス

第九條 市場管理者ハ規約ノ定ムル所ニ依リ受渡品ノ検査ヲ為スコトヲ得

第十條 市場管理者ハ其ノ設立及維持ノ費用ニ充ツル為会員及売買当事者ヨリ使用量並手数料ヲ徴収スルコトヲ得其ノ徴収方法及徴収率ハ規約ノ定ムル所ニ依ル

第十一條 市場管理者ハ市場ニ於ケル売買ニ関シ売買当事者ノ為代金ノ取立支払其ノ他計算ヲ為スコトヲ得

第十二條 市場管理者ハ其ノ規約ノ定ムル所ニ依リ売買ニ関シ会員及仲立人ニ対シ身元保証金ヲ供託セシムルコトヲ得

第十三條 市場管理者ハ規約ノ定ムル所ニ依リ違約者ニ対シ売買ヲ停止シ又ハ五百円以内ノ過怠金ヲ課シ又ハ除名スルコトヲ得

第十四條 行政官庁ハ市場管理者ニ対シ物件ノ公定相場ヲ定メ之カ公示ヲ命スルコトヲ得

第十五條 行政官庁ハ官吏ヲシテ市場ニ臨検セシメ帳簿建物其ノ他物件並会員又ハ仲立人ノ営業帳簿ヲ検査セシムルコトヲ得

第十六條 市場ニハ命令ノ定ムル所ニ従ヒ物件検査ノ為必要ナル設備ヲ為スコトヲ要ス

第十七條 行政官庁ハ市場ノ位置構造設備及規約ノ変更ヲ命シ又ハ売買物件ヲ制限スルコトヲ得  
前項ノ外行政官庁ハ市場ノ監督上必要ナル命令ヲ発シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得

- 第十八條 第十五条及第十七条第二項ノ規定ハ市場付屬ノ倉庫業ヲ営ム者ニ対シ之ヲ準用ス
- 衛生上危害ヲ生スルノ虞アル商品ニ関シテハ明治三十三年法律第十五号第一條、第二條ヲ準用ス
- 第十九條 行政官庁ハ市場設立者管理者会員又ハ仲立人ノ行為法令ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ又ハ行政官庁ノ命シタル事項ヲ執行セサルトキハ左ノ処分ヲ為スコトヲ得
- 一、市場ノ設立免許又ハ認可ノ取消
  - 二、市場ノ業務ノ停止
  - 三、売買物件一部ノ禁止
  - 四、決議又ハ処分ノ停止禁止若ハ取消
  - 五、市場管理者ノ解職
  - 六、会員又ハ仲立人ノ売買停止若ハ除名
- 第二十條 市場ノ廢止ハ行政官庁ノ認可ヲ受ケヘシ
- 第二十一條 行政官庁ハ必要ト認ムルトキハ市場ニ於テ売買スル物件ニ付市場外ニ於ケル売買ヲ停止若ハ禁止スルコトヲ得
- 第二十二條 第二条ニ違反シタル者ハ百円以上千円以下ノ罰金ニ処ス
- 第二十三條 仲立人ニ非スシテ仲立人ノ營業ヲ為シタル者ハ二十円以上に百円以下ノ罰金ニ処ス
- 第二十一条ニ依リ停止若ハ禁止セラレタル物件ヲ売買シタル者亦同シ
- 第二十四條 第七条又ハ第八条ニ違反シタル者ハ五十円以上五百円以下ノ罰金ニ処ス
- 第二十五條 第十四条ノ命令ヲ拒ミ又ハ公定相場ヲ偽リ又ハ第十五条ノ検査ヲ拒ミ又ハ第十六条ニ違反シタル者ハ五円以上二百円以下ノ罰金ニ処ス

第二十六條 当業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ノ規定ニ依リ当業者ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ営業ニ関シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限りニ在ラス

第二十七條 当業者ハ、其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ニシテ其ノ業務ニ関シ本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出サルノ故ヲ以テ処罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十八條 明治三十三年法律第五十二号ノ規定ハ本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ依ル犯罪ニ之ヲ準用ス

第二十九條 本法ハ産牛馬組合法ニ依リ設立シタル組合ノ市場ニ之ヲ適用セス

第三十條 市場ニ於ケル物件売買ヲ業ト為ササル者ハ市場ニ於ケル売買ニ付テハ第八条乃至第十一条ヲ適用セス

#### 附 則

第三十一條 行政官庁ハ地方ノ状況ニ依リ区域ヲ限り本法ヲ適用セサルコトヲ得

第三十二條 本法施行ノ日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 本法施行前ニ行政官庁ノ認可ヲ得テ設立シタル市場ハ本法施行ノ日ヨリ三箇年間ハ本法ニ依リ免許セラレタルモノト看做ス但シ本法ノ規定ニ従ヒ規約ヲ定メ命令ノ定ムル期日迄ニ行政官庁ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス此ノ期日ヲ経ルモ仍認可ヲ申請セサルトキハ免許ノ効力ヲ失フ

### 3. 市場法案の歴史性

以上、明治40年の市場法案の帝国議会における審議経過について述べてきたが、川島議員による市場法の原案は、中央卸売市場法案策定前史の先駆となるものであるが、その意図は、現状の市場制度が農業の生産の発達を妨げているとして、旧い慣習から離れ、農漁業における生産の発達を企図して、明治後期の資本主義発達段階における多様な食料品市場を全国的な統一的市場制度として確立し、需給の調和、市場の調和を図ろうとするものであった。市場制度は、原案第5条でも明らかなように、「市場ニ於テ他人ノ為ニ売買ヲ為シ若ハ其ノ媒介ヲ為スコトヲ得ル者ハ仲立人ニ限ル」として、「仲立人」を差益商人ではなく、手数料商人としての機能に限定し、地方の荷主が損失を負わないように、生産者側に立った合理的な市場機構の創出を意図したものであるといえる。

しかし、生産者を中心とした市場の機構改革を構想したものではなく、川島議員の市場法の原案は、現状の大都市における売買取引の不公正是、農業生産の発達の障害となっているとして、問屋組合組織による公正な価格決定機関、「売買ヲ公正ニサセルコト」を通してこれを是正し、基本的には問屋組合、「市場組合ノ団体」を中心に市場を統制することが目的であったといえる。ここに、売買に対する責任が十分でなく、自己本位で信頼のない問屋取引に対して、「数百軒ノ問屋デ成立ッテ居ル」ものを、「市場其モノノ組織」の確立、「公ケノ株式会社市場主」、「市場組合の団体」などに責任を持たせることで、不合理で公正さを欠いた売買問題を解決できるとし、団体的市場組織に依拠したことが窺える。斯かる方向での市場法を制定することが、政府の意図と軸を一つにしたもので、委員会に出席した政府委員も本案に賛成したのである。



川島原案が、生産者本位の合理的な市場制度を確立しようとしたとき、旧来の問屋の存在とその機能を等閑に付したということではなく、組織化を図ることによって「其市場デ扱ッタ物ハ其市場デ責任ヲ以テ」処することができ、生産者あるいは荷主が「不幸ヲ被ル」ことなく、安心して出荷できるような機構にしようとしたことに他ならない。このような市場組合による市場機構のあり方が、大都市において現実的な改革案であり、生産者側においても当然受けいられるものであった。

しかし、前述したように、川島原案は全国的統一的な市場取締法と書市場の整備は認めたものの、市場法案の提出は時期尚早であるとして廃案となった。その原因の第一は、審議の動向に求めることができる<sup>22</sup>。原案では、第一條において「魚鳥、家畜、獣肉、青物市場」を市場法の目的としていたが、修正案では、これに対して、同じく第一條において「営業者集合シテ一種又数種ノ物件ヲ売買スル一定ノ場所」へと、まったく原案とかけ離れたものとなった。この点については、森田商工局長の「単ニ此市場法トシテ取締ルモノガ是等ノ四種類ニ過ギナイカト言ヒマス、尚能ク考慮ヲ費シテ講究ヲ致シマシテ、国家生産上ノ上ニ於テ便否ヲ考察シテ加ヘタイト云うフモノモアリ得ルカト考ヘマス」<sup>23</sup>という答弁から、又齊藤珪次議員の答弁からも明らかのように、政府側の生鮮食料品市場問題に対する認識の不統一が窺われる。このような修正案への変更、川島議員の提案とが容易に為されたことが議会での賛成が得られなかった原因であると考えられている。第二は、法案そのものにかかわることで、齊藤珪次議員の「所謂目的タル生産ノ発達、衛生、取締、此三点ヲスッカリ全国ニ行渡ラシ

---

22 中村勝「前掲書」、163頁。

23 第23回帝国議会衆議院市場法案委員会議録第一回、331頁。

メヨウスルナラバ、何モ急グニ及バズ」<sup>24</sup>という答弁でも明らかなように、全国的に統一的な取締法は不要であるといこと、また「此ノ案ガ未ダ完全全欠ノモデアルト云フコトヲ認メルコトハ出来ナイ」<sup>25</sup>として、法案そのものが不完全であるという反対意見に見られる点にもとめることができる。第三は、政府側答弁における市場法案に対する不統一である。即ち、「既ニ農商務省ニ於キマシテモ、前年来米ノ市場ノコトハ勿論、其他市場ノコトモ青物市場ノコトモ、相当ノ取調ニハ従事ヲ致シテ居リマス。先ズ第一外国ノ例等モ及ブベクダケハ取調ベツ、アリマス、・・・此内容ニ至ッテ未ダ青物市場、獣肉市場ナドニ付イテ、是ナラバ法律トシテモ宜イト云フ具体的ニ供スル取調ヲ致シテ居リマセヌバアイデゴザイマスカラ、之ヲ四月一日ヨリ施行セラルルコトニナツタナラバ、實際其手續ガムズカシカラウト考ヘテ居リマス」<sup>26</sup>とし、実態を把握していない現状では市場法案は時期尚早であるとして。また、農商務省商工局は、日常商品一般の流通機構改革が主眼であって、「此市場法トシテ取締ルモノガ是等ノ四種類ニ過ギナイカト言ヒマスルト、尚能ク考慮ヲ費シテ講究ヲ致シマシテ、国家生産上ノ上に於テ便否ヲ考察シテ加ヘタイト云フモノモアリ得ルカト考ヘマス」<sup>27</sup>として、魚鳥、家畜、獣肉、青物だけを対象とした市場法案には賛成し得ないとしている。さらに、杉山四五郎内務省参事官は、「衛生上ニ関シマスルコトニ付キマシテ、此法案ニ多少ノ修正ヲ加ヘマスレバ、衛生上ト云フ点ダケニ於キマシテハ、其案ノ通過ト云フコトハ寧ロ希望スルノデアリマス」<sup>28</sup>として、衛生の点で市場

---

24 「同上議事録」, 355 頁。

25 「同上議事録」, 355 頁。

26 「同上議事録」, 330 頁。

27 「同上議事録」, 331 頁。

28 「同上議事録」, 331 頁。

法案を成立させても良いとしているが、政府部内では市場法案の内容を具体的に統一させていなかった。第四は、市場法案に対する市場業界の立法への組織的運動が欠如していたことである。明治三十八年第二一議会に川島議員が提案した屠場法案と家畜市場法案は、消費地食肉問屋買付け人の運動、「屠場法及び家畜市場法期成同盟会」による建議・請願の奏効が大きかったことにより成立したが<sup>29</sup>、しかし魚鳥・家畜・獣肉・青果などの市場を対象とした総合食品市場法ともいわれる明治40年の市場法案の提出は、青果市場業界は勿論のこと、魚市場業界においても顕著な運動は展開されなかった。このことが、市場法案が未成立となった原因であり、食品業界の統一的な立法運動が弱かったことが指摘されている<sup>30</sup>。

### Ⅲ．生産調査会の答申

#### 1．生産調査会答申の意義

わが国において流通政策が、経済政策の一環として登場してくるのは、昭和30年代後半以降のことである。その直接的契機となったのは、急激な消費者物価の上昇問題であったが、その背景には、生産部門に対する流通部門の合理化の遅れが経済構造全体の効率化や国民生活の隘路になるとして、流通部門の合理化の推進が最も緊急を要する政策課題として見做されたことによる。

このような経済政策的な流通部門の合理化政策の実現は、従前の政策課題の中心が生産部門を中心とした産業合理化策であったものを、わが国経済の構造変化を円滑に推進するために、流通部門に、産業合理化策の主要な側面を移行あるいは流通部門へと拡大させ、生産部門

---

29 「同上議事録」, 648 頁。

30 「同上議事録」, 649 頁。

と流通部門を包摂したものとして展開されたものとして捉えることができる。従前のわが国の流通構造は、周知のように、多段階性、多数性、小規模性、低生産性、複雑性などを構造的特性とされていたが、こうした構造的特性が生産部門の成長に対応し得ない流通部門の不合理性を齎し、消費者物価上昇の基本的原因であるとして、流通部門の合理化が現実的政策課題として位置付けられたものである。

しかし、このような政策的背景は、決して戦後の流通政策体系だけにみられる特性であるということではなく、戦前の政策課題についても見ることでできる政策理念である。流通に対する政策的研究は、戦後に関心が集中し、流通政策課題に対する数多くの研究及び業績をあげることができるが、戦前の流通政策課題においても、政策の理念、政策手段等に多くの類似性が認められ、また戦後の流通政策の多くは戦前の流通問題にその発端をみられる。

それ故、戦前の流通政策の政策理念及び政策手段を考察することは、今日の流通政策を考察する上で重要な意義を有するものと考え、新しい流通政策のあり方について明らかにするものである。わが国で流通問題就中卸売市場問題が政策上の問題として認識されたのは、さまざまな研究及び見解が窮知できるものの、その端緒は生産調査会の答申である。ここではまず、生産調査会の答申を通して戦前の流通政策の課題である卸売市場の社会的必要性の端緒となった生産調査会の分析をするものである。

## 2. 生産調査会設置構想から実現まで

戦時中より戦後にかけて、帝国議会内において、農商工業の保護及び奨励に関する施策をめぐって論議が交わされ、政友会をはじめとする政党主導の形で、『国本培養ニ関スル建議案』が第 21 帝国議会（明

治 37 年 12 月 28 日から明治 38 年 2 月 27 日まで計 6 回<sup>31)</sup>において質疑が交わされ、第 22 帝国議會(明治 39 年 2 月 28 日)において建議され、その事項は次の通りである<sup>32)</sup>。

- 一 農商務省ニ農務監督官ヲ置キ地方農事行政ノ監督ヲ行ハシムルコト
- 二 道府県に地方の農務監督官ヲ置クコト
- 三 全国各部(北海道ニ於テハ市庁)ニ郡技術員ヲ置キ其ノ經費ノ一部ヲ補助スルコト
- 四 地方庁ニ技術員ヲ置キ耕地整理及排水事業ノ調査設計ヲ行ハシメ其ノ費用ヲ補助スルコト
- 五 地方農事試験場ヲシテ原種子用米麦栽培ヲ行ヒ収穀ヲ農会ニ交付セシムル為其費用ヲ補助スルコト
- 六 農会ヲシテ原種子ヲ精農家ニ委託栽培セシメ其ノ収穀ヲ農業者ニ配布スル為栽培費及栽培監督費ヲ補助スルコト
- 七 農事改良ニ必要ナル勞力ヲ供給スル為牛馬耕普及ヲ目的トナスノ施設ノ補助ヲ為スコト
- 八 弊見飼育上ノ改良普及ノ模範稚設共同飼育所ヲ設置セシメ其費用ヲ補助スルコト
- 九 生繭ノ完全ナル殺踊乾燥ヲ行ハシムル為共同殺踊乾繭所ヲ設置セシメ繭生産者ニ其費用ヲ補助スルコト
- 十 各府県ニ於テ優良ナル桑苗ヲ養成配布セシムル為苗圃ヲ設置セシメ其費用ヲ補助スルコト

---

31 第 1 回(明治 37 年 12 月 28 日)、第 2 回(明治 38 年 1 月 25 日)、第 3 回(明治 38 年 2 月 6 日)

第 4 回(明治 38 年 2 月 7 日)、第 5 回(明治 38 年 2 月 13 日)、第 6 回(明治 38 年 2 月 17 日)の計 6 回開かれる(第 21 帝国議會衆議院委員會會議録(速記))。

32 第 22 帝国議會衆議院国本培養に関する建議案委員會會議録(速記)第 4 回。

- 十一 優良ナル種牝牡牛ノ維持金ヲ補助シ及種牝牛ノ補充ヲ奨励スルコト
- 十二 各府県ニ於テ優良ナル樹苗ヲ養成配布セシムル為苗圃ヲ設置セシメ其費用ヲ補助スルコト
- 十三 業調査所ヲ置クコト
- 十四 本邦商品共同販売所ヲ設置スルコト
- 十五 工業奨励ノ方法ヲ設クルコト
- 十六 工業試験所ヲ設置スルコト

この建議案は第 23 帝国議會において再度提出されることになり、可決される運びとなった。これとほぼ前後して、明治 41（1908）年 3 月 24 日第 24 帝国議會衆議院において、政友会院内総務長谷部純孝以下 2 名を代表者として上程された『生産調査会設置二関スル建議』が成立した<sup>33</sup>。

#### 生産調査会設置に関する建議案

今や我が戦後の経営既に其の緒に著き財政の基礎亦漸く立たむとする此の時に際し富国の経営未だ周ねきに至らざるは頗る遺憾とする處なり。故に財界の現状に鑑み貿易上輸出入の均衡を保たしめむか為且金融の円滑を図り運輸機関の完成を期せむか為政府は速に生産調整の機関を設け汎く内外の情勢を察し普ねく朝野の意見を徴し挙国一致以て民力の発展を期し国富の増進を計画せむことを望む。右建議す<sup>34</sup>。

この案文を見ると、政友会の戦時中の生産調査会設置準備委員会による調査研究の結果が反映されており、議場では、政友会の政務調査

---

33 『二四大日本帝国議會誌』688 頁。

34 『二四大日本帝国議會誌』521 頁。

会委員長である大岡育造が、本建議の趣旨説明にあたり、建議の文言以上に、当時の政界における政友会の特異な立場を明らかにしている<sup>35</sup>。

しかし、建議が直ちに実現を見るということには至らず、1908年7月、西園寺内閣は、財政問題に行き詰まって倒れ、代わって第二次桂内閣が発足したが、それと共に、農商務大臣も法曹界出身の松岡康毅から山県直系の内務官僚出身の政治家大浦兼武に交替することになった。桂太郎首相は、大蔵大臣をも兼摂し、戦後経営の積極的方針を変更して、厳しい財政整理に取り組むこととなった。このため、第25議会にかけられた明治42年度予算案においては、生産調査会設置のための予算を計上することはできず、政友会にとって、企画され準備されてきた生産調査会設置の件は、政権交替に伴う財政方針の変更で見送りを余儀なくされる結果となった。その後、2年を経た1910年3月25日になって、西園寺内閣にとって与党ともいえる政友会の組織を背景とし、官僚機構を通ずる産業行政の一環をなす形で生産調査会の設置が実現をみることとなり、勅令第28号『生産調査会管制』をもって公布された。

『生産調査会官制（行政機関に関する規程（条項））』は、下記で明らかなように、八か条から構成されており、第1条では同調査会の目的が規定され、単に狭義の生産に限らず、農業・工業・商業など、経済全般にわたる重要な諮問事項について調査し、審議することを謳っている。第2条では、関係各大臣による諮問に対する答申を求めている。第3条では同調査会による関係各大臣への建議をなしうる旨について規定している。第4条では人員構成に関する規程であり、第5条

---

35 第24議会衆議院議事速記録385-6頁。

は農商務大臣が会長を任命する旨の規定をしている。第7及び8条ではそれぞれ幹事、書記について規定している。

この生産調査会官制規定に基づき、政府により人選がなされ、4月30日には会長以下の叙任及び任命が発表された。それによると、会長は文部大臣兼任農商務大臣の小松原英太郎、副会長には実業会の重鎮である渋沢栄一がそれぞれ任命された。構成員には、4年間に及ぶ同調査会の開催期間において、政権交替、官吏の任免、総選挙による議員の当落のために、かなりの変動と交替が見られる。

#### 生産調査会官制<sup>36</sup>

内閣総理大臣公爵桂太郎

農商務大臣男爵大浦兼武

- 第1条 生産調査会ハ農商務大臣ノ管理ニ属シ生産ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス
- 第2条 生産調査会ハ生産ニ関スル重要事項ニ付関係各大臣ノ諮詢（相談）ニ応シテ意見ヲ開申ス
- 第3条 生産調査会ハ生産ニ関スル重要事項ニつき関係各大臣ニ建議スルコトヲ得
- 第4条 生産調査会ハ会長1人及委員70人以内ヲ以テ之ヲ組織ス  
特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ前項ノ定員ノ外臨時委員ヲ置クコトヲ得
- 第5条 会長ハ農商務大臣ヲ以テ之ニ充ツ  
副会長ハ農商務大臣ノ奏請（天子（君主、天皇）の奏上

---

36 明治43年3月24日勅令28号（官報3月25日、）法令全書（明治43年上巻31-32頁）。



して裁可を請うこと）ニ依り委員ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

委員ハ農商務大臣ノ奏請ニ依り高等官、貴族院議員、衆議院議員及学識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第6条 会長ハ会務ヲ総理ス

会長事故アルトキハ副会長其ノ事務ヲ代理ス

第7条 生産調査会ニ幹事ヲ置ク会長及副会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

幹事ハ農商務大臣ノ奏請ニ依り高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第8条 生産調査会ニ書記ヲ置ク会長、副会長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

書記ハ農商務大臣之ヲ命ス

附 則

本令ハ明治43年4月1日ヨリ之ヲ施行ス

元来、生産調査会設置の構想が出現したのは、日露戦争が勃発した直後の政友会総務委員会であり、戦争勃発に伴い戦争経済が国内商工業に及ぼす影響を調査し、その対策を講ずるための基礎作りをするためであった。「立憲政友会史」<sup>37</sup>によると、その設置事情が次のように記されている。即ち、「生産調査会は専ら戦時経済上の事項を調査するものにして、即ち諸般商工業等今日時局の変動に方り或は忽にして盛衰地を易へ或は僅に発展の時機に接し忽ち頓挫するものなきにあらず、或は軍隊輸送の爲め海陸運輸上不便を生じたること少なからざる

37 小林雄吾編「立憲政友会史」（第二巻）－西園寺総裁時代前編－

が故、一方に於ては貨物堆積して販路に窮するものあれば一方には之に欽乏を告げて大に困難する如き各地の状況一ならず、此等は経済上精細に調査救済の方法を講じ或は将来に対する商工業発展の途を求むるは最も急務なり、是れ同調査会を設る所以なりとす」<sup>38</sup>として、「生産ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス」と官報に規定されているように、広範な目的をもつものであった。

この調査会設置のための委員会が組織され、総務委員に就任した大岡育造を委員長として、井上甚太郎、奥野市次郎、改野耕三他委員20名（4月18日囑託）が指定され、その後伊藤徳太郎、根本正、島津良知他委員10名が追加され、委員長を含む合計31名で組織された。4月20日の第1回総会に於いて、協議の結果、これらの委員の中から3名の理事が置かれることとなり、委員長により斎藤珪次、上埜安太郎、桜井駿が指名された。毎週月曜と水曜の2回会合を開き、各委員より提出された調査項目を整理した。大岡の生産調査会設置に関する趣旨説明には、対外拡張のための軍備増強策と産業貿易の不振の現状を十分意識し、生産調査会を設置することによって多少なりとも緩和して民間の意向に応えようとしたものであった。

生産調査会は、次のような多岐にわたる「生産調査会調査項目」を作成し、戦時経済が商工業に及ぼす影響をさまざまな視点より列挙している<sup>39</sup>。

#### 調査の方針

- (1) 戦前における一般財界の事情。
- (2) 戦前より引続ける生産不振の原因。

---

38 「同上書」133頁。

39 「同上書」149～157頁。

(3) 戦争により特発せる生産盛衰の原因。

(4) 調査の方法。

## 第一部 運輸事業に関する調査

### 第一、戦争の海運に及ぼせる影響。

(1) 全国船舶中徴発を受けし御用船に関する調査。

(2) 御用船徴発後外国船及代用船の購入又は借入数、船舶の新造又は廃滅数。

(3) 外国航路に及ぼせる影響。

(4) 内国沿岸航路に及ぼせる影響。

(5) 運賃及保険料に及ぼせる影響。

(6) 海員、端艇及陸揚人夫減少の状態。

(7) 重要貿易港に於ける貨物の停滞若しくは欠乏の状況。

(8) 今後に於ける改善の方法。

### 第二、戦争の陸運業に及ぼせる影響。

(1) 軍隊輸送の鉄道に及ぼせる影響。

(2) 馬匹及人夫の徴発が陸上運輸に及ぼせる影響。

(3) 陸運の海運に転じたる事項。

(4) 運賃に及ぼせる影響。

(5) 生産地又は消費地に於ける貨物の停滞又は欠乏の状況。

(6) 今後に処する改善の方法。

## 第二部 農商工に関する調査

### 第一、交戦区域に対する貿易の方法

(1) 貿易壮絶の為国内に於ける内外輸出業者及輸出品生産者の蒙りたる影響。

(2) 貿易壮絶の為国内に於ける内外輸出業者及輸入品に及ぼせる影響。

- (3) 交戦区域（露領、朝鮮、北清）の各地方に於ける貿易上の実況。
- (4) 交戦陣地の移動に伴う本邦人貿易の実況。
- (5) 交戦地に於ける軍隊及渡航者の需要品供給の関係。
- (6) 今後に処する貿易進暢の方法。

第二、中立国及交戦地域外に於ける貿易の影響。

- (1) 一般貿易の状況
- (2) 重要輸出品の海外市場に於ける需要の増減及之が生産の増減。
- (3) 軍需品其他日常需要品輸入の増減。
- (4) 奢侈品に属する輸入品の増減。
- (5) 生産原料品輸入の増減。
- (6) 今後に処する貿易進暢の方法。

第三、戦時禁制品の外国に及ぼせる影響。

- (1) 戦時禁制品輸出入減退の状況。
- (2) 戦時禁制品輸入壮絶の爲め国内産業に及ぼせる影響。
- (3) 戦時禁制品輸出壮絶の爲め国内産業に及ぼせる影響。
- (4) 戦時禁制品の解禁を必要とする種類及解禁の方法。

第四、国内に於ける生産品需要の影響。

- (1) 勤儉貯蓄説の誤用に関する実例。
- (2) 奢侈品其他之に類する物品の生産及販売に及ぼせる影響。
- (3) 軍需用品、日用品、食料品の生産販売に関する実況。
- (4) 農作物の作柄。
- (5) 国内軍隊の移動補充と消費との関係。
- (6) 国内重要地に於ける重要物産相場の比較。
- (7) 影響を受けたる機業其他の生産救済の方法。

第五、労働者に及ぼせる影響。

- (1) 壮丁徴発と労働者の減少程度。
- (2) 各種労働者の賃金高低。
- (3) 戦時産業の盛衰に因り利害を蒙れる労働者の種類及其程度。
- (4) 官業及民間の諸工事の中止繰延に因り影響を受けたる労働者の実況。
- (5) 失職労働者救済の方法。

### 第三部 金融に関する調査

#### 第一、一般金融に及ぼせる影響。

- (1) 正貨及兌換券に関する消長。
- (2) 正貨吸収に関する調査。
- (3) 貯金及預金の増減。
- (4) 貸付金及手形流通高の増減。
- (5) 金利の高低。
- (6) 一般物価の高低。
- (7) 公債及有価証券の高低。
- (8) 為替相場の変動。
- (9) 交戦地域に於ける日本貨幣流通の状況。
- (10) 銀行業者の生産業者に対する警戒の程度及今後の改善方法。

#### 第二、軍備補充費及軍事費の金融に及ぼせる影響。

- (1) 内国債権募集方法の良否及其影響。
- (2) 軍資金及恤兵金献納の実況及其影響。
- (3) 軍備補充費及軍事費散布の実況及其回数の方法。

### 第四部 農商工に関する調査

#### 第一、国及道府県郡市町村の財政縮小の影響。

- (1) 政府及自治団体の財政縮小の程度。
- (2) 政府事業の休止繰延より来る材料及労働の減少。

- (3) 府県自治団体の事業の休止繰延より来る材料及労働の減少。
- (4) 教育其他生産以外の事業縮小より来る影響。
- (5) 復旧すべき縮小事業の種類。

第二、戦時増税の影響。

- (1) 各種増税の実施上に於ける利害。
- (2) 今後改正増補を要する諸点。

第三、戦争の弥久と軍事費増加の関係。

- (1) 軍事費に関する従来議決。
- (2) 軍事費過不足に対する処理。
- (3) 今後の内国債募集方法の改善。
- (4) 外債募集に関する調査。

第1部 清韓其他経営に関する調査

第一、清韓経営に関する事項。

- (1) 韓国土地所有権に関する件。
- (2) 韓国漁業権拡張に関する件。
- (3) 勧告渡航者及移民に関する件。
- (4) 韓国教育其他の顧問に関する件。
- (5) 清国通商航海条約追加施行に関する件。
- (6) 南清及北清に対する戦時特種の外交事項の調査。
- (7) 清韓金融機関に関する件。

第二、露領沿岸に対する事項。

- (1) 薩哈噠問題。
  - (2) 露領沿海州及東察加漁業に関する件。
- (参考) 軍事其他戦時要件に関する調査。

第一、軍事に関する諸般の調査。

- (1) 戦況視察の件。

- (2) 戦捷の海外に及ぼせる影響。
- (3) 出征軍人の死没負傷に対する弔意の方法。
- (4) 出征軍の勝利又は凱旋に対する祝意の方法。
- (5) 出征軍人軍属の家族又は遺族に対する救助及扶助施行上に対する実際の状況及改善の方法。
- (6) 軍需品買上に関する方法の調査。
- (7) 戦利品の処分方法に関する調査。

第二、戦時衛生に関する予防方法。

- (1) 海港検疫励行の件。
- (2) 国内流行病予防法の励行。

第三、国際公法に関する諸問題の調査。

- (1) 捕獲審査に関する件。
- (2) 対手国若しくは中立国の国際公法違背に関する件。
- (3) 国際公法に関する日本定刻の行動。

### 3. 生産調査会の目的

生産調査会は、「生産ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス」るため、即ち産業及び経済全般の重要事項を調査審議するために、明治 43 (1910) 年 3 月 25 日勅令第 28 号管制をもって農商務大臣の管理の下に設置され、その目的を達した大正 2 (1913) 年 6 月 13 日勅令第 205 号をもって廃止された調査会である。わが国商工政策史上において極めて重要調査会であり、その意義も重大であった。

生産調査会の目的は、第 1 回生産調査会の開会に際して当時の農商務大臣小松原英太郎が行った下記の演説から明らかである<sup>40</sup>。

---

40 通商産業省編『商工政策史－第 4 巻－』53～54 頁。

生産調査会ノ開會付茲ニ各位ノ御參集ヲ得タルハ本官ノ深く歡フ所ナリ

國富ノ渊源タル生産ニ關スル事項ニ付キ充分ノ調査ヲ遂ケ、之ニ基キテ適切有効ナル施設ノ方法ヲ究メ、ニ衆議院ニ於テ生産調査ノ機關設置ノ建議アリタルモ、實ニ此趣旨ニ外ナラズ、當省又ニ此ノ必要ヲ認メ國家全般ニ互ル生産上ノ問題ニ付テハ及フ限り本省ニ於テ之カ調査攻究ヲ為スト同時ニ各地方ニ付テモ亦書く地方ノ狀況ニ応シ大体ノ方針ヲ定ムルノ必要ヲ認メ、各地方官ニ其旨ヲ訓示シ、今ヤ各地方共之カ調査ヲ重ネツ、アリ當省ハ各地方ノ生産ニ關スル方針ニ付テモ其報告ヲ得ルニ從テ更ニ慎重ノ調査ヲ施シ、以テ遺憾ナキヲ期セント欲ス、然レトモ國家全般ニ互ル生産上ノ問題ニ至テハ其影響モ自ラ大ニシテ調査攻究亦容易ナラサルモノアリ、此時ニ當リ生産調査会ノ設置ニ依リ廣ク智識ヲ集メ、官民協力以テ之カ調査ヲ為シ、審議討論ヲ尽シテ適切ナル施設經營ノ方針ヲ定ムルコトヲ得ルハ、國家ノ為メ欣喜ニ耐ヘサル所ナリ、本官ハ茲ニ第1回生産調査会ノ開會ニ際シ先ツ五個ノ案件ヲ選ミテ諮問ヲ為シ、以テ各位ノ意見ヲ徵スルコトトナシタリ

思フニ、蠶糸ハ重要國產ニシテ、外國貿易ノ關係ニ於テモ亦最も重要ナルモノナルヲ以テ斯業ニ關スル大体ノ方針ヲ立テ以テ着々其改良發達ヲ期図スルハ、國家經濟上極メテ肝要ナリトス、又外國貿易ノ發展ヲ期スルノ必要ナルハ論ヲ俟タスト雖モ其之カ助長ノ方法如何ハ最も攻究ヲ要スル緊要ノ問題ナリ、次ニ營業上ノ競争益々激甚ヲ加フルニ伴ヒ、不正ノ手段ヲ弄シテ或ハ他人ノ營業上ノ信用ヲ害シ、或ハ市場ニ對スル從來ノ信用ヲ打破スルカ如キノ類例少カラズ、此ノ如キハ健全ナル商工業ノ發達ヲ期スル上ニ於テ看過スヘカラサル事項ナリト認ム、又公有林野ハ從來放任ノ結果トシテ荒廢ノ狀態ニ屬スルモノ



頗ル多キヲ以テ、国土保安ノ上ヨリ觀ルモ国家經濟ノ上ヨリ考フルモ、  
ク今日ニ於テ之カ回復ノ方途ヲ講セサルヘカラス、尚こめ麦等ノ主要  
穀物ハ、国民ノ常食品トシテ最モ重要ノ地位ニ在ルモノニシテ、将来  
荒蕪ヲ開拓シ、農事ノ改良ヲ図ルニ於テ適當ノ方法ヲ講スルトキハ増  
収ノ余地尚ホ少カラサルカ故ニ、国富増進ノ点ヨリ觀ルモ、将又人口  
増加ノ趨勢ヨリ察スルモ、此等主要穀物ニ関スル前途ノ方針ヲ立ツル  
ハ極メテ緊要ナルコトト信ス、凡ソ国家生産上調査攻究スヘキ事項ノ  
此ニ止マラサルハ論ヲ俟タサル所ナリト雖モ、以上五個ノ問題ハ国家  
經濟上レモ重要ノ關係アルモ以テ茲ニ之ヲ提出シタル所以ナリ

各位ハ其經濟ニ関スル多年ノ經驗ト豊富ナル智識トニ依リ十分ノ  
審議ヲ尽サレンコトヲ希望ス尚ホ右問題以外ニ於テモ生産上各般ノ事  
項ニ付キ御意見ノ在ル所ハ充分之ヲ開陳セラレンコトヲ切望ス

このように、上述の5つの諮問事項を説明したものではあるが、明  
治40年代は、維新以後の經濟発達史上轉換期であり、經濟政策特に  
商工政策の根本方針を新たに再検討する必要性によるものであった。  
即ち、明治40（1907）年1月下旬、株式相場は大暴落し、それを契  
機に經濟恐慌が起こり、その後大正3（1914）年第一大戰が勃發し、  
翌年に戦争の影響により好景氣が訪れるまで不況が継続していた。明  
治40（1907）年から大正3（1914）年までの8年間にわたる不況は深  
刻であり、生産調査会が開かれたのはまさしく一つの轉換期であり、  
状況の変化が生産調査会を開催した背景であり、生産調査会の目的を  
規定することになった。

生産調査会の會議は、明治43（1910）年3月24日の官制公布から、  
勅令第205号をもって廃止される大正2（1913）年6月13日までの  
間、前後5回にわたり、各回とも開催されたのは僅かに数日間のみで

あった。

第1回会議 1910年6月20日－24日

第2回会議 11月1日－5日

第3回会議 11月29日－30日

第4回会議 1912年9月24日－28日

第5回会議 11月25日－27日

第1回生産調査会は、明治43（1910）年6月20日より24日まで開かれ、農商務大臣より諮問したのは、

1. 蚕糸業の発達及び改善に関する件
2. 不正競争の取り締まりに関する件
3. 公有林野開発に関する件

などの答申書及び工場法案を次期の帝国議会に提出すべしとの建議案について議決した。

第2回生産調査会は、明治43（1910）年11月1日より5日まで開かれ、農商務大臣の諮詢に係る主要穀物の増収及び改良に関する件に対する答申書ならびに生産に関係ある行政の調和統一に関する件、森林と砂防及び治水に関する行政の統一をはかる件、魚鳥の繁殖及び保護をはかるの件及び製茶貿易の助長に関する件の建議を議決した。

第3回生産調査会は、明治43（1910）年11月29日から30日に開かれ、農商務大臣より諮詢した外国貿易助長の方法及び施設に関する件及び工場法案に対する答申書ならびに全国主要工業地に工場試験場を設くるの件、行政官執務に関する件及び汽缶（ボイラー）取締方法に関する件の建議を議決した。

第4回生産調査会は、大正元（1912）年9月24日より28日まで開かれた。諮詢事項である、工業の発達助長に関する件、重要物産同業組合法改正に関する件、魚市場法制定に関する件は、その審査を特別

委員に付託し、重要物産同業組合法改正に関する件は審査報告があったものの、決議をせずに次回に延期した。

第5回生産調査会は、大正元（1912）年11月25日より27日まで開かれた。諮問事項中、決議を延期していた重要物産同業組合法改正に関する件及び審査を継続していた魚市場制定に関する件は特別委員長報告を可決し、工業の発達助長に関する件は特別委員長報告を修正可決した。また、工業法制定に関する建議案は提出者が撤回し、重要輸出品及び輸入ぼうあつ品選択助成に関する建議案は可決し、「パラフィンワックス」無税範囲拡張に関する建議案は特別委員長可決し、法令改廃に関する建議案及び織物消費税改正に関する建議案は共に特別委員長に審査を付託した。

生産調査会は、上のような諸問題について審議し、答申し、建議したが、大正2（1913）年6月13日の勅令第205号をもって廃止となった。

#### 4. 生産調査会の答申と流通問題

農商務大臣の第1回より第5回にわたる諮問事項並びにこれに対する生産調査会の答申は、次の通りである。

| 諮問年月日     | 答申年月日      | 件名                   |
|-----------|------------|----------------------|
| 明治43年6月3日 | 明治43年7月28日 | 1. 蚕絲業ニ発達改善ニ関スル件     |
| 同         | 明治43年12月3日 | 2. 外国貿易助長ノ方法及施設ニ関スル件 |
| 同         | 明治43年7月28日 | 3. 不正競争ノ取締ニ関スル件      |
| 同         | 同          | 4. 公有林野開発ニ関スル件       |
| 同         | 明治43年12月1日 | 5. 主要穀物増収及改良ニ関       |

スル件

明治 43 年 10 月 18 日 同

6. 工場法案

大正元年 9 月 5 日 大正元年 12 月 4 日 7. 工業発達助長ニ関スル件

同 大正元年 11 月 30 日 8. 重要物産同業組合法改正  
ニ関スル件

同 大正元年 12 月 2 日 9. 魚市場法制定ニ関スル件

このように、生産調査会の諮問内容は商工政策を中心に上掲の通りであるが、流通問題あるいは流通政策と深い係りをもつ答申は、7 の『工業発達助長ニ関スル件』と 9 の『魚市場法制定ニ関スル件』の二つである。これらの二つの答申を通して流通政策の課題を明らかにすることにする。

(1) 工業発達助長に関する件－『工業発達助長ニ関スル件』の第三部・第二「生活費ニ関スル件」

市場問題は生産調査会において後述の魚市場法案だけでなく、広く論議の対象となり、大正元年 12 月の『工業発達助長ニ関スル件』に対する同年 12 月の答申の「第三部第二・生活費ニ関スル件」にみられる公設日用品市場の設置方針が重層的に検討された。

すなわち、『工業発達助長ニ関スル件』は、大正元（1912）年 9 月 5 日牧野伸顕農商務大臣からの諮問に基づき、大正元（1912）年 12 月 4 日に、「我国生産力ノ増進ヲ図ルカ為大ニ工業ノ発達ヲ助長スル必要アルハ言ヲ俟タス多年ノ宿望タリシ関税ノ改正モ昨年 7 月ヨリ実施セラレタルヲ以テ従来輸入ニ俟チタル工作品ヲ我国ニ於テ製造シ内地ノ需要ヲ充タシタル後、更ニ海外市場ニ新輸出品ヲ供給スルニ至ルノ時機モ漸ク将ニ近キニアラムトス仍テ将来ハ益々此ノ方面ニ於ケル事業ノ発達ヲ期スルト共ニ一面ニ於テハ輸出品ノ多分ヲ製造スル固有

工業ノ発達ヲ助成セサルヘカラス此等ノ目的ヲ達スルノ方策ニ付、将来ノ方針ヲ確定セムトスル是本問題ヲ提出スル所以ナリ」とする答申書を出し、その内容は、従来輸入に頼っていた工作品の国産化と輸出奨励という工業振興策に対する方針とするものであり、次のような方針をとる必要性を述べている。

## 第一部

- 第一 製造用原料ニ関スル件
- 第二 原動力ニ関スル件
- 第三 工業教育及工業試験所ニ関スル件
- 第四 機械製造ノ発達奨励ニ関スル件
- 第五 意匠、図案、発明、奨励及功勞表彰ニ関スル件
- 第六 工業材料及重ナル商品ヲ成ル可ク統一スルカ為政府ニ於テ特ニ調査機関ヲ設ケラレタキ件

## 第二部

- 第一 工業資金ニ関スル件
- 第二 運輸交通ニ関スル件
- 第三 税法ニ関スル件
- 第四 工業ノ種類ニ依ル特種事項及副業ニ関スル件
- 第五 工業用地ヲ保留スルノ件
- 第六 工場法設定ニ関スル件

## 第三部

- 第一 組合及職工ニ関スル件
- 第二 生活費ニ関スル件
- 第三 海外工業ノ状況調査ニ関スル件
- 第四 行政上其他ノ障害除去ニ関する件
- 第五 官業ノ整理及工業補助ニ関スル件

このように、『工業発達助長ニ関スル件』は三部から構成され、そのうち流通政策と深いかかわりをもつのは、第三部の『第二 生活費ニ関スル件』である。『生活費ニ関スル件』においては次の5項からなっている。

一、日用品ノ供給ヲ潤沢ナラシメ其低廉ヲ図ルコト

二、公設長屋ノ制ヲ設クルコト

三、交通政策上職工ニ特別ナル制ヲ設クルコト

四、貯蓄機関ノ設備ヲ完全ニシ質屋ノ取締ヲ厳ニスルコト

五、カメテ物価ノ低廉ヲ期スルコト

まず、第一の『日用品ノ供給ヲ潤沢ナラシメ其低廉を図ルコト』においては、「之カ為ニハ各所ニ日用品市場ヲ公設スルヲ以テ目下ノ急務トス、日用品ノ市価昂騰シ細民ノ生計ニ苦シムノ状ハ年々増進スル一方ニシテ毫モ減退セス此ノ如クニシテ止ムコトナクンハ遂ニ社会ノ秩序ヲ破ルニ至ルハ勿論国民ノ体力ニ恐ルヘキ悪影響ヲ及ホスニ至ラン、故ニ日用品市場ヲ公設シ仲介ノ費用ヲ省キ低廉良質ナル物品ヲ供給スルノ途ヲ開カサルヘカラス其他租税ノ負担ヲ軽減スル等亦緊要ノ事ニ属ス」としている。

第二の『公設長屋ノ制ヲ設クルコト』においては、「職工ノ生計費中巨額ニ達スルモノハ住居賃貸料ナリ、都会ノ人口漸ク稠密ニ赴クニ従ヒ地価ノ高騰借家料ノ騰貴亦避クヘラカス、之ヲ以テ彼等ハ漸次低湿ノ陋屋ニ群居スルノ已ムヲ得サルニ至リ衛生上ノ危害、労働力ノ減退等其結果寒心ニ絶ヘサルモノアリ、乃テ適当ノ地ヲ選ミ公設長屋ヲ建設シ経済衛生兼備ノ住居ヲ供スルハ今日ノ義務ナリ、幸ニ東京市ニ於テ建設セルモノアレトモ素ヨリ多数ノ需要ニ応スル能ハサルヤ明カナリ故ニ必要ノ地域ニハ続々此種ノ家屋ヲ建設シ尚ホ進ンテハ低利済シ崩シ方法ニヨル或ル年限ノ後ニハ其ノ家屋ヲ所有スルニ至ラシムル

ノ方法ヲ設ケナハ其利益ヤ極メテ大ナルヘシ」としている。

第三の『交通政策上職工ニ特別ナル制ヲ設クルコト』においては、「職工ノ為メ汽車ニ於テハ三等ノ外ニ更ニ四等ヲ設ケ電車ニ於テハ割引ノ制ヲ設ケ且ツ朝夕汽車電車ヲ特発スル等百方郊外生活ニ関シ便宜ヲ図ルトキハ彼等ハ必スシモ生活上衛生上難問多キ市内ニ居住スルヲ要セス其利益大ナルモノアルヘシ」としている。

第四の『貯蓄機関ノ設備ヲ完全ニシ質屋ノ取締ヲ厳ニスルコト』においては、「職工カ主トシテ利用スル貯蓄銀行並ニ質屋ノ如キハ嚴重ニ取締ラサルヘカラス若シ之ヲ放任センカ其弊害ヤ測ルヘカラス、特ニ質屋ノ制ニ関シテハ大ニ注意ヲ要ス」としている。

最後に、『カメテ物価ノ低廉ヲ期スルコト』においては、「物価ノ高低カ国民生活ニ直ニ影響スルヤ論ヲ俟タス、殊ニ職工ノ如キ収入ノ寡少ナルモノニ在テハ一層甚シキヲ見ル、左レハ通貨ノ調節ヲカメ関税消費税ノ激増ヲ避ケ又不生産的消費ヲ抑制シ生産費ノ減少ヲ図ル等物価ノ昂騰ヲ防止スルコトヲカメサルヘカラス殊ニ急要ト認ムルモノハ食用品就中穀物ノ海関税ヲ免除スルニアリ」としている。

このように、『工業品ノ発達助成ニ関スル件』の中の、『第三部第二生活費ニ関スル件』では、近代化の過程において、人口の都市への集中化が進展し、それに伴って、都市における日常生活用品の流通に関する改善の問題が関心となりつつあった。公設日用品市場は、日常生活用品の高騰が都市生活者の生活の悪化を招き、それが社会騒乱の基盤になることを指摘し、その解決の手段として、日用品市場を公設して中間経費を節減して低廉良質な日用品の供給を提言したもので、公設長屋の設置及び運賃割引制度は都市生活者の生活上及び衛生上の為のものであるといえる。質屋も取締りをせず放任すると、都市生活者に多大の弊害を齎すとして、嚴重なる取締りを提言した。さらに、

物価の変動は、国民生活就中都市生活者に直接的な影響を及ぼすことから、物価政策の緊急性を提言している。

## (2) 魚市場制定に関する件

魚市場法案の基礎調査となったのは、地方庁制定の最初の市場規則とされている明治44年8月の『農商務省水産局・魚市場ニ関スル庁府県令』、生産調査会に参考資料として配布された明治44年12月の『農商務省水産局・魚市場ニ関スル調査』及び魚市場の調査結果を分析した大正元年9月の『農商務省水産局・重要魚市場調査』が魚市場法案要綱の資料となったものとされている。

生産調査会への『魚市場法制定ニ関スル件』についての諮問は、農商務大臣男爵牧野伸顕が、「魚市場ノ組織ハ漁業者並消費者ノ利害ニ関スルトコロ頗ル重大ナルカ故ニ其ノ荷受、売買、勘定等ニ関スル弊習、設備ノ不備ヨリ生スル障害等之レカ解決ヲ与ヘサルヘカラサルモノ少カラス仍テ其ノ弊害ヲ矯正シ改善ヲ図ル為別紙ノ趣旨ニ依リ法規ヲ制定セントス是レ本問題ヲ提出スル所以ナリ」<sup>41</sup>として、魚商人の悪弊を除去し、漁業者及び需要者の直接の利益を保護し、完全な魚市場法の制定を期するために行ったものである。

日常生活用品の改善に関する問題は、生鮮食料品の卸売市場の改善にも関する問題であり、魚市場法案は、この問題を取扱ったもので、大都市における魚の流通機構の改革を意図し、消費者の新たな購買行動を喚起する小売市場を設置し、中央卸売市場の設置を構想したものである<sup>42</sup>。

当時の魚市場は、道家斉農商務省水産局長の趣旨説明によると、「多数ノ問屋ナルモノガ相集ッテ営業ヲ致シテ居リマスカラシテ其間ニ非

---

41 「同上書」116頁。

42 「二四大日本帝国議会誌」708頁。



常ナル競争ヲシ激烈ナル暗闘ヲシテ居ルト云フヤウナ状態デアリマシテ」, このことが「甚シキニ至リマシテハ其荷主即チ地方ヨリ商品即チ魚類ヲ誘致致シマスルニ付イテハ種々ナル手段, . . . 不正ナル手段方法ヲ用ヒテ之ヲ誘致シ且又其販売方法ト雖モ誠ニ不正ナル手段ヲ用ヒテ居ルノデアリマス」というような状況であった。

このような状況は, 「地方ニ居リマスところノ生産者ナルモノハ斯クノ如キ状態ノ市場ニ向イテ其魚類ヲ輸送シ販売ヲ委託セネバナラスノデアリマスルガ故ニ其生産業者ハ安心シテ之ヲ売ルコト云フコトガ出来ナイ, 又販売ヲ致シマシタ實際ノ価が果タシテ幾ラニ売レテ居ルカト云フコトハ仕切面ト實際トヲ照ラシテ確カナル値段デアルト云フコトヲ知ル途ガナイノデアリマス, . . . 又消費者ノ方カラ申シマスルト斯ノ如キ状態ノ市場ノ下ニ集ッテ来タところノ魚ヲ其期間ヲ通ジテ購買スル訳デアリマスルカラシテ極メテ不廉ナル或ハ新鮮ヲ欲イテ居ルヨウナモノモ買ワナケレバナラスト云フコトハ, 今日ノ状態ニ於テハ実ニ已ムヲ得ヌ次第カト考エルノデゴザイマス, 詰リ今日ノ状態ハ生産者ト消費者ノ間ニ於テ生産者カラ売ルトコロノ値段ト消費者ノ買フトコロノ値段トノ間ニ於テ頗ル懸隔が大ナルモノdeal, 大体カラ申シマスレバ約五六割位ハ其中ニ開キガアルノデゴザイマス, 斯ノ如キ有様デアリマスカラシテ是等ノ弊害ヲ矯メルト云フコトハ最も必要ナコトト考ヘルノデゴザイマス, . . . 」として, 生産上・消費上・形式上において重要な弊害のあることを指摘している<sup>43</sup>。

当時の魚類の流通機構は, 問屋の多数性・過多性と, この問屋間の過当競争が不公正な取引方法・販売方法を誘致していたため, 生産者は, 問屋への委託から市場で形成される価格から隔絶され, 生産者の

---

43 「同上書」703～704頁。

販売価格と消費者の購入価格との間に大きな懸隔が生じた要因となった。魚市場法案は、このような弊害あるいは不完全な状態を矯すために、「魚市場ノ設立ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコト」、「魚市場ハ一地区一箇所一営業者ヲ原則トスルコト」、「魚市場ニ於ケル売買ハ競売ヲ原則トスルコト」などを設立の骨子とし、魚市場の公設制、委託集荷、買い付け・買い付け委託の禁止、競売りなどを原則とした。こうした原則は、道家水産局長によると、多数問屋間の取引競争に伴う弊害を除去して、漁荷を統一的に集荷させる必要であるからであるとしている<sup>44</sup>。

魚市場法案には、問屋業者間における取引方法の改善とともに、「魚市場ニハ附属小売場ノ設置ヲ命シ得ルコト」として、魚市場に付属小売場の設置構想についても示されていた。この付属小売場の設置目的については、「邦人ノ常食タル魚類ノ価格ノ低廉ヲ図ルハ最モ緊要ノコトニ属ス、而シテ魚類小売価格ノ現状ヲ見ルニ其ノ卸売価格ニ比シ非常ナル差異アルハ畢竟小売機関ノ宜シキヲ得サルニ帰セサルヲ得ス。依テ魚市場ニ附属ノ小売場ヲ設ケシメ市場監督ノ下ニ卸売価格ヲ標準トシテ可成的廉価ニ消費ニ供給セムトス。」として、その設置目的を説明している<sup>45</sup>。

付属小売場は、「中央デ受ケタ即チ仲買ノ位置ニ立ツ者が其小売市場ニ於キマシテ直接ニ市民即チ消費者ニ定額デ且新鮮ナモノヲ購買ヲサセタイ」ために付設したものであり、「中央市場トテモ申シマスルカ、其市場ノ外ニ小売市場ト云フモノ、制ヲ」<sup>46</sup> 設けて、「現在ニゴザイマスルトコロノ小売商人ト云フ者ノ手ヲーツ省クコト」<sup>47</sup> ができ、「其結

---

44 「同上書」709頁。

45 「同上書」697頁。

46 「同上書」704頁。

47 「同上書」704頁。

果ト致シマシテ従来ノ小売り人ト云フモノガ高く売ッテ居ルヤウナコトハ自ヅト制セラルゝコトガ出来」<sup>48</sup>、「自ヅト其価モ公正ナル価ガ出ル」<sup>49</sup>と考えたものである。この付属小売場構想は、いわば過当競争に伴う弊害を除去する流通経路の短縮化、合理化策であり、また公的機関によるモデルの提示に他ならないといえる。

このように、魚市場法案は、都市問題としての魚市場対策であり、消費者の購買行動を喚起するような小売市場を設置することによって流通機構を改革しようとしたものであるが、しかし、佐野善作博士は、法案に対して次のような反対意見を述べている。

第一は、「商業政策上」の「自由」主義に基づき、「魚市場ノ商売ヲ独占セシムル」、

第二は、「本案ノ内容ニ就テ」、一地区一市場一営業者原則が問屋業者の独占を招くものである、

第三は、「本案実施ノ曉ニ生ズベキ弊害ヲ察シテノ反対意見」として、問屋合同による一株式会社の組織化に際し、「必ずヤ関係者間ニ供託物件ノ評価ニ就テ紛擾ヲ惹起スルデゴザイマセウ」

こうした反対意見によって、法案は流産されたものの、「魚市場法重要規定事項」は修正された上で、大正元（1912）年12月2日、生産調査会長から農商務大臣に答申された。

魚市場法重要規定事項(大正元年9月5日)は、次の10項目よりなっています。

## 1. 総則

### (1) 魚市場ニ於テ取扱フ魚類ノ意義ヲ定ムルコト

---

48 「同上書」708頁。

49 「同上書」708頁。

## 2. 設立

- (1) 魚市場ノ設立ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケルコト
- (2) 設立許可期間ハ 20 年以内トシ其ノ更新ヲ出願シ得ルコト
- (3) 魚市場ハ一地区一箇所一営業所ヲ原則トスルコト
- (4) 魚市場ノ設備ニ要スル土地又ハ水面ハ土地収用法ノ規定ニ依リ収容又ハ使用スルヲ得ルコト
- (5) 市町村其ノ他之ニ準スヘキモノカ魚市場ヲ設立スルトキハ其ノ地区内ニ於ケル私設魚市場ノ廃止ヲ命シ得ルコト
- (6) 市町村其ノ他之ニ準スヘキモノハ魚市場ヲ設立シ營業者ニ貸付スルヲ得ルコト
- (7) 魚市場ニハ附属小売場ノ設置ヲ命シ得ルコト

## 3. 組織

- (1) 魚市場ハ市町村其ノ他之ニ準スヘキモノノ設立ニ係ル場合ノ外株式会社組織タルヘキコト
- (2) 魚市場ニ於テハ其ノ魚市場ノ仲買人及附属小売人ニ対シテノミ卸売ヲ為スコト
- (3) 魚市場ハ自ラ魚類ノ買付ヲ為スヲ得サルヲ原則トスルコト
- (4) 魚市場ノ業務規程ハ主務大臣ノ認可ヲ得クヘキコト、業務規程ニ規定セシムヘキ主タル事項左ノ如シ
  - 一、 市場ノ開閉又ハ休場ニ関スル事項
  - 二、 販売方法ニ関スル事項
  - 三、 売上代金授受ニ関スル事項
  - 四、 販売手数料又ハ場代ノ率並其ノ授受ニ関ス

ル事項

五、 歩戻ニ関スル事項

六、 帳簿ニ関スル事項

七、 仲買人附属小売人及小売人ノ加入脱退ニ関  
スル事項

八、 身元保証金及証拠金ニ関スル事項

九、 購買数量及価格公示ニ関スル事項

十、 小売場ニ関スル事項

十一、取締其ノ他業務執行ニ必要ナル事項

十二、違反者ノ処分ニ関スル事項

以上ノ事項ハ魚市場ニ於ケル取引事実ニ関シ最も重要ノ関係アル  
ヲ以テ予メ主務大臣ノ認可ヲ受ケシムルモノトス

4. 売買

- (1) 魚市場ニ於ケル売買ハ競売ヲ原則トスルコト
- (2) 魚市場ハ其仲買人及附属小売人ヲシテ証拠金ヲ納付  
セシメ得ルコト
- (3) 魚市場ハ手数料ヲ徴収シ得ルコト

5. 仲買人及附属小売人

- (1) 魚市場ハ其ノ仲買人及附属小売人ヲシテ身元保証金  
ヲ納付セシメ得ルコト

6. 取締

- (1) 魚市場ニ於テハ法令ノ制限禁止ニ抵触シ又ハ衛生上  
有害ノ水産物ノ販売ヲ禁止スルコト
- (2) 魚市場ニ於テハ場内取締人ヲ選任スヘキコト
- (3) 魚市場ハ禁制品ヲ市場外ニ搬出又ハ廃棄スルコトヲ  
得ヘク又秩序維持ノ為メ入場ノ拒絶又ハ退場ヲ命シ

得ルコト

7. 監督

- (1) 行政官庁ハ監督上左ノ事項ニ付権限ヲ有スルコト
  - 1 臨検, 検査, 搜索, 差押エ
  - 2 設立許可ノ取消, 業務停止若ハ制限
  - 3 場<sup>じょうおく</sup>屋其ノ他ノ位置, 構造, 設備ノ変更
  - 4 市場業務規定ノ変更, 役員及場内取締人ノ選任, 解任ノ認可若ハ改任ノ命令
  - 5 魚市場設立ノ拒否, 取消又ハ業務ノ停止若ハ制限ノ処分ニ対シ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起シ得ルコト

8. 罰則

- (1) 法令ノ違反ニ対シ相当ノ罰則ヲ設クルコト

9. 適用範囲

- (1) 法律ハ大市場ニ適用スルコト

10. 主務大臣必要ト認ムルトキハ指定地域以外ノ地ニ法律ノ一部ヲ適用シ得ルコト

11. 経過規定

- (1) 従来ノ魚市場ニ於ケル魚問屋カ法律ノ規定ニ依リ株式会社組織ノ魚市場ヲ設立セムトスルトキハ相当ノ便宜規定ヲ設クルコト
- (2) 従来ノ魚市場か一地区ニ二以上アルトキハ法律ノ規定ニ依ル魚市場ヲ設立スル為協議会ヲ開カシムルヲ得ルコト
- (3) 従来ノ魚市場ハ法律施行後一定ノ期間営業ヲ継続スルヲ得ルコト

## 重要規定事項

### 1. 総則

- (1) 魚市場ニ於テ取扱フ魚類ハ食用ニ供スル鮮魚トシ主務大臣必要ト認ムルトキハ鹽乾魚，其ノ他ノ水産動植物若ハ水産製品ヲ指定スルヲ得ルコト

### 2. 設立

- (1) 魚市場ノ設立ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコト
- (2) 設立許可期間ハ 20 年以内トシ其ノ更新ヲ出願シ得ルコト
- (3) 魚市場ハ一地区一箇所一営業者トシ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ分場ヲ設置スルヲ得ルコト
- (4) 魚市場ノ設備ニ要スル土地又ハ土地収用法ノ規定ニ依リ収用又ハ使用スルヲ得ルコト
- (5) 市町村其ノ他之ニ準スヘキモノカ魚市場ヲ設立シタルトキハ其営業ヲ請負ハシムルコトヲ得ルコト但シ其ノ料金ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘキコト
- (6) 魚市場ニハ附属小売場ノ設置ヲ命シ一般食料品小売人ニ貸付セシムルヲ得ルコト

### 3. 組織

- (1) 魚市場ハ市町村其ノ他之ニ準スヘキモノノ設立ニ係ル場合ノ外株式会社組織タルヘキコト
- (2) 魚市場ニ於テハ其ノ魚市場ノ仲買人及附属小売人ニ対シテノミ卸売ヲ為スコト
- (3) 魚市場ハ自ラ買付ヲ為シ又ハ買付委託ヲ受クルヲ得サルヲ原則トスルコト

### 4. 売買

- (1) 魚市場ニ於ケル売買ハ糶売ヲ原則トスルコト
  - (2) 魚市場ハ其ノ仲買人及附属小売人ヲシテ証拠金ヲ納付セシメ得ルコト
5. 仲買人及附属小売人
- (1) 魚市場ハ其ノ仲買人及附属小売人ヲシテ身元保証金ヲ納付セシメ得ルコト
6. 取締
- (1) 魚市場ニ於テハ法令ノ制限禁止ニ牴觸シ又ハ衛生上有害ノ水産物ト認ムルモノノ販売ヲ禁止スルコト
  - (2) 魚市場ニ於テハ場内取締人ヲ選任スヘキコト
  - (3) 魚市場ハ禁制品ヲ市場外ニ搬出又ハ廃棄スルコトヲ得ヘク又秩序維持ノ為メ入場ノ拒絶又ハ退場ヲ命ジ得ルコト
7. 監督
- (1) 行政官庁ハ監督上左ノ事項ニ付権限ヲ有スルコト
    - (イ) 臨検, 検査, 搜索又ハ差押
    - (ロ) 設立許可ノ取消, 業務停止若ハ制限
    - (ハ) 場屋其ノ他ノ建物ノ位置, 構造, 設備ノ変更
  - (ニ) 市場業務規程ノ変更, 役員及場内取締人及び糶売人ノ選任, 解任ノ認可若ハ改任ノ命令
  - (ホ) 魚市場設立ノ拒否, 取消又ハ業務ノ停止若ハ制限ノ処分ニ対シ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起シ得ルコト
8. 罰則
- (1) 法律ノ違反ニ対シ相当ノ罰則ヲ設クルコト
9. 適用範囲
- (1) 法律ハ勅令ヲ以テ定ムル地域ニ之ヲ適用スルコト
  - (2) 主務大臣必要ト認ムルトキハ指定地域以外ノ地ニ法律ノ一



部ヲ適用シ得ルコト

10. 経過規定

- (1) 従来ノ魚市場ニ於ケル魚問屋カ法律ノ規定ニ依リ株式会社組織ノ魚市場ヲ設立セムトスル場合ニ於ケル相当ノ便宜規定ヲ設クルコト
- (2) 従来ノ魚市場カー地区ニ二以上アルトキハ法律ノ規定ニ依ル魚市場ヲ設立スル為協議会ヲ開カシムルヲ得ルコト
- (3) 従来ノ魚市場ハ法律施行後一定ノ期間営業ヲ継続スルヲ得ルコト

『調査方針』

1. 戦前における一般財界の事情
2. 戦前より引続ける生産不振の原因
3. 戦争に因り特発せる生産盛衰の原因
4. 調査の方法

第一部 運輸事業に関する調査

第二部 農商工に関する調査

第三部 金融に関する調査

第四部 財政に関する調査

第五部 清韓其の他経営に関する調査

(参考)

第一 軍事に関する諸般の調査

第二 戦時衛生に関する予防方法

第三 国際公法に関する諸問題の調査

このように、魚市場法案は立法の動きがみられたものの、単一市場

制をめぐる障害のために帝国議会に提出をされることもなかった。しかし、魚市場法案は、地区内の私設市場を廃止し得ること、市場開設者を公共団体としたこと、買い付けを禁止し競売を原則としたことなど、市場の公共性を強調したことが、その後の中央卸売市場法の成立に多大な影響を及ぼすことになる。

## IV. 中央市場設置要綱

### 1. 公設小売市場

生鮮食料品市場の問題は、明治の末期になると社会問題の一環として、日用品市場対策として把握されていた。しかし、生鮮食料品市場問題が重大な社会問題と化したのは、第一次世界大戦期の物価騰貴による一般家計の生活難対策として小売市場問題が惹起されたことで拡大したものである。すなわち、近代的卸売市場制度の確立は、流通機構上、消費者の家計に直接関係する小売市場問題を有することによって具体化したものである。卸売市場制度の歴史は、前述した魚市場法案（大正元年）では制度化されなかったものの、第一次世界大戦における一般消費者の窮乏化という問題の打開策として拡大したもので、市場法の成立となった。

それ故、ここでは、卸売市場制度とは無関係とも見える小売市場の問題について考察し、公設小売市場問題の台頭した経緯について述べることにする。さらに、小売市場を主管とする内務省等の市場政策に基づいた「中央市場設置要綱」が提出されるまでの経緯について言及し、第一次大戦中の物価騰貴に基づく治安維持対策としての公設市場政策が、中央卸売市場法成立の直接的契機となったことの理解に資することにしたい。

#### (1) 第一次大戦下における小売市場問題

前述した生産調査会は、大正元年12月4日の「工業ノ発達助長ニ関スル件」の答申の中で、「日用品ノ供給ヲ潤沢ナラシメ其低廉ヲ図ルコト」のためには、公設日用品市場の設置が急務であることを指摘していた。生産調査会の答申は、当時の工業発達策の中に、職工の生活問題を取り上げ、公設長屋を設置し、電車の運賃割引制によって職

工を郊外生活へと導き、通勤職工を養成するなどの施策と共に、日用品市場の公設によって「低廉良質」の物品を供給し、明治40年から42年の慢性的な物価騰貴の状況を改善することを急務としていた。

さらに、大正元年には、大都市における労働者数が急増したことで所謂労働問題が惹起したが、この労働問題のうち「細民ノ生計」の窮状を打開すべく、公設日用品問題が政策問題として取り上げられていた。斯かる対策は「社会ノ秩序ヲ破ル」ことに対する施策であったものの、しかし大正3年の第一次世界大戦の勃発に伴って生活の窮乏化が現実化し、大正7年8月の米騒動として勃発し、単なる予断に基づいた政策でなかったことを示した。

さらに、大正9年には、わが国経済にとって第一次世界大戦の好景気から一転して過剰生産による経済的危機に陥った年である。しかし、物価の高騰は著しく、社会的問題を惹起させ、労働者の生活難は昂進した。このため、公設小売市場確立の必要性が求められるようになった。都市での小売商問題の台頭は二つの淵源<sup>50</sup>を持つとされているが、日用品小売市場が国民経済的視点から論じられたのは、京都帝国大学戸田海市博士の『日用品市場ニ就て』<sup>51</sup>であるとされている。戸田博士は、論文の中で、「日用品市場ナルモノハ都市住民即チ消費者ニ対シテ日用品ヲ廉価ニ供給スル制度デアルガ、市場カ此ノ如キ結果ヲ生スルハ日用品カ生産者ノ手ヨリ消費者ノ手ニ移ルマテノ配給作用ヲ簡易確實低廉ナラシムルコトニ由ルノテアル」というもので、日用品の生産消費間の問題を配給政策論として究明したものである。特に、小売市場政策については、「市場開設ハ生産者、消費者及承認全体ヲ利

---

50 小売商問題台頭の一つの系譜は、商工経営者の側から日用品市場の設置を主著するものであり、もう一つは、商業的農業経営者の組織的共同販売の場として小売市場の設置を求めたものである（『卸売市場50年史』765頁）。

51 『経済論争』第6巻第5号、大正7年5月。

スルモノテアルガ、特ニ小売商業ノ面目ヲ改メテ其従業者ノ地位ヲ向上スルノ効果カ大テアル」と、従前の小売商人を排除するものではなく小売商人の重要性を言及している。また、戸田博士は、小売市場設置の必要性については、「欠陥多キ我小売営業ニ対シテ一大刷新ヲ加フルニハ市場開設カ最モ有効ノ方法テアル」とし、小売商業機構の改革、現金取引を提言されている。それによって、「現金取引ノ行ハルル小売市場ノ成立スルコトハ、小売商人ヲ排除スルヨリモ寧ロ小売商人ト問屋又ハ卸売市場トノ間ニ介在スル商業機関ヲ不必要トナラシメル。」とし、近代的な小売市場の開設が卸売市場の発達を促進させるものとしている。さらに、戸田博士は、「小売市場ヲ充分ニ発達セシムルニハ卸売市場ヲ整備スルノ必要ガアル」として、日用品市場の設置について小売市場と卸売市場との関係について論じ、まず小売市場を発達させることが卸売市場の改革に導くものであるとしている。

また、神戸高商の内池連吉博士は、『食料品市場論』<sup>52</sup>において、「現代食料品市場ノ理想ハ最終ノ消費者ト最先ノ生産者トヲ直接融合セシムルニ在リ」として、食料品市場の設置の必要性については経済上、衛生上、警察上の求めであるとしている。特に、経済上の理由については、「都市ニ於ケル食料品ノ価格ヲ低廉ナラシムルコトハ都市生活ノ基礎ニシテ商工業ノ発達ニ欠クベカラザル要件タリ」としている。さらに、小売市場と卸売市場の関係については、「大ナル都市ニ在リテハ街衢ノ必要ニ応ジ、多数ノ小売市場ヲ設クル他ニ、中央的卸売市場ヲ設ケテ広汎ナル範囲ニ互ル遠近無数ノ生産者ヲ誘致シテ之ヲ経済的ニ各小売市場ニ聯絡セシムルヲ要ス。昨年来物価暴騰ノ対策トシテ大阪、神戸等ニ設ケラレタル公設市場ガ市民ノ生計費ヲ緩和シタルノ

---

52 『国民経済雑誌』第26巻第3号、大正8年3月。

効蹟無キニ非ザレドモ、此等ハ何レモ小売市場ニシテ販売者ノ殆ンド全部ハ普通ノ小売商人ニ過ギザレバ現金取引ノ励行ニ伴フ売価引下ノ余地無キニ非ズ・・・公設市場ノ真価ハ其卸売市場トノ聯絡宜シキヲ得ルニヨリテ全フセラル、モノ」としている。すなわち、内池博士の公設小売市場論は、都市の賃金労働者の視点において、生計費の低廉のためには商工業を発達させることが必要で、そのためには公設小売市場を設置させることであるとし、小売市場改善のためには中央卸売市場の開設の重要性を主張されているものである。

## (2) 東京商工会議所「小売市場設置ニ関スル案」

このように、小売市場問題は、大正7年になると、農業生産者側から積極的に論じられ、<sup>53</sup> 公設小売市場開設の重要な背景をなしたが、戸田博士及び内池博士の論文から窺い知ることができるように、小売市場を改善しその改革をし、その発展を図るためには、卸売市場を改革することの重要性が指摘されてきた。これに基づいて各都市に公設小売市場が設置された。

公設小売市場構想の嚆矢については、多様な説があるものの、東京商業会議所を中心とする時局調査会において大正7年1月21日に『公設市場設置ニ関スル案』が提案されている。この草案における基本方針は、第1項において、「公設市場ハ目下直チニ之ヲ設置スルコト」で、「物価ノ騰貴ハ茲ニ暴利ヲ貪ルモノヲ取締ラサルヘカラサルノ必要ヲ感セシメタリト雖モ、斯ノ如キハ実ニ我国ニ公設市場ノ設置ナク、從テ完全ナル商品価格ノ標準ナルモノナキコト与テ力ナシトセス。コノ時ニ当リ直チニ公設市場ヲ設置シテ、併セテ我多年ノ懸案タル市場間

---

53 『大日本農会報』は大正7年1月に「青物其他公開市場設置の急要」（第439号）及び「公開市場の設立愈々急切を感ず」（第400号）において公設小売市場の必要性を言及している。

題ヲ解決シ・・・」として、公設市場の設置が物価問題の解決のために必要であるとしている。また第2項においては、「此ノ公設市場ハ日常必需品小売市場ヨリ先ツ之ヲ開始スルコト」であるとして、小売市場問題解決の必要性については「公設市場問題ヲ完全ニ解決セント欲セハ、先ツ中央市場タル卸売市場ノ問題ヲ解決シ、小売市場トノ関係ニ及ハサルヘカラズ。然レトモ卸売市場ニ就テハ新タニ市場法ノ制定ヲ要スヘク、・・・。仍テ此ノ際ハ先ツ当面ノ急タル日常必需品ノ小売市場ヨリ之ヲ始メ其ノ完成ト相俟チテ卸売市場ニ及フヲ至当ノ順序ナリトス」としている。第3項からは、具体的提言に入っているが、特に第6項では「公設市場ニ於テ商品ヲ販売セントスルモノハ、生産者自ラ之ニ当ルモ、或ハ生産者又ハ卸商ヨリ商品ヲ仕入レ販売スルモ、其自由タルコト」及び「低廉ニシテ新鮮ナル他ノ日常品ノ出品ヲ奨励シ、其ノ便宜ヲ計ルコトアルヘシ」として、生産者による直接的商品の持ち込み及び店舗の営業、さらに小売商の反対を予想して「濫リニ現在ノ当業者ヲ圧迫シ、又ハ其ノ出品ヲ特ニ制限する如キコトアルヘカラス。要ハ唯市民日用品ノ価格ヲ低廉ナラシメ、其ノ精良ナルモノヲ供給セシムルニアルノミ」として市中商人による販売を自由にした。

このように、『公設市場設置ニ関スル案』の第6項の規定は小売商の反対を予想して規定したものであったが、現実には設置を中止させる反対陳情運動として展開された。このため、東京市における公設小売市場創設のための構想が実現されるのは全国を襲った米騒動（大正7年8月）翌年の大正8年のことである。東京市における公設小売市場構想そのものはすでに大正元年の『市場市営ニ関スル調査報告書』にみられるが、市場開設の建議としては改革的なものであるとはいえなかった。

米騒動は当時の社会体制に危機を予感させ、また流通政策に対して

は流通機構の合理化を政策課題とするほど多大な影響を及ぼしたが、米騒動後の公設小売市場は、「市及び隣接五郡の中産階級のため、公設市場並びに購買組合を設立し、細民のための廉売以外に特殊機関を設置」することを計画した。また、東京商業会議所所員によって廉売市場の設立を目的とした東京臨時救済会が設立されたが、この会の救済金に基づいて日用品公設市場が建設され、東京府においては「東京市近接町村ニ小売市場ヲ設ケ、・・・其運用ニ依リテ永ク生活上ノ安定ヲ期スル」計画のもとに東京日用品市場協会が設立された。

本協会の小売市場規定によると、市場内の店舗を使用できる販売人の第一は生産者又はその団体であって、一般商人は条件付きの下第三位で入場できるとしたことは注目される。これは、公設小売市場においては、中間商人の介入をできるだけ排除し、近代的な小売商業機構を志向したことが窺え、大正7年12月には東京府において公設市場が開始されることになる。その後、物価騰貴が著しくなったことから、市場が多数増設されることになる。

## 2. 中央市場設置構想

### (1) 内務省救済事業調査会の小売市場設置要綱

前述したように、米騒動という緊急事態に直面した政府は、物価抑制策主として米価問題及び食料品全般の流通機構改善を検討するために『臨時国民経済調査会』を設置した。公設小売市場は、米騒動後における政府の廉売市場設置の方針転換及び寄付金によって本格的に実施されることになるが、公設小売市場開設の段階で小売商からの反対運動に遭い、市場開設が遅延させられることになった。このため、政府は大正7年12月に内務次官通牒を発し、救済事業調査会（大正7年6月24日勅令第236号）が答申した『小売市場設置要綱』を発表



した。

この小売市場設置要綱は、政府の小売市場に対する基本方針を示したものであるが、後述する内務省市場調査会による『中央市場設置要綱』と同様に、市場政策方針、市場政策の先駆をなすものと評されている。

小売市場設置奨励ノ件（大正7年12月 発地第217号内務次官通牒）

時勢ノ推移ニ伴ヒ社会的施設ヲ要スルモノ種々可有之候得共一般需要者ニ成ルヘク廉価ヲ以テ新鮮優良ナル食料品ヲ供給スルコトハ最必要ヲ認メラルル所ニ有之・・・既ニ夫々計画実施セラレタル向モ有之候得共右ニ項ニ関シ這般救済事業調査会ニ諮問ノ結果別紙要項ノ通答有之候ニ付及御送付候條将来施設ニ際シ御参考相成候様致度・・・。

#### 小売市場設置要綱

- 一、小売市場ハ公共団体又ハ公益団体ヲシテ経営セシムルヲ原則トスルモ相当制限ノ下ニ私人ノ経営モ亦之ヲ認ムルコト。
- 二、売場ノ使用ハ生産者若ハ其ノ団体ニ優先権ヲ与フルコト、但シ委託販売ノ途ヲ開ク為ニ一定制限以内ノ売場ヲ留保スルヲ得ルコト。
- 三、売場ノ使用ニ対シテハ市場ノ維持費、職員ノ給料及雑費等ヲ償フニ足ル最小限度ノ使用料ヲ徴収スルコト。
- 四、販売価格ハ各品目ニ就キ之ヲ公示セシムルコト。
- 五、市場内ノ取引ハ凡テ現金取引トスルコト。
- 六、市場ニ於ケル販売品目ハ地方ノ状況ニ依リ増減スヘキモ米、雑穀、薪炭、味噌、醤油、砂糖、野菜、果実、乾物、干魚、漬物、

荒物，肉類，魚類，鶏卵等トスルコト。

七．獎勵方法ニ関シテハ土地ノ収用ヲ認メ低利資金ノ融通，官公有地使用ノ便宜ヲ図ルコトノ外地方ニ於テ助成ノ方法ヲ講ゼシムルコト。

八．市場ノ位置，構造，設備，取引關係，監督方法其ノ他必要ナル事項ニ関シ地方長官ヲシテ相当規定ヲ設ケシムルコト。

九．市場ノ監督及庶務ヲ掌ラシムル為必要ナル吏員其ノ他ノ職員ヲ公共団体ニ置カシムルコト。

十．売品ノ品質不良又ハ価格ノ不適當ナルコトヲ認メタルトキハ市場監督ニ於テ其ノ販売ヲ禁止シ又ハ売場ノ使用ヲ停止スルコト。

#### 希望条項

市場ニ関シテハ尚進ンデ調査ヲ遂ゲ，速カニ之ニ関スル一般法規ヲ設クルコト。

このように，小売市場設置要綱は統制的な配給組織の確立も目的とし，生産者優先（生産者直販）の原則，販売価格の公示，現金取引の原則が謳われ，物価の抑制を実現しようとしながらも，公設市場に公営主義と民営主義とを併立させ，公共性と営利性を許容するものとなった。

#### (2) 中央市場設置の建議

公設市場政策は，内務省主管の下で価格統制機関として企画されたものであるが，中央市場設置要綱はその最終的目的である。ここでは，中央市場設置要綱に言及する前に中央市場設置構想について触れることにする。

中央卸売市場の建設を最初に市会で議決したのは大正7年9月25

日の京都市（北野，川端，七条）であるされる。京都市では社会政策施設として開設されたが，利用の増加に伴って中央卸売市場の設置に対する要求も高まり，大正 10 年 1 月 11 日中央市場の建設計画が具体的に公表されたものの，建設資金の問題から中央卸売市場建設計画は実現されなかった。京都市に次いで中央卸売市場設置の建議がされたのは東京市である。東京市は大正 10 年 12 月 14 日に市会に次のような『中央公設市場設置ニ関スル建議』を提出した。

#### 中央公設市場設置ニ関スル建議

生活必需品ヲ廉価ニ供給スルノ道ハ，中央市場ヲ設ケテ直接産地ヨリ購入シ，以テ需用者ニ分配スルニ在リ。理事者ハ速カニ之関スル適当ノ計画ヲ立テ，市会ニ提案アラムコトヲ望ム。

#### 理由

近似物価昂騰ノ為一般市民ノ生活ヲ脅威シ，特ニ中流以下ノ困難名状ス可ラズ其結果延ヒテ思想上，産業上及其他ノ各方面ニ及ボス影響極メテ大ナリ。此場合物価ヲ調節シテ，之ヲ救済スルノ方法多岐ナリト雖モ，日常生活必需品ヲ可及的安価ニ供給スルコトハ，急務中ノ急務ナリトス。然ルニ現在ノ公設市場ハ，未ダ充分其目的ヲ達スルニ足ラズ，此ニ於テカ完全ナル中央市場ヲ設ケ，之ニ対シテハ政府ヨリモ相当ノ便宜ト補助トラ受クルコトトシ，以テ日常生活必需品ヲ可及的安価ニ供給スルノ道ヲ開クハ，焦眉ノ業ナリト信ズ，是レ本建議ヲ提出スル所以ナリ。

この建議は公設の日用品の集荷並びに廉売供給機関としての役割を与えたものの，しかしながら，会期切れによる審議未了のために翌大正 11 年 7 月 19 日に次のような建議書が再度提出され，決議された。

## 中央公設市場設置ニ関スル建議

中央市場ヲ設ケテ生活必需品ノ配給ヲ円滑ニシ、其價格ノ低廉ヲ図ルハ国民生活安定上極メテ急務ナリトス。理事者ハ、速ニ適當ノ計画ヲ立テ、市会ニ提案アランコトヲ望ム<sup>54</sup>。

## 理由

我国物価ノ昂騰ハ、世界多ク其比ヲ見ズ。之レガ為、一般国民ノ生活ヲ脅威シ、思想上、産業上、其他各方面ニ及ボス影響極メテ大ナリトス。此場合完全ナル中央市場ヲ設ケテ、生活必需品ヲ安価ニスルノ道ヲ講ジ、普ク一般小売商人ヲ参加セシメテ、全市民ニ対シ、其配給ヲ円滑ニスルハ、刻下ノ急務ナリ。之ニ依ツテ曩ニ一度同一建議ヲ提出シタレドモ、委員付託中任期満了ノ為決定ヲ見ザリシニヨリ、重ネテ本案ヲ提出スル所以ナリ<sup>55</sup>。

このように、東京市会における「中央公設市場設置ニ関スル建議」は二回にわたり行われたが、主な相違点として指摘されているのは、最初の建議では「日用生活必需品ヲ可及的安価ニ供給スル」ことであり、そのためには「完全ナル中央市場ヲ設ケ」ることが建議されたのである。しかし、この建議においては、中央市場は社会的な廉価供給施設として位置付けられていたに過ぎず、配給の円滑を期するためには旧来の問屋の取引機能に依存せざるを得なかったのである。

これに対して、翌年の建議書では、「配給ヲ円滑」が第一義的であり、「一般小売商人ヲ参加セシメ」た中央市場の設置が明確化された。すなわち、二回目の建議における中央市場構想は、円滑な配給と集荷

54 東京都『東京都中央卸売市場史－上巻－』390頁。

55 「同上書」391頁。

が生活必需品を安価にするものとして、中間商人の介在を許容し、その機能に経済性をゆだねることが構想であった。

### 3. 中央市場設置要綱の目的

政府による中央市場政策を明確にするのは、救済事業調査会を引き継ぎ成立した内務省社会事業調査会で、社会事業調査会は大正 11 年 8 月『公設市場改善要綱』と『中央市場設置要綱』を答申する。前者の公設市場改善要綱は一定の中間商人の利用を企画し、同時に同業組合の取締を牽制したものであるが、後者の中央市場改善要綱は中央市場の設置者を地方団体（市町村）と規定し、中央市場の公権的統制機関化を性格付けたことから、政府の市場政策を明確化したものとされる。社会事業調査会の答申における市場政策は、社会政策的な思想から経済政策的思想へと転換され、このような生鮮食料品市場の対する政策的転換は産業問題として市場対策を講じたものであると考えられている。米騒動後には再び反動恐慌に見舞われ、米価が暴落したことから、大正 10 年 2 月には『米穀法』が制定され、政府自らが米の売買を行おうとした。

こうした中で市場政策は転換され、大正 11 年 8 月 16 日には加藤友三郎内閣が成立し、加藤内閣は『物価調整策 19 項目』を発表した公表した。この物価調整策には、通貨・金利政策、投機取引の取り締りのほかに、物流対策、購買組合の奨励、卸売市場の設置、公設小売市場の改善と普及、日用必需品価格の公示、消費節約の宣伝などの広範囲の流通政策が含まれていた。特に、物価調整策 19 項目において、第 5 項から第 15 項にわたっては日常必需品の価格及び市場に関する経済政策であったが、就中第 13 項において、公設小売市場の市価形成機能を遂行させるためには、中央市場を配給機関、経済政策的施設

として設置すべきことを明らかにした。

物価調整策第 13 項は次の通りである。

### 13 物資配給機関の整備完全を図ること

卸売市場を設置し以て生産物の出荷を助成すると同時に公設市場の機能を完全に發揮せしめ一般小売者に対し便宜を与え、且公正なる卸売相場及び小売相場の實現を容易ならしむるの必要あるを以て政府は豫算の審議と相俟ってこれが實現に努むる豫定なり。

このように、第 13 項では、物資配給機関の整備のためには卸売市場を設置し、食料品の供給を円滑にすると共に、価格決定の公正さを実現することを明確にしているが、このことは中央卸売市場法の目的に取り入れられることになる。

中央市場設置要綱は、内務省社会事業調査会が内務省の諮問に基づいて小売市場の整備案と共に、卸売市場の改善策について答申したもので、大正 11 年 9 月 12 日に議決答申され、全 23 項に及ぶものである。

### 建議

国民生活ノ安定ヲ期スル施設ノ一トシテ現在ニ於ケル公設市場ノ改善ヲ図リ尚中央市場ヲ設置シ其ノ機能ヲ發揮セシムルハ刻下緊要ナルヲ認メ本会ニ於テ慎重審議別紙要綱ヲ議決シタリ政府ハ速ニ之ガ実施ニ関シ適當ナル措置ヲ講ゼラレンコトヲ望ム。

大正 11 年

社会事業調査会長 水野鍊太郎

内閣総理大臣、農商務、大蔵、逓信、鉄道各大臣宛

中央市場設置要綱

- 1, 中央市場ニ於テハ、魚類、肉類、鶏卵、蔬菜、果実等ノ食料品ノ卸売ヲ為スコト。但シ必要ナル場合ニハ地方長官ノ認可ヲ受ケテ其他ノ日用品ノ卸売ヲ為スヲ得ルコト。
- 2, 中央市場ハ地方団体ニ於テ設置スベキコト。但シ特別ノ事情アルトキハ営利ヲ目的トセザル法人ニ於テ之ヲ設置スルヲ得ルコト。
- 3, 中央市場ノ設置廃止ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケシムルコト。
- 4, 主務大臣必要ト認ムルトキハ地方団体ニ対シ中央市場ノ設置ヲ命ズルコトヲ得ルコト。
- 5, 国庫ハ中央市場ノ設備費ニ対シ其ノ一部ヲ補助スルコト。
- 6, 主務大臣必要ト認ムルトキハ中央市場ノ用地トシテ国有ノ土地ヲ無償ニテ譲渡又ハ使用セシムルコトヲ得ルコト。
- 7, 中央市場ヲ設置セントスル者アルトキハ地方長官ハ其ノ申請ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ經テ必要ト認ムル地域内ニ於ケル私設市場ノ廃止ヲ命ズルコトヲ得ルコト。
- 8, 中央市場ヲ設置スル者ハ前項ニ依リ廃止ヲ命ゼラレタル私設市場ノ經營者ニ対シ廃止ノ為メ受クベキ損失ヲ補償スルコト。前項ニ依リ補償スベキ金額ハ協議ニ依リ之ヲ定メ協議調ハザルトキハ地方長官之ヲ決定シ其ノ決定ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願スルヲ得ルコト。
- 9, 中央市場ニ於テハ市場設置者自ラ營業ヲ為シ又ハ地方長官ニ於テ一定ノ期間ヲ限り公認シタル者ヲシテ營業セシムルコト。但シ主務大臣必要ト認ムルトキハ公認營業者ヲ變更セシムルコトヲ得ルコト。
- 10, 中央市場ニ於ケル營業者ハ保証金ヲ納付スルコト。但シ営利ヲ目的トセザル法人ニ対シテハ之ヲ免除スルヲ得ルコト。

- 11, 中央市場ノ使用料ハ地方長官ノ認可ヲ受クルヲ要スルコト。
- 12, 中央市場ノ使用ヲ許可セラレタル者ハ其ノ權利ヲ讓渡シ又ハ他人ヲシテ之ヲ使用セシムルヲ得ザルコト。
- 13, 中央市場ニ於テ糶売ニ参加セムトスル者ニ対シテハ猥リニ之ヲ制限セザルコト。但シ予メ市場ニ一定ノ保証金ヲ納付セシムルヲ得ルコト。
- 14, 中央市場ニ於テハ小売商人ニ販売スルヲ原則トスルコト。
- 15, 中央市場ニ於ケル第9項ノ營業者ト荷主トノ取引ハ委託販売ヲ原則トスルコト。
- 16, 中央市場ニ於ケル売買ハ糶売ヲ原則トスルコト。
- 17, 糶売ハ金額ヲ以テ表示スルコト。
- 18, 中央市場ニ於ケル委託手数料ハ地方長官ノ認可ヲ受クルヲ要スルコト。第9項ノ營業者ハ前項委託手数料ノ外何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラズ報償ヲ受クルコトヲ得ザルコト。
- 19, 中央市場ノ業務規定及營業細則ハ命令ノ定ムル所ニ準拠シテ之ヲ作成シ地方長官ノ認可ヲ受クベキコト。
- 20, 主務長官ハ中央市場ノ構造設備管理, 取引方法並ニ第9項ノ營業者ト荷主トノ契約ニ関シ監督上必要ナル命令ヲ発シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得ルコト。
- 21, 法令ノ違反ニ対シ相当ノ罰則ヲ設クルコト。
- 22, 第13項ニ依ル保証金ノ還附及沒收ニ関シテハ業務規定ヲ以テ定メシムルコト。
- 23, 中央市場ノ機能ヲ完カラシムル為政府ハ左ノ事項ニ付相当措置スルコト。  
イ, 冷蔵庫, 冷蔵車及冷蔵船ヲ設備シ或ハ之等ノ施設ニ対シテ相当奨励助成ノ策ヲ講ズルコト。



ロ、中央市場ト生産地トノ間ニ於ケル輸送機関ヲ整備シ物資ノ  
配給ヲ円滑ナラシムルコト。

ハ、中央市場ノ設置ニ対シ低利資金ノ供給ヲ為スコト。

ニ、出荷組合ノ奨励ヲ為スコト。

## 建議

国民生活安定の一方法トシテ物資の配給ヲ円滑ナラシムルハ一方ニ於テ中央市場並ニ公設市場ヲシテ十分ニ其機能ヲ發揮セシムルト共ニ他方ニ於テ一般生産者、販売業者、商業補助機関経営者等ヲシテ故意ニ物資ノ配給ヲ抑制シ価額料金等ヲ拘束スル諸般ノ行為ニ出ヅルコトナカラシムルヲ緊要トス。然ルニ近来「トラスト」「カルテル」類似ノ特殊聯合若ハ協定、同業者間ノ拘束の申合、一部商人ノ買占、売惜等ニ依リ物資ノ流通、価格ノ趨向ヲ不当ニ阻碍スルモノ尠カラザルハ甚ダ遺憾トス可キ所ナリ。政府ハ宜シク速ニ本邦ノ実情ニ適切ナル法制ノ制定又ハ必要機関ノ設置ニ依リ這般ノ弊害ヲ除去スルニ努メラレンコトヲ望ム。

右本会一致ノ決議ニ依リ及建議候也。

このように、中央市場設置要綱は営利資本の収容と買付け行為否定・販売手数料商人化の取引近代化の規定及び市場の公設制との矛盾を内包しながら、総体的には市場の公共性を打ち出した統制的機関としての流通機構を構想したものである。また、建議においても、日用物資の配給機関としての不備に対する改革の方向性を示したものであり、生鮮食料品の流通機構の整備の体系化を提示したものであるといえる。

## V. 結び

以上、本稿は「中央卸売市場生成の社会経済的背景」と題して、国民生活と深いつながりがあり、また物価問題とのかかわりの中で高い関心を呼んできた、中央卸売市場生成にいたる社会経済的な背景、国民生活にとって中卸売市場の必要性あるいは重要性が叫ばれた背景について、明治40年の市場法、生産調査会の建議、中央市場設置要綱の分析を通して考察をしてきた。

市場を統制する法制の必要性については、周知のように、市場の発展が人々の経済生活的要求に基づいて社会的秩序あるいは習慣を形成した結果、顕著な発展を見たものの、市場における制度の法制化が時代の必要と要請の下で惹起したものである。就中、本研究の中央卸売市場生成の社会経済的背景についての研究も、労働者の生活基盤を磐石なものとする必要性から、流通問題を社会政策的に取り上げざるを得なかったからに他ならない。

中央卸売市場も、「市」と称せられるものから発祥して、社会経済的必要から漸次発展し、中央的市場へと発達することになるが、卸売市場の経済的機関としての機能も、公定相場を現出する物価調節に資するという重要な役割を遂行するもので、産業政策、経済政策上必須の経済機関であり、かかる機能の社会経済的遂行は極めて大なるものである。従って、卸売市場が制度的組織としての経済的機構を有すべきことは必然的なことであり、当時の社会情勢を背景に物価の抑制策を講じることは重要な政策的課題であり、中核的な問題であった。市場を法律によって一元的に関係を有することでなければ、協調的な取引の確立は困難であり、産業統制にも禍を醸すことにもなりかねない。

斯かる意味において、本論で言及した明治40年の市場法案、生産

調査会、中央市場設置要綱は中央卸売市場成立の社会経済的背景としての端緒と位置付けることができ、物価問題、流通問題を解決することが政策上重要な問題として認識されたものであり、食料品流通に関する国民の社会的不安を払拭する方法を講じて不統制的市場組織を調整し、社会生活の安定を図り実現することが目的あるいは理想であり、かかる問題意識はその後の流通政策の基軸となる理念ならびに論理の構築に多大な影響を及ぼすことになったものである。

# グローバル化時代の企業戦略展開と 政府の役割

陸 亦 群

## はじめに

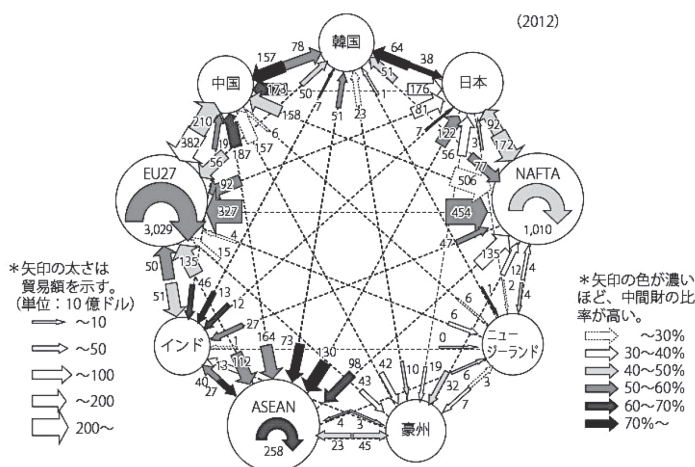
1990年代以降、中間財貿易が急速に拡大し、国際分業は「もの」の貿易から「仕事」の貿易へ変化していった。中間財貿易の拡大は生産工程間の細分化によってもたらされた結果である。企業は工程ごとの技術特性などを踏まえてその生産工程を細分化して、もっとも低コストで生産できる国に分散させるようにすると、企業のグローバル化戦略が新たな国際分業の形成にインパクトを与える。企業レベルのデータが利用可能になり、どのような企業が輸出を行い、貿易政策の変化に伴いどのような企業が生産輸出を増やすのかをマイクロデータで検証が可能になった背景もあって、2000年以降の異質的経済主体モデル（Melitz, 2003）の登場を契機に、企業行動研究が重要視されている。本論文は、中間財貿易の変化を確認し、国家から産業へ、産業から企業への国際分業の理論分析のマイクロ化を踏まえて、企業のグローバル化戦略という視点を組み入れて、新しい国際分業の形成を考察し、グローバル化時代の企業戦略の展開に、キャッチアップ側の新興国が如何なる政策的対応が求められるかの検討を試みたい。

# 1 中間財貿易と国際分業関係の深化

## 1. 1 東アジアにおける国際分業構造の変化

まず、東アジアの経済規模を概観すると、東アジアは実物経済で非常に大きな力を持つようになり、東アジア諸国の貿易額が過去 20 年の間に大きく拡大したことがみられる。特に中国の貿易額拡大が著しく、例えば、中国の NAFTA への輸出額は、1990 年の 283 億ドルが 2010 年には 4,320 億ドルに達しており、日本の NAFTA への輸出額（1,405 億ドル）や、EU27 カ国の NAFTA への輸出額合計（3,808 億ドル）を上回る規模にまで成長している。世界の主要地域間の貿易フローの比較で分かるように、貿易の財別傾向を見ると、東アジア域内では、中国、ASEAN 向けの貿易において中間財シェアが高く、ASEAN 域内においても同じように中間財シェアが高くなっている。これとは反対に東アジアから EU、NAFTA 向けの貿易では最終財の

図表 1 東アジアと世界の主要地域間の貿易フロー



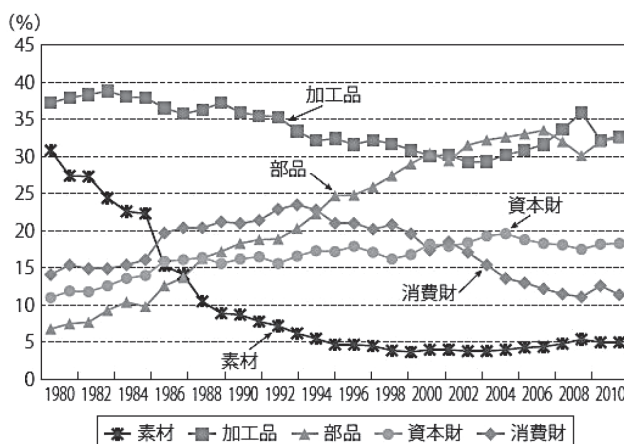
(出所) 通商白書 2014, p217, 第 II-3-1-1 図から作成。

シェアが高い。図表 1 の東アジアと世界の主要地域間の貿易から、中国が日本、ASEAN から中間財を輸入し、NAFTA、EU に対して最終財を輸出している姿がうかがえる。

このことから推測すれば、東アジア域内では国際的な生産分業が発達しており、貿易を通じて生産拠点間で必要な中間財の移動が行われていることが分かる。既に通商白書 2012 で指摘されたように、東アジアにおける貿易の基本的な構造として、日本等が基幹部品を中心とした中間財を輸出し、比較的労働コストの低い中国等で組立てが行われ、最終需要地としての欧米へ輸出される、いわゆる「三角貿易」が行われている（通商白書 2012, p179）。

東アジアの域内貿易について、もう少し細かく見てみよう。図表 2 の財別シェアの長期的推移で示したように、素材（一次産品）のシェアが 1980 年代に大きく低下していることが分かる。これは工業化の進展によって、貿易品目の中心が一次産品から工業品にシフトしてき

図表 2 東アジア域内貿易における財別構成の推移



資料：RIETI-TID 2011 から作成。

（出所）通商白書 2012, p179, 第2-2-1-2 図から作成。

中間財についての東アジアの輸出について域内と域外の主要輸出先を見ると、図表3のように、域内向け輸出は中間財が多いのに対して、域外（NAFTA、EU）向け輸出は最終財が多い。これは域内で組み

(10億ドル)

(対東アジア向け) (対 NAFTA 向け) (対 EU 向け)

加工品  
部品  
中間財

資本財  
消費財  
最終財

消費財  
資本財  
部品  
加工品  
最終財

消費財  
資本財  
加工品  
部品  
最終財

消費財  
資本財  
加工品  
部品  
最終財

素材

素材

素材

素材

素材

1990 1995 2000 2005 2010 (年)

● 素材 ■ 加工品 ▲ 部品 ◆ 資本財 × 消費財

(出所) 通商白書 2014, p219, 第Ⅱ-3-1-6 図から作成。

立てられた最終財が域外に輸出されていることが示唆される。

さらに、東アジアにおける部品の相手別輸出の推移から見ると、通商白書 2014 が示唆したように、部品では、リーマン・ショック後、日本のシェアはわずかに低下し、中国、ASEAN はやや上昇している。そして加工品の推移では、日本はほぼ変わらず、ASEAN は一旦低下した後上昇し、中国は一旦上昇した後低下している。このように、最終財輸出における東アジアのシェアは緩やかではあるが上昇しており、域内の需要に基づく経済圏に向けた動きが見られる<sup>1</sup>。

## 1. 2 企業の海外生産活動展開とサプライチェーンの深化

このような国際的な生産分業の背景には、製造業の海外移転、とりわけアジア地域においては日系製造業をはじめとする企業の海外展開があると考えられる。

東アジアでは、日系企業をはじめ、欧米、韓国、台湾等の企業が直接投資により、現地法人を設立して活動を行っている。ここでは日系製造業に焦点を当てて活動を見てみる。日系製造業は、プラザ合意後の円高を契機に、アジアを中心に生産拠点の海外移転を進めてきた。通商白書 2012 によれば、過去 20 年の製造業の現地法人数の推移を見ると、全世界で 2 倍以上に増加しているが、その中でアジアでは 3 倍以上に増え、アジアの占める比率は上昇している<sup>2</sup>。経済産業省の「海外事業活動基本調査」によると、2012 年度末時点で、日系海外現地法人は、全世界で約 23,351 社が操業しており、そのうち製造業は約 10,425 社で、その 76.4% の 7,962 社がアジアに展開している。特に

---

1 詳細については通商白書 2014 の第Ⅱ-3-1-9 図および同白書の第Ⅱ-3-1-10 図を参照されたい。

2 詳細については、通商白書 2012、第 2-2-2-1 図を参照されたい。



図表 4 日系海外現地法人数（2012 年度末）

(単位：社，％)

|      | 全地域    | 北米    | 中南米   | アジア    |       |         |       |     | 欧州    | 中東<br>オセアニア<br>アフリカ |
|------|--------|-------|-------|--------|-------|---------|-------|-----|-------|---------------------|
|      |        |       |       | 中国     | ※中国本土 | ASEAN10 | インド   |     |       |                     |
| 合計   | 23,351 | 3,216 | 1,205 | 15,234 | 7,700 | 6,479   | 5,410 | 410 | 2,834 | 862                 |
|      | 100.0  | 13.8  | 5.2   | 65.2   | 33.0  | 27.7    | 23.2  | 1.8 | 12.1  | 3.7                 |
| 製造業  | 10,425 | 1,152 | 292   | 7,962  | 4,142 | 3,879   | 2,887 | 197 | 851   | 168                 |
|      | 100.0  | 11.1  | 2.8   | 76.4   | 39.7  | 37.2    | 27.7  | 1.9 | 8.2   | 1.6                 |
| 非製造業 | 2,926  | 2,064 | 913   | 7,272  | 3,558 | 2,600   | 2,523 | 213 | 1,983 | 694                 |
|      | 100.0  | 16.0  | 7.1   | 56.3   | 27.5  | 20.1    | 19.5  | 1.6 | 15.3  | 5.4                 |

(出所) 通商白書 2014, 第Ⅱ-3-2-12 表から作成。

中国本土には 6,479 社、ASEAN10 には 5,410 社の立地が目立っている（図表 4 参照）。

先ほどのアジア域内貿易の分析では、域内で部品貿易のシェアが高まってきていた。そこで、機械製造業に属する日系現地法人の調達・販売の動きを時系列で見てみると、輸送機械、電気機械、一般・精密機械とも、現地調達率が上昇している<sup>3</sup>。これは日系部品サプライヤーが現地に進出して部材供給を拡大するとともに、有望な地場企業の発掘や取引を通じたスピルオーバーから地場企業からの部材供給も拡大していることが考えられる。このことは現地において最終の組立加工の工程だけでなく、部品サプライヤー相互にも考えられ、アジアで生産ネットワークをもとにした現地の取引関係が拡大され、産業集積が一層発達している。このように、経済のグローバル化が進む中、日本企業の投資等をきっかけに、東アジア地域において中間財主導型の域内貿易が展開され、国際分業関係は深化している姿が見られると言える。

3 詳細については、通商白書 2012, 第 2-2-2-4 図を参照されたい。

## 2 企業のグローバル化戦略と新しい国際分業関係の形成

### 2. 1 これまでの国際貿易理論の流れ

国際分業関係を捉えた貿易理論は先ず古典派国際貿易理論から始まり、ミクロ経済学の一般均衡理論に基づいて、国と国との間の生産配置と貿易パターンの決定メカニズムを明らかにしようとしたもので、貿易利益の源泉は外生的に与えられている国と国との間の相違に求められた。

国によって生産能力や適性が異なり生産費の差が生じる。アダム・スミス (Smith, A.) は『国富論』の中で「両国の単位当たり生産費を比較して、絶対的に安い商品を輸出財とする」という考え方を示した。これは絶対生産費説と呼ばれる原理である。これに対して、リカード (Ricardo, D.) は「一国が絶対生産費では2財とも劣位であっても、劣り方の少ない財の生産を分担し、優位である国は優位の差が大きい財の生産に特化すれば、両国の経済効率が高まる」という比較優位論<sup>4</sup>を説いた。リカードのいう特化とは、一国が比較優位にある財の生産を分担してこの部門に専門化することである。リカードは、2国間の相互比較において、それぞれの国が相対的に低い生産費で生産する財は比較優位にあり、比較優位にある財を特化し、他の財の生産は相手国にまかせるという形で国際分業を行い、貿易を通じて特化した財を相互に交換すれば、貿易当事国は双方とも利益が得られることを明らかにした。

リカードの比較優位論は各国間で生じる能力や適性を前提として、

---

4 この節で説明する伝統的貿易理論（比較優位論およびヘクシャー＝オリーン・モデル）および近代的貿易理論の詳細な解説については標準的な国際経済論教科書を参照されたい。

一国が何を輸出し、何を輸入するのか、どのような貿易利益が生じるかを明らかにしたが、この理論では生産要素としては労働のみを扱い、その労働の能率の差が貿易発生の原因であると考えた。ヘクシャー（Heckscher, E.）とオリー（Ohlin, B.）の2人のスウェーデン学者は2国2財2要素モデルを用いて、単一生産要素の考え方から脱却し、生産要素と比較優位との関連性を貿易理論に組み入れて、各国がある時点で保有する能力や適性そのものが、どのような原因により生じるのか、つまり比較優位の差がどのようにして生ずるのかを解明した。ヘクシャー＝オリーの定理は、要素賦存比率と要素価格均等化の2つの命題を提示した。

第1命題の要素賦存比率理論は生産要素の存在する割合が違う点に着目し、貿易の発生原因を説明する理論であり、H=O定理の基本的な命題である。一般に労働が豊富である国の賃金は利子率に比べて相対的に低く、また資本の豊富な国の利子率は賃金に比べて相対的に低い。そうであるとすれば、労働力を多くもっている労働豊富国は生産に多くの労働を必要とする労働集約財を相対的に安く生産できるし、資本を多くもっている資本豊富国は生産に多くの資本を投入する資本集約財を相対的に安く生産できる。その結果、それぞれの国は比較生産費差によって貿易が行われる。これが要素賦存比率理論の骨子である。

続いて第2命題の要素価格均等化理論は貿易の効果を明らかにした。要素賦存比率理論で生じた比較優位に従って貿易が行われたとすると、労働豊富国では賃金が安いので、労働集約財の生産に特化する。その結果、労働への需要が次第に増大し、賃金は増大傾向となる。また資本豊富国は利子率が低いので、資本集約財の生産に特化するだろう。そうすると、次第に資本への需要が増え始め、利子率の上昇傾向

をもたらすであろう。究極的には、両国で賃金と利子率が均衡化に向かうであろう。

伝統的な貿易理論とも呼ばれているリカード理論と  $H=O$  定理から、発展途上国ないし新興国は技術的に容易で労働投入が多く必要とされる労働集約財を生産そして輸出し、先進国は高度な技術を用い、資本投入が多く必要とされる資本集約財を生産し輸出するという結論が導かれた。国際間の技術水準の相違、賃金水準の相違、あるいは相対的な資本賦存量の相違は、現在でもどの国が何を生産するかを考える上で重要な要因となり、現在の世界の貿易パターンの分析においても一定の説明能力を保持している。

一方、レオンチェフ (Leontief, W.) は 1953 年に自らが開発した産業連関表を用いた投入産出分析の実証研究結果を発表し、アメリカが主に労働集約的に生産された財貨を輸出するという、資本豊富国であるアメリカが資本集約財を輸出することから推論される  $H=O$  定理と矛盾することを明らかにした。「レオンチェフのパラドックス」と呼ばれたこの実証結果が示した解釈は貿易理論上で種々の論議をかもしだし、その後の近代的貿易理論の発生の契機となり、新理論と呼ばれるキージング (Keesing, D. B.) やグルーバー (Gruber, W.) 研究開発論 (R & D 論)、ポズナー (Posner, M. V.) やハフバウア (Hufbauer, G. C.) によって提唱された技術格差論 (技術ギャップ論)、そして、バーノン (Vernon, R.) のプロダクト・サイクル論などが注目されるようになった。

これらの新理論は主として生産面を重視した理論であったが、需要面を重視した理論として登場したのはリンダー (Linder, S. B.) の代表的需要理論であった。この理論の狙いは、比較的に所得水準が接近している諸国間の工業製品貿易がなぜ緊密に行われているのかとい

う、いわゆる水平貿易を説明することにあった。垂直貿易とは、最終生産物または工業品と原材料との貿易をいう。先進国と開発途上国の貿易関係は主としてこれを基礎としている。近年、企業の多国籍化に伴い、企業レベルでの垂直的分業関係が急速に進行している。またこれは製品レベルの複雑な生産依存関係に進化している。水平貿易とは、最終生産物または工業品相互の貿易をいう。先進国相互間の貿易関係は主にこの分業関係を基礎にしている。主に多国籍化した企業内貿易として行われることが多い。

リンダーの代表的需要理論は従来の垂直貿易を説明する理論ではなく、水平貿易を説明する理論といえる。リンダーはある工業製品が輸出財となるための前提条件として、国内需要の存在（リンダーはこの需要を代表的需要と呼んだ）を確認する。そして、製品はまず、この国内市場に存在する需要を対象にして生産が開始される。国内需要が満たされると次第に外国に目を向け始める。その際、この外国とは所得構造の類似した国が対象となる。この理論は1人当たりの所得が需要構造を決定する重要な要因として捉え、その需要構造が似ている国の貿易が盛んになることを解いたものである。しかも所得が高い国同士であれば、ますます貿易が盛んになるといわれる。

この代表的需要理論をきっかけに、産业内貿易の理論研究が盛んに行われた。リンダーの代表的需要理論は、その後MITのクルーグマン（Krugman, P. R.）などによって発展され、最近の議論では「消費の多様性」が強調された。クルーグマンなどによると、現代の貿易の相当部分は消費の多様性をもとめて行われる。自動車産業の事例で分かるように、人々の自動車の好みは多様だから、一方で日本からドイツへ自動車が輸出され、他方でドイツからも自動車が輸入されることになる。人々が消費の多様性をもとめる傾向はさまざまな財に関して

見られる。自動車やコンピュータ、電気製品などの機械類をはじめ、衣類、家具、ワインなど、多くの国で少しずつ異なったものが生産されているが、そのような財を貿易によって手に入れることが可能になることで、消費の選択可能性が広がっているのである。

## 2. 2 国際分業理論分析のミクロ化

1980年代に、ヘルプマン、クルーグマンモデル（Helpman, Krugman, 1985）を代表とする新貿易理論が登場した。完全競争と伝統的産業を想定した伝統的モデルに対して、新貿易理論は不完全競争産業、規模の経済性、製品の差別化の組み込んだモデルを呈示した。新理論は生産における固定費用の存在と独占的競争に基づいた貿易理論であり、産業内貿易の存在を説明するのみならず、産業内貿易による様々な貿易の利益、例えばバラエティの増大による消費者の利益などを指摘している。とりわけ強調されたのが、規模の経済と競争促進効果である。つまり、伝統的貿易理論で説明した特化と交換の利益に対して、新理論においては特化・交換の利益と規模の経済性の利益の2つの利益を明快に示した理論モデルを構築した。

ただし、新理論においては、不完全競争産業で操業するすべての企業はその生産性と均衡生産量において完全に対称的であると仮定した。しかし、現実には同一産業において操業する企業間の生産性には大きな差異が生ずる。ここでいう企業概念はいわゆる「代表的企業」概念であった。つまり同質的企業を想定している。

「新」新理論として、メリッツ（Melitz, 2003）、アントラス（Antras, 2003）のモデルが登場した。アントラスモデルは不完備契約の概念を取り入れて、契約モデルを所有権モデルに拡張して構築したのに対して、メリッツモデルは非同質的企業概念を導入した。それらのモデル

の出現には、1990年代以降、企業レベルのデータが利用可能になり、どのような企業が輸出を行い、貿易政策の変化に伴いどのような企業が生産輸出を増やすのかをマイクロデータという超ミクロレベルで検証が可能になったといった背景があったと言える。異質的経済主体モデルの基本形はこのメリッツモデルであり、この企業の異質性から、生産性の高い企業は輸出・輸入など貿易に参加し、生産性の低い企業は国内販売のみに参加するという概念から導かれた。メリッツモデル以降、企業行動研究の重要性が増してきた。しかし、その方向性としては、企業間の格差の源泉である生産性の相違を生み出す「超」ミクロ的要素をモデルに組み込み、生産性の違いをモデル内で説明しようとするものであった。「新」新理論はマイクロデータレベルの実証分析を通じて企業行動の解明に接近しようとしたが、企業行動あるいは企業戦略そのものをモデルに取り組んだものではなかった。企業のグローバル化戦略が新たな国際分業の形成にインパクトを与えることが明らかであろう。生産工程間の細分化の担い手は企業であり、フラグメンテーションは企業生産活動の国際的分散である。企業は工程ごとの技術特性などを踏まえてその生産工程を細分して、もっとも低コストで生産できる国に分散させるようになる。次節においては、企業戦略を融合した視点から新しい国際分業への接近を試みたい。

## 2. 3 企業のグローバル化戦略と国際分業の細分化

1990年代以降、急速に進んだ生産技術革命は製品・工程アーキテクチャのモジュール化をもたらしたことで、国際分業は企業行動というミクロレベルでのアプローチが必要であると考ええる。末広（2014）によれば、製品アーキテクチャの概念を最初に提唱したのは、カール・ウルリッヒ（Ulrich, 1995）であり、ウルリッヒは、製品を構成する

部品と機能の關係に着目し、1つの部品が1つの機能のみと結合している製品をモジュラー型、1つの部品が複数の機能、もしくは1つの機能が複数の部品と相互に連携している製品をインテグラル型と分類した<sup>5</sup>。製品アーキテクチャ論を基礎にして、藤本（2002）は製造工程を加えて、「製品・工程アーキテクチャ論」を体系化した。それによれば、製品・工程のアーキテクチャとは、製品を構成部品や工程に分解し、そこに製品機能を配分し、それによって必要となる部品・工程間のインターフェースを如何に設計・調整するかに関する基本的な設計構想のことである<sup>6</sup>。「製品アーキテクチャ」が、「製品機能システム」と「製品構造システム」の対応關係に関して定義されるのに対し、「工程アーキテクチャ」は、直接的には、「生産工程システム」と「製品構造システム」の対応關係に関して定義される。

藤本（2001）は、さらにももの作りタイプをインテグラル型とモジュラー型に分類し、そして企業を超えた連携關係の有無を基準にオープン型とクローズ型を分けた。クローズ・インテグラル型とオープン・モジュラー型は対照的となる。クローズ・インテグラル型とは、乗用車生産に典型的にみられるように、もの作りの内部化志向が強く、社内やグループ企業で製造された部品を巧みにすり合わせて独自の高品質製品に仕上げる擦り合わせ型であるのに対して、オープン・モジュラー型は、もの作りの外部志向性がより強く、インターフェースが業界標準化された部品の組み合わせによってコストを抑え、かつ生産効率を高めようとするビジネス・タイプを指している。同じモジュラー型にはもう一つのタイプ、つまりクローズ・モジュラー型がある。これは部品間のアーキテクチャの標準化の範囲が社内やグループ企業内

---

5 末広昭（2014）『新興アジア經濟論』岩波書店、pp.77-85。

6 藤本隆宏（2002）『製品アーキテクチャの概念・測定・戰略に関するノート』、pp.1-3。



に留まるものである。このクローズ・モジュラー型のアーキテクチャの重要性は自動車産業をはじめ多くの産業に注目されている。部品間のインターフェースが自社グループ内だけで標準化されているクローズ・モジュラー型であってもモジュラー製品デザインは企業内国際分業、コスト削減、開発スピード向上、現地適応化向上、そしてリスク対応においてその威力が発揮されるという。

企業はダイナミックな競争環境において、製品・工程アーキテクチャのモジュール化の採用によって戦略的フレキシビリティを生み出し、競争優位の獲得を可能にする。それと同時に、低賃金の労働資源を有する新興国の競争優位にも結びついたと考えられる。インターフェースを国際標準として定めれば、原則的にはどの国の部品製造企業も生産に参加できるので、モジュールの生産者が増える。モジュールの生産者が増えれば、それだけイノベーションを取り込むチャンスが増え、部品業者の独占を防ぎ、価格を低下させ、組み立てられた製品の性能の飛躍的進歩が期待できる。アーキテクチャのオープン化によって、インテグラル型企業が競争力を失うことになった一方、インテグラル生産で必要とされた技能の熟練を必要としない低賃金労働力保有国が一躍生産場所として優位を獲得することになる。諸上（2012）によれば、製品・工程アーキテクチャのモジュール化によって、企業境界は国境を越えて大きく広がり、低コストで製品バリエーションを迅速に増加させることが可能となり、製品の構成部品間のインターフェースが標準化されることで、「代替の経済性」が働き、また大きく広がる企業境界の中でも、共通のデザインルールの下で「埋め込まれた調整」が機能し、国際的分業や部品単位の国際的開発が効率よく実行可能となる。

このように、国際分業は国から産業へ、さらに企業へと浸透してい

き、今や製品・工程のアーキテクチャに基づく生産が進み、企業のグローバル生産ないし生産活動のグローバル化が国際分業の本質を変化させ、国際分業の細分化を加速させているといえよう。

生産工程の細分化と企業の分散立地は国際分業・国際貿易の新たな現実を生み出している。この現実はいよいよ国際価値連鎖とも呼ばれている。国際価値連鎖の発展は、国際貿易をモノの貿易から仕事の貿易へシフトさせた。エスカット・猪俣（2011）によれば、価値連鎖の細分化の進展によって、とくに製造業において中間財貿易が増加した。2009年で最も活発に交易された財は中間財であり、世界の財貿易（燃料を除く）の50%以上を占めた。こうした部品・原材料・付属品の貿易は各国・地域の特化を促し、各生産者がサプライチェーンに沿って順次価値を付加するという構造に着目した。「仕事の貿易」(trade in tasks) の概念を生み出した。生産特化は、もはや最終財の比較優位ではなく、国際価値連鎖のなかで割り当てられた「仕事」の比較優位にもとづくものとなっている<sup>7</sup>。この価値連鎖の細分化プロセスにおいて、企業のビジネスモデルや分散立地のグローバル戦略に注目しておきたい。

### 3 グローバル化時代における企業と政府

#### 3. 1 価値連鎖と企業の立地選択

価値連鎖はもともと経営学に由来する概念であり、初期の提唱者の一人はポーターである。生産システムが断片化され、世界中に分散され、かつて一つの作業場で完結した全ての生産工程が、特定のサービ

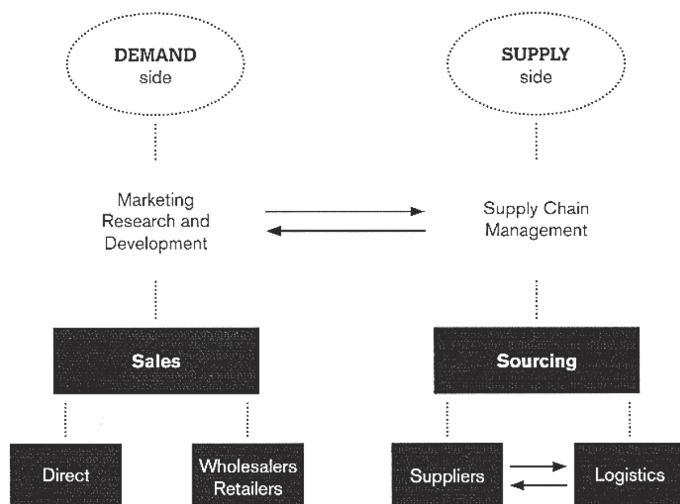
---

7 エスカット、猪俣哲史（2011）、p3.

スや生産段階に特化する個々のサプライヤーからなるネットワークによって取って代わる。製品の企画、製造、マーケティングに至る各段階は付加価値創造活動の全体を指す「価値連鎖」の概念を通じて結びつけることができる。この価値連鎖を複数の企業とさまざまな国の間で細分化・最適化できるようになったことで、「国際価値連鎖」という用語が生まれたわけである。現在の国際価値連鎖は、特定の生産工程への特化と高度なビジネス連携システムへの統合を伴いながら、図表5のように、デマンドチェーンとサプライチェーンという互いに関連するシステムが組み合わせたものである。

価値連鎖において、その中核的活動は、分離してはいるものの協調された工程として組織され、各工程は国際的な価値連鎖の特定の側面（バリュー・ドライバー）を創出・最適化するために組織される。そして国際価値連鎖はさまざまな国の比較優位を活用することができ、

図表 5 価値連鎖概略図



（出所）ユベール・エスカット・猪俣哲史編著（2011）『東アジアの貿易構造と国際価値連鎖：モノの貿易から「価値」の貿易へ』アジア経済研究所、p11から作成。

それゆえに、企業はそのデマンドチェーンとサプライチェーンを細分化し、消費者嗜好と市場の社会的・経済的特徴に従って最終製品とその価値を調整する。同時に、さまざまなサプライヤーの間で効率的な分業を可能にするため、企業は可能な限りモジュール化を進めようとする。グローバル企業の基本的な配置戦略としては、価値創造活動の集中化による効率追求、具体的には生産、調達、R&D などの特定の地理的立地への統合化・集中化を指すものと、それらの諸活動の分散化によるフレキシビリティの確保、具体的には、経済、市場条件の変化に対応する国境を越えたソーシングや生産の調整などの両方が重要である。諸上（2012）が指摘したように、今日、多くの産業において、こうした意味での多国籍企業の戦略的フレキシビリティに加えて、製品やサービスのモジュラー・デザインの戦略的採用によるフレキシビリティの強化が重要となっていると考えられる。

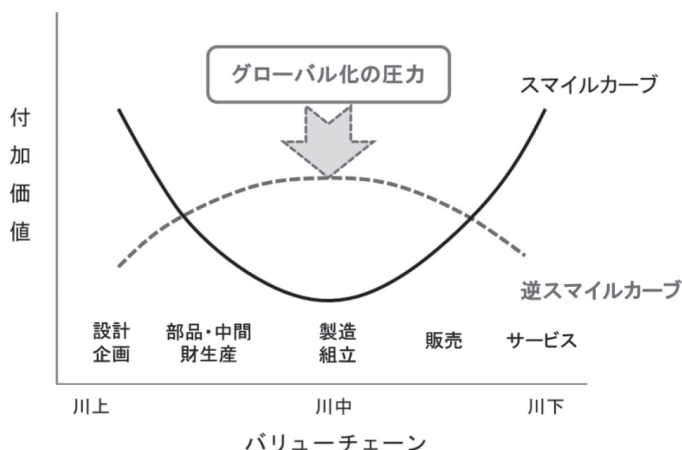
供給業者から最終消費者までの業界の流れを統合的に見直し、プロセス全体の効率化と最適化を実現するための経営管理手法はサプライチェーン・マネジメント（SCM）である。サプライチェーンは、原材料や部品の調達から最終顧客までの製品やサービスの流れを一つの供給の連鎖と捉えたものであり、この連鎖には、原材料メーカー、部品メーカー、製品メーカー、卸売業、小売業、物流業、メンテナンスサービス業などの企業が加わり、一般的には、イニシアチブをとる大企業が中心になって連鎖が構成される。したがって、サプライチェーン・マネジメントとは、サプライチェーンの全体最適を実現するため、構成企業間で取り交わす情報をベースに、製品やサービスの流れを統合的に管理する手法という意味になる。SCM は 20 世紀の大半においてもっぱら国内で統合が行われたが、20 世紀 90 年代以降の ITC の発達、ネットワークインフラストラクチャの充実や高度化が伴いながら国際

化が進み、企業の立地選択が絡んだ国を跨った国際的分散という形で急速に広がった。ここでいう企業の立地選択はスマイルカーブと深く関わった企業戦略ともいえるべきであろう。

### 3. 2 マイルカーブにみた国際的価値連鎖と企業戦略

スマイルカーブとは台湾のコンピュータ製造メーカーエイサー（Acer/ 宏碁電腦）の施振栄会長が提唱した概念である。このスマイルカーブはパソコンの単位当たりの製品製造におけるバリューチェーンの部門別付加価値生産額割合を対象として提唱されたものとされている。これはパソコン製造業界の描く付加価値曲線を表し、縦軸に付加価値、横軸に製造工程を左から素材・部品、加工組立、販売、サービスの順にグラフを描くと、加工組立工程の付加価値が低いため、ちょうどU字型の形状で描かれ、あたかも笑顔のように見えることから名付けられた。しかし、スマイルカーブの議論はパソコン製造に止まら

図表6 スマイルカーブと価値連鎖のイメージ



（出所）筆者が作成。

なく、エレクトロニクス、情報通信産業や、自動車産業にも適用され、更には製造業全般に適用されるまでに議論が広がっている。

組立加工型製造業を中心とした製品の素材・部品—加工組立—販売—サービス等といったバリューチェーンにおいて、従来は高かった組立加工の付加価値もしくは利益率がグローバルな競争にさらされた結果、その利益率がどんどん低下しいき、相対的に設計企画、研究開発、素材・部品等の中間財の生産や、サービス、マーケティング等というバリューチェーンの両端の付加価値もしくは利益率が上昇し、その結果、バリューチェーンの付加価値もしくは利益率を川上から川下に並べると、そのカーブが笑った時の口のような形となる（図表6参照）。

グローバル化 ITC 情報化時代の到来が、従来の川上から川下まで一塊での自社生産方式を一変させた企業が利益を求めて生産活動をグローバル化し、もっともコストの低いところに生産拠点を移転する。これが企業の分散立地である。そしてグローバル企業はグローバル SCM の構築とその応用によって、国際価値連鎖を最適化することになる。

繊維・アパレル業界においては、スマイルカーブ現象のその典型が見られた。川上で世界的ブランドを展開している企業や、炭素繊維などのようなハイテク素材を提供している企業はそれなりに高い利益を上げられる。繊維・アパレルでは川下でも大きな利益を上げられる。消費者やエンドユーザーの価値をしっかりと取り込むようなビジネスが展開できれば、それなりの利益を上げられる。こうした川上や川下に比べて川中の縫製加工製造の工程は低付加価値で利益率が低いため、中国などの低賃金新興国に生産拠点を移転しているケースが見られる。ファスト・ファッションと呼ばれる ZARA, GAP, ユニクロ, H&M はその例である。

ユニクロのケースについて若干考察してみよう。ユニクロはSPA (Specialty store retailer of Private label Apparel) というビジネスモデルを確立している<sup>8</sup>。一般的に言えば、SPA はSCMと同様、企画から商品完成までの期間をできるだけ短縮するとの目的とし、商品を生産するまでのたくさんの過程を鎖のようにまとめ、できるだけコストを削減しようと作られたモデルである。両者の最大の違いは、チェーンで結ばれた個々の過程を1つの会社が担当しているか否かである。SCMでは、原料調達、企画、デザイン、製造、販売とそれぞれの過程を別の会社が担当し、特に同じグループに属しているわけでもなく、それぞれ独立した会社同士が、発注と受注を繰り返すことでラインが形成されているのに対して、SPAは全ての過程を一貫して同一企業内で行い、企画もデザインも製造、販売までも直営の店舗で行っている。

ここで注目すべきユニクロのSPAビジネスモデルには、素材メーカー、生産工場、倉庫の3つのアウトソーシングが組み込まれている。川中の縫製加工の製造工程のグローバル・ソーシング、とりわけ、中国の協力工場と日本の消費者に直結させ成功したユニクロの中国調達が重要な命題となり、そして全国に広がる販売店と中国を中心とする海外の生産拠点を結ぶグローバルSCMシステムが手堅い利益を確保し、流行による需給ギャップを柔軟に対応してユニクロの急成長を支えたものであろう。

繊維・アパレル業界のみならず、スマイルカーブはエレクトロニクスの分野でも見られる。グーグル、インテル、サムソンなど大きな利益を上げている企業は、世界で通用するデバイスやシステムで大きな

---

8 このユニクロモデルについては、株式会社ファーストリテイリングHPを参照されたい。  
URL: <http://www.fastretailing.com/jp/group/strategy/uniqlobusiness.html>

利益を上げている。この分野でも、川中の加工組立部分のグローバル・ソーシングが進められている。象徴的なのはパソコンや携帯電話、スマートフォンなどの組み立て製造分野である。台湾系のEMS（委託生産）メーカーであるフォックスコンは中国広東省で大規模生産工場を持ち、世界の有力メーカーのパソコン、iPhone や iPad などの製品を大量に生産している。エレクトロニクス分野のモジュール化生産で見られたように、より資本と技術の集約が必要とする生産工程は、欧・米・日・台湾・韓国に分散し、これらの国の多国籍企業が製品開発を担当し、台湾・韓国・中国の華南地方が主な生産基地になる。一方、労働集約的なモジュール型の組立生産は、中国の華南地方を中心に「委託加工」という形で展開し、EMS（電子機器の受託加工）や ODM（設計・生産受託）といったビジネスモデルが生み出された。

このように、価値連鎖の細分化の進展により、製品・工程アーキテクチャのモジュール化が一段と進み、付加価値の段階に応じて企業が国際価値連鎖に最適化した立地を選択し、国を跨った形で国際的分散が急速に広がった。これはグローバル化時代における企業の合理化行動として捉えるべきであろう。

### 3. 3 グローバル化時代に政府に求められる政策的対応

国際分業はいまや、原料から最終財に至る生産工程を国際分業し、部品・中間財が国境を越えて取引されるグローバル・バリューチェーンによって利益分配がなされる「付加価値貿易」の時代を迎え、新しい国際分業体制ともいえるべきフラグメンテーション型分業が形成されつつある。しかしながら、このような新しい国際分業体制は新興国の隅々まで浸透しているとはいいがたく、むしろ北米、欧州、アジアといった一部の地域に集積が形成しているにすぎない。アメリカは北米、



ドイツは欧州で地域集積のハブとなっているが、アジアの集積は多角的で、中国が世界の工場となっていることが特徴である。したがって、新興国・地域にフラグメンテーションが可能になるには、従来のマーケティングフレンドリー・アプローチで示された安定したマクロ経済、競争的なミクロ経済、人的資本への投資、世界経済とのリンケージの4つの政府機能のみならず、新たな政府の役割が求められている。本稿は以下の2つの政策的対応が必要であると考ええる。

第1に、直接投資が自由に行われる条件を整うための対応であり、貿易投資自由化政策実施の結果がバリューチェーンの拡大につながるものである。

直接投資を誘発するためにはいくつかの要因があるが、受入国において貿易や資本および為替の自由化が推進され、直接投資に対する規制は低くなれば、そうであるとすれば、直接投資を行う多国籍企業は、もっとも低コストで生産できる国に生産工程を分散するようになる。そのため生産工程を一括して考える必要性は無く、工程（労働集約的工程、資本集約的工程）ごとの技術特性に適した場所に分散して生産することが可能になる。

第2に、企業生産活動の国際的分散に伴う取引コストの削減を可能にする政策的対応である。

フラグメンテーション（生産工程間の細分化）型分業を実現するには、対外取引コスト、とりわけサービス・リンク・コスト（取引コストより広範囲な意味でのコストで貿易コストと同義に使う）の削減が不可欠である。生産工程間の細分化は、ある産業や業種が伝統的分業理論に基づいて資本集約財の生産に集中したとしても、その中味のそれぞれのプロセスにある技術特性を生かして、それら産業や業種が人的資本や物的資本に集約的であったとすれば、一方のプロセスでは人

的資本集約的な生産を担当し、別のプロセスでは比較的労働集約的であるような物的資本のプロセスを担当するという工程間で分割を行うことで生産の立地を考えることが可能となった。ここで重要となる要素は、この二つのプロセスを結ぶコストである。このコストは対外取引コストである。その中には輸送コスト、通信コスト、さらにはもっと抽象的な意味合いでの種々のサービス活動に伴うコーディネーションコストといわれる概念が含まれる。これら対外取引コストは生産工程間の細分化による生産でそのコストの低下が問われる一方で、経済統合などのオープン・リージョナリズムやグローバリゼーションにより低減される可能性も含まれているので、政府の対外経済連携の政策的スタンスが問われることになる。

一方、「仕事の貿易」は付加価値貿易であり、国際間の利益再分配に基づいたものでもあろう。付加価値貿易の具体例としてしばしば取り上げられるのが、Apple 社の iPhone の製造ケースである。同製品はドイツ、日本、韓国、アメリカなどの複数の企業が生産工程に関わるが、最終製品が中国で組み立てられアメリカに輸出される価格は 180 ドル、そのうち中国で生まれる付加価値が組立工程の 6.5 ドルにすぎない<sup>9</sup>。製品の生産工程の国際分業において、中国企業はスマイルカーブの川中に位置する加工工程に従事し、この川中工程は最も付加価値が低い分野である。これとは対照的に、日本などの先進国は中国のような新興国へのアウトソーシングを通じて製造工程の費用を安く抑えながら、付加価値の最も高いスマイルカーブの川上（研究開発や主要部品の生産）と川下（販売とアフターサービス）の工程に特化す

---

9 Apple 社の iPhone を事例にした国際分業とスマイルカーブについての詳細は経済産業省産業構造審議会新産業構造部会（2012）『報告書 経済社会ビジョン「成熟」と「多様性」を力に』に参照されたい。

るようになっている。

製品・工程アーキテクチャのモジュール化が進んだ結果、組立工程の付加価値レイヤーは非常に利益を上げにくくなってしまっている。多くの付加価値は両端にある川上の設計企画と川下の販売やサービスに吸い取られてしまうのであろう。これまでの企業間の競争は垂直分業におけるヨコの関係（同業他社）の競争から、国際的な水平分業における付加価値の分配を巡る企業間競争に変わり、それもまたグローバル・バリューチェーンの中でのポジショニング取りの巧拙が戦略的な明暗を大きく分けてしまうこととなり、往々にして川中に位置する組立加工工程の付加価値の低下を強えられることになり、いわば利益分配の面においてはスマイルカーブ現象が生じている。

組立加工工程の担い手である新興国は「スマイルカーブの罠」に陥ってしまう恐れがあることは確かではあるが、多くの新興国が雇用吸収の課題に直面しているのも事実であろう。これまでの中国の製造業で見られた雇用吸収は、「引進來」という「外資利用政策」の推進を背景に、委託加工形態や合併・合作・独資といった様々な形態による外国資本企業を受け皿として、多くの農村余剰労働人口を吸収し、それをGDP拡大、貿易力拡大の原動力として利用してきたというのが実態である。それはまさに、バリューチェーンにおける組立加工工程の川中部分であり、第三次産業への構造転換が明らかに実現されるまで、これまで同様この工程における雇用の維持確保そして更なる拡大は必須であろう。

## むすびに

本論文の一連の分析で明らかにしたように、現在の国際貿易は、原料から最終製品に至る生産工程を国際分業し、部品・中間財が国境を越えて多角的に取引される「グローバル・バリューチェーン」によって利益分配がなされる「付加価値貿易」の時代を迎えている。サービス・リンク・コストといった対外取引コストの低下と貿易投資自由化政策の結果、バリューチェーンはますます拡大しつつある。中間財貿易の動向から、企業の国際分業パターンの変化を見ることができる。いまや貿易のパターンは国ではなく、多国籍企業の工程間分業の形によって決まる。そこで生まれる付加価値の分配も同様であり、今日の正確な国際収支の実態を理解する上で不可欠となっている。このような「国際価値連鎖」の展開には、財、サービス、資本の国境を越えた円滑で効率的なフローを保証する貿易制度が決定的に重要であり、FTA/EPA といった貿易制度作りは自国経済の活性化に寄与するのは明らかである。一方、スマイルカーブの中で如何にして付加価値の取り分の大きいところに比較優位をもてるようにするかが競争優位につながるものであり、そこに政府のミクロレベルでの政策的対応が求められると考える。

世界銀行（2013）は、中国が「中所得国の罠（The middle-income trap）」に陥るリスクが大きいことを指摘している。また、内閣府によれば、中国の今後10年間の成長率が6%台半ばまで低下するとの見通しを示し、2017年には一人当たりGDPが1万ドルに達すると試算されることから、「中所得国」が陥りやすく長期低迷に陥るリスクがあると指摘し、その回避に向けた政策転換が図れるかがポイントであり、輸出の高度化や第2次産業比率の維持により生産性の上昇を測

ることが鍵だとしている。しかし、13億の人口を抱えている中国にとって、余剰労働力が枯渇するまで雇用創出の政策課題が抱え続け、ルイスの転換点に到達するか否かが政策転換の一つの見極めポイントであろう。中国はこれまで同様、川中部門において農村部から都市部に移行する就労人口の吸収を図らざるを得ない状況が当面続くものと想定される。したがって、相応の時間をかけて農村人口の都市化を図りながら産業構造転換が進捗するならば、中国経済は緩やかながらも引き続き経済成長を遂げること、つまり「中所得国の罠」を回避するも可能となるものと考えられる。一方、生産技術の向上に伴って、より高度の生産工程を要する中間財の生産が中国で伸びていることで、他の新興国は中間財生産における比較優位がどのように維持し、中国とどのように棲み分けするか、新たな政策課題が突きつけられることになる。

## 参考文献

- 経済産業省産業構造審議会新産業構造部会(2012)『報告書 経済社会ビジョン「成熟」と「多様性」を力に～価格競争から価値創造経済へ～』経済産業省
- 経済産業省(2012)『通商白書2012』
- 経済産業省(2013)『通商白書2013』
- 経済産業省(2014)『通商白書2014』
- 末広昭(2014年)『新興アジア経済論』岩波書店
- 西口清勝(2004)『現代東アジア経済の展開―「奇跡」、危機、地域協力』文真堂
- 本多光雄・呉 逸良・陸 亦群・井尻直彦・辻 忠博(2007)『産業集積と新しい国際産業―グローバル化が進む中国経済の新たな分析視点』文真堂
- 諸上茂登(2012)「多国籍企業のビジネス・プラットフォームと新興国市場開拓」多国籍企業学会(2012)『多国籍企業と新興国市場』文真堂
- ユベール・エスカット・猪俣哲史編著(2011)『東アジアの貿易構造と国際価値連鎖：モノの貿易から「価値」の貿易へ』アジア経済研究所
- ADB(2011), *Asia 2050: Realizing the Asian Century*, Asian Development Bank.
- Antras, Pol (2003), "Firms, Contracts, and Trade Structure," *Quarterly Journal of Economics*, 118 (4), November, pp. 1375-1418.
- Cheng, Leonard K. and Henryk Kierzkowski (2001), *Global Production and Trade in East Asia*, Kluwer Academic Publishers.

- Helpman, Elhanan and Paul R. Krugman (1985), *Market Structure and Foreign Trade*, Cambridge, MA, MIT Press.
- Krugman, P. (1991a), "Increasing Returns and Economic Geography" *Journal of Political Economy*, 99: 483-499.
- Krugman, P. R. (1991b) , *Geography and Trade*, Cambridge: MIT Press. (北村行伸等訳『脱「国境の経済学」』東洋経済新報社, 1994 年)
- Krugman, P. (1995), *Development, Geography, and Economic Theory*, MIT Press. (高中公男訳『経済発展と産業立地の理論—開発経済学と経済地理学の再評価』文眞堂, 1999 年。)
- Stiglitz Joseph E. & Shahid Yusuf (ed.) (2001), *Rethinking the East Asian Miracle*, New York: Oxford University Press for the World Bank.
- The World Bank & Development Research Center of the State Council ,the People's Republic of China (2013), *CHINA 2030: BUILDING A MODERN HARMONIOUS, AND CREATIVE SOCIETY*, THE WORLD BANK.



# フィンランド教員労働組合 OAJ と 教育政策との関係

古 賀 徹

## はじめに

本稿では「フィンランド教員労働組合」OAJ (Opetusalan Ammattijärjestö)<sup>1)</sup>を考察の対象とする。フィンランド教員労働組合(以下 OAJ と記す)は教員の組織化や自立・協働を促し、その地位・身分の保持につとめるのみでなく、教育政策への関与・参加によりフィンランドの教育の向上や安定に貢献しているといわれている。ユッカ・サリヤラ (Jukka Sarjala 2002 年までフィンランド国家教育委員会で要職に就く) は“*American Educator*” 誌 (Spring 2013) において、フィンランドの教育で卓越した点は平等 (公平) と協働 (協調) が徹底されていることであり、その実現においては教員組合の果たす役割が大きいと高評価している。組合と保護者、教員・学校と家庭・社会とが行政との間に協調のパートナーシップをもつことが、フィンランドの教育の成果として高く評価されることにつながっていると論じている<sup>2)</sup>。

OAJ はフィンランドにおける教員の労働組合であり、現在は 12 万人を超える組合員数からなり、95% 以上の教員が加入しているという高い加入率を示している。同国内において 6 番目の規模をもつ労働組合でもある<sup>3)</sup>。「社会民主主義」の「福祉国家」としての北欧をイメージすれば、さほど驚くべき数値ではないかもしれないが、日本での教員組合や労働組合の加入率や活動 (労働運動) と比べれば大きな違



いがある。例えば、日本の同様な組織として最大の規模をもち代表的な教員組合として知られる「日本教職員組合」（日教組）は組合員数で約 28 万人と OAJ を上回るが、加入率は 30% を下回り（1960 年代以降は下降傾向）、新採加入率は 90 年代以降で 20% 前後という低めに定着している。

本稿では OAJ がなぜ高い加入率をもち、支持されるのか、どのようにして労・使・政府間でのパートナーシップを実現しているのかの理由に焦点をあわせていく。従来のフィンランド研究では教育制度や法規、学習方法、もしくは生徒の成績（PISA 調査の結果等）のみに注目されることが多く、教員の労働組合運動や組織の意義等についてはこれまで考察の対象とされることがなかった。以上を明らかにするのが本研究のねらいである。

また「教員組合」「労働組合」と教育政策に関する研究という点では、日本の同様の組合についても簡単な比較の視点をもっておきたい。これまで「日本の教員組合」についてはネガティブイメージで語られることが多くあったと感じている。「日教組加入率の高い府県では学力テストの成績が低い」や「政治活動ばかりでまともに生徒の教育に従事しない」ということが有力な政治家・首長らにより批判的に発言されることで、国家・政府・行政と対立するイメージや労働運動に入れ込む教師というイメージが、私たちに暗黙のうちに刷り込まれてきたのではないか。それでは、教育先進国として高く評価されるフィンランドにおける加入率や行政との関係はどう考えればよいのか。この問いに対しては、おそらく「日本の」組合が問題があるのであって他国のものとは単純に比べられないという回答が予想される。本稿の考察により、フィンランドの組合のどこが「日本」と異なるのか。その背景や構造、現在の活動内容についても明らかにすることができるかと考えている。

## 1 本研究課題に関連する先行研究

この分野に関する先行研究は少ない。教員組合に言及されることから稀少である。日本国内に限定しても労働運動や社会運動に関するまとまった著書はみられるが、研究著作として「日本教職員組合」を分析するものはきわめて少ない。刊行された出版物（単行本）としてはかなりの数がみられるが、その多くは「研究」ではなく単純化すれば「親・日教組」側か「アンチ日教組」側か、どちらかの立場かに偏った言説が未だに中心となっている<sup>4)</sup>。

同様に、フィンランドの教員組合に関する先行研究も数少ない。

教育運動誌『クレスコ』2006年3月号「フィンランドの教育と北欧の福祉から学ぶ」では訪問レポートとして「国の教育政策に関与する専門職組織」（松村忠臣）が掲載されている。同誌は全日本教職員組合により編集される機関紙である。そこでは「OAJは、就学前教育・総合基礎教育（小・中学校）・特別教育・高等学校・職業学校・大学に関わる教職員、さらには教員養成大学の学生と「ヴェテラン・ティーチャーズ」と言われる退職教職員からなる11万3000人の組織である」<sup>5)</sup>とされている。組合の中心的活動として（教職という専門性を生かすための）「賃金・労働条件改善」をあげ、その組織率の高さが「政府への大きな圧力」となっていること、また「組合活動には政治色を出さず」など、本稿で主張していくことと重なる事項がいち早く紹介されている。もちろんOAJに取材をすれば同様の答が返ってくるのは当然のことである。ただし、紙幅の制限でか（全2ページ、約2000字）OAJの概略の紹介にとどまるという限界はある。

また、『フィンランドを世界一に導いた100の社会改革』（イルッカ・タイパレ編著・山田真知子訳、2008年）の「政治・行政」分野にお

いて「労・使・国の3者協議」が労働市場のモデルの基盤となり、労使がお互いと国を監視することと、その影響として汚職の少なさなどの特色がみられることが紹介されていた(ティモ・カウツピネン執筆)。もちろんこれは「教員組合」の研究ではない。ここでは、1907年に雇用主と被用者それぞれの中央組合組織が結成されたが、この労使間2者の間の協約ではストライキを防げなかったとされている。1945年に国を交えた3者協議による協約が初めて結ばれたことと、それは冬戦争(1939～40年の対ソ戦争)の圧力があって実現したこと。しかし戦後は再び2者協議となり、そのため企業が国際競争力を発揮することなく、失業対策や労働生活改善の政策にも関与できないままであったという。1968年に再度3者協議が行われ、以後、今日まで続けられている。この成果もあって、世界経済フォーラムでの「世界で最も競争力のある国」への向上を成し遂げたと評価されている<sup>6)</sup>。しかし、同書も100の社会改革事例を紹介するという性格をもつことから、以上の概説のみにとどまっている。

教員組合に関する研究ではないが、北欧型福祉国家の社会福祉・サービスに関する研究として労働組合全体や政党との関係、当時の社会構造の変化に着目して論じられたものが山田真知子『フィンランド福祉国家の形成 社会サービスと地方分権改革』(木鐸社、2006年)である。山田の研究は、フィンランドの文献(フィンランド語)に真摯に向き合い丁寧に整理された労作である。本稿執筆においても、労働組合と政治との関わりについて、とくに多くの示唆を受けていることを明記しておく。

ちなみに、フィンランドと日本の労働状況を比較するという点で本稿と視点が一部重なるものとして、石川晃弘・白石利政(編著)『国際比較からみた日本の職場と労働生活』(学文社、2005年)がある。「福

祉水準が高く経済も活性化し、しかも労働生活に対する満足度も高水準でありながら、その一方で労使紛争が頻発している」<sup>7)</sup> という指摘に注目されたい。この点では日本とは真逆ともえいる。拙稿「フィンランドの学校教育制度と国民的コンセンサスの行方」(2014年)で日本のことを「政策や制度に関する満足度は低くとも不満をもらさない人が多いためか、あるいは教育に関心が低いいためなのか」<sup>8)</sup> と書いたこととも共通する。なお、拙稿では大学新設をめぐる学生デモ、市民デモ等の反対運動についても記していた。

## 2 OAJの設立と組織の概要

### ① OAJ(教員組合)の歴史的変遷

フィンランド最初の教員組合は19世紀末頃に形作られたが、初期においては学校種・階梯(レベル)ごとに異なる組合が結成され、それが戦後において徐々に統合されていくことになる。「学校」や進学が一般化される以前である1877年に、最初の教員団体であるハメ(Häme)小学校後援協会がつくられた。1893年には小学校教員組合という広域な組織となっていき、その後、各学校ごと、あるいは地域ごとの教員組合が創設されていくこととなる。このように初期はバラバラであったが、1973年に初等学校教員組合と中等学校の教組とが合併され、それを継承する形でOAJが創設された。その後も統合・合流が続けられ、大学の教員・講師、成人教育機関の教員(1985年)、職業学校、音楽学校、工学部門の教員(1988年)、幼稚園教員組合の合流(1991年)、工芸領域、芸術領域、障害児教育機関からの加入(1995年)というように1990年代にさらなる拡大を遂げ、2006年には教育関係の自治体職員、国家行政の職員も加入する。

以上のように1990年前後には就学前教育(幼児教育機関)から大

学教員までを含む全教員が加入できることとなった。また正規雇用ではない見習い教員や退職教員までも含んでいる。

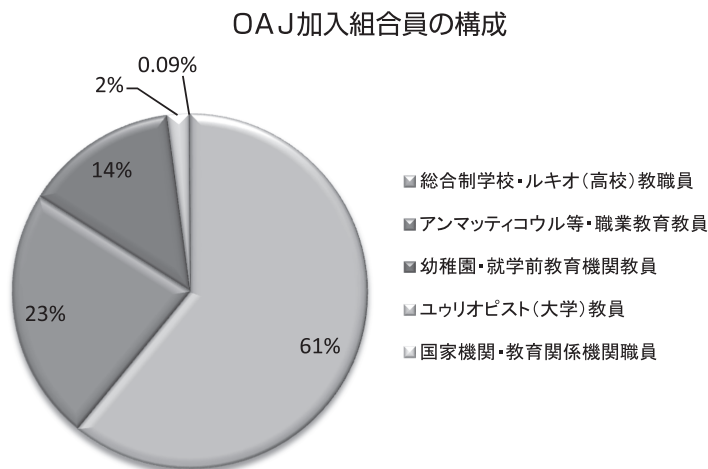
1970年代からの20年間ではほぼ学校教員・組織団体の統合を果たしたことになるが、この組合の変化（発展）は、フィンランドの教育制度の変化に対応している。複合・並列型の学校制度から9年制の総合制学校へ進む変遷に対応して、その学校に勤務する教員の養成もクラスティーチャー教師については大学（高等教育機関の教員養成学部）での養成へと切り替えられた。この教職の基礎資格が大学（高等教育機関）での取得となったことで、1976年にOAJはAKAVA（フィンランド専門職連合）という労働組合の中央組織（ナショナル・センター）に加入することとなる。AKAVAは大学卒業（学士）以上の高学歴をもつ、専門職のための中央組織である。

19世紀初期の教員組織は、その主要な目的は教員間の結束の強化と学校教育および授業方法の発展のためであった。それが次第に教員の地位・条件を保障する労働組合として組織化されていく。各教組が合流・加入する形で創設されたのがOAJであり、様々な教員組織・団体間での合同・合流や協働がみられるようになった。一本化（統一）により勢力・交渉力を固めたことで、教員の給与問題の賃金交渉について、様々な学校での多様な雇用をとる教員の交渉を、労働協約に基づきOAJが行うこととなる。

## ② OAJ 組織の勢力

OAJ 加入組合委員の構成は、初等教育・中等教育教職員が61%，職業教育機関に勤務する者が23%，就学前教育教員が14%，大学教員が2%，あとは国家公務員や教育関係専門家が0.09%となっている。そのうち大多数が女性教員であり、女性74%・男性26%となっている<sup>9)</sup>。

図 1



フィンランドにおいて「労働組合」は長い伝統をもち、コミュニティでの影響力をもってきた。中央組織としては、SAK（フィンランド労働組合中央組織・総連合）、STTK（フィンランド技術系専門職同盟）、前掲 AKAVA（フィンランド専門職連合）の三つがある。そのうち AKAVA は既述のように高学歴者の専門職のための中央組織であり、近年において組合員数を増やしている唯一の中央組織である<sup>10)</sup>。OAJ は、その AKAVA 内において最大規模の会員数をもつ組合となる。AKAVA における教員組合以外の加盟組合をいくつか示すと、学士（大卒）専門職組合、大卒エンジニア技師組合、ビジネススクール卒業生フィンランド協会、フィンランド医療協会、フィンランド法律家協会、社会福祉専門士組合など、すべて大学卒業以上の資格を有する雇用形態のものとなっている<sup>11)</sup>。2013 年の時点で計 35 組合が加入しているという。

また本稿冒頭にも記したように、国内において 6 番目の規模をもつ労働組合でもある<sup>12)</sup>。

表1 フィンランド国内における大規模労働組合（2012年）

|                            |           |
|----------------------------|-----------|
| ① 公共福祉部門組合（SAK 加入）         | 239,470 人 |
| ② サービス業組合（SAK 加入）          | 225,294   |
| ③ 金属加工業組合（SAK 加入）          | 156,036   |
| ④ 健康・介護サービス業組合（STTK 加入）    | 153,000   |
| ⑤ 専門職組合（STTK 加入）           | 131,200   |
| ⑥ 教員組合（AKAVA 加入）           | 118,967   |
| ⑦ 建築業組合（SAK 加入）            | 86,945    |
| ⑧ 准看護師組合（STTK 加入）          | 81,000    |
| ⑨ 大卒エンジニア技師組合（AKAVA 加入）    | 73,491    |
| ⑩ 教会従事者組合（STTK 加入）         | 70,000    |
| ⑪ 大卒専門職エンジニア技師組合（AKAVA 加入） | 68,984    |

フィンランドでは労働組合が雇用主組織との労使交渉のもと政府・行政との団体交渉を行い、団体協約を結ぶ。それは賃金（給与）交渉のみではなく、労働条件、環境、教科（カリキュラム）等の改善についても交渉が行われ、公的部門交渉委員会 JUKO（the Public Sector Negotiation Commission）との間で調停される。

この雇用主組織にはフィンランド産業同盟（EK）と自治体・行政・公共機関とに分けられるが、教員も私立学校（前者 EK に含まれる）と地方・国家の職員（後者）とに分けられる。つまり労使交渉の相手も、契約を交わす相手もそれぞれ異なることとなる。2012年1月時点で私立学校に雇用されるもので55,519人いる。地方職員441,000人と国家の職員83,654人のなかに公立学校教員は含まれている<sup>13)</sup>。

### ③ 組織の構成

OAJ 組織の最終議決は中央評議会（カウンスル）で行われる。中央評議員は 150 人のメンバーで、組合員の中から投票で選出され、任期は 4 年と定められている。委員会は春と秋に招集され、労働市場や交渉との関係で必要な際にも臨時開催される。理事会は毎月、開催される。会員数に比例しての人員であり、組合員を代表する。

OAJ の方針や議案作成などは、他のいくつかの委員会や作業部会が行う。大規模な組織であるが、地域・地区の分会規模の組織にも連携していく。とくに地方の教員、若い教員には組合の活動を理解してもらえよう働きかけていく。異なる教員グループ団体とも、教育学の協会として話し合いの機会を設ける。大学のみ別の組合も存在している。OAJ の議案・活動計画案の作成、セミナー等の企画、組合員の教育などを行う。

中央評議会は組合代表を選出する。代表は常勤として決議事項・オペレーションを実行する。

OAJ は組合員教員の給与から約 1.2 ～ 1.3% 程度を会費として集め活動する。フィンランドでは労組への会費・寄付金は所得から控除されうる。

OAJ は、国際的な活動も行っている。国際的な教員の利益団体である教育インターナショナル（EI）に加入している。ヨーロッパでは ETUCE（ヨーロッパ労働組合教育部会）に加入している。それは EU における教育の公的な協会でもある。ETUCE は EU における教育関係について多大な影響力をもつ。また教育インターナショナルは ETUCE を通してヨーロッパでの活動を行う。他にもノルディックの国々の教員に共通の課題に対応するためノルディック教員協議会にも参加している<sup>14)</sup>。



#### ④ OAJ の活動

OAJ は中央レベルでの交渉を行い、法的な拘束力をもつ協約を締結する。もちろん学校階梯別に個別の契約も結ぶこととなる。地域・地区レベルでの活動については、地区労組が各地区・自治体レベルで交渉を行い、地方の職場組織代表が雇用関係交渉の代表者となる。このときに発生した問題については OAJ から直接の支援を行う。各地域に組織をつくり、その指導・教育も行う。各自治体に組合代表者を置く。以上は地方単組と連合体としての中央組織という関係性に近いかもしれない。

OAJ は、教員の身分・地位、そして勤務条件に関する教育政策の制定について積極的に関わっている。教育法規制定、教育政策の指針確立、教員養成についてや、授業計画の基本原理、その他の教育関係すべてについて、国会（議会）、教育省、国家教育委員会、各地の教育当局、様々な教員養成機関、大学の研究者、各高等教育機関と連携しながら関わっていく。

OAJ がこれに関わるのは、教育のための人的投資を充実させ、コミュニティにおける教員養成や教員の身分を保障することが、教員の高度専門的知識・技能を高め、それにより国家的にも重視される教育を発展させることが可能であり、それが社会的要求に応えることにもなると考えてのことである。

この取り組みを進めるため、OAJ は他の機関・団体、子どもや青年の活動に関する団体、保護者の団体・組織ともネットワークをもっている。意見、提案、声明書、研究成果報告書や各種刊行物などをまとめ公刊しているのもこのためである<sup>15)</sup>。

また OAJ は、週刊誌として雑誌『オペッタヤ Opettaja』を刊行して、組合員・教員に特典として送る。教育関係の議員、教育省関係職員に

も送付する。一般への理解や協働のための広報活動でもあり、教員に対しては教育実践の紹介や指導事例、教育経験の共有や相談のためにと活用されている。一般向けにも市販され、書店等で購入することができるため、保護者や社会への啓蒙の効果もある。

表2 組合員が受けることのできるサービス<sup>16)</sup>

- |                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 指導法や質問事項へのコンサルテーションを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 教育政策、労働市場、法規について、協約に基づき、その支援を行う。</li></ul> <p>② 教員の失業保険・・・一般の失業保険受給額より高額が保障される。</p> <p>③ 組合員の法的身分、資格の保護についての訴訟で弁護士を雇える。</p> <p>④ 旅行、休暇中の事故、荷物紛失に関する保障（保険）。</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

OAJが行っている活動のうち、現在もっとも力を入れているものは、①給与・賃金に関する交渉（2～3年タームでの契約を結ぶが、経歴・資格等で条件が異なる。14の事項について契約を結ぶ）、②職場環境の改善（校舎の老朽化、備品の整備など）、③政治的な影響力（教育省や国家教育委員会との関係、同組合との連携、またヨーロッパ全体の組合との関係性、現場での教員に対するプログラムを担うという意味でも政治的影響力をもつこと）である。

### 3 労働組合の構造変化

OAJが結成され、1970年代からの20年間でほぼ全教員組織が統合されることとなった。80年代まで全部で20前後の教員組合が個別に活動をしていたといわれていることから、この統合過程はOAJへの求心力の増大とその組合員数の拡大による交渉力の強化という点で、その変化が周囲に与えるインパクトは大きかったことが想像できる。

OAJ はナショナルセンターの AKAVA へ加入し、他労組との連携による交渉力をももつにいたった。しかしここで気をつけておきたいのは OAJ（教員組合）のみが強いのも、突出して拡大したのでもなく、「労働組合」そのものが労使関係・政府関係で実績を重ね、実力を発揮してきたということである。そこで、その周辺・背景についても理解を深めておきたい。

フィンランドでは戦時中から労使（労働者と使用主側）双方の全国組織で協力体制がとられていて、社会政策に関与する余地があったという。古くは 1800 年代半ばから経済問題で経済・労働界の代表も、政策に関わる委員会に参加していた。1939 年以降の冬戦争・継続戦争の時期という非常事態下において国内の給与や物価の統制に労組の協力が必要とされたということから、労組代表が委員会に参加するようになったのである。

戦時中に労使協調し、生産の維持や労働力確保について政府に協力することにより（1940 年、戦時協力の共同声明）、政治的地位が強まった。雇用主組合と対等な交渉相手となり、1944 年に総協定の文書を交わす。

また、「社会福祉保健サービスが公的に賄われているために、地方公務員数が多いこと、男女間のみならず、市民の平等ということが重要な理念となっている」<sup>17)</sup>のが北欧福祉国家の特色であるとされるが、社会福祉・保健事業の自治体職員数は総労働者数の 56%，教育文化事業の職員とあわせると 80% 以上となるという<sup>18)</sup>。

フィンランドは戦後の 1950 年代においても農業型社会であり、北欧の他国（特にスウェーデン）に比して遅れていたが、反面、その後急速に「都市化・工業化」が進展したともいえる。50 年代においても農家数が増加したのは、敗戦やソ連との領土割譲の問題があり、退役軍人・引揚者受け入れのため北部（ラップ地方）・東部の農地開

発が奨励されたためであった。これが60年代には減少するが、それもソ連への賠償の3分の2が金属産業品の輸出によって行われるようになったためである。機械化が進み、工場の増設が進み、それまで農業労働者であった者の多くが給与生活者へと転じていく。また機械化で人員削減となり職を求めた者の多くが都市部や海外スウェーデンに移住していくこととなった。この産業構造の変化によりサービス業が成長、民間セクターを公的セクターが追いかけ、自治体職員数が増加することとなった<sup>19)</sup>。ハイキオ（Martti Häikiö）は、この1960年代後半の農業中心からサービス経済（都市生活型）への変化を「劇的な構造変革」と評価している<sup>20)</sup>。

## 4 政治・政党との関わり

### ① 支持政党を持たない理由

次に政党政治について概観する。フィンランドの国会（中央議会）は一院制、定員200人、任期は4年である。下図（表3）は、山田眞知子の研究に掲載されている表のデータから、戦前（1907～1939年）・戦後（1945年以降）期に分けて作成したものである<sup>21)</sup>。

表3 議会選挙における政党支持率

|                | [左翼・リベラル]                           |                     | [中道]                       | [右翼・保守]                    |
|----------------|-------------------------------------|---------------------|----------------------------|----------------------------|
|                | 左派政党                                |                     | 農民連盟                       | 保守政党                       |
|                | SKDL, VAS<br>共産党 左派連合               | SDP<br>社会民主党        | ML, KESK<br>農民連盟,<br>中央党   | KOK<br>国民連合<br>(保守党)       |
| 1907～<br>1939年 | (1922-30のみ)<br>10～14.8%<br>(30年は1%) | 約30～45%             | 1916まで<br>10%以下,<br>その後20% | 1911まで<br>20%以下,<br>以後15%程 |
| 1945～<br>1999年 | 1966まで20%以<br>上、以降10%               | 19～28%(平<br>均で約25%) | 平均20%<br>前後                | 15～23%<br>1975まで<br>20%未満  |

まず、ソ連の影響下であったこともあり、共産党系政党が古い歴史をもち、左派政党と農民連盟は戦前においてすでに存在していたのに比して保守系政党は戦後に組織化されたものが多いという特徴があげられる。また、図の支持率からは一党独裁政権がなく、歴代連立政権であったことがわかる。また北欧のイメージか（おそらくはスウェーデンのイメージであるが）SDP 社会民主党の支持率・議席数が大きく思えるが、実はスウェーデンとは異なり内部対立をかかえていたため、1966 年当時では農民党が第一党、社民党は第二党（共産党が第三党）であった。ここにも社会構造の農業の勢力から農民政党の強さが残っていたことがわかる。「内部対立」は左派内での共産党勢力と社民党との対立（社民党内での内紛）でもあった。ちなみに社民党が左派的中道派、農民政党から転じた中央党が保守的中道派となり、1966 年から連立政権を組むことで政権が安定しだした。この 1966 年の「国民前線」という連立政権は、社民党と中央党（農民連合）に長く野党であった共産党が加わってのものであった。1967 年にケッコネン大統領（Urho Kekkonen）が共産主義「合法化」を宣言するがソ連のスタイルでなくユーロコミュニズムに変化していたという。ちなみに 1969 年から OECD（経済協力開発機構）に加盟していく<sup>22)</sup>。

また保守系に目を転じてみると、同じ保守系でも中央党と国民連合（保守党）では政策について対立があった。例えば社会保障の給付についても社民党と保守党とが政策として一致するなど（中央党とは異なるなど）ズレもみられた。しかし 50 年代の共産系支持率の高さやストライキなどの問題もあり、妥協せざるを得ない面もあり、「保守政党は、コンセンサス政治に参加し、社会政策の内容に影響を行使すべきであるという考え」をもつようになったという<sup>23)</sup>。

また、政治的に左右両勢力間で広範囲なコンセンサスがあることに

については、この協調性（コンセンサス作り）は政治生活の安定維持のために考え出された議会主義の結合であると評価されている<sup>24)</sup>。

## ② 闘争から協調へ（議会政治を支える立場）

当時の労働組合と雇用者組合の中央組合組織は、SAK（フィンランド労働組合総連合）とSTK（フィンランド雇用主組合総連合）があり、これに加えてMTK（農業生産者組合総連合）という三つが1950年代における代表的な組織であった。農業人口の増加もあってMTKは最盛時40万人の最大の組合となっていた。この当時は社民党の内紛によりSAKも約23万人にと減少していた時期である。それが1960年代末には50万人を超え、70年代には65万人、80年代に100万人となっていく。SAK（労働組合総連合）の他に、TVK（ホワイトカラー職の事務職・公務員組合）、AKAVA（高学歴系の労働組合連合）、STTK（技術系労働組合総連合）が組織される<sup>25)</sup>。

1960年代初めには給与生活者の28%、全労働者人口の18%にすぎなかったが、1988年には給与生活者の組合組織化率が90%近くにまで伸び、「世界で最も労働組合が組織化された国の一つ」<sup>26)</sup>となった。70年代になると労働政策だけでなく社会政策全体に組合の見解を表明するようになる。

ケッコネン大統領の最後の10年間では国の儀典様式の変更が行われ、労使組合の指導者たちも大統領公式訪問に参加することが慣習となり、やがて内閣設置の委員会にも参加するようになった。「福祉国家の発達と社会政策は、労使の組合、とくに労働組合と密接に結びついていた」<sup>27)</sup>という。

労働運動については、階級闘争（社会階級に関する政策）から議会における民主主義的な政策改革（社会福祉の政策）へと進んで行く。

その意味では旧来の意義を失い、各階層間の生活状態の均衡化をめざす方向へと移っていったのである。その結果として現在の姿、社会の福祉を支えるために協働する労組の存在がある。

## 5 フィンランドの労働市場・雇用と労組

労働組合や市民の各種利益団体は、ある意味で「不偏不党」な立場に立ちながら議会政治に関わり、その中で北欧福祉国家へ「やや遅れて」いた母国を、その分では「急速に」と、まずは何よりも社会福祉制度の公平化・均等なサービスの提供とその権利を擁護することが進められてきた。「社会福祉・公平性」と「競争力」とがマッチしたと評価されるが、その簡単な一言のなかに、これまでみてきたような構造が含まれているのであった。教育についても、少人数教育、大学院レベルの教育を受けた教員による授業、学習力を伸ばす、など「学校教育」「教育方法」のみに注目が集まっているが、その「教師」（教員）が活動する、仕事する条件や集団・組織・文化については、これまであまり目が向けられてこなかった。

社会福祉，労働，教育の関係については次の図2，3をみていただきたい<sup>28)</sup>。

図2

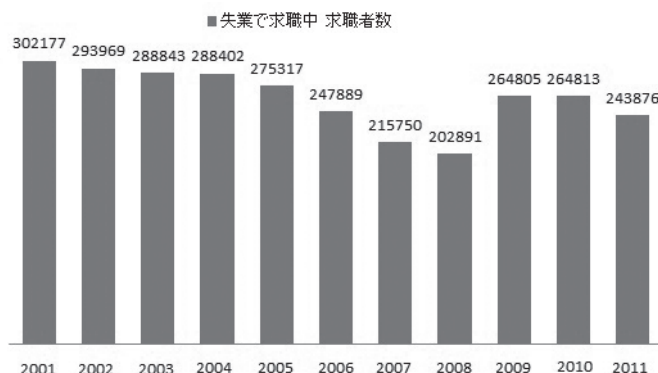


図 3

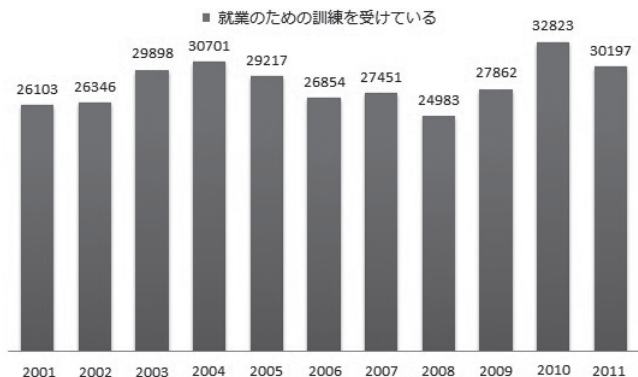


図 2 は、失業し求職中の者の数である。フィンランドに限らずヨーロッパでは失業率が高く、また「日本の雇用」とは異なり、何度か職を変えることが一般的になっている。フィンランドでも失業手当や各種の基金によりその対策を講じているが、やはりできるかぎりその数値を減らすよう努力している。その努力を行うのが労使協調である。また、労使に加えて政策を起案するプロバイダーレベル（行政）も、同じ危機感を共有するゆえに、その対策を練るのに労使側（労働組合も）の参加を認めている。手当や基金は税金として集められた予算から出て行くことになり、国際的競争力の観点からも協調が選択されるということが当たり前になっている。図 3 はその対策のひとつでもある職業訓練であるが、アンマッティコウル（Ammattikoulu）などがその受け入れ機関として、全国各地・自治体レベルで設置されている。手当を受給しながら、教育に関する優遇も受けながら、新たな資格などに挑戦していく。

このように、教育が労働市場を支え、社会福祉の役割を担う。労働であげられた成果が国の競争力として発揮され、また納税を通じてそれが社会福祉のため、教育の充実のために使われる。社会福祉制度として、教育における公平・平等を実現して、市民生活とともに、労働



者の職場環境やもしもの場合にも備えて福祉を充実させる。そのような関係が成り立っている。

## 6 日本の教員組合・労働運動・労働戦線

ここで比較の対象として日本教職員組合（日教組）の創設前後から現在までを概説しておきたい<sup>29)</sup>。

簡略に示せば、日本教職員組合は全日本教員組合協議会（全教協）、教職員組合全国連盟（教全連）、大学高専教職員組合協議会（大学高専）の三団体の組織合同という形で設立され、1947年6月8日に奈良県において結成大会が開催された。これが日教組誕生の瞬間である。複数の組合・団体が統合される形で成立したという点ではOAJとも共通する。

創設におよぶ歴史的経緯について、もう少し細かく整理しておきたい。

「全教協」は1946年12月22日に全日本教員組合（全教）から改称された。その前身である「全教」は戦前・戦時下の教育運動の影響も受けている。「新教」（新興教育研究所）、「教労」（日本教育労働者組合）、生活綴方運動、教育科学研究会、日本青年教師団らの組織がそれであり、その関係者が集う形で1945年12月1日に結成された（11月18日に組合結成の協議会が開催された）。12月22日に予定された労働組合法に則った設立を準備していたが、社会党支持の団体である日本教育者組合（日教）が12月2日に結成される情報があり、対抗してその前日に結成大会を開くこととした。全教が情宣として作成した『日本教育新聞』第一号には「共産党系」イメージのある羽仁五郎の論文が掲載されたことから、全教は共産党系、「日教」は社会党系ととらえられた。両者の合同は実現せず、また日教の活動は縮小され、

やがて舞台から消えていく。しかし、共産 vs. 社会という支持政党争いの構図は残された。

また戦前期には帝国教育会(1944年に大日本教育会となる)があり、後に日本教育会と改称される、いわば官製の教員組織がつくられた。教員・教育を通じての統合を目的として戦前には力もち、対する教員主体の地方組織として1930年に結成された新教, 教労らは30年代初頭には弾圧を受ける。彼らは生活教育運動誌『生活学校』編集に関わるようになり、30年代後半から1941年までの生活綴方運動に関わっていく。教育運動には他にも1939年6月に第一回研究協議会がもたれた教育科学研究会(城戸幡太郎、留岡清男ら)があったが、1940年「大政翼賛会」に城戸・留岡も参加、1941年に教科研は解散となった。このように戦前には教育運動(教育・授業研究)と労働組合の運動という二つの流れがあったが、官製のものに圧迫されるという現実があった。

戦後直後における逆転で、教育会はGHQにより解散命令を受ける。その際に労働組合設置の奨励もあり、各種の職種・業界で組合結成の動きが高まった。前述の全教協の前身である全教は、この動きの中で結成されたが、地方レベルで全教系組織である都教と対立していた都教協(東京都教職員組合協議会)を中心にして1946年7月21日に「教全連」が結成された。こちらは反共産党的な教員組合であった。12月22日の全教から全教協への改称を経て、ここでやっと冒頭部の全教協、教全連がそろい、そこに大学高専が加わって日教組が設立されたのである。

複雑に絡まる各教組(合同されたもの)をあえて大胆に整理してみれば、それは共産党支持勢力と社会党支持勢力という左派勢力の合同であった。しかし、合流が必ずしもスムーズにいかなかったのは、こ

の「政党」間の争い、支持勢力同士の争いや互いの嫌悪という面もあった。もっといえば社会党内での分裂のように、より左派よりか、より中道的かで路線をめぐる綱引きの状態があったともいえる。

結成後の日教組は大規模勢力の労働組合として文部大臣・文部行政との交渉を試み、結成以前の団体協約の更新を目指すこととともに、賃金闘争などを推進する。しかし法規改正により、ストライキを禁じられたことで労働組合から任意団体（職能団体）扱いへと変えられ、その活動の勢力は奪われていく一方であった。とくに1952年以降から60年代を通して教育二法案をめぐる争い、勤務評定問題、学習指導要領の問題など政府と対立する。より政治活動に傾斜していくことになるが、1952年8月25日に、日本教職員政治連盟（その後、1954年11月29日に日本民主教育政治連盟に改組改称、略称はともに日政連）が結成され、選挙法および政治資金規制法による政治団体活動が行われるようになった。この選挙戦術・議会戦術はある程度の効果をあげたと評価することも可能である。一方で旭丘中学校事件（1954年）に代表される「問題のある教員」のイメージが固定化されていくような事件・闘争が続き、「日本での教員組合の存在に対するイメージ」が形成されていった。また1952年に掲げられた「教師の倫理綱領」の内容が労働者性や改革主義が強調されているとの批判など反日教組の象徴的な題材となっている（現在は歴史的文書として処理されている）。

以上、創設から約20年間の日教組の動きを記した。その後は分裂の危機などを持ちこたえながら、1980年前後から方針転換を模索しはじめる。1980年頃には、総学習、総要求、総抵抗であったが、1990年代には参加、提言、改革とスローガンが変えられていき、1995年には歴史的和解とされる文部省（当時）との「拮抗と協調」のパートナーシップを結ぶ方針などがあげられた。2012年には支持

政党のひとつである民主党を中心とする政権が実現し、より政策にまで影響を及ぼすかと期待されたが、その後の政権交代により、その機会は失われたかにみえる。

いささか長くなったが、以上の創設までの経緯と、簡略に示した流れから何が読みとれるのか。OAJと単純で簡略な比較を試みる。戦後当時の行政当局（GHQ）の方針に沿った時期もあり、ここにOAJのように政府（日本側）とも協調できる可能性はあったのだろうか。しかし、「政府」に対する立場、戦前からの関係性で大きく異なっていた。戦時期から非常事態として連携していたフィンランドと、戦後の政府を戦前期に弾圧を受けた「旧勢力」と認知し、GHQという最高権力をもって“民主的な国”を実現できると考えた日本の労働運動の参加者たち。この占領下という条件は大きく異なる。新時代への切望からか、はじめは理想主義的に、あるいは戦前への反動・悔恨の念からか、新しい時代の可能性にかけ、GHQが認めるであろう労働運動という“民主主義の方法”と考えるものの磁力に引き寄せられていった集団。それが冷戦構造によって立場が変わり、労働法に認められる労働団体から任意団体へと法的立場が180度転換させられた日教組が、その後までなかなか対立構造から脱することができず、政治的に支持政党との関係を保ちながら、存在し続けてきたことがわかる。OAJの場合は戦前において従属的な国家として他国の統治下にあり、保守主義的な独立精神を国民がそれぞれ共有できていた可能性もあり、また共産主義に対する構えも日本とは異なったであろう。北欧特有の社会民主主義の影響も考えれば、OAJやフィンランドの労組が力を発揮することができ、市民からのイメージもネガティブなものとならないことは当然のこととして受け止めるべきなのであろうか。OAJは「協調」を選び、日教組は「対立」を選んだから結果が異なる

ったのか。OAJと日教組では運動（活動）の内容が異なったから結果が異なったのか。OAJの活動は「教員が行うべき教育研究活動が中心」であり、日教組は労働運動を中心にするゆえに「教育活動を軽視している」ものであったのか。様々な問いが成り立つ。

## おわりに

本稿ではOAJの組織や活動に注目し、その政策との協調路線がなぜ可能となっているのかについて、フィンランドの労働組合や労働運動と社会（福祉国家）との関係について論じてきた。フィンランドの労組の中でもOAJは大きな規模をもち、社会福祉制度の充実のために政府・行政とも積極的な連携をしてきている。例えば、OAJ代表者は週に一回は政治家と対話の機会をもつ。フィンランドでは、労働組合が政策と協調し、お互いを補完しあう関係をもつことで、平等・公平な福祉社会が実現している。OAJの「教育」部門での貢献や影響は、フィンランドの福祉国家実現のサイクルの中でも重要な位置を占めている。

その活動は一般的な労働組合と同じく、組合員の賃金、資格、職務の安定をはかるために代表して交渉することと、その争議関係の支援、各種の福利厚生である。教育大会や研究集会は行わないものの、コンサルタントや情報提供により、教員相互の結びつきを支援することもある。すると教育活動よりはピュアな労働組合活動を重視しているともいえる。また、それがフィンランド労働市場においては当たり前のこととなっている。

日本との違いは何かについては、詳細な検討は今後の課題として引き継いでいきたい。日本の労組の方向性が批判されることは多いが、実際は政治体制がまったく異なるために比較できないというのが実態

ではないか。例えば「倫理綱領」に対してはOAJにも「教員の立場」(1966年)という決断事項があるし、大きな集会での反対行動は1984年が最後ではあるがOAJでもそういう対立はあった。それでも「交渉と協調」というのが文化としてある。近年(2010年代)になり国家予算の縮減の問題もあって政府としては教室の生徒数(レイシオ)の引き上げと授業数の増設を提示してきている。その交渉のテーブルにOAJも加わっている。教員の負担の増加でもある。実は基礎学校(クラス担任)教員の給与は自治体から出ているので基本給は共通する。そのためOAJは政府に対してこう答えているという。「勤務条件をあげるのならば、国家から支払っていただく追加分の給与が高くつきますよ」と…。

現実的な対応が普通にできる関係のあるコンセンサスのある文化。それもフィンランドをとりまくの教育環境のひとつである。

## 注記

- (1) フィンランド語表記では Opetusalan Ammattijärjestö, 英語表記は Trade Union of Education in Finland となる。
- (2) Jukka Sarjala, Equality and Cooperation, American Educator, Spring 2013, pp. 32-36
- (3) OAJ, "The Trade Union of Education in Finland", p. 3
- (4) 日教組研究については、戦後史研究として共通の課題として、継続性もあり評価の難しいため触れられないでいることと、事件事例をとりあげるため特殊な場面に焦点をあててしまうことで複雑な全体の構造がみえてこないという限界があった。解明のためには新たに実態・実像を示す資料をつかった、政治学・法学的視点も含む研究が必要と思われる。
- (5) クレスコ編集委員会・全日本教職員組合(編)『クレスコ』大月書店、2006年3月号、12ページ
- (6) イルッカ・タイパレ編著・山田真知子訳『フィンランドを世界一に導いた100の社会改革』公人の友社、2008年、34～35ページ
- (7) 石川晃弘・白石利政(編著)『国際比較からみた日本の職場と労働生活』学文社、2005年、46ページ
- (8) 日本大学通信教育部通信教育研究所『研究紀要』第27号、2014年、151ページ
- (9) "The Trade Union of Education in Finland", op. cit., p. 3
- (10) 2012年時点で、加入者数はSAKが最大で1,036,664人、STTKが615,600人、AKAVAが566,201人となる。"Suomen tilastollinen vuosikirja 2012", op. cit., pp. 420-421
- (11) "The Trade Union of Education in Finland", op. cit., p. 4

- (12) 表1 “Suomen tilastollinen vuosikirja 2012”, Tilastokeskus, pp.420-421 から作成。
- (13) ibid., p.422
- (14) “The Trade Union of Education in Finland”, op.cit., p.6 さらにアフリカにおける開発プロジェクトにも関わり、彼の地の教員の地位や国家的活動を強固にする活動を行っている。「2015 年までにすべての人民に教育を」のスローガンを実現するためであるという。
- (15) ibid., p.6
- (16) ibid., p.6
- (17) 山田真知子『フィンランド福祉国家の形成 社会サービスと地方分権改革』木鐸社、2006 年、34 ページ
- (18) 同上 39 ページ。さらには公的セクターでは女性の割合が大きい（47 ページ）ことと、フィンランドが女性がフルタイムで労働する割合が西欧諸国で一番高い（50 ページ）こととあわせても、教員組合の勢力の大きさの条件がうかがい知れる。
- (19) 同上 65 ページ以降
- (20) マルッティ・ハイキオ著／岡沢憲美ほか訳『フィンランド現代政治史』早稲田大学出版部、2003 年。Häikiö 原著は 1992 年版。
- (21) 前掲『フィンランド福祉国家の形成 社会サービスと地方分権改革』72 ページの表をもとに作成した。
- (22) 前掲『フィンランド現代政治史』76 ページ
- (23) 前掲『フィンランド福祉国家の形成 社会サービスと地方分権改革』76 ページ
- (24) マックス・ヤコブソン著・北詰洋一訳『フィンランドの知恵 中立国家の歩みと現実』サイマル出版会、1990 年、9 ページ
- (25) 前掲『フィンランド福祉国家の形成 社会サービスと地方分権改革』76 ページ以降
- (26) 同上 78 ページ
- (27) 同上 80 ページ
- (28) “Suomen tilastollinen vuosikirja 2012” ; op.cit., p.419
- (29) 日教組の歴史概略については日本教職員組合編『日教組十年史』（1958 年）、『日教組三十年史』（1977 年）等の年史に加え、内田宜人『戦後教育労働運動史論』（積文堂、2004 年）、望月宗明『日教組 20 年の闘い』（労旬新書、1967 年）等による。
- ※ 本稿は科学研究費を受けて実施したフィンランドでの調査により収集した資料をまとめたものである。OAJ では相談役の RITVA SEMI 氏にインタビューを行なっている。

# A Study of consciousness of politics in *Cyclops* in *Ulysses* (1922)

INO Keiya

The aim of this paper is to extract political imagery in *Cyclops* in *Ulysses*. According to Frank Budgen James Joyce tends to refrain from making a definite statement about politics.

On one subject he[Joyce] was more uncommunicative than any man: the subject of politics.<sup>1</sup>

But as Dominic Manganiello points out Joyce's first work was political one, which was 'Et Tu, Healy'.<sup>2</sup> Joyce denounced Tim Healy as a traitor against Charles Stewart Parnell in the work. Joyce took Parnell's side ardently though he was only nine years old at that time. And besides, if we take the extrinsic attitude towards texts, we can read them politically. Robert Eaglestone points out as follows:

If the ideas of the author are not of interest for interpretation, the extrinsic attitude might suggest that the 'voice of history' could be speaking through the text to reveal (without the author's knowledge) a range of taken-for-granted political ideas.<sup>3</sup>

As a viewpoint of the extrinsic attitude is taken in this paper, *Cyclops* in *Ulysses* can be read politically.



Cyclops episode begins at 5:00 p.m. and the scene is the Tavern, Barney Kiernan's pub, 8-10 Little Britain Street. According to Joyce's scheme 'art' is politics. A man called the citizen, who is an extreme rightist, denounces England and Jew in the pub. The citizen's having a quarrel with Leopold Bloom, who is Jewish, is one of features in *Cyclops*. The cause of their quarrel is politics. And there is also political imagery in the complicated narrative.

Then, following chronologically in the papers, I will give examples of political imagery in *Cyclops*.

And the citizen and Bloom having an argument about the point, the brothers Sheares and Wolfe Tone beyond on Arbour Hill and Robert Emmet and die for your country, the Tommy Moore touch about Sara Curran and she's far from land. (12.498-501)<sup>4</sup>

The brothers Sheares are members of the United Irishmen in the Rebellion of 1798. Betrayed by an informer, they were executed.<sup>5</sup> Wolfe Tone, who is a founder of the Society of United Irishmen, committed suicide in the Old Provost Marshal's Prison on Arbour Hill.<sup>6</sup> Robert Emmet is an Irish patriot and abortively attacked Dublin Castle in 1803. He was seized and hanged outside St Catherine's Church.<sup>7</sup> And he is engaged to Sara Curran. Thomas Moore sentimentally wrote a poem "She Is Far From the Land" in *Irish Melodies*.<sup>8</sup> Though apparently Bloom is an apolitical man, he is deeply interested in politics.

Immediately after the narrative of "I" a long interpolation of par-

ody of Robert Emmet's execution scene follows.

The last farewell was affecting in the extreme. From the bel-fries far and near the funeral deathbell tolled unceasingly while all around the gloomy precincts rolled the ominous warning of a hundred muffled drums punctuated by the hollow booming of pieces of ordnance. The deafening claps of thunder and dazzling flashes of lightning which lit up the ghastly scene testified that the artillery of heaven had lent its supernatural pomp to the already gruesome spectacle. (12.524-531)

Then, the parody follows until Robert Emmet is hanged. A romantic image of Robert Emmet may be criticized by this parody.

A boxing match becomes the topic subject of a talk in the pub. The match is Myler versus Percy.

It was a historic and a hefty battle when Myler and Percy were scheduled to don the gloves for the purse of fifty sovereigns. Handicapped as he was by lack of poundage, Dublin's pet lamb made up for it by superlative skill ringcraft. The final bout of fire-works was a grueling for both champions. The welter weight sergeantmajor had tapped some lively claret in the previous mixup during which Keogh had been receivergeneral of rights and lefts, the artilleryman putting in some neat work on the pet's nose, and Myler came on groggy. (12.960-967)

These are parodies of sports journalism.<sup>9</sup> The scene continues until Myler defeats Percy finally. Myler is symbolized as Ireland and Percy is symbolized as England. Ireland is at war with England symbolically and comically in this scene.

The citizen glorifies Ireland after Bloom speaks.

—*Raimeis*, says the citizen. There's no-one as blind as the fellow that won't see, if you know what that means. Where are our missing twenty millions of Irish should be here today instead of four, our lost tribes? And our potteries and textiles, the finest in the whole world! And our wool that was sold in Rome in the time of Juvenal and our flax and our damask from the looms of Antrim and our Limerick lace, our tanneries and our white flint glass there by Ballybough and our Huguenot poplin that we have since Jacquard de Lyon and our woven silk and Foxford tweeds and ivory raised point from the Carmelite convent in New Ross, nothing like it in the whole wide world. (12.1239-1248)

The citizen keeps glorifying Ireland and attributes Ireland's failure to England. Be that as it may, he knows noted products of Ireland well.

There is a scene in which Bloom opposes what the citizen says.

—But, says Bloom, isn't discipline the same everywhere. I mean wouldn't it be the same here if you put force against force?

Didn't I tell you? As true as I'm drinking this porter if he was at

his last gasp he'd try to downface you that dying was living.

—We'll put force against force, says the citizen. We have our greater Ireland beyond the sea. They were driven out of house and home in the black'47. Their mudcabins and their shielings by the roadside were laid low by the batteringram and the *Times* rubbed its hands and told the whitelivered Saxons there would soon be as few Irish in Ireland as redskins in America. (12.1360-1369)

The citizen says that the Irish will swear revenge against England because the Irish are “the champions of Kathleen ni Houlihan” (12.1376). The potato famine began in 1845 and came to a climax in 1847. “Peasants emigrated or stayed to die from starvation and disease; many were driven off their small holdings by landlords who refused to lower their rents or to attempt some kind of compensation for the disastrous failure of the potato crop.”<sup>10</sup> Though the citizen is aggressive, he knows Irish history very well. But the citizen sees things in a binary way. Vincent J. Cheng points out as follows:

For the pacifist, exiled, and multilingual Joyce, the “spiritual liberation” of Ireland and the “creation of the conscience” of my race involved getting out of the binary structure and into an internationalist, multilingual, and multiculturalist perspective.<sup>11</sup>

Joyce is multifaceted and is able to see things such as history many sidedly. Bloom sees things in the same way.

Bloom says about his race and nation.

—Persecution, says he, all the history of the world is full of it. Persecuting national hatred among nations.

—But do you know what a nation means? says John Wyse.

—Yes, says Bloom.

—A nation? says Bloom. A nation is the same people living in the same place.

—By God, then, says Ned, laughing, if that's so I 'm a nation for I'm living in the same place for the past five years.

So of course everyone had the laugh at Bloom and says he, trying to muck out of it:

—Or also living in different places.

—That covers my case, says Joe.

—What is your nation if I may ask? says the citizen.

—Ireland, says Bloom. I was born here. Ireland. (12.1417-1431)

Bloom is a Hungary-Jewish man and this is his identity. But he says his nation is Ireland because he was born in Ireland. His reply confuses what is Irish.

In addition, Bloom is also conscious that he is a Jew.

—And I belong to a race too, says Bloom, that is hated and persecuted. Also now. This very moment. This very instant.

Gob, he near burnt his fingers with the butt of his old cigar.

—Robbed, says he. Plundered. Insulted. Persecuted. Taking what

belongs to us by right. At this very moment, says he, putting up his fist, sold by auction in Morocco like slaves or cattle.

—Are you talking about the new Jerusalem? says the citizen.

—I'm talking about injustice, says Bloom.

—Right, says John Wyse. Stand up to it then with force like men.

(12.1467-1475)

Though Jews are persecuted, Bloom is a pacifist. He answers the citizen.

—But it's no use, says he[Bloom]. Force, hatred, history, all that. That's not life for men and women, insult and hatred. And everybody knows that it's the very opposite of that that is really life.

—What? says Alf.

—Love, says Bloom. I mean the opposite of hatred. (12.1481-1485)

We can understand that Bloom is an altruist through his reply. He recalls a quarrel with the citizen but he tolerates the citizen in *Nausicaa*.

Did me good all the same. Off colour after Kiernan's, Dignam's.  
For this relief much thanks. (13.939-940)

Cyclops episode is composed by the first person narrative and the third person narrative and direct speech. Joyce fills it with political imagery everywhere in *Cyclops*.

## Notes

1. Frank Budgen, *James Joyce and the Making of 'Ulysses'* (London, 1972), p.191.
2. Dominic Manganiello, *Joyce's Politics* (London, 1980), p.3.
3. Robert Eaglestone, *Doing English* (London, 2000), p.120.
4. James Joyce, *Ulysses* (New York, 1986). The Gabler edition of *Ulysses* is used in this paper.
5. Don Gifford, *Ulysses Annotated: Notes for James Joyce's Ulysses* (London, 1988), p.332.
6. Gifford, pp.332-333.
7. Robert Welch ed, *The Oxford Companion to Irish Literature* (Oxford, 1996), p.172.
8. Gifford, p.333.
9. Gifford, p.344.
10. Gifford, p.358.
11. Vincent J. Cheng, *Joyce, race, and empire* (Cambridge, 1995), p.51.

# 医療事故の諸相と薬害事件の 法的位置づけに関する一考察

根 本 晋 一

## 【CONTENTS】

- 第1 緒 言 —医療事故の諸相と現状—
- 第2 「薬害」の概念と類型化 —主に医療過誤との関係をめぐって—
- 第3 「薬害」と医薬品の副作用・副反応との関係
- 第4 民事薬害訴訟
  - 1 薬害訴訟の諸類型
  - 2 薬害訴訟における責任主体 —スモン薬禍事件—
    - (1) 製薬会社の責任
      - (一) 過失
      - (二) 因果関係
    - (2) 国の責任
    - (3) 医師・医療機関の責任
- 第5 刑事薬禍事件 —薬害エイズ禍事件—
  - 1 薬害を刑事裁判に付する必要性
  - 2 帝京大学ルート判決
  - 3 ミドリ十字ルート判決
  - 4 旧厚生省ルート判決
  - 5 薬害エイズ禍事件に関する一連の判決の意義
- 第6 結 語 —薬害の特殊性と再発防止に向けた展望—

## 【Key Words】

Medical Malpractice (医療過誤)

Adverse Drug Reactions (薬害)

Adverse Effects or Side Effects (副作用・副反応)

Negligence (過失・業務上過失)

Cause-Effect Relationship (因果関係)



## 第 1 緒 言 —医療事故の諸相と現状—

医療とは、人の健康の維持と増進を図るためになされる行為の総称である。しかし、ある医療行為がある疾病を治癒できるのか否かは、事前に机上の計算によって結論付けることは不可能であり、人体に使用して初めて判明することである。医療行為が有する、かような本質のゆえに、医療行為を科学的に体系化した学問である医学や薬学は、過去における臨床例の集積の上に成り立つ経験科学の一類型として位置づけられている。

医療行為は、患者本人が自らの判断によって自己の人体に施す場合は格別として、第三者によってなされる場合には、医師法や歯科医師法、および薬剤師法、ならびに保健師助産師看護師法により、原則として医師や歯科医師、これらの指導の下に薬剤師、そして看護師などのコメディカルによって患者に施されるが、その際には、医師や歯科医師は、医療機器を用いて患者を「診察」し、医薬品を患者に処方することにより、あるいは医療機器を用いて、「治療」を行うのが一般である。ここにおいて、医療行為、とりわけ治療行為が十全になされるためには、医療機器や医薬品が必要不可欠であるところ、時と場合によっては、医療機器や医薬品が想定外の働きをなし、疾病を治癒することなく、反対に悪化させてしまうこともあり得る。しかしながら、既往のように、医学や薬学は経験科学の一つであることから、診療時や処方時において確実に結果を見通すことができないので、想定外の悪しき結果が生じることも、確率論として疫学上やむを得ないのであるが、患者に現実の被害を生じている以上、これをそのまま等閑視することはできない。

そこで、このような悪しき結果、つまりは医療事故を以て、医療過誤もしくは薬害と構成し、医療機関に診療上の注意義務違反があった

場合は、医療過誤として損害賠償責任を負い、製薬会社に製造上の注意義務違反があった場合には薬害として損害賠償責任を負い、場合によっては、医療機器や医薬品の製造販売を承認した国の国家賠償責任も問われることになる。そして、医療機関や製薬会社に過失が認められない場合、すなわち不可抗力に起因する事故であった場合には、救済法令がある場合に限られるが、国による損失補償がなされることもあり得る。

もっとも、診察するのは医師や歯科医師らであり、治療に用いるのは医薬品や医療機器であることから、医師らの責任のみが問題とされる場合もあるし（狭義の医療過誤）、また、医薬品や医療機器に欠陥があれば製薬会社や医療機器メーカーの責任のみが問題とされることもあり（薬害・製造物責任）、あるいは、医療過誤と薬害、製造物責任が競合して問題となることもあり得ることになる。以上のとおり、損害賠償責任は民事責任、損失補償は行政上の責任（行政法における「行政救済法」あるいは「国家補償」の領域）の問題である。なお、もちろんのこと、刑事責任は、これらの責任と別個に併行して問われ得ることも当然である（刑事医療過誤・刑事薬禍事件）。

以上のように、医療事故をめぐる法律関係は、被害者救済を目的とする、過失責任としての医療過誤と薬害、過失責任とは別個の国の恩恵としての損失補償、また、被害者救済とは別個に加害者に対するサンクションとして機能する刑事責任という、民事・刑事・行政の各責任が組み合わされている。

医療事故の諸相としては、概ね以上のとおりであるが、本稿においては、民事薬害訴訟と刑事薬禍事件を取り上げ、筆者の管見のおよぶ限りではあるが、薬害の法的位置づけについての若干の考察を試みる。なお、民事訴訟についてはスモン薬禍事件を主な素材として、刑事裁

判については薬害エイズ禍事件を主な素材として考察を進める。

## 第2 「薬害」の概念と類型化 ―主に医療過誤との関係をめぐって―

薬害とは、後で述べるように類型化され得る概念であって一義的ではないが、共通の要素を考慮してある程度統一してみると、「医薬品の有害性に関する情報を、加害者側が故意にせよ過失にせよ軽視・無視した結果、社会的に引き起こされる人災的な健康被害」と定義することができる<sup>(1)</sup>。換言すると、医薬品の有害な作用を無視、あるいは軽視した不適切な使用の結果、多数の人に対して重大な健康被害を蒙らせた事実が発生し、それが社会問題化した場合ということができる。

視点を変えてみると、多数人に対する同様な被害は生じることなく、特定の個人または特定かつ少数の人々に対して被害を生じたにすぎない場合は、その被害が如何に医薬品の有害な作用に起因するものであったとしても、法律上は薬害と評価されることなく、単なる個別の医療過誤事件として取り扱われるに過ぎないことになる。以上のように、薬害と評価されるためには、多数人に対する同様な健康被害の発生という社会的要因が必要である。

既往の見地から「薬害」を類型化してみると、

- 1 法律上の薬害概念に含まれないもの、換言すると、作用が副作用に優る結果、法律上の責任を問うことには親和しないもの、つまりは効能書きを遵守して適正使用したとしても惹起され得る副作用であり、例えば、後に述べるところの、風邪薬の服用に起因する催眠作用や、消炎鎮痛剤の服用に起因する胃腸障害、やや程度が重いものとして、接種部位の腫張・発赤・発熱・発疹など。
- 2 広義の薬害概念に含まれ得るが、薬害として法律上の責任を問うことには親和せず、医薬品を処方し、あるいは治療目的で使用し

た医療機関の医療過誤として責任を問うべきもの、換言すると、医薬品の有効性を前提として、処方者や使用者が処方上の注意を遵守しなかったために起きた、狭義の医療事故として捉えるべきものである。例えば、処方ミスや過剰投与。

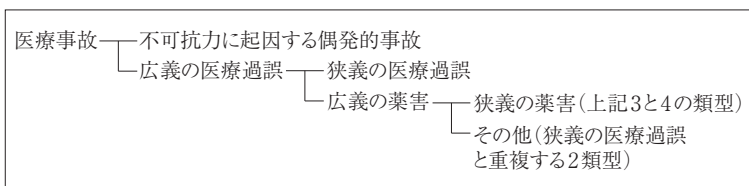
- 3 狭義の薬害概念に含まれ、薬害として法律上の責任を問うことには親和するもの。つまりは、医薬品の副作用や副反応に起因する健康被害が、当該症例・当該事例にとどまることなく、多数の類似症例・類似事例を発生しているものである。例えば、ソリブジン事件など<sup>(2)</sup>。
- 4 3にくわえて、医薬品製造会社や行政、つまりは国の承認過程に瑕疵や不作為が認められるもの。例えば、エイズ事件、サリドマイド事件、スモン事件、ヤコブ事件など<sup>(3)</sup>。マスコミを賑わすレベルの薬害事故は、この4類型にまで至った大規模かつ被害甚大な薬害事例であることがわかる。

註(1) 片平洵彦教授(新潟医療福祉大学)が多用される定義である。教授は社会学・社会医学の権威であり、法律学を専門とされていないが、薬害に関する多数の業績があり、とくに教授が論文中において取り上げられた医事判例の解説は、分析の視点が法律学のそれと異なることから、読むと新たな発見があり、また、とても分かりやすい。

註(2) (未だ民事訴訟には至っていない) ソリブジン事件の概要については、本稿第4章の註(8)において説明をする。

註(3) これら一連の事故の概要と訴訟の経緯については、本稿第4章の註(5)～(11)および第5章の本文中において説明をする。

概ね以上のように類型化でき、加害者に対する法的責任の追及方法や被害者救済の方途に違いがみられることになる。なお、第1章と第2章において説明したことをチャート化すると、つぎのようになる。



### 第3 「薬害」と医薬品の副作用・副反応との関係

医薬品の作用のうち、治療、つまりは疾病の治療のために必要な作用を主作用といい、それ以外の作用を副作用または副反応という<sup>(4)</sup>。医薬品は、医師や歯科医師による適切な診断によって処方された通常の用法や用量を遵守したとしても、不可避の副作用を多かれ少なかれ併せ持っている。例えば、風邪薬の服用に起因する催眠作用や、消炎鎮痛剤の服用に起因する胃腸障害などである。ゆえに、副作用や副反応があるからといって、国から医薬品としての製造と販売または輸入と販売の承認を受けられないとすると、処方が許される医薬品は存在しないことになってしまう。そこで、医薬品の承認に際し、その有効性は、副作用や副反応が発現するから一律に「なし」と判断するのではなく、(多少の副作用や副反応の存在には目をつぶり)主作用が副作用に優る場合に治療効果あり、有効性ありと判断される。

ただし、副作用は、接種部位の腫れや発赤・発熱・発疹などの容易に回復可能な症状の発現に止まることもあれば、合併症の発症などに起因する不可逆的な健康被害をもたらし、生命の危険を生じ得ることから、主作用と副作用のバランスに関する判断は最大限度の注意を払ってなされなければならない。この点に関する慎重な判断を下すため、いわゆる「治験」がなされるのであるが、作用つまりは有効性に関する判断は、ある程度の数の被験者を確保できれば判断し得るところ、副作用については、多数の被験者が確保できない限り確実な判断

はできないことから、国の承認の時点において、副作用の発症程度や深刻度を確定することは事実上不可能である。

既往のように、医薬品の製造販売に先行してなされるところの、当該医薬品の有効性と安全性を確認するための臨床試験である治験にも限界があることから、副作用に起因する健康被害、つまり薬害は、現行制度を前提とする限り不可避の事態なので、責めてその発生を最小限度に抑制するとともに（医学が役割分担する側面）、併せて、発生した場合における加害者側の法的責任のあり方や被害者側の救済方法が制度として十全化される必要があるのである（医事法制が役割分担する側面）。

註（４）副反応とは、予防接種などのワクチン投与の場合にのみ用いられる医学用語であり、ワクチンの接種により免疫を付与することによって発生するところの免疫の付与以外の反応をいう。かような定義を一瞥すれば理解できるように、免疫が主作用であって、接種部位の腫れや発赤・発熱・発疹などの症状を副反応と位置付けることから、医薬品の効能としては副作用と同様である。両者の区別は、副作用が医薬品の化学反応を利用した結果生じるものであり、副反応はウイルスの生体反応を利用した結果生じるもの、例えば、ウイルスの不活性化に失敗したためにそのウイルスに罹患し疾病を発症してしまうなどの症状を意味する点にある。

## 第４ 民事薬害訴訟

### １ 薬害訴訟の諸類型

薬害は、多数人に対する同様な健康被害の発現形態により症例を類型化することができる。それに対応して、民事訴訟のあり方も類型化しており、大別すると、

- （１）副作用事例、つまりは副作用や副反応のうち重篤なものが看過された結果、患者に健康被害を生じた場合。例えば、サリドマイド事件<sup>（５）</sup>、スモン事件<sup>（６）</sup>、クロロキン事件<sup>（７）</sup>など。
- （２）競合事例、つまりは医療機関が医薬品を重複して処方し、患者が服用した場合において、医薬品の作用が競合し、想定外の効能が発現した結果、患者に健康被害を生じた場合。例えば、ソ

リブジン事件など<sup>(8)</sup>。

- (3) 病原体等混入事例、つまりは医薬品の製造過程において、ウイルスなどの感染源が混入していた結果、患者に健康被害を生じた場合。例えば、エイズ事件<sup>(9)</sup> やヤコブ事件など<sup>(10)</sup>。

以上のような三つの類型に分けることができる。なお、「第5 刑事薬禍事件」の箇所において取り上げる、いわゆる薬害エイズ禍事件が、民事訴訟に止まらず刑事裁判に至るまでは、薬害事件はすべて民事訴訟として取り扱われ、刑事裁判に付されることはなかったことを付言する。

註 (5) サリドマイド製剤とは、1957(昭和32)年、ドイツのグリュネンタール社が市販を開始した催眠鎮静剤である。もともとは1953(昭和28)年に、スイスのチバガイギー社(旧バーゼル化学工業社、現ノバルティスファーマ社)が合成していたが、開発中止とされていた。それを改めて合成したものであった。わが国においては、大日本製薬が独自の製法によって本製剤を合成し、催眠鎮静剤「イソミン」、胃腸薬「プロバン M」(成分の一部として含有)として、一般薬として市販した(1958(昭和33)年、1960(昭和35)年)。本件訴訟は、これを服用した妊婦らが、自らが分娩した新生児に四肢欠損(いわゆるアザラシ肢症)や耳の障害などの先天性異常が生じたとして提訴した一連の損害賠償訴訟である。本製剤については市販地域における世界的な発症例が認められたことから、1961(昭和36)年11月、ドイツの小児科医・遺伝学者のヴィドキン・レント博士が、本製剤と催奇性に因果関係ありとの疑い(サリドマイド胎芽症)、ただし催奇の機序は不明とする学会報告をなしたことを契機として、ドイツでは、製造元のグリュネンタール社が直ちに本製剤の製造販売の中止と回収をなした。しかしながら、わが国においては、すでにサリドマイド胎芽症が疑われる複数の新生児が出生していたにもかかわらず、旧厚生省がレント報告を「科学的根拠に欠けるので、動物実験が必要である」との理由で、素直に受け入れなかったことから、1962(昭和37)年9月に至るまで本製剤の輸入販売が継続された結果(なお、胃腸薬「イソミン」についてはその後も暫くのあいだ販売が続けられた結果)、その間に、サリドマイド胎芽症が疑われる新生児が多数出生した(総数1,000から1,200名、認定被害者は309名、因みにドイツの認定患者は3,049名に上る)。1963(昭和38)年6月、大日本製薬を被告として名古屋地裁に提訴された事例を嚆矢として、翌年12月にも国と大日本製薬を被告として東京地裁に提訴がなされ、1972(昭和47)年6月に至るまで合計日本全国で8か所、63の被害者家族が提訴した。本訴は統一原告団が編成され、東京地裁において審理がなされ、1974(昭和49)年10月に和解が成立した。サリドマイド薬禍事件と、後述するスモン薬禍事件を契機として、1979(昭和54)年、本稿第6章において概説する医薬品副作用被害救済制度が創設された。

註 (6) スモン薬禍については、本稿第4章の2において詳述する。

註 (7) クロロキンは、ドイツのバイエル社によって、1934（昭和9）年に合成され、その主作用はマラリアの治療とされたが、後述する副作用が強いとして臨床への使用を断念した。しかしながら、1943（昭和18）年、アメリカにおいて使用が開始され、戦地に赴いた軍人のマラリア治療のために使用を開始した。わが国においては、第二次大戦後、武田薬品工業の子会社であった吉富製薬がこれを輸入し、「レゾピン」の名称で市販を始め、1958（昭和33）年には、その適応症を腎炎にも拡大した。1961（昭和36）年に至り、小野薬品が「キドラ」の名称を付し、慢性腎炎の特効薬として宣伝し、大量に販売したところ、その直後より、これを服用した腎臓病患者らに、視野が極端に狭くなり、正面の一部しか見えなくなる「クロロキン網膜症」を惹起させた事件である。事後検証の結果、腎炎に対する有効性はなく（因みに腎炎を適応症としたのは日本のみ）、服用を中止したとしても障害が進行するうえ、有効な治療方法もない難病であることから、1973（昭和48）年、横浜市立大学付属病院において本製剤を投与されたことより失明するに至った患者が、横浜地裁に提訴した事例を嚆矢として、各地において提訴がなされた。横浜地裁の事例につき、一審判決と控訴審判決（東京高裁）は投与した医師と製薬会社の責任のみを肯定し、国の責任（製造販売の承認を撤回しなかった不作為）を否定した。1995（平成7）年6月23日、最高裁第二小法廷においても、国の責任を否定したことを不服とする原告の上告を棄却したので、原審判決が確定している。

註 (8) ソリブジンについての民事訴訟は提起されていない。ソリブジンは、ヤマサ醤油と日本商事（現アルフレッサ）によって合成されたヘルペスや水痘、帯状発疹の抗ウイルス剤・治療薬であり、「ユースビル錠」の名称を付された販売は、1993（平成5）年秋より、日本商事とエーザイによってなされた。競合医薬品「ゾビラックス」が1日5回の内服を必要とするのに対し、本製剤は3回で済む点において使い易いといわれていた。しかしながら、市販後1か月の間に23例の重篤な副作用被害が発生し、そのうち15名が死亡し、治験段階においても3名の死亡者が出ていたことを理由に、同社が販売を中止し、製品を自主回収した事件である。原因は、ソリブジンそのものではなくて、たまたま内服した患者ががんに罹患しており、フルオロウラシル系抗がん剤を服用していた場合に限り、ソリブジンが当抗がん剤の排出を阻害したため、当抗がん剤を10倍投与したのと同じ効能が生じた結果、当抗がん剤を過剰投与した場合の副作用である白血球や血小板の減少などの血液障害、および重篤な消化器官障害を惹起させたからであった。

註 (9) 薬害エイズ禍事件については、本稿第5章において詳述する。

註 (10) 本件は、いわゆる薬害ではなく、ウイルスに汚染された「医療用具」に起因する疾病への罹患例である。本件の概要であるが、ドイツのビー・ブラウン社が製造した「ライオデュラ」という名称を付したヒト死体乾燥硬膜由来製品につき、ドナー死体を無選別で使用したため、クロイツフェルト・ヤコブ病（CJD、伝達性海綿状脳症）発症の危険性が存在していたにもかかわらず、1987（昭和62）年におけるアメリカの危険性報告も顧みることなく、また適切な殺菌処理をすることもなく製造販売を続けたことによ



り、開頭手術の際における硬膜修復のための材料として当製品を移植・貼付された患者が同病を発症、多くの患者が死亡した事件である（因みに、現在は、ゴアテックスなどの化学繊維を、切除した硬膜のあとに貼付するのが通常である）。アメリカとわが国における発症例が多く、わが国においては1973（昭和48）年に医療用具として輸入販売が承認され、日本ビーエスエス社が販売した。本製品は世界保健機構（WHO）が使用禁止措置を宣言した1997（平成9）年春におよぶまで、輸入販売が続けられたが、そのことが、わが国における被害拡大を助長したといわれている。1996（平成8）年、販売会社日本ビーエスエス（のちに製薬会社であるドイツ本国のビー・ブラウン社も被告とされた）と国を相手取り、大津地裁に対して提訴がなされ、翌年には東京地裁へも提訴がなされた。2001（平成13）年から翌年にかけて和解が成立し、被告一人当たり、およそ6,000万円程度の和解金が支払われた。なお、薬害事件としては原告数が少なく、東京地裁の事例においては被告9名であった。

## 2 薬害訴訟における責任主体 —スモン薬禍事件—<sup>(11)</sup>

註(11) スモン薬禍の原因とされたキノホルム製剤は、1898（明治33）年にスイスにおいて合成され、1900（明治35）年より同国のパーゼル化学工業社（後のチバガイギー社、現ノバルティスファーマ社）より販売され、1913（大正2）年にわが国にも導入された医薬品である。元来の効能は外傷の消毒薬であったところ、アメルバ赤痢の治療に用いられるようになり、内服すれば胃腸薬としての効能があるとされるようになった。戦後の1953（昭和28）年からは、アメルバ赤痢の治療に限らず、下痢・腸疾患・整腸剤として、国から製造販売承認を受け市販されるに至った。臨床においては、慢性胃腸炎などの治療に使用される汎用性のある整腸剤として使用されるようになった。本製剤の主作用は外傷の消毒とアメルバ赤痢の治療であるが、これを、適量を超えて服用した場合、重篤な副作用として、主に下半身に発症する神経麻痺や視力障害を生じることがある。かような副作用については、1935（昭和10）年の時点において、アルゼンチンのパロス医師とクラヴィッツ医師が医学誌に報告しており、製造元のバ社にも知らされていた。それにもかかわらず、わが国においては、内服したとしても消化管から吸収されないので安全であるという薄弱な根拠により、1936（昭和11）年になされた劇薬指定が、早くも1939（昭和14）年には解除され、戦後においては、その適応症を一般的な下痢症状の治療にまで拡大させ、しかも投与量の制限を緩和したのである。そのため、承認から2年後の1955（昭和30）年頃から患者が散発するようになり、1967（昭和42）年から翌年にかけて発症者が大量に出現し、未曾有の薬害事件となったものである。かような重篤な副作用被害に鑑みて、わが国においては、1970（昭和45）年にキノホルム製剤の製造販売が停止され、それ以後発症した患者数は年を経るにつれて激減した。本件は、誤った薬事行政が未曾有の大規模な副作用被害を惹起した典型例であるが、旧厚生省が把握したスモン患者数は、実におよそ11,000名、そのうちおよそ7,500名が原告となり、各地の30以上の地裁に提訴したのであった。以上のとおり、キノホルム製剤の副作用は苛烈であり、現在では各国において製造販売が停止されるに至っている。しかしながら、最近の臨床研究の結果、痴呆症の一つであるアルツハイマーの治療に有効性があるという報告がなされ、スモンとは

全く別の側面から注目されている。すると、キノホルム製剤の主作用は、開発当初は消毒剤、その後は整腸剤、今度は痙攣抑制剤というように、開発後百余年の間にまったく別のものに変化したことになる。このように、医薬品の効能は、使われ方によって著しく変化するので、毒にも薬にもなってしまう。医薬品に薬害は付き物とされる所以であろう。

## (1) 製薬会社の責任

### (一) 過失

製薬会社はメーカーなので、消費者に対して医薬品を直接販売しないことから、薬禍が発生したとしても、契約責任としての債務不履行責任（民法415条）を負うことはない。しかしながら、消費者は、製薬会社が作成した効能書や宣伝文句を医薬品の優劣良否の判断基準とするしかないので、安全性に不安のある医薬品が販売に供されると、広範囲な薬禍を惹起する危険性がある。そこで、これを可及的に回避するため、製薬会社は治験を尽くして過不足のない効能書きを作成することにより、安全な医薬品を製造販売する義務があり（薬事法56条参照）、これを怠ると不法行為責任（民法709条）を負うと解釈されている。

もっとも、現在では製造物責任法（平成6年7月1日法律第85号）が制定・施行されていることから、医薬品そのものに欠陥ありと判断されると、その事実のみで損害賠償責任を生じることから（瑕疵は過失の客観化）、本法が適用される限りにおいては、既往の注意義務違反（過失）の有無を議論する実益はなくなった。

以上の法理を、多数あるスモン薬禍訴訟のなかで、当時の認定患者のおよそ半数の約3,500名が原告となった最大規模の東京スモン訴訟第一審判決<sup>(12)</sup>を参考にしてあてはめてみると、キノホルム製剤を製造していた被告日本チバガイギー（現ノバルティスファーマ株式会社）と、その販売をなした被告武田薬品工業は、いずれも安全な医薬品を製造販売する注意義務に違反する過失があると認定され、不法行為に基づく損害賠償責任が肯定された。

なお、本件においては、製造と販売が別異の企業によって分担されていることから、製造をなした日本チバガイギーの責任が肯定されることは格別として、これを販売したに過ぎない武田薬品工業に、既往の注意義務があるのか否かが争点とされた。かりにこれを街の薬局のような中間販売業者に過ぎないと捉えれば、かような注意義務は否定される。しかしながら本判決は、武田薬品工業が、日本チバガイギー社製のキノホルム製剤の販売を一手に引き受け、自社の国内販売網に乗せて販売をなしていたこと、日本チバガイギー社製品の販売を引き受ける前には、自社においてもキノホルム製剤を製造していたとことがあることなどの事情を考慮して、武田薬品工業にも製造元の日本チバガイギーと同じ注意義務があるとして、武田薬品工業の過失を肯定したのであった。

因みに、本判決は製造物責任法の制定と施行よりも前の事例であることから、不法行為責任の有無のみが検討されたが、かりに本事例について製造物責任法を適用して考えてみると、本法は、当該事例に即してみると、日本チバガイギーを実質的製造業者（同法2条3項3号）、武田薬品工業を表示製造業者（同法2条3項2号）として、いずれも同一の責任を負う旨を規定し、判例法理を法により明文化している。

註（12）東京地判昭和53年8月3日・判例時報899号48頁

## （二）因果関係

一般に、因果関係とは、読んで字のごとく原因と結果の関係があることであり、発生した結果について、行為者に法律上の責任を問うための要件である。因果関係の存否の認定は、裁判所が因果の全過程の存在を確信する程度の心証を得ること、つまり（疎明ではなくて）証明がなされることを必要とする。しかし、薬害事件や医療過誤事件、公害事件等においては、その他の事件と異なり、原因とされる行為と

結果発生との因果的連鎖を物理的・現象的に説明するだけでは足りず、科学的な裏付けを取らないと、原因結果の関係を特定できないことから、原告側としては、一般の事件と比較すると証明が相対的に困難となる。とりわけ民事訴訟の場合、被告側（製薬会社や医療機関、公害を惹起した企業の側）に証拠が遍在するので、刑事事件のような強制捜査権を有しない原告としては、証拠の収集保全は相当に困難となり、証明は事実上不可能となる（証明責任あるところに敗訴あり）。

そこで、原告側の立証責任を軽減するため、一般の事件と異なる特殊な認定手法、つまり疫学的因果関係の理論を用いて認定する場合がある。これは、①時間性（前後関係）、②普遍性、③論理性、④密接性という4つの事実のみ立証できれば、因果関係の証明ありとする考え方である（疫学四原則）。

以上の法理を、東京スモン訴訟第一審判決を参考にしてあてはめると、①キノホルム服用はスモン発症に先行していた、②キノホルムの販売停止と回収により患者数が激減した、③スモン発症の機序には未解明なところもあるが、キノホルム服用を原因としても医学的矛盾はない、④キノホルム使用量と患者数の増減は密接に関連（比例）するとして、疫学的な因果関係を肯定し得ることになる。

## (2) 国の責任

国家賠償法1条1項の成立要件を備えるのか否かが問題となる。まず国の機関である厚生労働省の注意義務の内容であるが、日本国憲法は、生存権規定に、国には「公衆衛生の向上および増進を図る」義務があることを明記しており（同法25条2項）、その授權を受けた薬事法が、国に対して医薬品の製造承認権とその撤回権を授与することにより、医薬品の安全性確保義務を課したと解釈されている。

つぎに、国が医薬品の製造承認を撤回しないという不作為が直ちに

違法となるのか否か、撤回権の行使不行使が厚生労働大臣の自由裁量であることとの関係が問題となる。この点につき、安全性に疑義をもたらず情報があると裁量権が失われ、直ちに承認撤回義務を生じるとする見解や、撤回権の不行使を消極的な裁量権の濫用と捉える見解などがある。いずれの見解に与するにせよ、厚生労働大臣の裁量の余地はほとんどないと解して差し支えないと思われる。

以上の法理を、東京スモン訴訟第一審判決を参考にしてあてはめてみると、厚生労働大臣の注意義務違反を肯定し得ることから、不法行為の一般的成立要件が備わり、そのゆえに、厚生労働大臣の利用者である国の選任監督上の過失が肯定されることから、国の（利用者責任としての）不法行為責任が肯定されることになる<sup>(13)</sup>。

註(13) 因みに、本件訴訟の繫属中は、1979（昭和54）年における薬事法の大幅改正の前であったことから、裁判所は、厚生労働大臣の注意義務を改正前の同法から導くことに容易ならぬ苦勞をした。というのは、当時の旧薬事法は、非承認の不良薬品供給防止のための警察的取締法令として位置づけられており、承認済みの医薬品の品質維持や副作用被害防止のための安全性確保は、旧同法の直接の目的ではなかったからである。この点につき、裁判所は、1967（昭和42）年の旧厚生省薬務局長基本通達を受けて、旧薬事法の目的に承認済み医薬品の安全性確保も加わったと解釈し、旧同法の解釈として、明文はないが、旧厚生大臣には医薬品の製造販売の承認の撤回や承認内容の変更をなす権限があると解し、その不作為つまりは注意義務違反を以て、旧厚生大臣と国の不法行為責任を肯定したのであった。

### (3) 医師・医療機関の責任

医師は、医業に従事する者として、患者の生命や身体に対する危険発生防止のために経験上必要とされる最善の注意を尽くす義務があり（準委任契約における受任者の最善努力義務。民法656条準用644条）、最善とは、診療当時における臨床医学の実践レベルを意味すると解釈されている（医療水準の理論）。これを投薬にあてはめてみると、医師は医薬品の安全性確認のための高度の注意義務、つまり効能書きに記された用法に準拠して投与・処方する義務を負うことになる。かような

注意義務を懈怠した場合には、債務不履行責任と不法行為責任を負う。  
なお、当該医師を雇用する医療機関は使用者責任を負う（民法 715 条。  
国公立の機関であれば国賠法 1 条 1 項）。

以上の法理を、東京スモン訴訟第一審判決を参考にしてあてはめてみると、医療機関、すなわち実際に患者を診察してキノホルム製剤を処方した医師と、その使用者としての法人である病院の立場に鑑みると、ある医薬品が国の製造販売承認を受けていて、その効能書きに従って適法かつ適量の処方をすれば安全であると信用し、安心して臨床に使用し、処方できないとすれば、国の承認制度の意義は失われ、薬事行政の自殺というべき事態を招いてしまう。それゆえに、医療機関には医薬品の効能書きを遵守する注意義務があることは格別として、医薬品そのものの安全性を保証する義務はないというべきである。かような見地から、本件訴訟においては、医療機関は、そもそも被告とされることはなかった（もっとも、原告に協力し、投薬記録をすべて提出したことも考慮されたといわれている）。

## 第 5 刑事薬禍事件 —薬害エイズ禍事件—

### 1 薬害を刑事裁判に付する必要性

医学と製薬技術は日進月歩で進化し、多数の医薬品が日々開発されているのみならず、それまでは治癒が著しく困難または不可能とされていた難病についても、新しく開発された医薬品により治癒可能とされるに至り、国民の健康の維持と増進はより十全化されつつある。しかしながら、多数の医薬品が開発され、あるいは輸入医薬品として販売承認されることは、それだけ多数の患者が医薬品を服用することになるので、ひとたび薬害が発生すると、その被害は従前とは比較にならないくらいに広汎なものとなる。くわえて、新薬開発は、従来の医

薬品よりも治癒効果の高いものを開発しないと競争力がなく、利益を生まないので、より優れた医薬品を作り出すため、その開発と製造販売に至る過程にかかわる人や機関も複数となった結果、責任の所在が判然としなくなってきた<sup>(14)</sup>。

かような状況のもとにおいては、事後救済、つまりは被害者の健康被害の救済に主眼を置き、加害者たる製薬会社に損害賠償責任を課すことにより、被害者に発生した損害を填補させることに関心を払うのみでは十分とはいえず、国の強制捜査権を発動することにより、事案の解明を容易にさせるとともに、加害者に刑事罰を科し、他者に対する一般予防効果を期待することにより、薬害の可及的な再発防止を期する必要が生じた。このような社会背景のもとで発生した薬害エイズ禍事件は、薬害事件としては初の刑事裁判であり、その帰趨が注目されたことは記憶に新しい。

本件の概要であるが、非加熱血液製剤に HIV（ヒト免疫不全ウイルス）が混入していたことに起因し、これを治療に使用した血友病患者の約 4 割、2,000 名が HIV に感染し、エイズ（後天的免疫不全症候群）を発症し、約 500 名が死亡したところ、輸出元のアメリカ合衆国医学界において、非加熱血液製剤へのエイズウイルス混入の危険性が周知された以降も、その有効性や安全性について判断する権限があったわが国の血友病専門医は、その危険性を警告することなく、輸入元の製薬会社も漫然と非加熱製剤の販売を続け、旧厚生省も販売承認の撤回等の措置を取らなかったことが、被害を甚大化させたとして、刑事事件として 3 件、つまり血友病専門医（帝京大学ルート、無罪）、製薬会社幹部（ミドリ十字ルート、有罪）、旧厚生省製剤課長（医師。厚生省ルート、有罪）が、業務上過失致死罪（刑法 211 条）の嫌疑で起訴された事件であった。もっとも、各ルートによって、被告人の地位や権限、およ



び注意義務の内容が異なることから、判決も区々に分かれたので、各々について概要を説明する。

註(14) 1961(昭和36)年における国民皆保険制度の導入により、診療時における患者の現実の出費が減少したことから、従来よりも多量・多品目の医薬品の処方が容易となり、それを契機として製薬産業全体の売り上げが向上した結果、1970年代初頭には、当時における1兆円産業の王台に乗ったことも、かような傾向に拍車を掛けたといえる。この点につき、エスエス製薬取締役を経て監査役を務めた齊藤高明氏(84歳)に伺ったところ、同氏は当時を回顧しつつ、製薬会社がこれを商機と捉えていたことは事実である、医薬品産業は今や30兆円市場に成長したが、その発展の基礎は、この当時に築かれたものである、また、1960～70年代当時における国の新薬の製造販売と輸入医薬品の販売の承認手続は、現在と異なり、申請書類の数が少なく、記載事項も簡潔であり、輸出元の外国ではすでに承認を得ていて、問題なく使われている事実があれば、2～3カ月程度で承認されることもあったことから、できるだけ多くの医薬品を承認申請することにより、売れる医薬品を多数揃えて、同業他社との競争を有利に進めることに力を注いでいた、昭和30年代、若手営業職であった斎藤氏は、実際に旧厚生省に申請書類を提出する業務を担当していたことから、その現場を見ており、提出に際しては、同省薬務局製薬課の係長がこれを受領していたとのことである。なお、承認を得るため行政に働き掛ける必要があることは今と同じであるが、当時は、ある医薬品の適応症例を広げれば広げるだけ、その医薬品がよりたくさん売れることから、承認の基準となるデータをより緩和してもらおうべく、自社の「役所に顔が利く人間」を通じ、役所に働きかけていた、このようなことは、製薬業界においてはとくに珍しいことではなかった、とのことであった。

## 2 帝京大学<sup>たけし</sup>ルート判決

被告人阿部英<sup>たけし</sup>医師は、起訴当時帝京大学副学長の地位にあったことから、本判決は、このように呼びならわされている。被告人は血友病の権威であり、1985(昭和60)年5月の時点において、アメリカ合衆国の医学界において非加熱製剤に起因するエイズ感染の危険性が周知されつつあったことを知り得たのだから、わが国の血友病治療において、その使用を止められる地位にあった被告は、かかる認識のもと、自ら使用を中止するとともに、旧厚生省に対して使用の中止を進言するべきであったところ、これをしなかったため、複数の血友病患者を非加熱製剤の使用によりエイズウイルスに感染させ、死に至らしめたとして起訴された。東京地裁は、被告の地位やアメリカの医学界にお



ける議論状況などに鑑みて、患者を死に至らしめるという結果発生の予見可能性はあったといえるが、その程度は低いものであったがゆえに、結果回避可能性はなく、結果回避義務違反を認めることはできないとして、被告人無罪の判決を言い渡した<sup>(15)</sup>。なお、本判決に対しては検察官控訴がなされたが、控訴審繫属中の2005（平成17）年4月に被告人が高齢のため死亡したことから、東京高裁は被告人の死亡による控訴棄却の決定を言い渡し、原審の無罪判決が確定した<sup>(16)</sup>。

註（15）東京地判平成13月3月28日・判例時報1763号17頁

註（16）東京高裁平成17年5月13日・判例集等の登載文献を確認中

### 3 ミドリ十字ルート判決

被告人である松下廉蔵氏、須山忠和氏、川野武彦氏の3名は、医薬品の製造販売を行う製薬会社のミドリ十字（現田辺三菱製薬）の代表取締役を務めた人物であるところ、非加熱血液製剤に起因するエイズ感染の危険性を認識し、1986（昭和61）年1月より、加熱製剤の販売を開始しているのであるから、その時点において、以後における非加熱製剤の販売を中止するとともに、すでに販売済みであった非加熱製剤を回収する義務があったところ、これに違反して販売を続け、回収を怠った結果、同年4月に非加熱製剤を投与された複数の患者をエイズウイルスに感染させ、死に至らしめたとして起訴された。大阪地裁、大阪高裁はいずれも、ほぼ検察官の主張通りの事実を認定し、被告人を有罪とする判決（執行猶予なし・実刑）を言い渡した<sup>(17)</sup>。これを不服とする被告人より上告がなされたが、最高裁は上告を棄却し、被告人の有罪（実刑判決）が確定した<sup>(18)</sup>。

註（17）大阪地判平成12年2月24日・判例時報1738号163頁、大阪高判平成14年8月21日・判例時報1804号146頁

註（18）最三小決平成17年6月22日・判例集等未登載

#### 4 旧厚生省ルート判決

被告人松村明仁医師は、旧厚生省生物製剤課長の地位にあり、健康被害をもたらす医薬品の製造販売の承認を撤回するよう進言する抽象的な注意義務があったところ、1985（昭和60）年5月の時点において、非加熱製剤の使用に起因するエイズ発症と患者死亡の危険性が全国レベルで高まっており、それを知り得たのであるから、既往の注意義務は、エイズ感染による患者死亡の結果を防止するため、非加熱製剤の製造承認の撤回を進言する義務という具体的な義務を形成するに至っていたといえるところ、被告人は、この注意義務に違反して製造販売の承認を撤回しなかったことから、同年5月にその投与を受けた患者と、翌1986（昭和61）年4月にその投与を受けた患者をエイズウイルスに感染させ、死に至らしめたとして起訴された。東京地裁は、前者の患者については無罪判決、後者については有罪判決を言い渡した<sup>(19)</sup>。これを不服とした被告人と検察官の双方より控訴がなされたが、東京高裁はいずれについても控訴棄却の判決を言い渡した<sup>(20)</sup>。被告人のみが、これを不服として上告したが、最高裁は上告を棄却したため、原審の一部有罪判決が確定した<sup>(21)</sup>。

註（19）東京地判平成13年9月28日・判例時報1799号21頁

註（20）東京高判平成17年3月25日・最高裁判所刑事判例集62巻4号1187頁

註（21）最二小決平成20年3月3日・最高裁判所刑事判例集62巻4号567頁

#### 5 薬害エイズ禍事件に関する一連の判決の意義

先に述べたように、本件は、薬害事件としては嚆矢の刑事裁判であり、医薬品の安全確保に関し、製薬会社と行政の自律性の限界を明らかにして、国の強制捜査権により、被疑者側に偏在している証拠資料をできるだけ多く収集・保全し、より正確かつ明らかな事案の解明を図る余地を認め、刑罰賦課による、薬害発生に対する一般予防効果、

換言すると一定程度の再発防止効果をもたらしたこと、そして、新薬開発や既成医薬品の輸入から、その販売に至る過程にかかわった関係者の責任の有無や範囲を明確にしたことの意義は非常に大きいと評価されている。

## 第6 結 語 ―薬害の特殊性と再発防止に向けた展望―

本稿においては、その規模からして民事薬害訴訟の代表例といえるスモン薬禍訴訟と、刑事薬禍事件のリーディングケースである薬害エイズ禍事件を素材として、薬害事件を巡る法律上の諸問題を考察した。しかしながら、裁判は事後的なペナルティであって個別責任が原則であることから、あくまでレトロスペクティブな視点からの問題「処理」に過ぎない。そのみでは、薬禍事故の可及的減少を目的とする再発防止というプロスペクティブな視点からの問題「解消」には資するところは少ない。なぜならば、個別の事故に関する情報を共有し、再発防止に役立てるという将来思考に欠けているからである。もっとも、かような問題点は、なにも薬害に限られず、医療過誤を含む広義の医療事故一般についても、予てから指摘されていることである。

では、薬害について、この問題点を解決することはできないのだろうか。筆者の管見ではあるが、そのようなことはないと考えている。個別の医療過誤と比較した場合、製薬過程は事後検証が可能であって、同様の事案が大量に発生している点において、医療水準によって制約があるとはいえ、当該医師の知見と裁量に委ねられ、事後検証が難しい個別の医療過誤とは異なるからである。ゆえに、同様な製薬や処方上のミスを減少させることは、個別の医療過誤と比較すると容易であると考えられる。そうすれば、製薬や処方上のミスに関する情報を製薬会社や国が共有することにより、同様な薬害事例の再発を防止でき

ることは、想像に難くない。

ただ、よく考えてみると、かような差異は、医療事故について研究する者であれば、誰しもが容易に理解できることである。では、なにゆえに、これが実現しないのであろうか。その理由は、薬害の発生機序には、容易に改善しがたい社会構造的な欠陥があるからである。その要因には、複数のものが考えられるところ、

## 1 薬事行政の構造的な矛盾

例えば、厚生労働官僚の製薬会社への天下りなど、本来的には公正を期するため対立関係にあるべき、医薬品を製造販売する側とその承認を与える国との癒着<sup>(22)</sup>。くわえて、大学の医学部や薬学部、あるいはシンクタンクに所属する特定の医師や歯科医師、薬剤師らに対し、免許を有する専門家であるがゆえに、国が医薬品の有効性と安全性に関する判断権を与え、第三者機関による監視なしに、その見解をそのまま受け入れてきたこと。要するに、国・製薬会社・大学やシンクタンクという閉鎖的な集団の自律にのみ、薬害防止のチェック権限が委ねられてきたこと。

註(22) サリドマイド薬禍民事事件（東京地裁提訴の件）において、国を被告とした際における旧厚生省側の製剤担当者は、のちの薬害エイズ禍刑事事件ミドリ十字ルートにおける被告人であった同社社長であった。註(14)において、斉藤高明氏（元エスエス製薬取締役・監査役）が指摘するところの、「役所に顔が利く人間」とは、このような立場にあった者をいうのであろう。

## 2 製薬会社の宿命としての営利性

新薬開発競争や輸入医薬品導入競争に打ち勝って市場占有率を上げるため、競争力のある医薬品をそろえ、それを大量に販売する必要がある。すると、新薬の開発コストが掛かることから、必然的に治験などをできるだけ低コストで行わざるを得なくなる。その結果、医薬品の安全性の確認が十全になされなくなる恐れがあること。

### 3 薬害発生事例に関する医療機関や製薬業界の情報共有化の遅れ

などの諸要因を指摘することができる。これらの克服は、容易なことではないが、現状を放置すれば、日々大量の新薬が開発され、国の承認を経て医家向けに、あるいは一般向けに販売されていることに鑑みると、薬害は増えることはあっても減ることはないことになってしまう。この点、もちろんのこと、薬事行政が無関心であるはずはなく、国が関与する公法人として、独立行政法人「医薬品医療機器総合機構」(PMDA)を設立し<sup>(23)</sup>、その理念として、

「わたしたちは、以下の行動理念のもと、医薬品、医療機器等の審査及び安全対策、並びに健康被害救済の三業務を公正に遂行し、国民の健康・安全の向上に積極的に貢献します。国民の命と健康を守るという絶対的な使命感に基づき、医療の進歩を目指して、判断の遅滞なく、高い透明性の下で業務を遂行します。より有効で、より安全な医薬品・医療機器をより早く医療現場に届けることにより、患者にとっての希望の架け橋となるよう努めます。

最新の専門知識と叡智をもった人材を育みながら、その力を結集して、有効性、安全性について科学的視点で的確な判断を行います。国際調和を推進し、積極的に世界に向かって期待される役割を果たします。過去の多くの教訓を生かし、社会に信頼される事業運営を行います。」と宣言し、活動している<sup>(24)</sup>。

本機構の諸業務のうち、とりわけ過去に起きた薬害再発防止に資するための薬害情報（医療機器の瑕疵情報を含む）を共有するための「安全対策業務」と、損失補償制度としての「健康被害救済制度」は注目される所であり、後者については、補償額は決して充分とはいえないものの、医薬害訴訟において原告勝訴が難しい現状において、被害者救済に一役買っていることは紛れもない事実である。

薬害再発防止と被害者救済の十全化についての制度的現状は、概ね以上のとおりであるが、当面における目標（展望）としては、PMDAが保有する情報を「立法」府が積極的に活用し、訴訟では解決困難な事例について、個別の救済法令を制定し、認定被害者の一律救済を図ることが必要である（もちろんのこと、損害認定額は個別であることが前提）。薬事「行政」の自律性に限界があることは、すでに述べたとおりであり、併せて個別訴訟による被害者の「司法」的救済が限界に達している現状に鑑みたとき、第三者機関としてのPMDAの役割を再考し、一層活性化させることが喫緊の課題であると考えが、いかなものであろうか。

註(23) 2004（平成16）年、それまで国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センターと医療機器センターが担っていた、医薬品と医療機器の製造販売に関する承認審査業務等と、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構が担っていた健康被害救済（法令が定めた特定疾病の損失補償）業務を、新たに医薬品医療機器総合機構という新組織を設立し、そこに統合させたことにより発足した第三者機関である。統合により業務の共通化が図られるとともに、情報の共有もなされることから、その活動における実効性は高まりつつある。また、公法人であるがゆえに国の関与があるも、独立行政法人とすることにより人事や予算編成などについては国の関与を受けない独立性が保障されているがゆえに、時の政府や大企業などの意向に影響されない公平妥当な審査と救済が、制度的にある程度保障されたといえる。なお、研究振興調査業務については、2005（平成17）年、独立行政法人医薬基盤研究所が設立され、そこに移管されている。

註(24) 1999（平成11）年8月24日、厚生労働省の敷地内に、国の薬害根絶に向けた決意を表明した「薬害根絶誓いの碑」が建立され、そこには、「命の尊さを心に刻みサリドマイド、スモン、HIV感染のような医薬品による悲惨な被害を再び発生させることのないよう医薬品の安全性・有効性の確保に最善の努力を重ねていくことをここに銘記する」と彫られている。なお、薬害被害者と支援者の一部は、同日を「薬害根絶デー」と自主的に定め、集会を催すなどして、薬害の啓発活動を行なっている。

#### 【参考文献】

- 塩野隆史「薬害過失と因果関係の法理」（2013 日本評論社 東京）
- 甲斐克則編「ブリッジブック医事法」（2008 信山社 東京）
- 櫻井敬子「行政救済法のエッセンス」（2013 学陽書房 東京）
- 神橋一彦「行政救済法」（2012 信山社 東京）
- 高木光＝常岡孝好＝橋本博之＝櫻井敬子編著「行政救済法」（2007 弘文堂 東京）

2015（平成27）年1月12日（月）脱稿



# 先端技術産業とグローバル化

田 村 和 彦

## I. はじめに

先端技術産業（the High-advanced Technology Industry, 一般的には、現在は、「ハイテク産業」と呼ばれている）が、1980年代から産業として抬頭してきた。従来の重化学工業を、「重厚長大」と称していたのに対し、「ハイテク産業」は、「軽薄短小」と呼ばれている。この先端技術産業は、抬頭以来30年を経過してきた。この30年間に、ハイテク産業は、大きく変遷を遂げた。すなわち、当初は先進資本主義諸国の最先端に行く産業であった。しかし、1990年代半ばからのグローバル化の進展とともに、所謂発展途上国と言われる特にアジア諸国にハイテク産業は拡大していった。

始めは、先進資本主義諸国の進出による生産工場としての地位であった。所謂アジアNIEsと呼ばれる時代であった。しかし、21世紀に入ると、これらのアジア諸国は力をつけてきた。それと同時に、進出してきた先進資本主義諸国のハイテク産業も、同産業の成熟化とともに、生産拠点多くアジア諸国に移転してきた。これは、先進資本主義諸国における、賃金の上昇、地価の高騰による工場建設の困難化、公害問題等々、先進資本主義諸国に内在する諸問題が関連していることは確かである。21世紀に入ってからその様相は大きく変わってきた。

この時期に入ると、アジアNIEsからBRICsと呼ばれることとなった。すなわち地域的な範囲は拡大し、対象国も質的に変化した。すな



わちアジア NIEs 時代は、先進資本主義諸国からの技術の導入が主であった。しかし、21 世紀に入り BRICs と呼ばれる時代に突入した。この時代から主として BRICs は、自立して自主開発の時代に入っているのである。同時に先端技術産業の概念に入る産業もそれぞれ成熟化して、これらが必ずしも先進資本主義諸国の牙城ではなくなってきたのである。

しかし、BRICs 諸国は必ずしも先進資本主義諸国と競合するわけではない。その隙間を埋めるように、ニッチな展開を行っている。

先端技術産業の生命線は、「知財」であることに変わりはない。その開発をめぐる競争においては先進資本主義諸国の優位性は揺らぐことはない。

グローバル化の進展とともに、先端技術産業はその姿を大きく変えて進行している。特に、「知財」をめぐる発展途上国との紛争、BRICs 諸国の国策としての先端技術産業の育成、先端技術産業のグローバル化の進展と、その主位的な地位を保持しようとする先進資本主義諸国と BRICs 諸国との間の摩擦は各側面で噴出している。そこで、本稿において、先端技術産業の特質と、グローバル化の関連性について検討を進めてみることにする。

## Ⅱ．先端技術産業の 4 点の特質

先端技術産業の 4 点の特質とは、1) 企業内地域間分業、2) 階層的立地体系、3) 分工場経済、4) 域外支配、である。順次述べていくことにする。これらの 4 点の特質が、先端技術産業を規定している。

### 1) 企業内地域間分業

これについて松橋公治氏は次のように指摘している。「高度成長期に形成された地域格差、階層化された地域構造に対応した生産機能の

配置が進められた。しかも、それは、R & D 機能を含む生産諸機能の企業内の組織的階層化に対応しているという意味で、企業内地域間分業、『階層的立地 locational hierarchy』の形成という形で進行している。そして分散工場がこの企業内地域間分業の一分肢として位置づけていることが、関連産業の集積効果や労働力吸収効果、技術の『移転効果』が小さく、したがって個別地域経済への波及効果も弱い、などの諸特質を生み出す背景となっている。」<sup>1)</sup>と述べている。

しかも、「階層的」の意味については、松橋氏は次の通りに述べている。「関連・下請は、その利用方式こそ集積地域における下請工場のそれに共通する面があるが、技術修得や技術移転という点では著しく制約されている。生産関連では、拠点・関連・分工場の3者とも、地域内・外いずれも同系列・グループの生産体制内の工場間での連関が中心である。・・・(中略)・・・地元企業との関連もきわめて少ない。」<sup>2)</sup>

このように、同一企業グループ内での分業体制が自己完結的に貫徹していることが大きな特徴である。そしてこの特質が地域経済にも大きな影響を及ぼしていく。しかもグローバル化との関連では、松橋公治氏は次のように指摘している。

「『ハイテク化+国際化』を目指した企業戦略である。国内生産に關していえば、ハイテク分野の製品・技術開発投資の一層の活発化を背景に、中・低級品からより高付加価値製品へのシフト・特化と、円高によるコスト競争力の相対的劣位化、多品種少量生産化に対応して生産工程の『スリム化』＝一層の合理化と、が推進されよう。」<sup>3)</sup>

この企業内地域間分業は、「重厚長大」産業と呼ばれる自動車産業とは大きく異なる。すなわち自動車産業は、別名「裾野産業」と呼ばれている。つまり、自動車の関連産業が、下請けとしてそれぞれの地域に定着・密着している。親企業である自動車産業からは、部品等を

受注して、供給している。この場合は、上述のハイテク産業とは大きく異なっている。つまり親企業である自動車産業と下請け企業とは、古くからの進出先企業と関係を持っている。そして、親企業は下請け企業の立地している地域とは密接な関係を持っている。愛知県豊田市とトヨタ、群馬県太田市の富士重工、日産の横浜・横須賀、広島と東洋工業等々地域的な連関は多く見られる。所謂「企業城下町」を形成しているのである。これは、自動車に限らず、家電等のエレクトロニクスにも見られる。日本の高度経済成長を支えた一つのシステムと言えるであろう。

## 2) 階層的立地体系

先端技術産業は、R & D とフットルース性が中核となって構成される。企業内の構造からこれを考えてみよう。西岡久雄氏は次の通りに指摘している。「いま先端技術工業の花形といえるエレクトロニクスおよびメカトロニクス工業における生産の垂直的な流れを見ると、一般に、(1) 設計・試作、(2) 基本素子・単純部品生産、(3) 部分組立、(4) 高次組立、(5) より高度構成成品への組み込み、といった階梯を持つ傾向がある。

(1) は R & D の一部をなすか、または R & D に密着するもので、大都市圏または本社所在地域を指向しそうである。(2) は高度の技術または熟練を要するもの、あるいは広く諸所に供給するもの、であれば、大都市圏・工業集積地または国土（あるいは地域）の中央部に立地しやすいだろう。(3) および比較的小型で標準化の進んだ(4)や(5)は、比較的単純な労働力に依存するのであれば、地方指向の可能性が強い。(5) および大・中型で受注生産型の場合の(4)は、投入要素または産出形態の多種多様性のゆえに、あるいは情報源や市場への迅

速・適確な対応の必要から、工業集積地または市場（大都市圏は両者をかねうる）を指向する傾向があろう。」<sup>4)</sup>

R & D を中心として垂直的な企業構造がそのまま企業階梯を構成している。そして、上述の通りに、これが地域別の立地にも反映していることが明らかである。それと同時に前節の企業内地域分業でも述べたが、地域構造にもこれは投影されている。特に先端技術業は、重量当りに付加価値の高いパーツや製品を多用している。上述の階層的立地体系を可能にさせているのは、西岡氏の指摘による (3), (4), (5), は、遠隔地に立地可能なことを示している。これは、フットルース性によって、遠隔地立地が可能になり、こうした生産階梯も可能になるのである。それでは、次にフットルース性に移ろう。西岡久雄氏は次の通りに指摘している。

「フットルース性については、ゆるく定義して、『輸送費指向的でない』または『輸送費指向性が弱い』ことを意味するとしよう。そうすると、フットルース性は、輸送費（の節約）以外の、何かに誘引されやすいことを含意する。その何かは、①狭義の輸送費をも含むトータルな物的流通（physical distribution）またはロジスティックス（logistics）の費用、②狭義の輸送費以外の輸送条件—たとえば、迅速性、確実性、便利性、適時性、③非輸送費—たとえば、直接生産のための労働費、R & D 要員の人件費、伝達・通信費、④費用よりは収入—たとえば、情報の伝達・通信の非費用条件（迅速性、確実性、便利性、適時性等）が優れていれば、その費用が高くとも、それをはるかに上回る収入を期待できる、⑤非貨幣的な（直接的には貨幣価値ではない）要因—たとえば、快適な生活環境、地元の行政当局・政治家・住民等の態度、などのいずれか、または組合せであるかもしれない。」<sup>5)</sup>

こうした、①—⑤までの、非経済的な諸要因によって遠隔地に立地

する傾向もある。本社を中核とした垂直的な企業内地域間分業と、フットルース性による製造過程による生産階梯の形成が出現する。これは重厚長大の「企業城下町」という目に見える形で展開されているのは大きく異なっている。しかも先端技術産業は、その製品のライフサイクルは非常に短い、機密性の保持、知財の保持とその開発等、他企業の人々や地域には触れられたくない部分を多くして発展してきた。こうした同一企業内の生産階梯、地域間分業のもとで、日本国内で先端技術産業は、発展してきた。

次にこれら先端技術産業と同産業が進出してきた進出先地域経済との関係について触れてみることにする。

### 3) 分工場経済・域外支配

両者は密接不可分の関係なので両者を関連づけて論じることにする。

松橋公治氏は次の通りに指摘している。「英語圏諸国を中心に展開されている『分工場経済 branch plant economy』や『域外支配 external control』をめぐる議論も、・・・(中略)・・・地域雇用の大きな部分が地域外に本社を有する企業によって占められている地域経済の特質・問題を表現するものとして、1970年代以降話題となってきた。その背景には、大企業・多国籍企業の成長にともなう工業の組織構造・空間組織における著しい変化があった。すなわち、いわゆる multi-product and multi-plant firm の発展、それに照応した企業本社少数大都市への集中、分工場・子会社の縁辺地域への立地展開と企業内地域間分業の展開などの変化である。なかでも地域政策に支援された分工場・子会社の縁辺地域への立地は、既存工業の衰退・停滞に悩む地域経済にとっては発展を大きく左右する存在となっていった。

ところが、そうした立地展開は、地域政策が当初予想していた波及効果を生まないどころか、新たな地域間格差形成の様相を呈するに至り政治的関心と呼んだ。」<sup>6)</sup>

これが重厚長大の「企業城下町」と大きく異なる点である。田村和彦は、以下のとおりに指摘する。

「まず、域外支配とは、経済的な所有権と占有の機能のある部分を欠いている。・・・(中略)・・・一般に指摘されている域外支配の効果は、生産を行っている地域から支配を行っている地域への利潤の漏出である。」<sup>7)</sup>そして、分工場経済の特色は次のとおりである。

「地方経済との経済関係の欠如は、本社における指示手続きと意思決定の集中から生じるのではなく、物的な入・出力という実際上のフローが同一の法人構造内の工場と往来しているという事実から生じている」<sup>8)</sup>のである。

弊害はこれから派生してくる。これについては、

「経済の国際化の進展とともに、巨大企業の進出した地域では、地域の自律性は喪失し、本社の支配下（域外支配）に置かれ、そこから地元経済にはメリットの少ない分工場経済が現出するのである。・・・(中略)・・・親会社中心の生産システム・分業関係に組み込まれ、その地域の存在は、親会社の生産関係によって規定されてしまうのである。」<sup>9)</sup>

要約してみよう。この分構造経済と域外支配は、前2者の企業内地域間分業と、階層的立地体系が集約して現れた形である。すなわち重厚長大産業と異なり多く見られる特徴である。

そして、先端技術産業等の世界的に展開する、多国籍企業が活動するにつれて、その本社の指示のもとに進出先の地域は支配されることとなるのである。先端技術産業は21世紀に入って成熟産業になった。BRICsがその好例である。

しかし、1990年代と大きく異なるのは、「情報化」の飛躍的な進展である。これをめぐって先端技術産業の先進資本主義諸国の優位性は大きく変化した。つぎは、この「情報化」を中心に展開されてくる先端技術産業の変化について論じてみることにする。

注)

- 1) 松橋公治, 「第8章 電気・電子工業の地方分散と企業内地域間分業の展開」109ページ, (西岡久雄・松橋公治編, 『産業空間のダイナミズム—構造再編期の産業立地・地域システム—』, 大明堂, 1990年, 所収)
- 2) 松橋公治, 前掲論文, 108ページ, (同上書所収)
- 3) 松橋公治, 前掲論文, 110ページ, (同上書所収)
- 4) 西岡久雄, 「第1章 先端技術, 地域開発, および産業立地」7-8ページ, (西岡久雄, 松橋公治編, 『産業空間のダイナミズム—構造再編期の産業立地・地域システム—』, 大明堂, 1990年, 所収)
- 5) 西岡久雄, 前掲論文, 4-5ページ, (同上書所収)。
- 6) 松橋公治, 前掲論文, 99ページ, (同上書所収)。
- 7) 田村和彦, 「第13章 外国資本の進出と地域経済」201ページ, (西岡久雄, 松橋公治編, 『産業空間のダイナミズム—構造再編期の産業立地・地域システム—』, 大明堂, 1990年, 所収)
- 8) 田村和彦, 前掲論文, 201ページ, (同上書所収)。
- 9) 田村和彦, 前掲論文, 202-203ページ, (同上書所収)。

### Ⅲ．情報化の進展

#### 1) 企業組織の構造

前章では、先端技術産業の特徴について検討した。本章では、企業組織と前章で検討した先端技術産業との関係について検討することとする。

柳井雅人氏は、次のように指摘している。「組織は、具体的にはトップマネジメントや長期的な戦略を決定する本社機能、日常的業務を遂行する現場や営業部門、両者を仲介しながら後者をコントロールする支社や支店、そして研究開発部門へと分化することになる。こうして組織構造は、単純なライン組織から、分権化を伴うライン・スタッフ組織へと変貌することになった。

本社は、大都市のCBD（中央業務地区）に、フェイス・トゥ・フェイスによる『接触の利益』を求めて集積する一方、支社は本社との連携と管轄地域の大きさ、および情報収集の優位性に対応する形で地方都市に配置される。寡占企業は、情報通信、高速交通網を駆使して、下位の諸機能を手足のように動かし、よく指摘されるように本社—支社—支店—営業所—出張所という販売・管理の階層構造と、本社—研究所—開発工場—中核量産工場—部分工場という生産・管理の階層構造を、統一的にコントロールする体制を構築したのである。」<sup>1)</sup>

これは、前章で指摘した、「階層的立地体系」を意味している。企業内ネットワークが重要な意味をもっていることを示している。このネットワークを実際に稼働させるものは、「情報」である。情報が上位組織と下位組織の間で双方向的に交流し相互にフィードバックし合わなければ、企業が戦略的に活動が円滑化しえないことを意味する。この情報について、柳井雅人氏は、次のように指摘している。

「情報化は『産業の情報化』と『情報産業の成立』を意味し、後者が前者の情報化を補完しながら空間的な結合関係を強化している。すなわち企業内ネットワークと社会的ネットワークの結合が進み、分工場システムや都市ネットワークの形成など重大な変化をもたらしている。・・・(中略)・・・階層化されたものが結合される契機は、情報化と密接に関係がある。」<sup>2)</sup>

ここで、企業組織上に、「情報」の持つ意味と意義が大きいものとなることを示している。そして、このことが、地域空間に対しても大きな影響を及ぼすこととなる。柳井雅人氏は次のように指摘している。

「通信基盤の整備によって時間距離の短縮（空間克服）および伝達コストの低下がおり、労働集約的業務の地域分散化と2次的な管理機能の分散化がおこる。とくに後者にたいする影響が大きく、基盤整



備の進む地方の中核都市に管理機能の分散が進んでいる。分工場システムならぬ分管理システムが形成されるのである。こうして上位都市の、地域に対する影響力が強まる結果、都市間の格差が拡大するのではないかという懸念が生じている。」<sup>3)</sup>

上述のことから、情報化の持つ重要性が明らかになった。情報と企業の階層性が一致し、その上、情報の質を制する者が大都市に立地し、企業の管理機能とも一致してくる。

しかも、高レベルの情報を制する階層が大都市圏に立地し、所謂本社機能となる。そして、先端技術産業では、最重要な R & D が本社機能の中に包摂されている。先端技術産業と大きな特徴は、こうした機能の重要度の差異によって、企業内の機能が分化し、その機能の重要さの差が、これらの部署の立地している地域の軽重に投影されていることである。

情報の重要性がここで明らかになった。この情報は現在、「時空を超える」ということばで象徴されている。この情報が国境線を超えて海外とも流通することになる。所謂「グローバル化」である。つぎに、この「グローバル化」の視点について考えてみよう。

## 2) グローバル化とネットワーク化

グローバル化の進展とともに、それがネットワーク化へと進展している。松原宏氏は次のように指摘している。

「グローバリゼーションと『圏域型』地域経済との関係では、国民経済の枠を超えた広域的な経済圏の形成が進んでいることが注目される。・・・(中略)・・・ASEAN 域内での地域間分業が進展し、規模の経済が達成されるようになった分野も出てきている。同様な現象は、EU や NAFTA でも現れている。」<sup>4)</sup>

グローバルゼーションは、国境を越えて企業活動が展開されるだけでない。企業の活動が国境を超えるだけでなく、その企業組織の中に包摂されることを意味する。この現象を通じて企業内の分業が、『企業内国際分業』<sup>5)</sup>へと変質するのである。

グローバルゼーションの進展は、日本企業の場合は、単にボーダ（国境）を超えただけで、企業形態の本質は全く変わりが無い。現地法人のCEO等に現地の人々を採用しても、進出先の現地においては、日本の本社に常に監督されていることに変わりはない。つまり、本質は全く変わっていないのである。松原宏氏は続けて以下の通りに指摘している。

「また最近では、FTA（自由貿易協定）をEUとメキシコ、日本とシンガポール、日本とタイなど、距離的に離れた地域・国同士で結ぶ傾向も目立っている。こうした事態はむしろ、新たな『ネットワーク型』の出現とみることができよう。」<sup>6)</sup>

その結果、企業の世界戦略は大きく変貌を遂げることとなる。グローバル化は、多国籍企業化をさらに推進することとなる。日本企業においても、その例外ではない。しかし、その本質には変わりはない。日本中心の企業形態を維持しているからである。グローバル企業は、その商品の種類や質においても世界標準化しようとする。この点を佐藤俊雄氏は、次のように指摘する。

「主として全世界で共有しうる共通性や普遍性の高い標準化した商品、デザイン、品質、商標、販売方法、および販売管理などを武器にする。・・・(中略)・・・このようなマーケティングは、本国親会社のマーケティング機能を世界的レベルで世界各地に分社・分散し、ネットワーク化することで連結の経済を発揮する。そのため、標準化製品戦略、コスト効率による価格標準化戦略、地球規模的なロジスティク

ス戦略およびその整備，あるいは世界的プロモーション戦略などをはかるだけでなく，すべての経営資源を適材適所で移転させる。」<sup>7)</sup>

グローバル化の進展によって，情報システム化が進展する。親企業の指揮系統がグローバルネットワーク化する。これに合わせて企業形態も変化する。長い間多国籍企業化を進めてこなかった日本企業も多国籍企業化を進行させてくる。しかし，その本質においては，欧米の多国籍企業とは異なり，日本に存在する親企業の支配力は強力であるし，日本的な企業文化を強制するところに大きな特徴がある。しかも，日本企業の海外進出は，「低賃金指向」であることは，論を待たないし，あまりにも世界的に有名である。

日本企業の場合は，この「低賃金指向」と日本的企業文化を強制するが故に，進出先の国々の間に紛争は絶えない。しかも複雑化し，多国籍企業間の市場をめぐる競争の激化と共に，情報化の意味が重要になってくる。情報のネットワーク化とその中における指揮系統と，企業組織の改編が同時進行的に行われる。

こうした状況下において，情報化の担い手である，先端技術産業の役割が重要なカギを握ることとなるのである。しかも，I章における問題提起の通り所謂アジア諸国を中心とする旧アジア NIEs や BRICs が，日本や欧米諸国の先端技術産業へのキャッチアップにかなり接近している。こうした中で，日本や欧米諸国がどう対抗するかが大きな課題となって久しい。先端技術の応用と知財との関係が重要になってきている。要するに，R & Dである。この開発力とその知財の管理そしてその応用が，大きな課題となっている。これらの諸点が先端技術産業における新たな展開をみせることとなる。また，この R & D は矛盾を孕んでいる。すなわち，国際的な研究が不可欠となりその研究の果実がどちらの国に帰属するかという，法律上の問題となって顕

在化している。情報化と地域の構造や地域間分業にも反映する問題として展開している。この問題を踏まえて、本稿の課題である先端技術産業とグローバル化について、検討を進めることとする。

その際、重要なことは、重厚長大の重化学工業時代と異なりその影響は膨大であり瞬時に進むことである。この意味においては、情報の特殊性と先端技術産業との関連を考えるべきである。これを解く鍵となるのは、R & Dと情報のネットワーク化と企業組織のグローバル化に対応する「『事業再構築』(restructuring)」<sup>8)</sup>である。これらを全部論じることはできないので、その中からポイントを絞って検討してみることにする。

注)

- 1) 柳井雅人著、『経済発展と地域構造』, 156-157 ページ, 大明堂, 1997 年。
- 2) 柳井雅人著, 同上書, 159 ページ。
- 3) 柳井雅人著, 同上書, 159 ページ。
- 4) 松原宏著、『経済地理学 立地・地域・都市の理論』, 166 ページ, 東京大学出版会, 2006 年
- 5) 田村和彦, 「第 13 章 外国資本の進出と地域経済—アメリカ合衆国資本の対英資本投資を中心として—」 193 - 204 ページを参照。(西岡久雄・松橋公治編, 『産業空間のダイナミズム—構造再編期の産業立地・地域システム—』, 大明堂, 1990 年, 所収。)
- 6) 松原宏著, 前掲書, 166 ページ。
- 7) 佐藤俊雄著, 『産業空間の普遍性と固有性—経済地理学のニュー・パラダイム』 190 ページ, 中央経済社, 1995 年。
- 8) 松橋公治, 「第 3 章 工業の構造転換と工業の立地・地域構造の変動」, 29 ページ, (西岡久雄, 松橋公治編, 『産業空間のダイナミズム—構造再編期の産業立地・地域システム—』, 大明堂, 1990 年, 所収)。

## IV. 先端技術産業のグローバル化と地域経済

先端技術産業のグローバル化によって、一国の地域経済が海外の動向と直結することが、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ章の記述から浮かび上がってきた。本章においてはこれが、地域経済にどのような影響を及ぼしているのかを論じることとする。

竹内淳彦氏は、次の通りに指摘している。「グローバル化が進行するなかで海外に進出した工場は、現地で他の国の企業と、あるいは、日本メーカー相互で激しい競争を展開しており、各企業は戦略の柱として立地システムの強化に努めている。その場合、キーワードは『合理化』『技術革新』、それに『情報化』であり、それが、蓄積の大きな国内の集積と強力な生産体系をベースとして展開している」<sup>1)</sup>のである。

そこには、進出先の国々においても、日本市場における苛烈な市場競争が持ち込まれていることを意味している。そして、先端技術産業の雄である、エレクトロニクスに関して、竹内淳彦氏は次の通り述べている。「エレクトロニクス分野では、基本的に現地市場対応が中心であり、市場の性格を反映して現地生産を現地社会と融合させながら展開するための努力が重ねられている。それに伴い日本への逆輸入が増加し、一般化している」<sup>2)</sup>

この竹内淳彦氏の指摘が如実に物語っている。さらに、竹内淳彦氏は次の通りに論を進めている。「国内生産システムを踏まえつつも、技術力を武器にグローバルな最適生産システムと、それと一体化し、それぞれの地域条件を考慮した新たなローカルシステムの構築が進んでいる。このようなグローバルシステム構築の進行は、翻って国内システムにも大きな変動をもたらしている。」<sup>3)</sup>このとおり、グローバル化の進展は日本の国内外の障壁を無くし、海外の進出先と同一化していることを示している。

このグローバル化をボーダレス化と言い換えることができる。そこから次のように議論を展開することができる。山崎朗氏は、次のように指摘している。「ボーダレス経済の時代とは、経済活動において国境の持つ意味が相対的に小さくなる時代のことである。世界空間が

地理的差異をともなった一つの連続空間として意識されるようになる時代といってよいであろう。世界空間上の地理的差異を最も有効に利用できる世界的な巨大組織、それが多国籍企業である。ボーダーレス時代のいま、多国籍企業化を『企業が複数の国に直接投資を行うこと』と定義するよりも、むしろ『企業が組織の各部門を空間的に切り離し、各部門を地球上の最適地点に配置し、それらをネットワークとして統合すること』と定義しておく方が適切であるかもしれない。」<sup>4)</sup> 要するに空間的にネットワーク化することによって同一企業内に包摂されることを意味するのである。そしてこれを一国経済の視点で捉え直すと、山崎朗氏の次の指摘になる。「国民経済の地域構造を一国の産業構造の空間的投影として、自己完結的に捉えることが困難になってきたということであろう。一国の産業構造が自立的発展機構を完全に喪失したわけではない。だが、多国籍企業のグローバル配置によって、産業構造が外部から規定されてくる、あるいは国際的連関を強めている。国民経済の地域経済化、あるいはウォーラステインのいう、世界システム化の進展が生じているといえるのかもしれない。グローバルな立地・配置を展開する世界企業によって創出される世界的再生産構造、その空間的投影として、世界空間の構造を解明しなければならない時期にきているのである。」<sup>5)</sup>

この様に先端技術産業が大きな契機となって、多国籍企業が1980年代までとは異なりその形態が質量ともに大きく変貌を遂げていることが、山崎朗氏の指摘で明らかになっている。そのうえ、先端技術産業の成熟化と共に、日本・アメリカ合衆国・EU諸国は、その経済的主導権を握るために、新たな戦略が求められているのである。

注)

- 1) 竹内淳彦, 「第1章 グローバル経済の進展と産業地域研究」, 7ページ, (竹内淳彦編著, 『経済のグローバル化と産業地域』, 原書房, 2005年, 所収)。
- 2) 竹内淳彦, 前掲論文, 9ページ。
- 3) 竹内淳彦, 前掲論文, 9ページ。
- 4) 山崎朗著, 「第3章 世界都市化と産業配置 第1節ボーダーレス化と空間」, 53ページ (山崎朗著, 『ネットワーク型配置と分散政策』, 大明堂, 1992年, 所収)。
- 5) 山崎朗著, 前掲論文, 54-55ページ。

## V. 終章

これまで論じてきたとおり, 先端技術産業は, 日本・アメリカ合衆国・EU諸国の独壇場ではなくなっている。この大きな要因は, 「情報化」, 「ネットワーク化」である。これによって, 企業組織は, 国境を越えても親企業が司令塔となり世界に立地している子会社に指令を伝達し世界戦略を貫徹しているのである。

こうした現象の中で日本・アメリカ合衆国・EU諸国とBRICsを始めとするアジア, 中南米諸国が対抗してきている。資源問題等で近年はその対立が明瞭になっている。それとともに, BRICsやアジア諸国は自らも先端技術産業を消化吸収し, さらなる発展を試みている。特に, 中華人民共和国, 台湾, 韓国, 要するに東アジア諸国・地域において, これらの動きが顕著である。

この進展において, 日本国内では, グローバルなハイテク企業の展開によって, 新たな地域間格差が生じている。また, 生産の全自動化, コンピュータ化に伴って, 労働者間, そして彼らが労働する地域に投影した格差が拡大している。この点に注目していきたい。